

課題別指針

「障害と開発」

2015年2月

独立行政法人国際協力機構

はじめに

1. 改訂の目的

JICA は「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」をビジョンとして掲げ、「グローバル化に伴う課題への対応」、「公正な成長と貧困削減」、「ガバナンスの改善」、「人間の安全保障の実現」を使命としています。このビジョンを達成し、使命を果たすためには、各分野で事業を進めていく中で、開発のプロセスにおいて、障害者を含むすべての人々が恩恵を受け、また、意思決定や活動の実施に主体的に参加できるようにすることが不可欠です。障害は特定のグループが負っている特殊な状況ではなく、高齢化や事故・災害を含む様々な要因により、すべての人が障害者となる可能性があります。障害者の参加と平等を保障する社会を作っていくことは、真の意味で「すべての人々が恩恵を受ける」ことにつながります。

JICA はこれまでにも、障害に関する幅広い取り組みを行ってきましたが、これらは主に障害者や障害者支援に携わる人材などを協力の対象としたものでした。このような障害に特化した事業を効果的に実施していくと同時に、あらゆる分野の事業に障害の視点を組み込むこと、すなわち、「障害の主流化（disability mainstreaming）」を進めていく必要があります。その際に参考資料として活用されることを意図して、課題別指針を改訂し、これまでの協力実績や、そこから得られる教訓をふまえ、効果的なアプローチや留意点を整理しました¹。また、課題別指針の表題を、従来の「障害者支援」から「障害と開発」に変更しました。これは、障害は分野横断的に取り組むべき開発課題であり、また、障害者は支援の対象のみならず、開発プロセスに参加し貢献する行動主体（エージェント）である、という考え方を明確に示すためです。JICA ナレッジサイトなどを通じてこの課題別指針を外部に公開するとにより、広く一般の方々にも、「障害と開発」に関する JICA の基本的な考え方を知っていただきたいと考えています。

2. 背景

日本はこれまで「障害と開発」に関する開発途上国との国際協力において、人材育成、技能訓練、啓発活動、地域社会に根差したリハビリテーションなど幅広く取り組んできました。アジア太平洋地域では、日本のリーダーシップとイニシアチブの下、第1次（1993年～2002年）と第2次（2003年～2012年）の「障害者の十年」が開始され、第3次アジア太平洋障害者の十年（2013年～2022年）においても引き続き支援が期待されています²。日本が資金援助をしている「障害と開発」分野での国連アジア太平洋経済社会委員会（Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: ESCAP）の活動は、内外で高い評価を受けています³。また、日本は、タイのアジア太平洋障害者センター（Asia-Pacific Development Center on Disability: APCD）の設立を支援し、同地域の障害者や障害者団体の能力向上に大きく貢献しました。2002年の支援開始以来、アジア太平洋地域の30カ国以上の国から1,600人以上（その半数以上が障害者）

¹JICA は、「課題別指針：障害者支援」を2003年に作成し、2009年3月に改訂した。

²UN 2012a

³「障害と開発」分野での ESCAP の活動は、例えば、障害者についての人口及び政策的関連情報に関するデータ収集、出版、映像資料作成、専門家会合の開催などがある。

が研修を受け、各地で活動を展開しています。近年は、わが国の人口の高齢化や防災の経験にも注目が集まっており、これらの分野における障害に関する取り組みについても貢献が期待されているところです。JICA がこれまでに果たしてきた役割は大きく、今後も期待に応えて果たしていくべき役割は大きいと言えます。

2008年に「国連障害者の権利に関する条約（UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities、以下、「障害者権利条約」）」が発効し、障害は人権問題であり、また開発課題でもあるという認識が世界的に広まりました。2015年以降の国際開発目標においても、障害の視点を取り入れるべきという議論が国連などで行われており、「障害インクルーシブな開発（disability inclusive development）」の重要性が認識されています。「障害インクルーシブな開発」とは、障害者の社会参加と権利の実現に向けて、障害者を直接の対象とした取り組みだけでなく、あらゆる分野における開発のプロセスにおいて、障害者が活動の受益者あるいは実施者として参加することを保障すること、すなわち、開発において「障害の主流化」を実現していくことです。

「障害と開発」に関する、近年の国内外の主な動きは以下の通りです。

- 1) 国連障害者権利条約が2006年に採択、2008年に発効し、日本は2014年1月20日に批准し、140番目の締約国となりました。批准に向けた国内の取り組みの一環として、2011年に「障害者基本法」が改正され、そこには国際協力の取り組みが明記されています⁴。
- 2) 障害は開発において分野横断的課題であり、すべての開発の取り組みに障害の視点を入れることが重要という認識が広がっています。2013年9月に開催された国連のハイレベル会合では、2015年以降の国際開発目標（ポスト・ミレニアム開発目標：ポスト MDGs）に障害インクルーシブな開発を組み込む方針が明確にされました⁵。持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）の策定でも、障害の視点を入れる議論が進行しています。
- 3) 上記の流れに沿った開発援助機関の活動が活発化しており、2010年以降に国際機関から次のような文書や戦略が発表されています。
 - ・ 世界保健機関（WHO）2010『地域に根ざしたリハビリテーションガイドライン（Community-based Rehabilitation Guidelines: CBR Guidelines）』
 - ・ WHO・世界銀行2011『世界障害報告書（World Report on Disability）』
 - ・ ESCAP 2012「アジア太平洋障害者の権利を実現するためのインチョン戦略（Incheon Strategy to “Make the Right Real” for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific）」
 - ・ 国連児童基金（UNICEF）2013『世界子供白書2013：障がいのある子どもたち（State of the World’s Children 2013 – Children with Disabilities）』
 - ・ WHO 2014「世界障害行動計画（Global Disability Action Plan 2014-2021）」

⁴障害者差別を禁止する障害者差別解消法（2013年）、障害者基本計画（第3次計画）（2013-2017）なども制定されている。詳しくは「1章 1-4. 日本の援助動向」を参照のこと。

⁵UN 2013

3. 本指針での「障害」の定義と表記方法

本指針では、障害者権利条約に基づき、社会の障壁によって生み出されている社会参加の制約そのものを障害と定義し、障害が発生する要因は、障害者個人の機能が制限されていることではなく、障害の原因は人の多様性を考慮しない社会にあると捉えています。同条約では「障害は機能障害を有する者とこれらの者に対する態度および環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」と定義しており、「障害者には長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、さまざまな障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む」と説明しています⁶。同条約の定義に従い、本指針では上記の障害を意味する場合には「障害（disability）」を、視覚や聴覚などの個人の機能的な制約を指す場合には「機能障害（impairment）」を用います。

障害および障害者の用語については日本語および英語での表記ともに議論がありますが、本指針では条約の和文公定訳に基づき、「障害」および「障害者」という用語で統一します。また英文版では、「障害者」は国連が使用する「persons with disabilities」を使用します。

⁶障害者権利条約「前文」(e)、第一条「目的」

目次

はじめに.....	2
1. 改訂の目的.....	2
2. 背景.....	2
3. 本指針での「障害」の定義と表記方法.....	4
目次.....	5
用語解説.....	8
課題別指針「障害と開発」要約.....	10
開発課題体系全体図.....	12
1章 「障害と開発」の概況.....	13
1-1. 「障害と開発」の現状.....	13
1-1-1. 障害者の数.....	13
1-1-2. 貧困と障害.....	14
1-1-3. さまざまな障壁.....	15
1-1-4. 開発の取り組みからの排除.....	16
1-2. 「障害と開発」の変遷.....	16
1-2-1. 障害理解の変遷.....	16
1-2-2. 「障害と開発」の議論の変遷.....	17
1-3. 国際的な潮流.....	20
1-3-1. 国連「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」（Convention on the Rights of Persons with Disabilities: CRPD）.....	20
1-3-2. ポスト2015年開発アジェンダ（ポストMDGs）/持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）と障害.....	21
1-3-3. アジア太平洋地域における障害者の権利実現のためのインチョン戦略.....	22
1-3-4. 「障害インクルーシブな開発」を目指す開発援助機関などの動き.....	23
1-3-5. 地域別の重要戦略.....	27
1-4. 日本の援助動向.....	30
1-4-1. 政府による「障害と開発」の取り組み.....	30
1-4-2. JICAにおける「障害と開発」の取り組み.....	32
2章 「障害と開発」におけるアプローチ.....	34
2-1. 本指針における「障害と開発」の目的.....	34
2-2. 「障害と開発」の取り組みの意義.....	34
2-2-1. 障害インクルーシブな開発を実施した場合の正のインパクト.....	35
2-2-2. 障害インクルーシブな開発を実施しない場合の負のインパクト.....	37
2-3. 「障害と開発」のアプローチ.....	38
2-3-1. ツイントラック・アプローチ（Twin-Track Approach）.....	38
2-3-2. その他のアプローチ.....	41
3章 JICAの協力の方向性.....	50
3-1. JICAが重点とすべき取り組み.....	50
3-1-1. 中間目標1：障害インクルーシブな政策・制度の整備.....	50
3-1-2. 中間目標2：障害インクルーシブな事業の実践.....	51
3-1-3. 中間目標3：障害者のエンパワメント.....	51
3-2. 協力事業実施上の留意点.....	52
3-2-1. 多様性に対する配慮の必要性.....	52

3-2-2. 多様なパートナーとの連携	53
3-3. アジア太平洋障害者センター（APCD）との連携	54
3-4. 各開発課題における課題と留意点	54
3-4-1. 【障害とジェンダー】	55
3-4-2. 【障害と貧困削減】	56
3-4-3. 【障害と平和構築】	57
3-4-4. 【障害と運輸交通・大型公共施設】	58
3-4-5. 【障害と情報通信・情報保障】	59
3-4-6. 【障害と教育】	60
3-4-7. 【障害と社会保障】	61
3-4-8. 【障害と保健医療】	62
3-4-9. 【障害と労働・雇用】	63
3-4-10. 【障害と防災】	64
3-4-11. 【障害と農業・農村開発】	66
3-4-12. 【障害とガバナンス】	67
3-5. 今後の検討課題と対応策	68
3-5-1. 指標の開発	68
3-5-2. 事業実施サイクルにおける障害の視点の導入	68
3-5-3. 合理的配慮の実践	70
3-5-4. 障害理解の促進	70
付録 1 JICA のこれまでの実績	71
1-1. 歴史	71
1-2. 実績	71
1-2-1. 技術協カプロジェクト	72
1-2-2. 個別案件（専門家派遣）	74
1-2-3. 草の根技術協カプロジェクト	76
1-2-4. 無償資金協力事業	79
1-2-5. 有償資金協力事業	81
1-2-6. ボランティア派遣	84
1-2-7. 研修事業	85
1-2-8. 民間連携	87
1-2-9. 障害当事者派遣の実績	88
1-3. JICA が作成した障害に関する資料一覧（内部執務参考資料含む）	88
1-3-1. 執務参考資料	88
1-3-2. 公開資料	89
1-3-3. 調査研究・客員研究報告書	89
付録 2 JICA の協力事例	90
2-1. 障害に特化した案件例	90
2-2. 障害に特化していない案件例	108
付録 3 主要ドナーの取り組み	112
3-1. 国連機関	112
3-2. 地域機関	119
3-3. 開発銀行	122
3-4. 開発援助機関	123
3-5. 国際 NGO	126
付録 4 障害者の権利	128
4-1. 国連障害者の権利に関する条約	128
4-1-1. 「障害と開発」を推進する上で特に留意すべき条項	128
4-1-2. 条項の 3 分類	130

4-1-3. 障害者権利条約の批准国	131
4-2. 日本の障害者政策の変遷	133
付録 5 国別障害関連情報の基本項目リスト	135
参考文献.....	139
【和文】	139
【英文】	147

ボックス

ボックス 1：高齢化と障害.....	13
ボックス 2：さまざまな障壁に直面している開発途上国の障害者の生活	15
ボックス 3：MDGs と障害の関連性	18
ボックス 4：障害者権利条約第三十二条「国際協力」	21
ボックス 5：世界銀行のセーフガード政策.....	23
ボックス 6：「改正障害者基本法」における「国際協力」の言及	31
ボックス 7：インクルーシブ教育による正のインパクト	36
ボックス 8：建造物のバリアフリー化にかかるコスト	36
ボックス 9：障害インクルーシブなビジネス.....	36
ボックス 10：障害分析チェックリスト（Screening Tool for Rapid Disability Screening Analysis）	40
ボックス 11：自立生活運動－当事者による事業実施	43
ボックス 12：ピア・ボランティア－社会参加のロールモデルとして	43
ボックス 13：障害者権利条約とアクセシビリティ	44
ボックス 14：日本のアクセシビリティに関する知見	45
ボックス 15：障害平等研修（Disability Equality Training: DET）	48
ボックス 16：ボランティア対象の障害啓発研修－バングラデシュの事例.....	49
ボックス 17：北海道浦河町の「障害と防災」に関する教訓は、「情報提供が鍵」	65
ボックス 18：JICA 事業における障害の主流化とは？	69

図

図 1：開発課題体系全体図.....	12
図 2：障害と貧困の悪循環.....	14
図 3：ケイパビリティ・アプローチ	20
図 4：ツイントラック・アプローチ	38
図 5：CBR マトリックス.....	47

表

表 1：MDGs と障害の関連性.....	18
表 2：ツイントラック・アプローチを採用した分野ごとの取り組み事例	39

用語解説

和名	英名	解説
アクセシビリティ	Accessibility	障害者権利条約の公定訳では「施設及びサービス等の利用の容易さ」と訳され、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信技術〔情報通信機器〕および情報通信システムを含む）、他の施設（設備）およびサービスへのアクセスのことを指すと説明されている ⁷ 。川島・長瀬仮訳では「アクセシビリティ」と表記されている ⁸ 。本指針では、「アクセシビリティ」を用いる。
インクルージョン / ソーシャル・インクルージョン	Inclusion/ Social inclusion	インクルージョンという言葉は、本来「包含、包み込む」ことを意味する ⁹ 。その目的は、貧困層や社会的弱者のエンパワメントであり、かれらの声が生活に影響する意思決定に反映され、市場、サービス、政治的・社会的・物理的スペースを彼らが享有することを確保することである ¹⁰ 。ソーシャル・インクルージョンは、社会統合(social integration)や社会的結束 (social cohesion) と呼ばれる場合もあり、「すべての人のための社会 (society for all)」というビジョンを象徴している ¹¹ 。EU やその加盟国では、近年の社会福祉の再編にあたって、社会的排除（失業、技術および所得の低さ、粗末な住宅、犯罪率の高さ、健康状態の悪さおよび家庭崩壊などの、互いに関連する複数の問題を抱えた個人、あるいは地域）に対処する戦略であり、中心的政策課題のひとつとされている ¹² 。
エンパワメント	Empowerment	WHO は、エンパワメントとは、言いたいことを伝えその言いたいことを聞いてもらえること、意思決定に参加できること、自分でコントロールできること、自由であること、独立していること、自身の権利について訴えることができること、平等な市民として認識され尊重されることであると定義している ¹³ 。
合理的配慮	Reasonable accomodation	障害者権利条約では、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権および基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものであると説明している ¹⁴ 。
社会参加	Participation	「完全参加と平等」は国際障害者年のテーマである。障害者年において、参加とは、障害者が生活と社会開発に完全に参加する権利であり、他の市民と平等に生活を享受し、社会経済開発によって改善された状況を平等に享有することと定義されている ¹⁵ 。障害者権利条約では、参加は、障害者権利条約の基本理念である。すべての活動において、障害者の参加を確保することは、各国政府と社会の責務であり、参加は障害者の法的権利であると認識されている ¹⁶ 。

⁷障害者権利条約 第九条「施設及びサービス等の利用の容易さ」

⁸川島・長瀬仮訳 2008

⁹高山 2007

¹⁰World Bank 2013a

¹¹United Nations Research Institute for Social Development 2011

¹²日本障害者リハビリテーション協会 2013

¹³WHO 2010c:1

¹⁴障害者権利条約 第二条「定義」

¹⁵UN 1981

¹⁶UN 2007

障害	Disability	障害とは、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度および環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる ¹⁷ 。
障壁 (社会的障壁)	Barrier	その有無によって生活機能が制限され、障害が生じる環境要因である。世界障害報告書は重要な障壁として以下を挙げている ¹⁸ 。 <ul style="list-style-type: none"> • 不適切な政策と基準 (inadequate policies and standards) • 否定的な態度・差別 (negative attitude/discriminations) • サービス提供の欠如 (lack of provision of services) • サービス提供上の問題 (problems with services delivery) • 不十分な財政 (inadequate funding) • アクセシビリティの欠如 (lack of accessibility) • 協議と参画の欠如 (lack of consultation and involvement) • データや証拠の欠如 (lack of data and evidence)
地域社会に根ざしたリハビリテーション	Community-based rehabilitation (CBR)	障害者のリハビリテーションのみならず、機会均等化、貧困削減およびソーシャル・インクルージョンを目的とした、総合的な地域社会開発戦略。地域社会に根ざしたリハビリテーション (CBR) は、障害者とその家族、団体および地域社会の取り組みと、関連政府および NGO による保健、教育、職業、ソーシャルサービスその他のサービスの一体化を通じて実施される ¹⁹ 。
ツイントラック・アプローチ	Twin-Track Approach	「障害の主流化 (disability mainstreaming)」と「障害に特化した取り組み」を並行して実施するアプローチ。これらは相互補完的な関係にあり、組み合わせて行うことが効果的である。「障害の主流化」は開発におけるすべての取り組みにおいて障害の視点を反映し、障害者が受益者あるいは参加者として計画策定や活動実施など一連のプロセスに参加することを保障するために必要な配慮をすることを指し、「障害に特化した取り組み」は障害者やその家族を主たる受益者とし、そのエンパワメントおよびリハビリテーションや、職業訓練を含む機能や能力の向上に資する取り組みを指す。
ユニバーサル・デザイン/バリアフリー	Universal design	調整または特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画およびサービスの設計をいう。ユニバーサル・デザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない ²⁰ 。
	Barrier free	物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方 ²¹ 。障害者、高齢者、妊婦や子ども連れの人などに主な焦点を当て、そうした人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するとともに、新しい障壁を作らないことが重要とされている。

¹⁷障害者権利条約「前文」

¹⁸WHO and World Bank 2011a:260

¹⁹WHO and World Bank 2011a

²⁰障害者権利条約 第二条「定義」

²¹内閣府 2008

課題別指針「障害と開発」要約

■ 本指針の構成

本指針は全3章から構成されている。第1章は、「障害と開発」に関する主要な概念とその変遷、国内外の援助動向を記している。第2章では、「障害と開発」の取り組みの目的とそのインパクト、効果的なアプローチについて述べる。第3章では、JICAが重点とすべき取り組みと留意点を説明し、今後の課題および対応策を提案する。

■ 第1章

障害者の数は世界人口の15%を占めており、その割合が増加している要因には、世界で進行している高齢化のほか、紛争や災害、慢性病も含まれる。全世界で約10億人と推計される障害者の約8割は途上国に住んでおり、教育、保健、労働など多岐にわたる分野で障害者の参加を阻む障壁があることから、多くが貧困に直面している。また、貧困層は、疾病や怪我による機能障害を負うリスクが高い。このような貧困と障害の悪循環から脱するためには、開発の取り組みにおいて障害者が排除されないことないように、ジェンダーなどのように分野横断的な課題として取り扱わなくてはならない。「障害」と「開発」を分離した課題ではなく、「障害と開発」という課題としてとらえる必要がある。

障害者権利条約の成立などをふまえ、多くの開発援助機関が「障害と開発」に関する政策や指針を制定し、その取り組みの潮流は「障害インクルーシブな開発」へと向かっている。

■ 第2章

「障害と開発」に取り組むことの意義は、すべての障害者の人権の尊重、完全参加と平等およびインクルーシブな社会を実現することにあるが、そのインパクトは、開発課題の解決、経済効果などの観点から、障害者のみならず、すべての人に及ぶ。

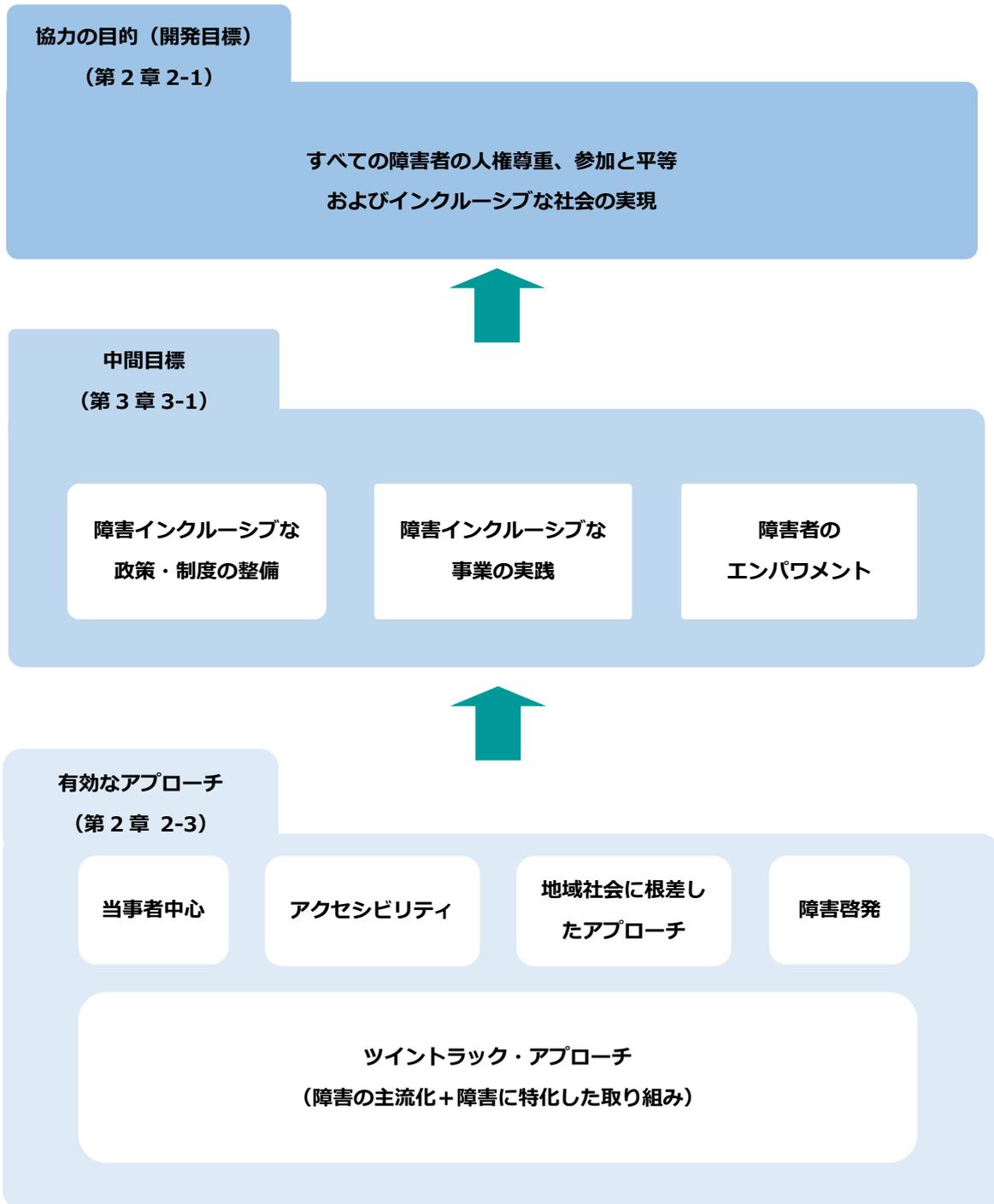
「障害と開発」の取り組みを進めていくうえで効果的なものにツイントラック・アプローチがある。同アプローチは、開発におけるすべての取り組みにおいて障害の視点を反映し、障害者が受益者あるいは実施者として参加できるように保障する「障害の主流化」のアプローチと、障害者やその家族を主な対象として、エンパワメントやリハビリテーションなどの「障害に特化した取り組み」を行うアプローチから成る。その他に重要なアプローチとして、当事者中心、アクセシビリティ、地域社会に根ざしたアプローチ、障害啓発などがある。

■ 第3章

JICA が重点とすべき取り組みを①障害インクルーシブな政策・制度の整備（社会・環境の変革）、②障害インクルーシブな事業の実践（社会・環境の変革）、③障害者のエンパワメント（個人の能力の向上）の3つに整理する。JICA は、障害に特化した取り組みだけではなく、分野横断的課題としてすべての分野と事業において障害に取り組むことを目指すべきである。取り組みを実施する場合、障害の多様性を配慮し、包括的な支援を実施することが重要である。また、これまでの協力資産の活用およびパートナーシップの強化の観点から、タイを拠点とし、アジア太平洋地域における障害者のエンパワメントや障害インクルーシブな開発を推進している APCD との連携を積極的に進めていくこととする。今後の検討課題は、①指標の開発、②事業実施サイクルへの障害の視点の導入、③事業実施における合理的配慮の実践、④障害理解の促進である。

開発課題体系全体図

図 1：開発課題体系全体図



1章 「障害と開発」の概況

1章の概要

第1章では、「障害と開発」の現状、「障害と開発」に関する議論の変遷、日本および国際社会における動向の観点から「障害と開発」の概況を述べる。障害はジェンダーのように開発における分野横断的課題であり、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) をはじめとする開発の目標は、障害に関する取り組みなしには達成しえない。障害者権利条約の成立などをふまえ、多くの開発援助機関が「障害と開発」に関する政策や指針を制定し、障害インクルーシブな開発が主流となっている。

1-1. 「障害と開発」の現状

1-1-1. 障害者の数

世界保健機関 (World Health Organization: WHO) と世界銀行 (World Bank) が2011年に発表した『世界障害報告書 (World Report on Disability) 』によると、障害者の数は世界人口の15%²²を占めており、障害者がいる世帯ベースで見れば、障害の影響を受けている人口は更に増える²³。また、その数は、開発途上国においても、紛争や災害、感染症や糖尿病などの慢性病の増加、人口の高齢化などにより増加している²⁴。その中でも高齢化の問題は「障害と開発」の分野でも近年注目されている。他方、多くの途上国で集計されている障害者数が15%よりも低いのも事実である。これは障害の定義の違いや調査の精度などに起因していると考えられる²⁵。開発課題から障害者が排除される要因に、正確な情報・データの欠如があると言われている。

ボックス1：高齢化と障害

高齢化と障害は関係し合う重要な課題として認識されつつある。世界の60歳以上の高齢者人口の60%は開発途上国に住んでおり、2050年には80%に達する見込みである²⁶。また、高齢者の46%がなんらかの障害を有している²⁷。これは、加齢によって機能障害が発生する可能性が高まるためである²⁸。

国連アジア太平洋経済社会委員会 (Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: ESCAP) や欧州連合 (European Union: EU) では、上記の課題を解決するためには、高齢化と障害の両方の課題を含めた包括的な社会政策が必要であるとしている²⁹。

²²この15%という値は、世界全体において6~7人に1人が障害者であることを示す (WHO 2008:34, WHO and World Bank 2011a:44)。この推計値は、WHOが1970年代に出した10% (WHO 1981)より高くなっている。

²³障害者がいる世帯では、偏見や差別により兄弟姉妹が結婚できないなどの社会的影響や、支援機器の購入、成人障害者の就職難、障害児の面倒をみるために母親が就労を断念せざるを得ず世帯収入が減少するなどの経済的影響が見られる。

²⁴WHO and World Bank 2011a

²⁵特に障害者数が少なく報告されている開発途上国は、ラオス1.0%、カンボジアやインドネシアは1.4%など (ESCAP 2012a)。先進国の中で特に高く報告されている国は、スウェーデン20.5%、ポルトガル19.0%など (勝又 2008)。日本は5.8%。

²⁶UNFPA and HelpAge International 2012:21

²⁷ESCAP 2012a: 17

²⁸WHO and World Bank 2011a: 35

²⁹欧州連合 (EU) では、基準作成者に向けた高齢者と障害者のニーズを解決するための支援技術 (assistive technology) とアクセシブルな建物のデザインの基準作成ガイドラインを作成して、包括的な社会政策を促進している (International Organization for Standardization 2001)。

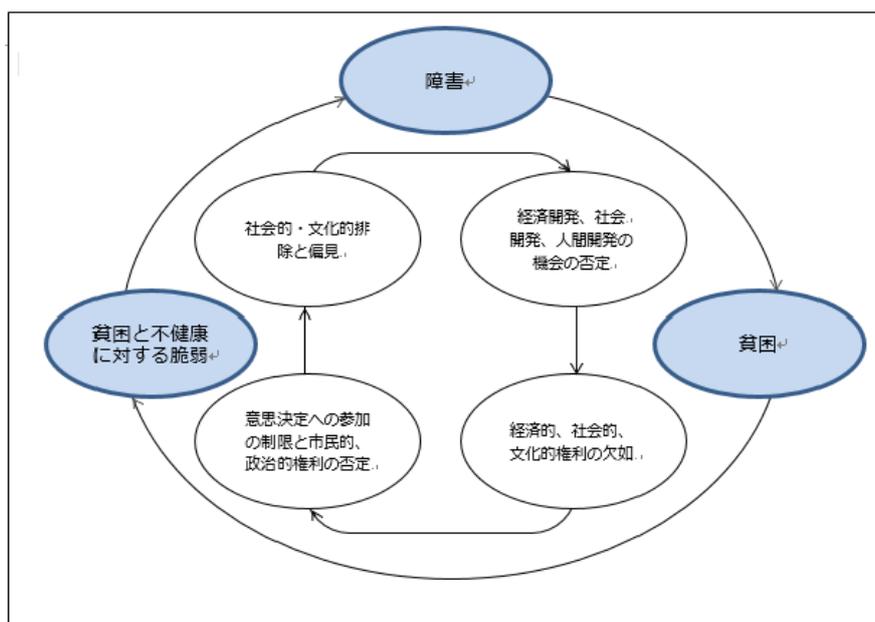
1-1-2. 貧困と障害³⁰

障害者の生活は、教育、保健、労働など多岐にわたる分野で劣悪な状態にあり、貧困と障害は密接に関連している。貧困と障害は相互に負の影響を与える悪循環を引き起こすため、最貧困層に障害者が多いという結果をもたらす。この問題を、障害者に貧困者が多いということと、貧困者に障害者が多いという2つの視点から整理する。

障害者に貧困者が多い：障害者の多くが低所得国および中所得国に暮らしており³¹、社会の中で最も貧しい社会的弱者に属している。障害者は、教育や雇用へのアクセスが限られ、教育達成度や雇用率が非障害者よりも低く、所得創出機会を奪われて貧困に陥るケースが多い³²。更に、医療費などを多く支払っていることが貧困に陥る要因になっているという指摘もある³³。

貧困者に障害者が多い：貧困層の人々は、貧困であるために教育や雇用、保健・医療、食糧や住居への適切なアクセスが制限されることから、疾病や怪我による機能障害を負うリスクが高い。多くの場合、機能障害は社会的排除の原因となり、その結果、更なる差別、更なる収入の減少と結びつく³⁴。

図 2：障害と貧困の悪循環



Department for International Development (2000) Disability, Poverty and Development, p. 4.

³⁰世界銀行は、絶対的な貧しさを測るための国際的な水準として、1日1.25ドルを「貧困ライン」と定め、それ以下で生活する人々を貧困人口と定義している。ILOによると、開発途上国に住む障害者の82%が貧困ライン以下で生活していると推測されている (ILO 2011:10)。

³¹アジアに住む障害者の数が最も多く、6億5千万人(66%)と推計されている (ESCAP 2012a:ii)。

³²途上国の農村部における障害者については、ほぼ100%近くが貧困者層に属しているといわれている (森 2006:10)。

³³Mitra and Vickは、WHOの世界健康調査 (World Health Survey) を用いて、アフリカ、アジア、中南米、カリブ地域の15カ国の経済的福祉と貧困状況を調査した (Mitra and Vick 2012)。医療費以外にも、住宅改造費、公共交通機関が使えない場合に利用するタクシー料金などの追加が挙げられる (Large 1991)。

³⁴Yao and Moore 2013 他にも、障害に繋がる直接的な要因としては、低体重での出産、栄養不良、適切な医療サービスや安全な水の欠如、不衛生な住居、危険な労働環境などがある (Mitra and Vick 2012:2)。

1-1-3. さまざまな障壁

機能障害により生じる差異への配慮が十分でないために、教育、保健、生計、社会・政治などさまざまな生活場面において、障害者の社会参加が制限されている。『世界障害報告書』では主な障壁として以下を挙げている³⁵。

- 不適切な政策と基準 (inadequate policies and standards)
- 否定的な態度・差別 (negative attitude/discriminations)
- サービス提供の欠如 (lack of provision of services)
- サービス提供上の問題 (problems with services delivery)
- 不十分な財政 (inadequate funding)
- アクセシビリティの欠如 (lack of accessibility)
- 協議と参画の欠如 (lack of consultation and involvement)
- データや証拠の欠如 (lack of data and evidence)

ボックス 2 : さまざまな障壁に直面している開発途上国の障害者の生活

【否定的な態度、サービス提供の欠如】

レバノンに住む女性知的障害者は、学校に通って学びたいと思っていた。教室では、最後部座席に座らされ、黒板がよく見えないので、最前列に座らせて欲しいと教師に頼んだ。しかし、教師は、「あなたは勉強ができないのだから、一番後ろに座っていなさい。」と差別的な言葉を浴びせ、彼女を教室から追い出した。「私は学校へ行きたい。勉強がしたいし、教育を受けたいし、自分の人生を自分で決めていきたい。自立して強くなって、しっかり生きて、幸せになりたい。」と彼女は訴えている³⁶。

【否定的な態度、差別、物理的アクセシビリティの欠如】

ボリビアのある女性は、事故にあって車椅子を使用することになり、生活が大きく変わった。まず、道路状態が劣悪なため、車椅子での移動が困難を極めた。友人と一緒に出かけたとしても、交通機関、店、その他の施設などの全てが車椅子で利用できるような環境ではなかった。最も彼女を苦しめたのは、彼女に対する人々の否定的な態度である。多くの人々が、障害者は何もできないと思っており、彼女を見て、お金をめぐんでもらいに来たと思う人もいた。彼女は地域社会に参加するために、自ら地域のアクセシビリティを改善するキャンペーンを開始し、障害者が教育、健康、スポーツ、就労、文化的な活動に参加するための権利があることを訴えた。その結果、街のあちこちにスロープが取り付けられることになった³⁷。

【サービス提供の欠如、サービス提供上の問題】

マレーシアに住む知的障害者のアスラム氏は特別支援学校を卒業後、機械修理の職業訓練を受けた。その後修理工として働いたが職場の理解や適切な支援サービスが無く 1 年もせずに辞めてしまい、無職となってしまった。しかし、その後 NGO が始めた就職準備プログラムに参加し、JICA のプロジェクトで導入したジョブコーチの支援を受けることで大手スーパーマーケットチェーンの正規雇用となり、ジョブコーチの継続的な指導を受けながら現在もその仕事を続けている。

³⁵総理府障害者対策推進本部は、障害者を取り巻く社会環境においては、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、障害者を庇護されるべき存在としてとらえるなどの意識上の障壁の 4 つの障壁があると説明している（内閣府 1993:95）。

³⁶WHO and World Bank 2011a:204、WHO and World Bank 2011b

³⁷WHO and World Bank 2011a:204、WHO and World Bank 2011b

【情報へのアクセシビリティの欠如、サービス提供の欠如】

ミャンマーに住む聴覚障害者のウィン氏は、以前は「将来、大学に行きたい」という夢を持ち、ろう学校に5年間通った後、聴者の子どもたちと一緒に中学校に進学した。しかし、待っていたのは、通訳もサポートもないまま、非障害者のペースで容赦なく進む授業だった。隣の子のノートを借りて勉強を続け、最終年である10学年が終わる時、大学に入るための試験に何度か挑戦したが、ついに合格を勝ち取ることはできなかった。一方、家族の中で自分だけがろう者であるソー氏は、幼い頃からずっと家族の会話に加わることができなかった。家族とのコミュニケーションは、「食べる」や「シャワー」といった、ジェスチャーで表現できる程度の単純な内容だけ。自分の感情や気持ちを家族の誰にも伝えることができず、いつも孤独だった。ろう学校には通ったものの、その後、非障害者と同じ学校に通う気になれず、家にこもって家業のお菓子作りを手伝っていた。ソー氏は、仕事の合間にJICAのプロジェクトに顔を出すようになり、そこで学んだやり方で手話を家族に教え、初めて「会話」することができた時の気持ちは忘れられないという。「プロジェクトに入っていなかったら、やり場のない不満を抱えたまま、ただ毎日黙々とお菓子を作り続けていただろう」³⁸。

1-1-4. 開発の取り組みからの排除

従来の傾向として、障害者を主対象とした取り組み以外の開発事業においては、障害に関する配慮が十分でなく、障害者は開発の取り組みから排除されてきた。顕著な排除の例には、就学率向上を目的とした事業において障害児の就学率の向上が考慮されていない、女性の地位向上を目的とした事業において案件形成の段階で女性障害者が裨益者として考慮されていないなどがある。国際的な開発目標である国連ミレニアム開発目標(MDGs)も障害に言及していない。この反省をふまえ、ポスト2015年開発アジェンダ(ポストMDGs)の議論においては、開発目標に障害を盛り込むべきであるという議論が行われている(「第1章1-3-2.」参照)。

1-2. 「障害と開発」の変遷

1-2-1. 障害理解の変遷

障害の意味は変化し続けている。文化・経済・歴史・社会的影響を受け生活のあらゆる側面に関わる「障害」という概念を明確に定義とすることは非常に難しく、さまざまな議論がなされてきた。この過程で、障害を読み解くための「視点」という意味で、「障害のモデル」が議論されてきた。いくつかある障害モデルの中で、特に「障害の個人モデル」と「障害の社会モデル」は多く取り上げられ、障害とは何か、どのように解決されるべきかという議論が行われてきた。

(1) 「個人モデル」と「社会モデル」

「障害の個人モデル」とは、障害が発生している原因は障害者個人の機能が制限されていることであると考え、個人の機能回復を優先的な解決事項としたモデルである。

「障害の社会モデル」は、個人モデルへの批判として1970年代から発展してきた。障害者とみなされる人々に対する社会的排除や社会参加の制約そのものを障害と捉え、その原因は人の多様性を考慮しない社会にあるという考えが土台となっている。障害の社会モデルでは、物理的な障壁や障害者を受け入れない人々の態度、また、機能障害を理由に国家資格の取得を制限する欠

³⁸玉懸 2014

格条項制度のような排他的な要因を解消し、社会を改革することが優先的な解決の取り組みとしている。

個人モデルにおいても社会参加に取り組んでいるという反論はあった。しかし、個人モデルでは「障害者個人の機能障害が原因で、その結果障害者は社会に参加できない」という考え方で個人の機能障害と社会参加の関係を捉えるため、社会参加のための取り組みも「個人の機能障害を軽減することで社会参加を実現する」ことが優先されるべき解決方法となる。したがって、機能障害の改善が難しい数多くの障害者にとって、結局は社会参加が実現されないという状況を何ら変えるものにはならなかった。WHOは、個人モデルの限界を認め、社会モデルの視点を反映した新しい障害分類として、2001年に国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health: ICF）を制定した³⁹。

2008年に発効した障害者権利条約は、社会モデルの考え方を基礎に、「障害が変化する発展する概念であること」を認識した上で、次のように障害を説明しており、本指針ではこの定義を採用している。「（障害は）機能障害を有する者とこれらの者に対する態度および環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」⁴⁰。

（2）参加の定義

国際協力においては、1990年代から参加型開発が既に主流アプローチとなっている。参加型開発で重要なのは、対象地域の住民が抱える問題を自ら認識し、それに対する解決策を自ら考え、実施計画を策定・実施することである⁴¹。障害を議論する上でも、「障害者の参加」が重要となる。

「参加」の定義もさまざまである。国際障害者年の宣言は、「完全参加と平等」を「障害者が人生と社会発展に十分関わり、他の市民と同様に人生を謳歌し、社会経済的発展によって改善された状況を等しく享受すること」と説明する⁴²。この「参加」の意味には、主に2種類の参加が包含されている。1つは、社会の発展に寄与するエージェント（行動主体）としての障害者の参加、2つは社会の発展を等しく享受するインクルーシブな社会への参加である。本指針でも、「参加」にはこれらの側面があると定義する。

1-2-2. 「障害と開発」の議論の変遷

国家の近代化や経済成長を指向する開発では、障害者は生産活動や発展への貢献者とはみなされず、慈善や保護の対象として認識される傾向にあった。障害調整生存年数指標（disability-adjusted life year: DALY）⁴³の開発でも明らかなように、1980年代から国際通

³⁹国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health: ICF）は、2001年5月、WHO総会において、人間の生活機能と障害の分類法として採択された。ICFの特徴は、これまでのWHOの国際障害分類（International Classification of Impairments, Disabilities, and Handicaps: ICIDH）がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、更に環境因子などの観点を加えたことである（厚生労働省 2002）。

⁴⁰障害者権利条約「前文」(e)

⁴¹国際協力機構 2009b

⁴²UN 1981

⁴³障害調整生存年数指標(DALY)は、疾病、怪我および危険因子が原因となる早期死亡と障害の相対的な負担を年数に換算する(WHO, n.d. "Metrics: Disability-Adjusted Life Year (DALY)").国民の健康状態を示す指標として、WHOが世界疾病負担調査(Global Burden of Disease Study)に採用した(WHO and World Bank 2011a: 28)。この障害調整生存年数指標はさまざまな点で批判を受けた。その1つは定義に対するもので、DALYの考え方は、「健康に生き

貨基金と世界銀行が主導した構造調整政策の下では、そのような慈善や弱者保護の取り組みは経済発展を阻害するコストであるとして予算が削減され、障害者の生存そのものが危機にさらされた。

1980年～90年代になると、障害を開発の課題として位置づけるために、「貧困と障害は相互の原因と結果である」という理論が展開された。開発援助機関もその理論を受け入れ始め、障害を開発の枠組みの中に組み入れることに一定の進歩を遂げた。しかし、依然として「貧困」と「障害」を二つの異なる課題と捉える枠組みは根強く、障害を開発の枠組みに導入する、あるいは、開発の枠組みそのものを変革するには至らなかった。

1990年代以降、MDGsにも示されるように、開発の主目的は、国家の経済成長から、社会参加や人間の安全保障といった概念をもとにした社会と個人の発展へと移行した。この流れは、障害分野にもあてはまり、1990年代以降、障害者の選択肢の拡大を目指すことに主眼が置かれるようになった。そして、近年では、「開発」と「障害」の両分野は、人間の選択肢の拡大を目指すという課題を共通に持っているという認識が広まりつつある。

ボックス 3 : MDGs と障害の関連性

MDGsの関連事項をまとめると、以下の表1のようになる⁴⁴。開発課題全分野において障害者のニーズが考慮されなければMDGsの達成は難しいこと、各課題が障害と深く関わっていることがよくわかる。国連はMDGs実現のための障害指標例を開発課題ごとに作成している⁴⁵。

表 1 : MDGs と障害の関連性

MDGs	障害に関する情報
目標 1: 極度の貧困と飢餓の撲滅	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者は世界の貧困層の5分の1を占める。(障害と貧困の悪循環) • 機能障害の20%は栄養失調から起きている⁴⁶。
目標 2: 初等教育の完全普及の達成	<ul style="list-style-type: none"> • 障害児の98%が初等教育を修了できない⁴⁷。
目標 3: ジェンダー平等推進と女性の地位向上	<ul style="list-style-type: none"> • 機能障害のある女性は2重の差別(女性であること、障害者であること)を受けている。 • 教育や保健、職業訓練、リハビリテーションなどのサービスへのアクセス、情報へのアクセスが非障害者や男性障害者よりも限られている⁴⁸。
目標 4: 乳幼児死亡率の削減	<ul style="list-style-type: none"> • 障害児は病気や事故などによって死に至る確率が非障害児よりも高い
目標 5: 妊産婦の健康の改善	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者は、家族計画や母子保健、HIV/AIDSなどの情報を入手するのが困難である⁴⁹

る」と「死亡」の間に「障害をもちながら生きる」を配置しているが、障害者にとって「障害をもちながら生きる」ことは、「健康」と「死」の間にあるのではなく、生きることそのものである(森・山形 2013、細田 2008)と指摘された。

⁴⁴Guernsey, Nicoli, and Ninio 2006:9, 48 を参考にした。

⁴⁵UN 2011

⁴⁶DFID 2000:3

⁴⁷UNESCO 2003

⁴⁸Leonard Cheshire Disability 2014

⁴⁹WHO and World Bank 2011a:61

目標 6： HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止	<ul style="list-style-type: none"> • HIV/エイズ、マラリア、その他の感染症にかかる、障害を被る可能性が高い。 • 障害者は予防に関する情報を得る機会が少ないため、感染症を患う危険性が高い⁵⁰。
目標 7： 環境の持続可能性確保	<ul style="list-style-type: none"> • 劣悪な環境が障害の原因となる⁵¹。 • 安全な飲み水にアクセスできる人たちの割合は改善しているが、障害者の安全な飲み水へのアクセスは改善されていない⁵²。 • 環境破壊で最も被害を受けるのは貧しい人たちであり、被害を受ける貧困層のうち 5 分の 1 は障害者である⁵³。
目標 8： 開発のための地球規模の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> • ICT や支援技術について、障害者へのアクセスを確保している国は少ない⁵⁴。

この過程で、障害と開発の課題を統合する概念的枠組として注目されているのがアマルティア・センのケイパビリティ・アプローチである⁵⁵。センは、国の経済成長だけでは国の発展度は測定できず、国民が幸せとは限らないと考え、開発でどのような尺度や指標が必要かを考えた結果、「～できる。～である。」という自由や能力の平等性に着目した。ケイパビリティとは、生き方の「実質的な選択の可能性・機会すなわち自由(度)」を意味しており、ケイパビリティ・アプローチとは、「～であること」や「～できること」というさまざまな「機能 (functionings)」の達成可能性を表す「ケイパビリティ」によって、人々の生活を直接捉えようとする概念的枠組みである。人と社会の多様性が存在する中で、基礎的なケイパビリティが著しく制限されている状態が貧困であり、生活に影響を与える個人・社会・環境の3つの要素からなるケイパビリティを拡大していくことが、開発という行為であるとセンは論じている。この概念は、国連開発計画の人間開発指標の概念的基礎にもなっている。このケイパビリティ・アプローチの視点から「障害と開発」の課題を捉えると、個人だけでなく社会・環境を変革していかなければならないと捉えることができる。また実質的機会という個人の福祉の側面に加え、障害者が行動の主体（エージェント）となって社会の発展に寄与していくことも重要なものと認知されている。JICA においてはこの視点は人間の安全保障という枠組みでとらえられ、コスタリカの「ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化計画」やアジア太平洋障害者センターなどのプロジェクトの基盤となった⁵⁶。

⁵⁰Hanass-Hancock J, et al. 2012

⁵¹Thomas 2005

⁵²ウガンダやザンビアでは、障害者は安全な飲料水と衛生設備へのアクセスに物理的、精神的な障壁に直面している (Leonard Cheshire Disability and et al. 2013:1)。

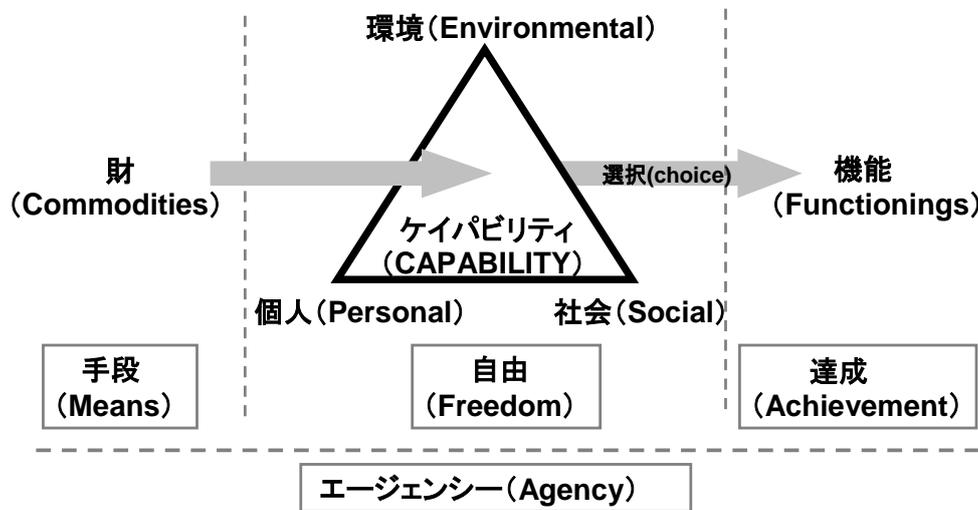
⁵³UNHABITAT 2007

⁵⁴International Telecommunication Union. n.d. "Question 20/1: Access to telecommunication services for people with disabilities"

⁵⁵Sen 1999

⁵⁶国際協力機構 2009d

図 3：ケイパビリティ・アプローチ



出所：久野 2012

1-3. 国際的な潮流

障害者権利条約の発効を契機に、障害は人権課題であること、また、障害は開発課題であり、MDGs を達成するためには、障害者の参加の保障が必要であるという認識が強まった。これによって、開発のあらゆる分野において、ジェンダーと同様に障害の視点を盛り込み、障害者の参加を保障する「障害インクルーシブな開発 (disability-inclusive development)」の重要性が高まりつつあり、各国政府や各開発援助機関は障害を開発プログラムに取り込む動きを活発化させている。本節では国際会議や条約、政策面での潮流をまとめる。

1-3-1. 国連「障害者の権利に関する条約 (略称：障害者権利条約)」 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities: CRPD)

障害者権利条約は、すべての障害者によるあらゆる人権および基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、および確保することを目的とし、法の下における差別禁止と平等を訴えている。同条約は、女性の差別撤廃条約、子どもの権利条約とならぶ国際権利条約の1つであり、障害インクルーシブな開発を目指す上で重要な国際的指針となっている。例えば、障害者の差別と不平等を解決するためには、教育、保健医療、労働、家族生活、文化・スポーツ活動、政治や公的な活動を実施する際に必要な合理的配慮を提供することが不可欠であるとしている⁵⁷。国連加盟国の8割近い国 (2014年11月11日現在で151カ国) がすでに条約を批准している⁵⁸。

⁵⁷障害者権利条約の目的、諸原則、一般義務、謳われている権利に関しては「付録4 障害者の権利」を参照のこと。

⁵⁸2014年11月15日現在の批准国リストは「付録4. 1-5. 障害者権利条約の批准国」参照。最新の権利条約の批准国リストは国連ホームページ(UNEnable “[Convention and Optional Protocol Signatures and Ratifications](#)”)を参照のこと。

障害者権利条約の意義：障害者権利条約は、人権の視点から障害に取り組む必要性と、開発過程における障害者の参加の重要性を明らかにした⁵⁹。また、第三十二条で国際協力の重要性を強調し、障害者にとってインクルーシブかつアクセシブルな国際協力事業を実施するよう締約国に求めている。日本政府は 2014 年 1 月に同条約を批准し、途上国政府の多くも批准していることから、JICA 事業においても、この点に十分留意する必要がある。

ボックス 4：障害者権利条約第三十二条「国際協力」⁶⁰

1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。

- (a) 国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること。
- (b) 能力の開発（情報、経験、研修計画及び最良の実例の交換及び共有を通じたものを含む。）を容易にし、及び支援すること。
- (c) 研究における協力を容易にし、並びに科学及び技術に関する知識を利用する機会を得やすくすること。
- (d) 適当な場合には、技術援助及び経済援助（利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、及びこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。）を提供すること。

2 この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

1-3-2. ポスト 2015 年開発アジェンダ（ポスト MDGs）/持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）と障害

障害はジェンダーのように開発における分野横断的課題であり、すべての開発の取り組みに障害の視点を組み込むことが重要という認識が広まっている。2015 年以降の開発枠組みにおいては、ポスト 2015 年開発目標と持続的な開発目標（Sustainable Development Goals: 以下 SDGs）の策定が現在進行している。その策定議論には、障害者や高齢者の団体など新たなグループが積極的に加わり、障害の視点を入れるよう求めている。

2013 年 9 月に開催された国連総会のハイレベル会合において、障害を開発問題とみなし、ポスト 2015 年開発目標に障害を組み込む方針が明確に示された⁶¹。2000 年の国連ミレニアム宣言が国連で採択された後、世界で障害を開発課題に取り込む必要性について認識が高まっていたが⁶²、障害に特化していない開発事業において障害インクルーシブな取り組みが行われた事例は

⁵⁹UN 2013

⁶⁰障害者権利条約第三十二条では、障害者の権利を守ることは基本的には各国の国内的努力が中心であり、「国際協力」はその国内的な努力を支援するものと位置付けている。(a)で政府開発援助（ODA）をはじめとする国際的な開発計画や国際協力が障害者を排除しないことを求め、(b)では能力強化の重要性を指摘している。2によって締約国が国際協力を実施していない場合でも本条項を遵守すると規定している。

⁶¹UN 2013

⁶²2003 年以降、国連総会では国連ミレニアム開発目標と障害に関する議論がなされ（UN Enable n.d. “The Millennium Development Goals (MDGs) and Disability”）、2007 年の第 62 回国連総会にて、ミレニアム開発目標のための行動計画に障害者を含めることが明記された（森 2008b:4）。

少なかった。しかし、2013年9月に国連総会が採択した障害と開発に関するハイレベル会合の成果文書「これからの道のり：2015年以降に向けた障害インクルーシブな開発アジェンダ」では、2015年以降の国連の開発アジェンダについて障害インクルーシブな取り組みを進めることを改めて明記した⁶³。

2012年国連持続可能な開発会議（リオ+20）は持続的な開発と障害者の開発への活発な参画との関連性を強調し、統合政策アプローチの重要性を呼びかけた。国連は、障害者が開発課題の中で単に社会的弱者として捉えられるだけにとどまるのではなく、障害が持続的な開発を達成するための分野横断的課題として認識されるようにさらなるアクションが必要であると主張した⁶⁴。

1-3-3. アジア太平洋地域における障害者の権利実現のためのインチョン戦略

ESCAP加盟国政府は、2012年10月29日から11月2日まで大韓民国・インチョン（仁川）に集まり、「アジア太平洋障害者の十年（2003-2012）」を最終評価し、締めくくるとともに、新たな「アジア太平洋障害者の十年（2013-2022）」を採択した。また、行動計画として「インチョン戦略」を採択した⁶⁵。この戦略は、「障害者権利条約」「行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」「アジア太平洋地域の障害者のためのインクルーシブでバリアフリーな権利に基づく社会に向けたびわこプラスファイブ」を基盤としている。インチョン戦略は、以下の10の目標を掲げ、それぞれに数値目標を盛り込んだ目標と指標を設定した⁶⁶。

1. 貧困を削減し、雇用の機会を高めること
2. 政治プロセスおよび政策決定への参加を促進すること
3. 物理的環境、公共交通、知識、情報・コミュニケーションへのアクセスを高めること
4. 社会保障を強化すること
5. 障害のある子どもへの早期介入と早期教育を広めること
6. 性（ジェンダー）の平等と女性の視点のインクルージョンを保障すること
7. 災害への準備および対応に障害の視点のインクルージョンを保障すること
8. 障害に関するデータの信頼性および比較可能性を向上させること
9. 障害者権利条約の批准および実施を推進し、各国の法制度を権利条約と整合させること
10. 小地域、地域内および地域間協力を推進すること

10の目標は、「障害と開発」の課題への取り組みを考える上で一助となる。

⁶³UN 2013

⁶⁴UN 2012a :4

⁶⁵UN 2012b

⁶⁶UNESCAP 2012b

1-3-4. 「障害インクルーシブな開発」を目指す開発援助機関などの動き

近年、多くの開発援助機関や NGOs が、開発のすべてのプロセス（計画、実施、モニタリング、評価）に障害の視点を盛り込み、障害者が開発のプロセスと政策策定に効果的に参加することを目指す障害インクルーシブな開発を推進している。国連機関や開発援助機関の取り組みの詳細は「付録 3. 主要ドナーの取り組み」を参照のこと。

(1) 障害インクルーシブな開発戦略の策定

【国連・多国間援助機関】

WHO は、「世界障害行動計画 2014-2021 (WHO Global Disability Action Plan 2014-2021)」⁶⁷を 2014 年 5 月の WHO の保健総会にて採択した。行動計画は、①障害者の保健サービスへの障壁を取り除き、アクセスを改善する、②地域社会に根差したリハビリテーション (Community-based rehabilitation: CBR) と支援技術やリハビリテーション・サービスの強化と拡充、③世界的に比較可能な障害に関するデータ収集のサポートと多岐にわたる専門分野における研究の促進の 3 つの目標を掲げ、障害インクルージョンの重要性を強調している。

世界銀行は 2012 年以降、障害の視点を取り入れた「環境・社会セーフガード政策 (Environmental and Social Safeguard Policies)」の改訂作業を進めており、障害への配慮を明記すると発表している⁶⁸。

ボックス 5 : 世界銀行の環境・社会セーフガード政策

世界銀行の環境・社会セーフガード政策には、これまで、障害の視点は含まれていなかったが、現在作業が進んでいる改訂版⁶⁹には、障害が、ジェンダーと同様に、開発プロセスから見落としとしてはいけない点として明記される見込みである⁷⁰。改訂作業の第 1 期には、2013 年 4 月に障害分野の専門家と対策が協議された⁷¹。JICA では、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」に明記されているように、原則として世界銀行のセーフガード政策と「大きな乖離がない」ことを確認することになっており⁷²、同政策の改訂を注視する必要がある。

【開発援助機関】

障害インクルーシブな開発を推進している援助機関としては、米国国際開発援助庁 (US Agency for International Development: USAID)、ノルウェー開発協力局 (Norwegian Agency for Development Cooperation: NORAD)、オーストラリア外務貿易省⁷³、ドイツ連邦経済協力開発局 (Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung

⁶⁷WHO 2014a

⁶⁸World Bank 2014a:5-6, 9

⁶⁹改訂作業の第 1 期 (2012 年 7 月～2014 年 7 月) では第 1 草案が作成され、2014 年 7 月 30 日に発表された。第 2 期 (2014 年 7 月～2015 年初頭) は、第 1 草案を協議する期間に、第 3 期 (2015 年以降) は、第 2 草案作成に充てられている。

⁷⁰World Bank 2012:5-6, 9

⁷¹参加者リストは World Bank 2013b、会合の内容は、World Bank 2013c を参照のこと。

⁷²国際協力機構 2010a:8

⁷³オーストラリア国際開発庁 (Australian Agency for International Development: AusAID) は 2013 年 9 月より外務貿易省に再編された。

(BMZ)、英国国際開発省(Department for International Development: DFID) などが挙げられる。

- USAID は、1997 年に、障害政策 (USAID Disability Policy) ⁷⁴を公表し、それ以来、定期的に政策評価を行っており、『障害者指針実施に関する報告書 (Report on the Implementation of USAID Disability Policy)』を公表している⁷⁵。また、指針に基づき、アクセシビリティに関する基準を設け、助成する建設事業が確実に障害者のアクセスを確保するようにしている⁷⁶。
- NORAD は 1999 年、『開発協力における障害者のインクルージョンのためのノルウェー計画 (Norwegian Plan for the Inclusion of Persons with Disabilities in Development Co-operation)』を公表し⁷⁷、2002 年と 2012 年に政策評価を実施している⁷⁸。
- AusAID は 2009 年、障害インクルージョンを明確な取り組み課題とした戦略を打ち出している (Development for All: Towards a disability-inclusive Australian aid program 2009-2014) ⁷⁹。
- ドイツ政府も 2013 年、『障害者のインクルージョンのための行動計画 (Action Plan for the Inclusion of Persons with Disabilities 2013-2015)』を公表している⁸⁰。
- DFID は、2000 年に『障害、貧困と開発 (Disability, Poverty and Development)』を公表し、ツイントラック・アプローチを採用する重要性を強調した⁸¹。同年には「障害に関する知識と研究プログラム (Disability Knowledge and Research:KaR)⁸²を開始した。ツイントラック・アプローチに関しては、「2-3-1. ツイントラック・アプローチ (Twin-Track Approach)」に後述する。

(2) 障害統計および資料の収集整備

障害者権利条約の第三十一条「統計及び資料の収集」では、障害者の権利実現の基盤となる統計情報について定めている。一方、多くの開発途上国では、障害に関する基本統計がなく、正確な統計の整備が喫緊の課題である。そのため、障害に関する基本統計調査の実施に向けて国際的な動きが始まっている。

- ワシントン・グループ (Washington Group on Disability Statistics) ⁸³ : 障害統計調査の主導的役割を果たしている。2001 年に国連統計委員会が立ち上げ、国連と世界銀行が中心となり形成された専門家グループであり、現在、世界 77 カ国の国家統計局、3 つの国連機関、7 つのその他国際機関、6 つの障害当事者団体が参加している。その中心的な活動は、

⁷⁴USAID 1997

⁷⁵USAID 2000、USAID 2003、USAID 2005、USAID 2008

⁷⁶USAID 2004a

⁷⁷Norwegian Ministry of Foreign Affairs 1999

⁷⁸NORAD 2002、NORAD 2012

⁷⁹3つの目標、①障害者の生活の質の改善、②予防可能な機能障害の削減、③「障害と開発」におけるリーダーシップの遂行を掲げている (AusAID 2008:4)。OECD 開発援助委員会 (Development Assistance Committee: DAC) は、これを開発の包括的なアプローチの例として高く評価している (OECD 2013:17, 44, 47)。

⁸⁰BMZ 2013

⁸¹DFID 2000

⁸²DFID 2007

⁸³WHO and World Bank 2011a:281-282

「国際生活機能分類」を用いるなどして、国際比較可能な障害統計調査を推進すること（例えば国勢調査に障害に関する質問項目を導入するなど）である⁸⁴。

- モデル障害調査 (Model Disability Survey: MDS)⁸⁵：一般的な人口動態調査ではあるが、障害者と非障害者の生活の状況が比較できるよう質問票が作られている。WHO と世界銀行が、ワシントン・グループやノルウェー統計局、国際障害連盟 (International Disability Alliance: IDA)と連携し開発に携わり、オーストラリア、ドイツ、ノルウェーが財政支援をしている。モデル障害調査の目的は、障害者権利条約が求める情報収集であり、2014 年に試験的調査が実施される予定である。
- 障害と開発データベース (Disability and Development Database)⁸⁶：世界銀行とレオナルド・チェシャー・ディスアビリティ (Leonard Cheshire Disability) が連携して構築した新しいデータベースで、各国政府による教育、健康とリハビリテーション、生計活動分野での障害主流化プロジェクトに関する情報を収集している。日本政府が財政支援をしている。

(3) 障害インクルーシブな開発指標の作成

国際的に統一された障害インクルーシブな開発指標は未だ存在しないが、以下のような取り組みがある。

- グローバル・パートナーシップ (Global Partnership on Disability and Development : GPDD)は、2010 年に障害インクルーシブな開発指標を協議するため専門家会議をモザンビークで開催した⁸⁷。
- 国連が 2011 年に発表した *Including the Rights of Persons with Disabilities in United Nations Programming at Country Level* に、教育、保健・リハビリテーション、HIV/エイズ、水・衛生、都市開発など分野別の指標例を掲載している⁸⁸。

(4) 国際的なパートナーシップの枠組み

- グローバル・パートナーシップ (Global Partnership on Disability and Development : GPDD)：2004 年に世界銀行とフィンランド、イタリア、ノルウェー政府によって設立された⁸⁹。開発途上国の障害者の貧困問題を解決するために、多くの関係者が集まり、情報交換、協働関係の構築、障害者権利条約の実施支援や開発プログラムへの障害の主流化を目指している。開発途上国・先進国の政府、国連・多国間援助機関および二国間援助機関、障害当事者団体、その他の NGO、大学などが参加しており、後述のマルチドナー信託基金が活動を支えている。

⁸⁴ワシントン・グループは、以下の 6 つの質問を作成した。1.眼鏡をかけていても見えにくいですか？ 2.補聴器を使っても聞き取りにくいですか？ 3.歩行や階段の上り下りは難しいですか？ 4.思い出したり集中したりすることが難しいですか？ 5.入浴や着替えなどの自己管理が難しいですか？ 6.日常に使っている言語で、コミュニケーションを図る（例えば相手の言うことを理解し、あるいは自分が言うことを相手に理解してもらう）のは難しいですか？ (Washington Group on Disability Statistics 2010:1)

⁸⁵WHO n.d. "Model Disability Survey"

⁸⁶World Bank 2013b

⁸⁷World Bank 2010

⁸⁸UN Development Group 2011:75-81。また、「Box3 :MDGs と障害の関連性」で前述したように、国連は MDGs 実現のための障害指標例を開発課題ごとに作成している (UN 2011)。

⁸⁹World Bank 2011a:75

- **障害者の権利促進のための国連パートナーシップ (United Nations Partnership to Promote the Rights of Persons with Disabilities: UNPRPD)**⁹⁰ : 2011年に6つの国連機関、国際労働機関 (International Labour Organization: ILO)、国連人権高等弁務官事務所 (Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights: OHCHR)、国連経済社会局 (Department of Economic and Social Affairs: UNDESA)、国連開発計画 (UN Development Programme: UNDP)、UNICEF、WHO によって立ち上げられた。UNDP の貧困グループ (Poverty Group) が事務局を務め、活動は「マルチドナー信託基金 (Multi-donor Trust Fund)」に支援されている。「すべての人のための社会 (society for all)」の実現を目的に、具体的には障害者権利条約の完全履行のために、開発途上国の政府機関の能力強化に焦点を当てている。2012年の『年次報告書』によると、11カ国で8つのプロジェクトが実施された⁹¹。プロジェクトの成果を体系的に文書化し、管理するなど、ナレッジマネジメントにも力を入れており、ダブリンのトリニティ・カレッジのグローバル・インパクト・センター (Center for Global Impact: GCI) と連携している。
- **ILO グローバル・ビジネスと障害ネットワーク (ILO Global Business and Disability Network)** : 国際労働機関 (ILO) が、2010年に構築したネットワークで、世界の多国籍企業や雇用主組織などで構成される。ネットワークの目的は、①知識共有および成功事例の発掘、②連携プロジェクトやサービスの実施、③中小企業を含む雇用主組織の強化、④ILOとの連携強化である。最初の取り組みとして、職場での障害インクルージョンの成功事例を収集し、その結果を *Disability in the Workplace: Company Practices* として報告している⁹²。
- **障害児に関するグローバル・パートナーシップ (Global Partnership on Children with Disabilities)**⁹³ : このパートナーシップは、障害に関する NGO、政府機関、研究機関など240以上の団体で構成されるネットワークで、その目的は障害児の視点を栄養、教育、人道支援、福祉機器の分野に組み込むことである。2012年9月、UNICEF は同パートナーシップの1回目のフォーラムを開催した⁹⁴。2013年には2回目が開催され、ポスト MDGs に障害児・障害者の視点を包摂することが議論された。

⁹⁰マルチドナー信託基金は、オーストラリア、キプロス、フィンランド、メキシコ、スウェーデンの5カ国が財政支援している。マルチドナー信託基金と UNPRPD の詳細は、UNDP ホームページ「[UN Partnership to promote the Rights of Persons with Disabilities Multi-Donor Trust Fund \(UNPRPD MDTF\)](#)」および UNPRPD 2012 を参照のこと。

⁹¹11カ国8つのプロジェクトとは、ウクライナ (Promoting Mainstream Policies and Services for People with Disabilities in Ukraine)、コスタリカ (National Plan for Labor Inclusion of Persons with Disabilities)、インドネシア (Promoting the Rights of People with Disabilities in Indonesia)、モルドバ (Paradigm Shift: UNCT Moldova Strategic Action Supporting CRPD Implementation)、モザンビーク (United Nations Partnership to Promote the Rights of Persons with Disabilities in Mozambique)、パレスチナ (Strengthening Respect for the Human Rights of Persons with Disabilities through Legislation, Services and Empowerment)、太平洋島嶼 (“Pacific Enable”) (バヌアツ、フィジー、パプアニューギニア、クック諸島)、トーゴ (Promoting the Rights of Children with Disabilities)

⁹²ILO 2010a

⁹³Global Partnership on Children with Disabilities n.d. “[Global Partnership on Children with Disabilities](#)”

⁹⁴UNICEF 2012

(5) 障害インクルージョンを促進する文献や啓発ツールの作成

- **WHO** : WHO は ILO などと協力して 2010 年に『CBR ガイドライン (Community-based Rehabilitation Guidelines)』⁹⁵を作成した。また、世界銀行と共に、2011 年に『世界障害報告書(World Report on Disability)』⁹⁶を作成した。
- **UNICEF** : 1980 年に『世界子供白書』を発行して以来、2013 年に初めて障害児をテーマにした『世界子供白書』⁹⁷を発行した。UNICEF スタッフを対象とした啓発教材としてビデオ(40 分)を開発した⁹⁸。また、プログラムを障害インクルーシブにする方法を記載したハンドブック (TAKE US SERIOUSLY! Engaging Children with Disabilities in Decisions Affecting their Lives) も作成している⁹⁹。
- **UNESCO**: 2013 年に『啓発ガイド (Advocacy Guides: Promoting Inclusive Teacher Education)』¹⁰⁰を発行している。インクルーシブ教育の課題と障壁について議論し、インクルーシブ教育を実践するための啓発手法について説明している。
- **UNHCR**: 障害者権利条約の発効に伴い、障害研修を実施している。2011 年には、障害インクルージョンに関するグローバル・トレーニングシリーズ (Global Training Series on Disability Inclusion) を開始した¹⁰¹。現在までインド、ウガンダ、バングラデシュ、タイでトレーニングを実施している¹⁰²。
- **USAID** : 障害インクルーシブな開発に関する e-ラーニングを実施している¹⁰³。
- **DFID** : インクルーシブ教育に関するガイダンス・ノートを 2010 年に発表している¹⁰⁴。

1-3-5. 地域別の重要戦略

「障害と開発」に関する重要戦略が地域別に策定されている。JICA としてこのような地域レベルの取り組みに積極的に関わり、戦略の実現に向けて支援することが重要である。

<アジア・太平洋>

前述のとおり、ESCAP 加盟国が 2013 年から 2022 年の 10 年間で「新アジア太平洋障害者の十年」と制定したことに伴いインチョン戦略が採択され、10 の目標が提唱されている（「1 章 1-3-3. アジア太平洋地域における障害者の権利実現のためのインチョン戦略」を参照のこと）。

「新アジア太平洋障害者の十年」が制定される前は、以下のような政策が策定されていた。

アジア・太平洋地域の主な動き

1993 年～2002 年：「アジア太平洋障害者の十年」¹⁰⁵ 「アジア太平洋の障害者の十年行動課題」

⁹⁵WHO 2010

⁹⁶WHO and World Bank 2011a

⁹⁷UNICEF 2013a

⁹⁸UNICEF 2013b

⁹⁹UNICEF 2013c

¹⁰⁰UNESCO 2013

¹⁰¹UNHCR 2011a:37

¹⁰²UNHCR 2011b:23

¹⁰³USAID 20004b

¹⁰⁴DFID 2010

2003年～2012年：「（第二次）アジア太平洋障害者の十年」¹⁰⁶

2003年：「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーな、かつ、権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク (Biwako Millennium Framework : BMF)」¹⁰⁷

2007年：「びわこプラスファイブ」¹⁰⁸

これらの文書では、障害者の権利の実現および障害者の開発プロセスへの参画が共通の理念となっており、開発援助機関が実施する事業における障害者への配慮や障害者の参画の重要性が謳われている。

<アフリカ>

アフリカ統一機構（現アフリカ連合、African Union: AU）は、障害者のエンパワメントと障害状態の改善、社会的・経済的・政治的計画に障害者を含めることなどを目的とし¹⁰⁹、1999年から2009年を「アフリカ障害者の十年 (African Decade of Persons with Disabilities, 1999-2009)」¹¹⁰、2010年から2019年を「第二次アフリカ障害者の十年 (African Decade of Persons with Disabilities, 2010-2019)」とし、「大陸行動計画 (Continental Plan of Action of the African Decade of Persons with Disabilities 2010-2019)」¹¹¹を策定した。更に、障害インクルーシブな開発を推進するため、アフリカ障害フォーラムが立ち上げられた。フォーラムの目的は、啓発、エビデンスに基づいた研究、キャパシティ・ビルディング、関連者間の連携強化などである。「第二次アフリカ障害者の十年」では、開発における障害の主流化が主要課題とされている。

<中南米>

中南米地域においては、2006年6月に米州機構 (Organization of American States: OAS) が、「障害者の権利と尊厳のための (南北) アメリカの十年 (Decade of the Americas for the Rights and Dignity of Persons with Disabilities)」¹¹²を宣言し、参加国は2016年までにインクルーシブな社会に向け確実な進歩を遂げること、開発プログラムおよび貧困対策プログラム

¹⁰⁵内閣府（年不詳）「『アジア太平洋障害者の十年』について」、日本障害者リハビリテーション協会（年不詳）「アジア太平洋障害者の十年（1993年～2002年）資料集」

¹⁰⁶内閣府（年不詳）「『アジア太平洋障害者の十年』について」、日本障害者リハビリテーション協会（年不詳）「第2次アジア太平洋障害者の十年(2003-2012)」

¹⁰⁷UNESCAP 2002

¹⁰⁸UNESCAP 2007

¹⁰⁹国際協力機構 2009i:14-15

¹¹⁰「アフリカ障害者の十年」の目標は、障害者の完全参加、平等およびエンパワメントである。この目標を実現するため、「大陸行動計画 1999 - 2009 (Continental Plan of Action of the African Decade of Persons with Disabilities: 1999 - 2009)」において、12の目的、①障害者の完全で平等な参加を進める国家政策や立法の形成と実施、②障害者の経済社会開発への参加の推進、③障害者の公的事項決定への参加の推進、④障害者支援サービスの向上、⑤障害のある子ども、若者、女性、高齢者への特別措置の推進、⑥リハビリテーション、教育、訓練、雇用、スポーツ、文化的・物理的環境へのアクセスの保障と改善、⑦障害の原因の予防、⑧人権としての障害者の権利の推進と保護、⑨障害者団体の発展と強化支援、⑩資源の活用、⑪「アフリカ障害者の十年」の活動の調整、モニタリング、評価のための体制づくり、⑫障害と「アフリカ障害者の十年」に関する啓発、を掲げた (African Union 2002)。

¹¹¹第2次アフリカ障害者の十年は、「延長された」10年であり、第1次と同様の目標を掲げている。「大陸行動計画を2010 - 2019 (Continental Plan of Action of the African Decade of Persons with Disabilities: 2010 - 2019)」の目的も第1次の目的 (①②③⑤⑦⑧⑫) を引き継ぎつつ、新規に、(a)地域社会に根ざしたサービス提供の充実、(b)貧困削減の取り組みの強化、(c)ジェンダー平等の保障、(d)農村部における障害インクルーシブな開発の保障、(e)障害者権利条約の批准を追加している (African Union n.d. "Continental Plan of Action for the African Decade of Persons with Disabilities 2010- 2019")。

¹¹²OAS 2006a

において障害者に取り組むことを理念として掲げた。重点目標は、①障害者への社会的態度における障壁の除去、②保健医療への平等なアクセスの改善、③インクルーシブ教育および技能・職業訓練の保障、④労働への参加、⑤ユニバーサル・デザインの導入による物理的およびコミュニケーション上の障壁の除去、⑥地域の利益を享受するための市民的・政治的権利の確保である¹¹³。

<中東>

中東地域においては、2002年にアラブ同盟 (League of Arab States)、国連西アジア経済社会委員会 (UN Economic and Social Commission for Western Asia : UN-ESCWA) の賛同により、実施に向けての草案決議がなされ、2004年5月に「アラブ障害者の十年 (Arab Decade for Persons with Disabilities, 2004 - 2013)」が公式に採択された。①法律 (legislation)、②健康 (health)、③教育 (education)、④リハビリテーションと就業 (rehabilitation and employment)、⑤物理的なアクセシビリティ (accessibility)、⑥障害児 (children with disabilities)、⑦女性障害者 (women with disabilities)、⑧障害と高齢者問題 (disability and population aging)、⑨マスメディアと障害 (media and disability)、⑩貧困とグローバリゼーション (poverty and globalization)、⑪スポーツと余暇 (Sports and recreation)、⑫モニタリングと実施 (monitoring and implementation) の12の重点課題項目を通じて同地域の障害者の環境改善に取り組んでいる¹¹⁴。

<ヨーロッパ>

欧州連合 (European Union: EU) 加盟国では、2010年に欧州委員会 (European Commission: EC) によって「欧州障害者戦略 (European Disability Strategy 2010-2020)」が策定された¹¹⁵。同戦略の優先課題は①アクセシビリティ (Accessibility)、②参加 (Participation)、③平等 (Equality)、④雇用 (Employment)、⑤教育とトレーニング (Education and training)、⑥社会保障 (Social protection)、⑦健康 (Health)、⑧外部作用 (External action) の8つである¹¹⁶。ヨーロッパ障害フォーラム (European Disability Forum: EDF) が EU 諸国の障害者団体を代表しており、欧州委員会によって正式に承認されている。29カ国の国家障害委員会と、その他の81の団体が所属しており¹¹⁷、EU 諸国の障害に関する取り組みのモニタリング、政策の提案も行っている¹¹⁸。

¹¹³OAS 2006b

¹¹⁴長田 2005

¹¹⁵欧州連合 (EU) 加盟国に住む6人に1人が何らかの障害を抱えて暮らしている。こうした人々は就労を含めた社会活動への参画が難しく、平均より7割も貧困率が高い。また、75歳以上の3分の1以上が障害によって何らかの不自由を感じており、ヨーロッパにおいても高齢化と障害への対策が求められている (EC 2010a:3)。

¹¹⁶外部作用 (External Action) においては、障害者の課題に人権問題として取り組み、国連の条約や障害者のニーズについての啓発を行い、域外国との対話の中でも障害者問題について取り上げていくとしている (EC 2010a:9)。

¹¹⁷European Disability Forum 2010

¹¹⁸European Disability Forum n.d. "Our Work"

1-4. 日本の援助動向

1-4-1. 政府による「障害と開発」の取り組み

「障害者権利条約」の締結に向けた国内法の整備：日本は、2007年9月に障害者権利条約に署名し、2014年1月に批准した。日本政府は本条約の策定に起草段階から積極的に参加してきた。この過程において、専門的知識を有する障害者団体の代表が政府代表団の顧問として国連の会議に参加した。批准に向け国内法を整備するため、2009年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、以降5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の改革を行った¹¹⁹。これにより、1970年5月に制定された「心身障害者対策基本法」（平成5年に「障害者基本法」と改称）の一部を改正した「改正障害者基本法」¹²⁰（2011年8月）、「障害者総合支援法」¹²¹（2012年6月）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）¹²²（2013年6月）の制定、および「障害者雇用促進法」¹²³（2013年6月）の改正など、障害者のためのさまざまな制度改革を実施した。これ以前の日本の障害者政策については、「付録4. 日本の障害者政策の変遷」を参照のこと。

障害者差別解消法の施行は一部の附則を除き2016年4月1日を予定している¹²⁴。この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することをふまえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等および事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的」としている。

同法は、「障害者基本法」第四条が定める差別行為の禁止および社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供を更に具体化したもので、国・地方公共団体などや民間事業者（個人事業者、NPOなどの非営利事業者を含む）による障害者に対する差別的取り扱いを禁止している。また、合理的配慮の提供を、国・地方公共団体などに対しては法的義務化、民間事業者に対しては努力義務化した¹²⁵。

¹¹⁹内閣府（年不詳）「障がい者制度改革推進本部、障がい者制度改革推進会議、差別禁止部会」

¹²⁰内閣府（年不詳）「障害者施策の総合的な推進：基本的枠組み」

¹²¹「障害者総合支援法」では、障害者の定義に難病などを追加し、2014年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されている。詳細は、厚生労働省（年不詳）「障害者総合支援法が施行されました」を参照のこと。

¹²²内閣府（年不詳）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

¹²³「改正障害者雇用促進法」は、2016年4月（一部公布日または2018年4月）より施行される。詳細は厚生労働省（年不詳）「平成28年4月（一部公布日又は平成30年4月）より、改正障害者雇用促進法が施行されます」を参照のこと。

¹²⁴内閣府（年不詳）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

¹²⁵内閣府（年不詳）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消法）の概要」

国際協力に対する考え方：「改正障害者基本法」には、「国際協力」に言及した条項が新設され、日本の障害関連法に「国際協力」が条文としてはじめて明記された¹²⁶。同法に基づく「障害者基本計画」（第三次：2013年～2018年）¹²⁷においても言及されている。

ボックス6：「改正障害者基本法」における「国際協力」の言及

第五条 国際的協調

第一条に規定する社会¹²⁸の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

第三十条 国際協力

国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるように努めるものとする。

日本は、政府開発援助（ODA）の基本方針の一つとして、障害者への配慮を含めた公平性の確保を掲げている¹²⁹。例えば、『政府開発援助（ODA）大綱』（1992年、2003年改訂）では、ODA政策の立案および実施の際には、障害者を含めた社会的弱者に十分配慮するよう求めている¹³⁰。更に「ODA中期政策」（2005年2月改訂）では、社会的弱者への配慮を含めた公平性の確保に言及し、「（援助が）人々を中心に据え人々に確実に届く」という理念を掲げ、「人間の安全保障」を重視する考えを打ち出している¹³¹。

アジア太平洋地域での積極的な取り組み：日本は、障害に関する経験や技術を国際協力に活かすため、特にアジア太平洋地域で積極的に「障害と開発」に取り組んでいる¹³²。1981年の「国際障害者年」以降、さまざまな取り組みを実施し、特に「アジア太平洋障害者の十年（2003-2012）」の決議採択の際には、中国と日本が共同提案国となり、同地域の障害者の社会参加に貢献した。その他、タイ・バンコクにある ESCAP への資金協力（後述）や、アジア太平洋障害者センター（APCD）の設立を支援した。APCD は、地域間協力の拠点となり、障害者のエンパワメントに関わる各国の取り組みを推進する重要な役割を果たしている。また、国際開発機構（FASID）

¹²⁶島野 2013

¹²⁷「障害者基本計画」の「分野別施策の基本的方向（10）国際協力」では、その基本的な考え方は、「障害者施策を国際的な協調の下に推進するため、障害分野における国際的な取組への積極的な参加、国際協力の推進、障害者団体などによる国際交流の推進などを進める。具体的な活動は、①国際的な取組への参加、②政府開発援助を通じた国際協力の推進など、③国際的な情報発信など、④障害者などの国際交流の推進である（内閣府 2013:34-35）。

¹²⁸「第一条に規定する社会」とは、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を指す。詳しくは、内閣府（年不詳）「**障害者基本法の一部を改正する法律案新旧対照表**」、法務省（年不詳）「**障害者基本法**」などを参照のこと。

¹²⁹内閣府 2013a

¹³⁰1992年の『政府開発援助（ODA）大綱』には障害者が社会的弱者であることが明記されている。2003年の改訂では、重点課題として貧困削減・絶対的貧困の撲滅をめざし、格差の拡大に対処しつつ、誰ひとり取り残さない包摂的な開発が提案されている（外務省 2003）。

¹³¹国際開発機構（FASID）は、外務省国際協力局民間援助支援室の委託により、2005年度「NGO研究会」事業の一環として、「人間の安全保障」の観点に立ち、国際協力における障害分野の活動を行っている日本の NGO の能力強化を目的に、「障害分野」に焦点をあてた「NGO研究会」を実施した。その成果を、『人間の安全保障をふまえた障害分野の取り組み：国際協力の現状と課題』としてまとめた（国際開発機構 2006）。

¹³²「障害者対策に関する新長期計画」（1993）には、日本がアジア太平洋地域で主導的な役割を積極的に果たすことが明記された（内閣府障害者対策推進本部 1993）。

は、障害分野の政策策定に携わる行政官に対し、自国の現状を理解した上で開発と障害に取り組めるよう、日・ASEAN 統合基金¹³³からの委託で、「『障害と開発』に関する行政官の能力向上プロジェクト（Capacity Development in Disability and Development for CLMV Government Officers）」を、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムを対象として、2007年から3年間実施した¹³⁴。

国連など国際機関を通じた協力:日本は1988年から国連障害者基金に対して継続的な拠出を行っており、2011年度には約3万ドルを拠出した¹³⁵。更に、アジア太平洋地域への協力としては、ESCAPへの資金協力を実施している。日本は、ESCAPが同地域における統計分野、障害者分野での国際協力をはじめとして、経済社会分野の政策調整・規範的活動において大きな役割を果たしているとESCAPを高く評価している。具体的には、1984年以降、日本エスカップ協力基金（JECF）を通じたESCAPの障害者プロジェクトの支援を実施しており、2011年度には約8.5万ドルを支援した¹³⁶。1986年からはESCAPへ障害者問題専門の日本人職員を派遣している¹³⁷。更に世界銀行の日本開発政策・人材育成基金（Policy and Human Resources Development Fund: PHRD）¹³⁸や日本社会開発基金（Japan Social Development Fund: JSDF）へ拠出しており、その基金の一部を活用して「障害と開発」分野でプロジェクトが実施されている¹³⁹。

1-4-2. JICAにおける「障害と開発」の取り組み

実績: JICAは1960年代に青年海外協力隊の派遣など障害分野での協力を開始した。1965年から2014年3月末までに、2,659名のボランティアが障害関連分野で活動している。ボランティア事業以外では、2014年3月末までに、障害に関する事業が309件実施されており、内訳は技術協力プロジェクトが53件（17%）、個別案件が72件（23%）、草の根技術協力プロジェクトが59件（19%）、無償資金協力事業が42件（14%）、有償資金協力事業が79件（26%）となっている。協力の地域分布をみると、アジアが200件（64.5%）と過半数を占めており、次いで、中南米が34件（11.0%）、アフリカが31件（10.0%）、中東が29件（9.4%）、欧州が12件（3.9%）、太平洋が4件（1.3%）の順になっている。支援分野は、医療リハビリテーション、職業リハビリテーション、地域社会に根ざしたリハビリテーション（CBR）、障害児/者教育、障害者リーダーと障害当事者団体の育成・強化、自立生活支援、バリアフリー化推進など多岐にわたっている。詳しくは、「付録1. JICAのこれまでの実績」を参照のこと。

¹³³2006年に日本政府により設置された。目的は、2020年までのASEAN共同体設立を目指し、域内格差是正を中心に統合を進めるASEANの努力を支援するなどのためである（外務省（年不詳）「日・ASEAN 統合基金 [Japan-ASEAN Integration Fund (JAIF)]」）。

¹³⁴FASID 2010

¹³⁵内閣府 2013a

¹³⁶外務省 2009:77

¹³⁷1986年に中西由起子氏がESCAPへ派遣された（中西氏から2014年6月にヒアリング）。

¹³⁸世界銀行（年不詳）「日本からの支援による信託基金」

¹³⁹日本開発政策・人材育成基金（PHRD）の2千3百万ドルを活用して、「障害と開発」分野で7つのプロジェクト、ギニアのインクルーシブ教育、インドの知的障害に関する事業、ジャマイカの障害者に関連するサービスと雇用の改善、モロッコの物理的アクセスの改善、ペルーのインクルーシブ・デザイン主流化と大学のアクセス向上、ルーマニアの障害者政策と枠組み策定、モルドバの障害児の教育アクセスの改善、が実施されている（World Bank 2014b）

「リハビリテーションの支援」から「障害と開発」へ：JICA の障害分野での活動は、当初、医療リハビリテーションや職業リハビリテーションといった障害者個人の機能回復や能力向上を目的とする取り組みが主であった。近年では、世界の潮流をふまえ、障害者の社会参加促進を目的とした、障害当事者リーダーの育成やインクルーシブな社会の形成に関する支援が増加しつつある¹⁴⁰。また、民間連携など新しい取り組みも開始した。障害当事者による取り組みへの参加も促進しており、1991 年以降、技術協力プロジェクトの専門家としての派遣¹⁴¹を中心に、これまで延べ 115 名の障害当事者が事業に携わり、その数は年々増えている。

「障害と開発」の理解促進に向けた JICA 内の活動：「障害と開発」の理解促進のため、職員・ボランティア向けに研修を実施し、また、啓発用教材として JICA-Net マルチメディア教材を開発している¹⁴²。また、インクルーシブ教育に関する執務参考資料や、外部者向けに『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して：「障害と開発」への取り組み』を作成した¹⁴³。2006 年から円借款事業における障害の主流化に本格的に着手し、案件形成・案件審査の段階から障害者を配慮し、ユニバーサル・デザイン／バリアフリーを取り入れるようになった¹⁴⁴。また、インフラ事業のバリアフリー化を促進するために、関連リーフレットを作成した¹⁴⁵。2013 年には、全ての JICA 国内機関および在外事務所を対象にアクセシビリティと障害配慮事例に関する調査を実施した。調査から明らかになった障害の主流化に向けた課題とその対応を、「3-4. 各開発課題における課題と留意点」に後述する。

研究・情報収集活動：JICA 研究所では、「ポスト 2015 における開発戦略に関する実証研究」というプロジェクトの一環として、教育や雇用が障害者にとって重要あり、また、社会全体にも利益があることを実証する研究を行った¹⁴⁶。JICA では、情報収集の一環として、アジアを中心に、太平洋、中南米、中東、アフリカの 24 カ国の障害に関する統計や現状をまとめている¹⁴⁷。

他の援助機関との連携実績：JICA は他の援助機関とも連携して、「障害と開発」に関する活動を行っている。例えば、2007 年には WHO と医療リハビリテーション、CBR、政策面（具体的には『世界報告書』作成）における連携に関する覚書を締結し、また、シリアで「CBR ワークショップ」を共催した¹⁴⁸。2009 年には WHO や APCD と連携して「第 1 回アジア太平洋 CBR 会議」を、2010 年には、WHO の地域事務所と連携して「CBR ラテンアメリカ会議」を開催した¹⁴⁹。

¹⁴⁰技術協力プロジェクトの社会開発分野や草の根技術協力プロジェクトでの要請が増加している。増加の要因には、職業訓練を通じた障害者の自立や社会参加支援などへのニーズが高いことがある。

¹⁴¹1991 年に中西由起子氏が DPI フィジー指導者養成セミナーの指導に派遣されたのが最初（中西氏から 2014 年 6 月にヒアリング）。

¹⁴²JICA-Net Library に、「30 分でわかる！開発に役立つ障害入門」などのマルチメディア教材が収められている。

¹⁴³国際協力機構 2013a

¹⁴⁴障害に配慮した案件数は、2005 年以前と 2006 年以降を比較すると 3 倍となっており、仕組みづくりの重要性が確認された（土橋 2014）。

¹⁴⁵JBIC 2006a

¹⁴⁶国際協力機構（年不詳）「ポスト 2015 年開発アジェンダ（ポスト MDGs）に関する研究成果の紹介」

¹⁴⁷国際協力機構 2009h

¹⁴⁸WHO 2006

¹⁴⁹WHO. n.d. “CBR Network for the Americas and the Caribbean”

2章 「障害と開発」におけるアプローチ

2章の概要

「障害と開発」に取り組むことの意義は、すべての障害者の人権の尊重、完全参加と平等およびインクルーシブな社会を実現することにあるが、そのインパクトは、開発課題の解決、経済効果などの観点から、障害者のみならず、すべての人に及ぶ。

「障害と開発」の取り組みを進めていくうえで効果的なものにツイントラック・アプローチがある。同アプローチは、開発におけるすべての取り組みにおいて障害の視点を反映し、障害者が受益者あるいは実施者として参加できるように保障する「障害の主流化」のアプローチと、障害者やその家族を主な対象として、エンパワメントやリハビリテーションなどの「障害に特化した取り組み」を行うアプローチから成る。その他に重要なアプローチとして、当事者中心、アクセシビリティ、地域社会に根ざしたアプローチ、障害啓発などがある。

2-1. 本指針における「障害と開発」の目的

JICAが「障害と開発」に取り組む目的は、「すべての障害者の人権の尊重、完全参加と平等およびインクルーシブな社会を実現」することである。この目的を設定する際には、障害者権利条約と2013年の国連総会「障害と開発に関するハイレベル会合成果文書」¹⁵⁰を参考にした。障害者権利条約では、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進する」ことを目的としている。成果文書では、「障害のある人々のためのアクセシビリティと、開発のあらゆる側面における彼らのインクルージョンを確保すること、ならびに、2015年以降の新たな国連開発課題において、障害のあるすべての人々を十分に考慮すること」の重要性が強く主張されている。

2-2. 「障害と開発」の取り組みの意義

「障害と開発」の目的は、上記の通り、「すべての障害者の人権の尊重、完全参加と平等およびインクルーシブな社会の実現」にある。また、恐怖や欠乏など生存を脅かすさまざまな脅威から障害者を社会的に保護し、障害者が自ら対処する能力を強化するという点で、「人間の安全保障」に基づいた取り組みと捉えられる¹⁵¹。また、「障害と開発」は、JICAが取り組んでいる保健、教育、インフラ整備といった開発課題とも密接に関係しており、これらの開発課題の解決にも貢献する。ゆえに、障害をこれら他の課題から切り離すのではなく、他の課題に組み入れることが重要である。それが、障害インクルーシブな開発である。

¹⁵⁰UN 2013

¹⁵¹詳細は、「第1章 1-4-1. 政府における『障害と開発』の取り組み」を参照のこと。

2-2-1. 障害インクルーシブな開発を実施した場合の正のインパクト

障害インクルーシブな開発は、障害者の社会参加を促すだけでなく、障害の有無に拘らず、すべての人に利益をもたらすことが各種の調査などで示されている。以下、教育、物理的環境・構造物、雇用・労働、ビジネス、医療・保健分野における障害インクルーシブな開発のインパクトを考察する。

- **教育（非障害児を含む教育効果の向上）**：インクルーシブ教育¹⁵²の実践を通して、障害児の就学率が改善されるだけでなく、クラス全体の学力が向上し、相互に学び合う姿勢が醸成される¹⁵³（「ボックス7」参照）。
- **物理的環境・構造物（他の社会的弱者の利便性の向上）**：ユニバーサル・デザインやバリアフリーを取り入れた施設、空間、サービスは、すべての人が利用しやすくなる。例えば、建物を建設する際に、階段だけではなく、スロープ、エレベーターやエスカレーターを併設することによって、障害者、高齢者、女性、子どもなども利用しやすくなる。その他の利点は以下である。
 - ✓ ユニバーサル・デザインやバリアフリーの実践で求められる市民参画・協働というプロセスは、住民のニーズを的確に把握し、事業に反映させることが可能となるため、地域の個性を失うことなく地域にあった質の高い整備を行うことができる¹⁵⁴。
 - ✓ 初めからすべての人が使いやすい環境を作ることにより、整備後の特別なニーズによる追加的な整備や補修を減らし、トータルコストの縮減につながる（「ボックス8」参照）。
 - ✓ 高齢者・障害者の外出頻度の増加や社会参加の促進につながる。
 - ✓ バリアフリー・ツーリズムなどの経済効果をもたらす¹⁵⁵。
- **雇用・労働（従業員全体の満足度や業務効率の向上）**：障害者を雇用し、障害者と非障害者との接触が増えるにつれ、「障害者と共に働くことで職場のコミュニケーションや人間関係が改善される」などの肯定的な考えを非障害者が持つようになる¹⁵⁶。その結果、従業員の仕事満足度や精神健康度が高まり、経営にも良い影響が見られるようになる。従って、障害者雇用は、コスト削減や業務パフォーマンスの向上につながるといえる¹⁵⁷。
- **ビジネス（市場拡大）**：障害者の就労を促進することにより、障害者の貧困削減・生活水準向上が期待される。また、障害者を対象とした製品開発や販路拡大は、高齢化社会における

¹⁵²障害者権利条約第二十四条「教育」は、障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する権利を実現するために、(a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと、(b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること、(c) 個人に必要な合理的配慮が提供されること、(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること、(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを、締結国は確保することと明記している。

¹⁵³AusAID 2008

¹⁵⁴国土交通省（年不詳）「1. 実践の手引き：ユニバーサルデザインの概念」

¹⁵⁵バリアフリー・ツーリズムとは、高齢者や障害者を対象とした旅行のこと。

¹⁵⁶山崎製パン株式会社は、聴覚障害者の雇用の波及効果として、「従業員同士の連絡事項も障害のない社員側から積極的に『会話』をしていかないと意思疎通が図れないので、従業員同士のコミュニケーションが密になるとともに、職場の従業員全員が助け合う気持ちが生まれ、チームワークが強固になった」と報告している（高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ）。

¹⁵⁷影山 2012 は、2011 年 7 月～2012 年 3 月、「コープかながわ」など横浜を中心とした企業 17 社の非障害者の社員を対象にアンケート調査を実施し、障害者を雇用していない企業と、雇用している企業を比較し、障害者の雇用が企業にもたらす効果を検証した。

消費者ニーズとも合致しており、企業にとっては収益増加、市場拡大、競争力を高める機会となり得る¹⁵⁸（「ボックス 9」参照）。

医療・保健分野（医療関係者の知識向上）：障害に関する教育を医学部の学部教育に導入した結果、学生の障害者に対する「気まずさ」や「気の毒」に思う気持ちが減った¹⁵⁹。障害者自身が学生や医療提供者に、経験した差別的態度、コミュニケーション力や予防医療の必要性、障害者に対するケアの調整がうまくいかない場合に生じる影響などを伝えることによって、医療関係者の知識が向上した¹⁶⁰。このことにより、医療従事者と患者とのコミュニケーションが円滑になり、適切な照会サービスや医療が提供されることが期待される。

ボックス 7：インクルーシブ教育による正のインパクト¹⁶¹

- ・学力向上：障害児が普通学級で勉強できるように、教員は個々の子どもに合わせた指導と、より丁寧な教授法を採り入れることが求められ、その結果、子どもたちの学習成果が全体的に上がった。障害児の言語能力にも効果が確認できた。
- ・相互の学び合い：相互に学び合う姿勢が育ち、非障害児と障害児との相互理解が進んだ。
- ・個人差への着目：機能障害を個人の能力の違いとして捉え、子ども個人に対する理解を実践の基礎に置いて学習指導計画が作られるようになった。
- ・学習体系の見直し：個々の子どもに着目した結果、学力を十分検討した上で、その子にあったカリキュラムが組み立てられるようになった。

ボックス 8：建造物のバリアフリー化にかかるコスト

建造物の設計段階からユニバーサル・デザイン概念を取り入れてバリアフリー化する場合、その費用は建設にかかる総額の 0.5%～1%の費用で済むと推定されている¹⁶²。反対に、事業完成後にバリアフリー化する場合は数倍から数十倍程度のコストが必要になるとされている¹⁶³。

ボックス 9：障害インクルーシブなビジネス¹⁶⁴

アジア太平洋地域では、1993 年から 20 年間、「（第一次、第二次）アジア太平洋障害者の十年」を通して、障害者の生活はさまざまな形で改善されてきたが、障害者の経済活動への参加は限定的だった。しかし近年になって、障害インクルーシブなビジネスという新しい概念が提唱され、状況が変わりつつある。障害インクルーシブなビジネスでは、障害者を顧客、従業員、また

¹⁵⁸国際金融公社（年不詳）「国際金融公社（IFC）による BOP 向け「インクルーシブ・ビジネス」支援」を参照のこと。

¹⁵⁹Graham CL et al. 2009

¹⁶⁰Duggan A et al. 2009

¹⁶¹内閣府 2010

¹⁶²Metts 2000

¹⁶³Ratzka 1995

¹⁶⁴世界銀行グループの一員である国際金融公社（International Finance Corporation：IFC）は、インクルーシブ・ビジネスモデルを、「ビジネスとして成立し、かつ規模を拡大できる事業モデルであり、貧困層に属する人々（BOP）の基本的な商品やサービス、経済的な機会へのアクセスを拡大する」と説明している（IFC ホームページ「国際金融公社（IFC）による BOP 向け「インクルーシブ・ビジネス」支援」を参照のこと）。主要 20 カ国・地域（G20）首脳会議は「G20 チャレンジ：革新的なインクルーシブ・ビジネス」を 2011 年に発足させ、インクルーシブ・ビジネスを事業として展開している企業の中から参加を募りコンテストを実施した（IFC 2012）。国連は、障害インクルーシブ・ビジネスの必要性を強調している（UN 2013）。

事業パートナーとして捉えており、将来性のあるビジネス戦略と認識されつつある¹⁶⁵。アメリカでは、全人口の18.1%を占める障害者を大きな市場と捉え、企業戦略を立てている¹⁶⁶。マサチューセッツ大学の調査によると、回答者の92%が障害者を雇用している企業に良い印象を持ち、87%がそれら企業に仕事を依頼すると述べている¹⁶⁷。

APCDは、日本財団と協力し障害インクルーシブ・ビジネスを推進している。その取り組みの一環として、「ESCAP-笹川賞」を立ち上げ、障害インクルーシブなビジネスを事業として展開している企業を対象としたコンテストを実施している。2013年の受賞者であるシンガポールのホリデーイン・シンガポール・オーチャード・シティセンターは、1991年より障害者を積極的に雇用しており、特別支援学校と連携して、障害者がホテル業界で就職できる能力や技術を身に付けられる仕組みを築いた。現在では、障害者のトレーニングセンターとしての役割を担い、障害者がホテル業界に参入する際の支援を行っている¹⁶⁸。

2-2-2. 障害インクルーシブな開発を実施しない場合の負のインパクト

障害インクルーシブな視点から事業を実施しない、サービスを提供しない場合、障害者の人権が侵害されるだけでなく、経済への負のインパクトが生ずるという報告がある。

- **経済（労働市場から障害者が排除されていることによる経済的損失）**：ILOは、世界の低～中所得国10カ国¹⁶⁹について、障害者が不利な条件に置かれているために潜在的な生産力が発揮できないことや障害者が労働市場から排除されていることによる経済的な損失を計算した。その結果、GDPの3%（ベトナム）から7%（南アフリカ）に相当する額が算出された。
- **教育（教育へのアクセス欠如による就労機会の減少）**：障害児・者への教育を保障した場合、就労機会が増加し正の経済的効果を生む¹⁷⁰が、教育へのアクセスが不十分であるために、多くの障害者が就労の機会を逃している。
- **雇用・労働（障害者に習得機会が与えられている技能と労働市場ニーズの不一致）**：「視覚障害者は電話交換手や手工芸に向いている」といった障害者に対する固定観念に基づき、訓練の機会が特定の技能に限定される場合、個々の障害者の能力が十分に発揮されず、また、習得した技能が労働市場のニーズに合致せず、収入に結びつかない場合が多い。
- **社会保障（雇用支援の欠如による雇用保険への依存の高まり）**：社会保険制度の1つである給付型の雇用保険制度は、現金給付のみで、障害者の雇用につながる直接支援は含まれていない。したがって、障害者の失業率の上昇と共に雇用保険受給者数が増え、多くの国で財政負担となっている。多くの先進国では、障害者の雇用を促進しない給付型の政策から、雇用を支援する就労復帰型の政策（Return to Work: RTW）へと移行している¹⁷¹。開発途上国においても同様の対策は適切であろう。

¹⁶⁵APCD 2012

¹⁶⁶U. S. Department of Justice 2006.

¹⁶⁷Sipersteina, Romanob, Mohlera and Parker 2006:6

¹⁶⁸ESCAP-Sasakawa Award. n.d. "Disability-Inclusive National Enterprise of The Year: The Holiday Inn Singapore Orchard City Centre".

¹⁶⁹10カ国とは、中国、タイ、ベトナム、エチオピア、マラウィ、ナミビア、南アフリカ、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ (Buckup 2009)。

¹⁷⁰WHO and World Bank 2011a

¹⁷¹就労復帰政策（Return to Work: RTW）は、増大する社会保障費を抑制し、その結果長期的に社会保障制度の財源確保に貢献することが期待されている（WHO and World Bank 2011a）。国際社会保障協会は、職場復帰の成功事例を紹介している（国際社会保障協会 2012）。

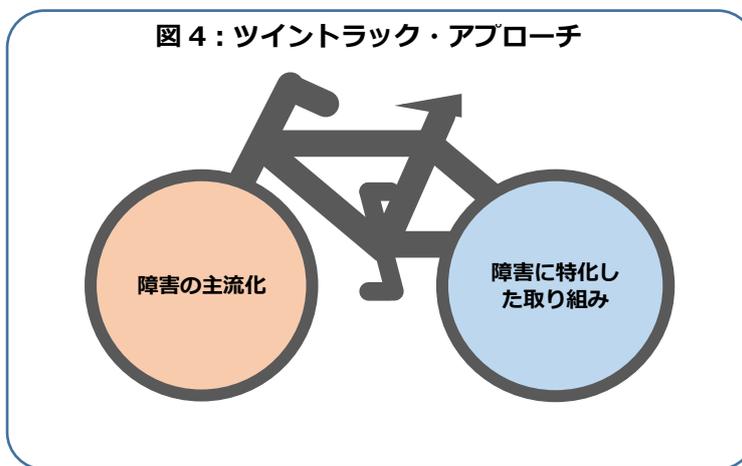
2-3. 「障害と開発」のアプローチ

「障害と開発」の目的である、「すべての障害者の人権の尊重、完全参加と平等およびインクルーシブな社会の実現」を達成するためにはさまざまなアプローチがあるが、国際的に認知されているのがツイントラック・アプローチである¹⁷²。その他、当事者中心、アクセシビリティ、地域社会に根差したアプローチ、障害啓発などの取り組みも重要である¹⁷³。

2-3-1. ツイントラック・アプローチ (Twin-Track Approach)

(1) ツイントラック・アプローチとは

ツイントラック・アプローチとは、「障害主流化の取り組み」と「障害に特化した取り組み」を並行して実施するアプローチである。両者の取り組みは明確に分かれておらず相互補完的である¹⁷⁴。



障害主流化の取り組み：障害主流化の取り組みとは、開発におけるすべての取り組みにおいて障害の視点を反映し、障害者が受益者あるいは実施者として計画策定や活動実施を含む一連のプロセスへ参加することを保障することである¹⁷⁵。例えば、プロジェクトにおいて建設する施設をバリアフリー化する、プロジェクト対象地域の

住民の中から障害者が排除されないように、障害関連のデータを収集・分析する、住民との意見交換の場に障害者の代表の参加を得るなどの取り組みである。

障害に特化した取り組み：障害者やその家族を主たる受益者とした取り組みのこと。例えば、障害者リーダーの育成などのエンパワメントの取り組み、障害者の機能障害に対するリハビリテーション、障害者の能力構築のための技能訓練や研修、車椅子製作などの補助具の質向上に関する技術支援の取り組みなどである。

¹⁷²ツイントラック・アプローチは、2000年初めに DFID などが主にジェンダーに関して、ジェンダーに特化した取り組みとジェンダー主流化の取り組みの2つを並行して行う取り組みとして導入した。

¹⁷³例えば、国連の障害と開発のハイレベル会合の成果文書では、啓発と障害当事者のエンパワメントやツイントラック・アプローチ、『世界障害報告書』ではツイントラック・アプローチや当事者中心、WHO の「世界障害行動計画 2014-2021」では、障害者権利条約、ユニバーサル・ヘルス・ケア、ライフコース・アプローチ、多分野（包括）アプローチ、当事者中心アプローチ（障害者のエンパワメント）が重視されている。

¹⁷⁴久野・Seddon 2003

¹⁷⁵「障害主流化」に関し、世界的に使用されている定義はない。本指針では、国連によるジェンダー主流化の定義を参考に、障害主流化とは、政策、指針、事業実施などを含む開発そのものにおいて障害を分野横断的課題としてとらえ取り組むこととする。

表 2：ツイントラック・アプローチを採用した分野ごとの取り組み事例

分野	障害主流化の取り組み	障害に特化した取り組み
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建造物のバリアフリー化 ・ 情報保障（手話通訳、視覚障害者への電子データの提供など） ・ 各種統計などの収集・分析の際に障害に関するデータも含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者リーダー育成 ・ 当事者団体育成
医療・保健	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療従事者の障害理解の促進、障害者のニーズや障害を配慮したサービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリテーション専門職の育成 ・ 車椅子製作など技術支援 ・ 障害の早期発見・支援
雇用・労働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練校や雇用支援施設の職員への啓発活動 ・ 障害に配慮した雇用プログラム策定 ・ 障害に配慮したマイクロファイナンス事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者を対象とした職業訓練
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ インクルーシブ教育を実現させるための教師の能力向上 ・ 非障害児や学校関連者を対象とした啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字・音声図書の整備 ・ 障害児個人の能力に合わせた学習計画の策定

(2) なぜツイントラック・アプローチが必要なのか¹⁷⁶

ツイントラック・アプローチを構成する「障害主流化の取り組み」と「障害に特化した取り組み」は相互補完的なものであり、ふたつを組み合わせることによって、社会や環境の変化と障害者のエンパワメントの双方が促進される¹⁷⁷。それぞれの取り組みについて重要なポイントを以下に記す。

障害主流化の取り組み

障害主流化の取り組みは、受益者の中に障害者がどの程度含まれ、どのような状態なのかといった障害に関する情報を把握することから始まる。その結果をもとに、アクセシビリティや情報の保障といった合理的配慮に十分注意し、事業の実施過程に障害者が参加でき、成果が障害者にも等しく行き渡るようにする。このような取り組みを推進するためには、実施者を含む関係者への障害に対する理解を深め、セクター・省庁間の連携協力を強化し、地域社会に根ざした取り組みを実施する必要がある。

開発の障害分析：開発の障害分析とは、開発政策や具体的なプロジェクトを障害という視点から分析することである。障害分析を行うために、フィンランド国立福祉・保健調査開発センター（National Research and Development Centre for Welfare and Health in Finland: STAKES）は、「開発における障害の視点：包括的計画の手びき」と開発事業の「障害分析チェックリスト

¹⁷⁶ツイントラック・アプローチの必要性と有効性については、久野・Seddon 2003: 56 を参照のこと。

¹⁷⁷社会や環境が障害者の自立や社会への参加を実現していく方向に変わっていくことを、社会・環境可能性の拡大（enablement）と呼ぶ（久野 2012）。

(Rapid Handicap Analysis: RHA) 」を 1996 年に開発した。これは、国連が障害の視点を開発に反映させる必要性を提起したことを受け、障害に配慮した事業計画を立てるツールとして作成されたものである。その後、障害に関する事業経験を豊富に有する国際 NGO の CBM が RHA を改訂して分析ツールを開発した（「ボックス 10」参照）¹⁷⁸。

ボックス 10：障害分析チェックリスト (Screening Tool for Rapid Disability Screening Analysis)

- 1) 計画されている事業の中に障害に関連する活動やプロジェクトは含まれるか？
- 2) 事業において対応しようとしている課題が障害とどのように関連しているか分析は行われたか？
- 3) 障害インクルーシブな取り組みを行う上で重要となる関係者を確認し、参加を得たか？
- 4) プロジェクトの目的は、障害者の権利や障害インクルージョンに関する国際条約や政策などと整合しているか？
- 5) 受益者および協力者として障害者がプロジェクトへ参加できるようなアクセシビリティは保障されているか？
- 6) プロジェクトに負の影響を与える内的・外的要因（リスク）の分析に障害の視点が盛り込まれているか？
- 7) 障害者の参加の割合は適切か？
- 8) 障害インクルーシブにするために必要な経費やリソース、時間が計画に反映されているか？
- 9) 障害（者）の視点からみた持続性が確保される活動計画になっているか？
- 10) 障害に配慮したモニタリングおよび評価が計画されているか？
- 11) 全ての過程において障害に十分な配慮がされているか？

障害に特化した取り組み

障害に特化した取り組み¹⁷⁹の主な目的はエンパワメント¹⁸⁰で、障害者が他の人々と等しくすべての人権を享有するために、障害者や家族、関係者のさまざまな能力の獲得を支援する取り組みである。これには、例えば、障害者リーダーの育成、障害者団体の育成、医療やリハビリテーションといった障害者の機能や能力向上への取り組みの充実などがあり、これらに関わる専門職の育成や制度・サービスの形成なども含まれる。エンパワメントの定義や分類はさまざまであるが、本指針では、能力の強化（ability）、集団の意思決定への参加（political participation）、社会を変えていく行動主体となること（agents of change）の 3 つに分類し説明する¹⁸¹。

¹⁷⁸CBM 2012

¹⁷⁹『世界報告書』第 9 章の勧告 2 では、障害に特化した取り組みやサービスへの投資が推奨されている。

¹⁸⁰WHO の『CBR ガイドライン』における「エンパワメント」では、以下の要素が重要とされている。①啓発とコミュニケーション：セルフ・アドボカシー、障害者自身が彼らのニーズなどについて声を出していくこと。②コミュニティの参加：障害者のニーズが反映されるように、コミュニティ自体がエンパワーされる必要がある。③政治参加：意思決定の強化、④自助グループ：インフォーマルな集まりの中で情報共有や問題解決をし、自信などを獲得していくために重要な役割を果たす。⑤障害者団体：障害者団体を支援することは障害者自身のエンパワメントに繋がる。

¹⁸¹3 つのエンパワメントに関しては、Kuno 2010 を参照のこと。

エンパワメントに向けた取り組み 1：能力の強化（ability）

体力、学力、技術力、職業遂行力など個人のさまざまな能力は、ケイパビリティ・アプローチでいえばケイパビリティを向上するために重要な要素の一つである「個人」の要素にあたる。その強化の方法としては、医療、リハビリテーション、職業訓練、各種技能・能力強化研修、起業のための研修などがある。

エンパワメントに向けた取り組み 2：集団の意思決定への参加（political participation）

障害者権利条約十二条「法律の前にひとしく認められる権利」では、すべての障害者は法的能力を享有することを明示している。障害者本人の意思を確認しない、代理人による意思決定を強制するなど、これまで、多くの障害者はコミュニティ（家族、地域社会、国家など）の意思決定過程から排除されてきた。このような排除をなくすために、障害者団体の強化・育成、障害者のリーダー研修、障害者団体のネットワーク構築支援などを通して、集団の意思決定への参加を強化することが重要である。

エンパワメントに向けた取り組み 3：社会を変える行動主体となる（agents of change）

障害者は、サービスの提供者や実施者となり、社会を変革していく行動主体（エージェント）であり¹⁸²、当事者が変われば家族や地域が変わり、地域が変われば地域と当事者の関係が変わる¹⁸³。これはケイパビリティ・アプローチの「エージェンシー」にあたる。自立生活センターに代表されるような障害者団体の事業実施団体としての機能強化の取り組みや、知的障害者の本人活動（self-advocacy）¹⁸⁴といった、障害当事者が主体となって社会を変えていく活動を推進することが重要な取り組みとなる。

2-3-2. その他のアプローチ

(1) 当事者中心

なぜ当事者中心のアプローチが必要なのか？：当事者中心アプローチとは、障害者が中心となってさまざまな意思決定や事業の実施がなされていくことである。政策や計画の策定過程において、障害者のニーズをもっとも理解している障害者自身が意思決定などに加わることが必要である。障害者権利条約の形成過程においても、「私たち抜きに私たちのことを決めないで（Nothing About Us Without Us）」をスローガンに、多くの障害者が役割を担い、同条約の批准や実施に向けて政府機関などへの働きかけを行っている。持続性の観点からも、このような参加型開発のアプローチが重要である。

以下、正のインパクトの事例である。

¹⁸²Freire 1993.

¹⁸³中西・上野 2003

¹⁸⁴本人活動とは、知的障害者が主体となって行う当事者活動のこと。例えば、当事者が意見発表、権利主張、意思決定などの活動を行う。

- 障害者が中心的役割を担って実施側に関わることで障害者の状況とニーズを的確に把握し、事業に反映させることが可能となり、より高い効果を上げることができた¹⁸⁵。また、障害者が障害者に対してインタビューすることで、インタビューを受ける側から本音を引き出しやすくなり、より正確なデータを取得することができた。（JICA の事例：パキスタン [付録 2-8]）
- 障害者による協力活動そのものが、自立や社会参加のロールモデルとなり、他の障害者の生活様式や生き方の参考となった。（JICA の事例：APCD [付録 2-1]、ミャンマー [付録 2-2] マレーシア [付録 2-9]）
- 障害者が積極的に地域社会に出ていき、バリアフリー社会の促進のため働きかけた結果、当障害者の家族やコミュニティ、地方行政官、中央の政策決定者といった非障害者とも積極的に接点を持つことになり、障害に対する理解を促進した。（JICA の事例：フィリピン [付録 2-7]）

当事者の参加方法：2 つに大別できる。1 つは協力を実施する側からの障害者の参加であり、もう 1 つは相手国の障害者の参加である。具体的には以下のような事例がある。

- 実施側の取り組み
 - ✓ 専門家としての障害者の派遣
 - ✓ 本邦研修講師としての障害者や障害者団体の活用
- 相手国での取り組み
 - ✓ 計画から実施、モニタリングや評価などすべての意思決定過程における現地の障害者代表の参加の確保
 - ✓ 障害の多様性を考慮した代表の人選
 - ✓ プロジェクトメンバーとしての障害者の雇用・採用
 - ✓ 障害者を対象とした能力強化研修

JICA の取り組み：障害者が ODA 事業に参加していくための調査と方策の検討（1995 年、1996 年）¹⁸⁶の結果をふまえ、JICA は、以下の当事者中心の取り組みを実施している。

- 障害者の専門家（77 人）、調査団員（18 人）、ボランティア（12 人）を派遣した（1991 年～2014 年 6 月）¹⁸⁷。盲ろうや四肢麻痺など重度の機能障害のある障害者の派遣も行っている。併せて、介助者派遣するなど合理的配慮をしている。その目的は、当事者のエンパワメントを目的としたピア・カウンセリング、当事者リーダー育成、自立生活支援、バリアフリー化など多岐にわたる。
- 研修事業においてはアクセシビリティの保障と合理的配慮を行うことによって障害者を受け入れている。特に、1986 年から実施している障害者のリーダーシップ強化を目的とした研

¹⁸⁵障害者の意見を反映せずに物理的アクセシビリティを改善しようとすると、実際には使いづらい機器を導入してしまう、対象者が極少数に限定されてしまう、そのため新たに機器を調達しなければならないといった非効率な結果を招く場合もある。

¹⁸⁶1995 年と 1996 年に、わが国の障害者の現状、障害者の国際協力参加のニーズ、制約要因を分析し、わが国が実施する ODA 事業において障害者に十分に配慮し、障害者が今後一層 ODA 事業に参加していくための方策を検討した（国際協力機構 1995、国際協力機構 1996）

¹⁸⁷専門家と調査団員については、人間開発部で把握している範囲の人数であり、網羅的ではない。

修では、各国の障害者リーダーに対し、障害者の自立のためのさまざまな情報や手法を伝え、日本の障害当事者リーダーが講師となり、自らの体験に基づいて、障害者の地域での自立するための実践的な取り組みを伝えている。2012年度までに全世界から223人が参加し、研修を受けた障害者は、自国で障害者運動のキーパーソンとしてさまざまな分野で活躍している¹⁸⁸。

ボックス 11：自立生活運動－当事者による事業実施

自立生活運動とは、重度障害者が必要に応じて適切な介助を得ながら、自分の意思で地域社会の中で生活することを目指す運動であり、1960年代にアメリカで始まり、70年代から日本でも実施されてきた。現在では、世界各国に自立生活センターが設立されている。自立生活センターは、最も良いサービスを提供していくためには、障害者自身がサービスの利用者から提供者になることが重要であると考え、事業実施責任者と運営委員の過半数が障害者であり、利用者のニーズが運営に反映されるシステムを構築している。権利擁護と情報提供を基本に、介助サービス、ピア・カウンセリング、住宅サービス、自立生活プログラム（生活技能を学ぶこと。例えば対人関係の作り方、介助者との接し方、住宅、性について、健康管理、トラブルの対処法、金銭管理、調理、危機管理、社会資源の使い方など）なども提供している。JICAはタイやコスタリカ、マレーシアで自立生活センター設立を支援した（JICAの事例：タイ〔付録2-1〕、コスタリカ〔付録2-4〕マレーシア〔付録2-9〕）。

ボックス 12：ピア・ボランティア－社会参加のロールモデルとして

ピア・ボランティアとは、障害者自身がボランティアとなり開発途上国の障害（者）問題の解決に取り組むことである。同じ障害者としての共感をもとに、開発途上国の障害者のエンパワメントを促すアプローチとして高い効果が確認されている。開発途上国の障害者および関係者にとって、ピア・ボランティアは社会参加のロールモデルの役割を担う¹⁸⁹。JICAでは既に10人以上のピア・ボランティアを長期・短期で派遣している。

(2) アクセシビリティ

なぜアクセシビリティ確保のためのアプローチが必要なのか？：アクセシビリティとは、施設やサービス、製品などが使えることを意味する。障害者の貧困削減や、経済的・社会的・政治的参加を促進するには、教育、医療、労働などへのアクセシビリティの確保が鍵となる¹⁹⁰。アクセシビリティは目的でもあり、また諸サービスを利用するための手段でもある。例えば、公共交通機関が使用可能であることそれ自体が重要な目的であり、また、公共交通機関を使うことにより、障害者の通勤や通学の手段が可能となり、生計の向上などにつながる。ポスト MDGs や SDGs のようなポスト 2015 年の開発枠組み（「第 1 章 1-3-2.」参照）でも、アクセシビリティは重要な課題であり、そのためのコストは不可欠な投資と認識されている。

¹⁸⁸国際協力機構 2013a:5

¹⁸⁹久野（編）2012

¹⁹⁰UN 2013、障害者権利条約第九条「施設及びサービス等の利用の容易さ」

ボックス 13：障害者権利条約とアクセシビリティ

障害者権利条約第九条「施設及びサービス等の利用の容易さ」では、アクセシビリティは、障害者の自立した生活、完全参加と平等およびインクルージョンを保障する必須条件であると、アクセシビリティの重要性を強調している。締約国に対し、特に次の事項について、障壁を明らかにし、撤廃することを義務付けている。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。その他、投票場や生活排水場なども含む）。

(b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む）。

携帯電話などの情報通信技術（ICT）は、高齢者や障害者にとってもさまざまな恩恵をもたらすものとして期待されている。例えば、インターネットでの情報提供が行われるようになったことで、視覚障害者が画面読み上げソフトを利用することにより情報を得られるようになってきている。また、これまで聴覚障害者の多くは人に依頼して電話をかけていたが、今では電子メールや動画による手話で直接コミュニケーションを取るなど、情報の発信・収集が容易になりつつある。このように ICT を用いることで、特に視覚・聴覚障害者を取り巻く環境は改善されてきている

191。

具体的な取り組み：アクセシビリティの確保のためには、ユニバーサル・デザインの採用と、障害者のニーズに即した合理的配慮を行うことが重要である。ユニバーサル・デザインを採用することのメリットについては、「2章 2-2-1. 障害インクルーシブな開発を実施した場合の正のインパクト」で述べた通りである。以下、アクセシビリティの保障の例を挙げる。

- **雇用・労働：**被雇用者が車椅子利用者の場合には、雇用主は必要に応じてスロープや車椅子用のトイレを設置し、視覚障害者に対してはコンピューター画面読み上げソフトの導入や書類を電子データ化し、聴覚障害者に対しては会議に手話通訳や要約筆記を手配し、知的障害者には職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を提供、精神障害者に対しては勤務時間を調整するなどの必要な措置を講ずる。
- **教育：**必要な知識と技術を有した教員や支援員などの確保とそのための研修の実施、施設や設備のバリアフリー化、個別ニーズに基づいた教育計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成・教材作成など¹⁹²。

JICA のアクセシビリティに関する実績

- 道路、鉄道、港湾、空港などの運輸交通インフラの整備事業では、特に空港や地下鉄などの都市交通や学校・病院建設において JICA は既にユニバーサル・デザインを採用している。例えば、ユニバーサル・デザイン設計について障害者団体と協議し、障害者の意見を反映させた。

¹⁹¹総務省 情報通信政策局 情報通信利用促進課が ICT を活用した障害者の社会参加の事例集を発表している（総務省 2006）。

¹⁹²例えば、障害の状態に応じた専門性を有する教員などの配置、障害の状態に応じた適切な施設整備、点字、手話、デジタル教材などの確保（デジタル教材 ICT 機器などの利用）など（文部科学省 2010）。

- ・農村開発のプロジェクトで市場の物理的アクセシビリティを改善した（JICA の事例：パプアニューギニア [付録 2-20]）。
- ・農村の障害者のアクセシビリティに取り組んだ（JICA の事例：フィリピン [付録 2-7]）。
- ・既存の職業訓練機関のアクセシビリティ改善を進めた（JICA の事例：ルワンダ [付録 2-10]）。
- ・2003 年より、ヨルダン事業など、さまざまな技術協カプロジェクトにアクセシビリティの専門家を派遣し、アクセシビリティの改善支援を実施している。

ボックス 14：日本のアクセシビリティに関する知見

- ・ 1980 年代：日本政府は、アジア太平洋地域において、ESCAP を通じて、物理的アクセシビリティ、Non-Handicapping Environment (NHE) を積極的に啓発するようになった。
- ・ 1988 年：NHE 構築に関する第 3 回国際専門家セミナー（開発途上国におけるアクセシビリティ問題）を東京で開催した。
- ・ 1996 年：アクセシブルな電子書籍の国際規格である DAISY (Digital Accessible Information System) の開発を、日本とスウェーデンの図書館関係団体が主導して開始した¹⁹³。
- ・ 1997 年：福祉社会と学術研究を促進するために、日本福祉のまちづくり学会（Japanese Association for an Inclusive Society: JAIS）が設立された。JAIS には日本のアクセシビリティに関する経験と専門知識が蓄積されている。
- ・ 2001 年：高齢者や障害者に配慮した各種製品・サービスの規格作成に関する国際指針である「ISO/IEC ガイド 71 規格作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン」¹⁹⁴ 策定において、日本がリーダーシップをとった。各国での規格作成の過程において配慮すべきことが明記され、国際標準機構（International Organization for Standardization: ISO）としては初めて「点字版」が発行された。これらの規格にもとづいた製品の開発や普及も進んでいる。
- ・ 2002 年：日本政府はタイ政府と協力して APCD を設立し、NHE 研修を含む障害関連の研修とフォローアップ事業を通じてアジア太平洋地域における障害者と政府職員の能力開発に取り組んだ。日本のアクセシビリティの経験と専門知識が地域内の国々に良い事例として共有された。
- ・ JICA は、アクセシビリティの専門家を ESCAP、タイ、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、南アフリカ、ヨルダン、ルワンダなどに派遣し、ユニバーサル・デザインやバリアフリーを促進している。
- ・ 2010 年：「JIS S 0042 高齢者・障害者配慮設計指針：アクセシブルミーティング」¹⁹⁵が発行された。この規格は、高齢者および障害者が参加する会議を安全かつ円滑に運営するため

¹⁹³DAISY とは、従来の出版物を読むことができない人のニーズを満たすために開発されたアクセシブルな電子書籍の国際規格である。高度な相互運用性があるため、Windows、iPad、iPhone、Android、Linux、各種携帯電話と、この規格に基づく製品が開発されており、無償で誰でも使えるため広く普及している。40 カ国以上の図書館と障害者支援団体から成る国際非営利法人である DAISY コンソーシアムが規格の開発と維持を行っている。最新版である DAISY4 規格は米国の ANSI/NISO Z39.98-2012 として認証されている（エックス都市研究所 2013:vii）。詳細は、本部（スイス）の DAISY Consortium や日本 DAISY コンソーシアムのホームページを参照のこと。

¹⁹⁴日本が提案し、議長国となって作成作業を進めた（日本工業調査会 2002）。

¹⁹⁵日本規格協会（年不詳）「JIS S 0042:2010 高齢者・障害者配慮設計指針—アクセシブルミーティング」

に、会議主催者が支援機器の使用方法などに関して配慮すべき事項について規定している。この規格が国際規格となるよう日本は ISO に提案している。

- 2013 年：視覚障害、その他のさまざまな読むことに関する機能障害（Print Disability）のある人々の情報へのアクセスの機会均等を実現するために、外務省が、フィリピン、インド、ブラジル、タイにおいてニーズ調査を実施した¹⁹⁶。その目的は、日本の中小企業などが強みを持つユニバーサル・デザインの技術と製品、それと連携する支援技術や人材養成ノウハウを活かして、対象国における抜本的かつ持続的な問題解決に貢献すること、また、これら中小企業が国内外で事業展開するために ODA 支援ニーズを把握することであった。
- 2013 年：支援技術開発機構は、日本財団と国連経済社会局（United Nations Department of Economic and Social Affairs : UN DESA）の協力のもと、「障害と開発」に関する国連ハイレベル会合の成果文書をアクセシブルなマルチメディアのフォーマットで会議参加者に配布した¹⁹⁷。これは、国連総会において正式文書をアクセシブルなマルチメディア(手話と録音を含む)で提供するはじめての試みであった。

(3) 地域社会に根ざしたアプローチ

なぜ地域社会に根ざしたアプローチが必要なのか？：障害者が日常生活レベルで社会参加を実現するには、単一分野の取り組みやトップダウンの縦割りの取り組みだけでは不十分であり、障害者が住む地域社会が障害を適切に理解し、障害者が社会参加できるよう環境を整える取り組みに携わることが重要である。つまり、地域社会と共に、包括的に障害と開発に取り組んで初めて、障害者の社会参加が実現する。この視点から、障害者も含む地域社会が主体となり、地域社会に適した活動を展開する、地域社会に根ざした参加型アプローチが注目されている。

具体的な取り組み - CBR から CBID へ：開発途上国における有効なアプローチとして実践されているのが「地域社会に根ざしたリハビリテーション（Community-based rehabilitation: CBR）」である。CBR は、1970 年代後半から 80 年代の初期に WHO などによって開始された。有効性が高いと評価され¹⁹⁸、現在では世界 90 カ国以上で実践されている。

CBR は、当初、地域社会の資源を活用したリハビリテーション・サービスの提供に焦点を当てていた。しかし 2000 年以降、MDGs を達成するには障害に取り組まなければならないとの認識が高まり、さまざまな対策が協議されるようになった。この過程で、障害者の生活と社会参加に重点を置き、より包括的な社会開発アプローチである「地域社会に根ざしたインクルーシブな開発（Community-based inclusive development: CBID）」が推進されるようになった¹⁹⁹。この動きは、2006 年に障害者権利条約が採択され、障害が人権課題として認識されると、更に加速した。2010 年に WHO が発行した『CBR ガイドライン』では、「CBR は国連障害者権利条約を実践し、CBID を実現するための実用的な戦略」と位置付けている。

¹⁹⁶ エックス都市研究所 2013

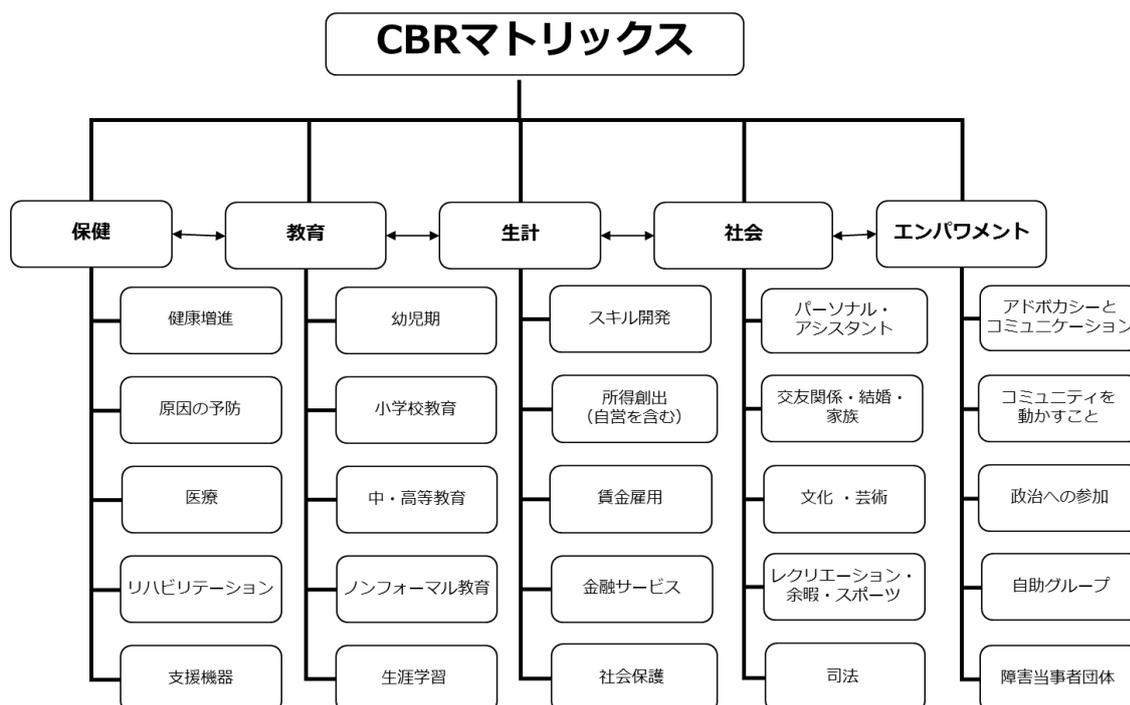
¹⁹⁷ 詳細は、Assistive Technology Development Organization (ATDO) が DAISY を活用して作成した「[国連ハイレベル会合の成果文書](#)」を閲覧できるウェブサイトを参照のこと。

¹⁹⁸ WHO 2010b CBR のインパクト評価については、Biggeri, Mrio, Sunil Deepak, Vincenzo Mauro et al. 2012 を参照のこと。

¹⁹⁹ 例えば、「CBR ネットワーク・パキスタン」は、その名称を「CBID ネットワーク・パキスタン」と改め、2013 年には、CBID を達成するための戦略を策定した（CBID Network Pakistan 2013）。

CBR マトリックス : CBR をより包括的な社会開発の取り組みとして進めるために、WHO が作成したのが CBR マトリックスである。この CBR マトリックスは、障害者の生活を包括的に捉え、障害者の社会参加を実現するには、地域社会のさまざまな組織や活動と連携する必要があることを示唆している。マトリックスは、CBR が取り組むべき領域を保健、教育、生計、社会、エンパワメントの5つに分け、それぞれに5つの課題分野を設定している²⁰⁰。マトリックスはその整理の仕方から縦割り事業のように誤解を招く恐れがあるが、それぞれの活動は相互に関わり合っており、横断的に取り組むべきものである。

図 5 : CBR マトリックス



原典：世界保健機関（2011）CBR Guidelines

出典：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会（訳）

JICA の CBR に関する実績 : JICA では 1990 年代より積極的に CBR を支援している。技術協カプロジェクトやボランティア派遣において CBR の実施を直接支援するほか、地域別研修の実施や、CBR に関する国際会議への講師派遣を通じた支援も行っている。主な実績は以下のとおり。

- 技術協カプロジェクト：タイ（アジア太平洋障害者センター[APCD]プロジェクト）、エジプト（地域開発活動としての障害者支援プロジェクト）、コスタリカ（ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト）、マレーシア（障害者の社会参加支援サービスプロジェクト）
- 個別案件（専門家派遣）：シリア、ウズベキスタン

²⁰⁰WHO 2010

- ボランティア派遣：マレーシア、スリランカ、ヨルダン、シリアなどに CBR の実施を支援するボランティアを派遣。スリランカ（2008 年）、パプアニューギニア（2010 年）、タイ（2013 年）では、CBR および CBID に関して、近隣諸国で障害分野に従事しているボランティアを対象とした広域研修を実施した。
- 研修事業：地域別研修として、中東地域で 2007 年から 2009 年まで CBR 事業促進のための研修を実施。国別研修ではヨルダン、マレーシア、コスタリカなどで CBR に関する研修を実施。
- CBR に関する他の援助機関との連携実績については、「第 1 章 1-4-2. JICA における障害と開発の取り組み」を参照のこと。

(4) 障害啓発

なぜ障害啓発が必要なのか？：障害者が開発から排除される一因として、開発に関わる人々や一般の人々が障害と障害者に対する誤解や偏見を持っていることが挙げられる。プロジェクト関係者が「障害者は自分のプロジェクトの受益者ではない」、「障害者は特別な存在であり、一般の開発の枠組みにおいて扱うのではなく、特別な政策と介入方法が必要である」と考えている限り、開発における障害インクルージョンは進まない。同様に、「障害者はかわいそうな存在で助けるべきだが、私たちと同じように通学したり働いたりするのは無理だ」と非障害者が認識している場合、障害者の教育や就労の実現は進まない。障害に対する誤解や偏見を取り除くための啓発は、障害者権利条約においても重視されている。

具体的な取り組み：啓発の対象は、プロジェクト関係者、障害者の家族も含めた地域社会の人々、障害者の 3 つに大別することができる。具体的にはプロジェクト関係者、政策策定者、民間事業者や一般市民、教育関係者、行政機関、その他の関係機関・関係者、地方行政機関と連携して公共サービスを担っている NGO、民間セクターなどを含む²⁰¹。啓発の内容は、障害理解に加え、障害に関する政策や利用できる制度・サービス、合理的配慮や具体的な支援の方法など多岐にわたり、対象に合わせて必要な内容を選択する。啓発の方法は、研修の実施やイベント、ラジオやテレビ、新聞などのメディアの活用、障害平等研修（Disability Equality Training: DET）などさまざまである。啓発活動は当事者中心で行うことが重要である²⁰²。そのために、活動の一部を障害者団体に委託する方法もある²⁰³。

ボックス 15：障害平等研修（Disability Equality Training: DET）

障害平等研修とは、「障害の社会モデル」を基礎にした障害啓発の方法で、障害者自身が研修講師（ファシリテーター）となり、発見型学習という手法を用いて行う。社会的排除を障害として理解し、具体的な解決方法を考える研修である²⁰⁴。

²⁰¹ フィリピンでは、障害者政策はあるが、周知されていないために、政策の効力が低い（森・山形 2013）。

²⁰² 当事者中心で取り組みを実施する正のインパクトについては「2 章 2-3-2. その他のアプローチ (1) 当事者中心」を参照のこと。

²⁰³ USAID は、エクアドルでのスタッフや政府職員などへの研修を Mobility International USA に委託している (Mobility International USA 2007)。

²⁰⁴ Gillespie-Sells, K. and J. Campbel 1991

障害啓発に関する JICA の実績： JICA は 2004 年から障害啓発としてプロジェクトにおいて障害平等研修（DET）を導入し、これまで、社会開発・エンパワメントを主目的とする 10 のプロジェクトで研修を実施している²⁰⁵。27 カ国で実施し²⁰⁶、180 人を超える DET トレーナーを育成し、マニュアルも作成した²⁰⁷。

これらのプロジェクトでは、プロジェクト関係者や地域社会が「障害の社会モデル」への理解を深めるうえで、「障害の社会モデル」の啓発と定着を目的とした DET が効果的であった。マレーシアでは、DET が福祉局職員研修に組み込まれ、民間企業の研修としても定着している。フィリピンの「地方における障害者のためのバリアフリー環境形成プロジェクト（障害者に優しいまちづくり）」では、パンフレット、研修、セミナー、視察旅行、人形劇、スポーツ大会、壁画コンクールなどを通じて、村レベルでの啓発活動が実施された。これ以外にも、「30 分でわかる！ 開発に役立つ障害入門」という JICA-NET 教材も作成している。JICA バングラデシュ事務所ではボランティアに対して実施する「赴任 3 カ月研修」²⁰⁸に障害啓発研修を組み込んでいる（「ボックス 16」参照）。

ボックス 16：ボランティア対象の障害啓発研修 - バングラデシュの事例²⁰⁹

JICA バングラデシュ事務所では、2012 年 11 月より、バングラデシュに派遣されたすべてのボランティアを対象にした「赴任 3 カ月研修」に、「障害と開発」に関する研修を取り入れている。この取り組みが始められるきっかけは、地元の障害者支援団体に障害者（弱視）を短期ボランティアとして派遣したことだった。このボランティア派遣により、他の JICA ボランティアが、同じ仲間として障害者と接する中で、障害の視点を事業に組み込むこと（主流化）の重要性に気づくなどの大きな成果が得られた。そこで事務所では、その後派遣された JICA ボランティアがこの気づきを共有したうえで各々の活動に取り組めるように、障害啓発研修を実施することにした。

研修を計画・実施するのは、障害分野で活動するバングラデシュの NGO の Centre for Disability in Development (CDD) である。研修は現地語（ベンガル語）で実施されるため語学訓練も兼ねており、1 つの研修で 2 つの効果を狙っている。研修の締めくくりとして、ボランティアは障害インクルージョンに向けた各自の行動計画を作成する。

研修を受けたボランティアからは、「障害者について考える良い機会となった」、「活動において障害に関わる可能性が高いので勉強になった」、「ファシリテーション手法が役立つ」などの感想があった。また、実際の活動において、村落開発普及員などの巡回型の隊員は、「障害のある住民と接する際に研修で学んだことを参考にしている」、感染症（フィラリア症）対策隊員は、「患者をケアする際に研修での学びを活かしている」などの成果が報告されている。今後の事業として「世界の笑顔の為に」プログラムを通じた車椅子供与、短期で車椅子バスケットの指導員（障害当事者）を派遣するなどのアイデアも出始めている²¹⁰。

これら成果をふまえ、2014 年には、研修対象者をボランティアのみならず、JICA 関係者すべてに広げ、所員、ナショナルスタッフ、専門家に障害啓発研修を実施した²¹¹。

²⁰⁵プロジェクトとして取り組んだ国は、マレーシア、タイ、パキスタン、フィリピン、コスタリカ、ルワンダ、キルギスタン、ウズベキスタン、ヨルダン、エジプト。

²⁰⁶アフガニスタン、エジプト、バングラデシュ、コスタリカ、インドネシア、キルギスタン、モルディブ、マレーシア、ネパール、パキスタン、フィリピン、ルワンダ、シンガポール、タイ、ウズベキスタン、ヨルダン、インド、パプアニューギニア、シンガポールなど。

²⁰⁷詳細は DET フォーラムの[ホームページ](#)を参照のこと。

²⁰⁸赴任 3 カ月研修における「障害と開発」研修の主な目的は、の現場や農村開発活動などの視察を通して、今後の協力隊活動の一助となるような学びを得ること、また、コミュニケーション能力の更なる向上である。NGO の研修プログラム参加および視察、担当調整員との間で個別に隊員活動や任地での生活に関する意見交換などを行って、今後のボランティア活動の目標設定や方向付けの一助とする。

²⁰⁹バングラデシュ事務所ヒアリング（2014 年 2 月）

²¹⁰2020 年の東京オリンピックに向けて関係するボランティア OB・OG への声掛け、「世界の笑顔の為に」プログラムを通じた車椅子供与、短期で車椅子バスケットの指導員（当事者派遣）を派遣するなど。

²¹¹研修期間は、日本人所員、ナショナルスタッフ、専門家は 1 日、ボランティアは 3 日間。

3章 JICA の協力の方向性

3章の概要

前述の「障害と開発」に関する国際社会の潮流や、日本政府による障害者権利条約の批准、日本の比較優位性などをふまえ、JICA が重要とすべき取り組みを、①障害インクルーシブな政策・制度の整備、②障害インクルーシブな事業の実践、③障害者のエンパワメントの 3 つに整理する。今後の検討課題は、①指標の開発、②事業実施サイクルにおける障害の視点の導入、③事業実施における合理的配慮の実施、④障害理解の促進である。本章の 3-4 では、JICA の事業をインクルーシブなものにしていくために、課題ごとの留意点を整理した。JICA は、個々の障害者の異なるニーズや課題を十分に理解し、多様性に配慮し、障害に特化した取り組みだけでなく、すべての分野と事業において障害に取り組むことを目指す必要がある。

3-1. JICA が重点とすべき取り組み

障害者権利条約が締結国に求める義務²¹²は、①障害インクルーシブな政策・制度の整備、②障害インクルーシブな事業の実践、③障害者のエンパワメントの 3 つに整理できる。本指針では、この 3 つを、障害者のインクルージョンを実現するための中間目標として設定した。以下、その中間目標に沿って、JICA が重点とすべき取り組みについて述べる。

3-1-1. 中間目標 1：障害インクルーシブな政策・制度の整備

(1) 国連障害者権利条約とそれに基づいた政策・制度の推進

障害者権利条約の批准促進と、同条約に基づいた政策・制度の形成と実施を推進する。

- 未批准国に対しては、障害者権利条約の批准を促すべく、同条約に関する政策立案・決定者の理解促進、障害者の権利に関する一般市民の啓発などを支援する。
- 既批准国に対しては、同条約に沿った政策や制度整備²¹³の促進および義務付けられている事項の実施を後押しするべく、行動計画などの戦略文書の策定、障害者差別禁止法の制定、その他の制度設計やサービス提供を含む具体的な取り組みの実施を支援する²¹⁴。
- 未批准国および既批准国間で、既批准国が障害者権利条約に基づいて実施している取り組みについて情報を共有し、自国の取組みを強化するための会議などの開催を支援する。
- 開発途上国では政策・制度の対象となる障害の種類（カテゴリー）が限定的である場合が多く、より多様な障害（身体、視覚、聴覚、知的、精神障害など）まで政策・制度の対象が拡大されるように支援する。

<JICA の事例：ウズベキスタン²¹⁵>

²¹² 「付録 4. 障害者の権利 4-1. 国連障害者の権利に関する条約」を参照のこと。

²¹³ 世界銀行は、障害に関する国家戦略や行動計画を有する国を調査した（World Bank 2013e）。

²¹⁴ 障害者権利条約締結国は、条約が義務付けている組みの進捗状況を、批准の 2 年後、その後は 4 年毎に障害者権利条約委員会に報告しなければならない。

²¹⁵ 個別案件（専門家）（2011 年 6 月～2014 年 3 月）

(2) 障害に関する統計や情報の整備

障害者権利条約第三十一条「統計及び資料の収集」に関連し、障害インクルーシブな政策・制度を整備するために、障害に関する統計や情報の収集を支援する。

- 国勢調査や全国世帯調査、国民健康調査、総合的社会調査または労働力調査などの実施を支援する際、障害に関する質問を追加するなど、障害に関する公式情報が継続的に更新される仕組み作りを支援する²¹⁶。
- 統計や調査に従事する関係者が障害に関する情報を収集・分析する能力を強化できるよう支援する。

<JICAの事例：ポリビア [付録 2-3]>

3-1-2. 中間目標 2: 障害インクルーシブな事業の実践

障害インクルーシブな事業の実践には、アクセシビリティの確保が必須である。障害者権利条約第九条「施設及びサービス等の利用の容易さ」で述べられているとおり、都市および農村の双方における物理的環境、輸送機関、情報通信、施設やサービスを障害者が利用できるよう適切な措置をとるための取り組み、また維持管理を見据えた取り組みを支援する²¹⁷。例えば以下のような点を考慮しながらプロジェクトや研修を実施する。

- アクセスを妨げるさまざまな障壁を特定し撤廃すること
- アクセスに関する基準、指針、政策の制定および実施のモニタリング
- アクセスに関する研修の実施
- 手話通訳などを含む人材育成や適切な情報提供方法の確保
- 情報通信機器やシステムへのアクセス
- 障害者のニーズが適切に反映されるように、上記アクセシビリティの確保に関するアクセス調査などの取り組みへの障害者の参加
- 「障害インクルーシブ・ビジネス」の促進²¹⁸：アクセシビリティの確保には、民間セクターとの連携が不可欠である。民間企業によるサービスや製品に障害の視点が導入されるように、行政が NGO や障害当事者団体と協力して、民間企業に対する啓発、具体的な対処法の紹介、良い取り組みを表彰するなどの取り組みを実施できるよう支援する。海外展開している日本企業と積極的に連携する。

<JICAの事例：タイ [付録 2-1]、フィリピン [付録 2-7]>

3-1-3. 中間目標 3: 障害者のエンパワメント

第 2 章で述べたとおり、障害者が他の人々と等しく基本的な権利を実現するためには、障害者のエンパワメントが重要な要素であり、開発事業における効果の発現を促進する。障害者自身

²¹⁶ 『世界障害報告書』では、ワシントン・グループが作成した質問票に沿った国勢調査が推奨されている（WHO and World Bank 2011a : 267）。質問例は、脚注 84 を参照のこと。

²¹⁷ エレベーターを設置しても、鍵がかけられ、使用できないケースが散見される。

²¹⁸ 「ボックス 9: 障害インクルーシブ・ビジネス」を参照のこと。

のエンパワメントに加えて、行政官、教育者、医療従事者、リハビリテーション専門職、地域社会のリーダーなどの意識変革にも取り組む必要があり、障害者と非障害者の双方に働きかけることが求められている。

- 障害者の能力向上：障害者個々のニーズを明確に把握・分析し、ニーズに合致した能力向上を支援する²¹⁹。例えば、医療、教育、職業、社会など、包括的に障害者の能力向上を図る総合リハビリテーションの導入、理学・作業療法士や義士装具士、ソーシャルワーカーなどの専門職人材の育成、関連機関が連携した適切な照会体制の確立などがある。
- 障害者団体の能力強化：障害に関する啓発や障害主流化の取り組みへの障害者の参加を推進するために、障害者団体の設立やその能力強化、団体と行政との関係構築を支援する。また、障害者団体の国際会議などへの参加、域内の障害者団体間のネットワーク構築や連携を支援し、国際レベルの議論への参加や域内協力を推進する。
- 障害者リーダーの育成：ピア・カウンセリングや障害平等研修、自立生活などの取り組みに貢献できる障害者リーダーの育成を支援する。
- JICA 事業への障害者の参加：専門家やボランティアなどでの障害者派遣を推進する。それによって障害の視点を JICA 事業に反映させるとともに、相手国政府や関係者に障害理解と取り組みを促す。
- 当事者派遣の促進のための取り組み：専門家やボランティアとしての障害者の派遣を促進するために、介助者同行派遣などの制度や環境の整備や改善を検討する。国内で活躍する障害当事者専門家の途上国派遣の効果を高める観点から、国際協力に関する基本知識、最近の潮流などについても、長期専門家に対して行っている赴任前研修の資料などを活用して、情報を得られるような工夫も検討する。また、障害のある専門家が長期専門家として派遣されるような人材の発掘も必要である。

3-2. 協力事業実施上の留意点

3-2-1. 多様性に対する配慮の必要性

障害者が置かれている社会や環境の状況によって、障害者が直面する課題やニーズは異なる。JICA が開発事業を実施する際、それぞれの異なるニーズや課題を十分に理解し、多様性に配慮することが重要である²²⁰。例えば、以下のような点に留意する。

機能障害別のニーズ・障壁：個人の持つ機能障害（身体、視覚、聴覚、知的、精神障害など）によって、ニーズや障壁は異なることを認識し、包括的支援を目指す²²¹。

²¹⁹JICA では総合リハビリテーション理念に基づいた事業を実施している。例えば、中国やチリ、コロンビア、コスタリカなどにおけるリハビリテーション関連の技術協カプロジェクトや、中国、タイ、インドネシア、ヨルダン、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ウズベキスタン、ペルーなどにおける障害者リハビリテーションセンター建設といった無償資金協力事業に携わっている（詳細は、「付録 1 JICA 実績」を参照のこと）。

²²⁰WHO and World Bank 2011a

²²¹JICA の事業を振り返ってみても、身体障害への配慮はあるものの、その他の障害は考慮されていない事業が少なくない。例えば、高速鉄道建設事業における障害者配慮は、段差なしで移動できるような設計、スロープの設置、エレベーターの設置や車椅子を考慮した廊下幅の設定であり、配慮の対象が身体障害者のみである。

- 肢体不自由：建築物や交通機関の物理的障壁の解消など
- 視覚障害者：点字や音声による情報伝達など
- 聴覚障害者：手話や手話通訳、ICT を活用した文字や動画による情報保障の普及など²²²
- 知的障害者：ジョブコーチによる就労支援など

機能障害には一見ただけではわかりにくい場合もあり、個々のニーズにどう把握し対応するかを検討する必要がある。

<JICA の事例：インド [付録 2-15]、セネガル [付録 2-18]>

都市と農村、文化や政治経済を含む地域性や宗教的背景などに基づいたニーズ：障害者個人ではなく障害者が置かれている地域や社会の違いやそれに基づくニーズにも留意する。特に都市部と農村部の状況の違いとそこから生じるニーズの違いを認識し、JICA 事業の成果が、都市部の障害者と農村部の障害者に等しく裨益するよう留意する²²³。以下の点において、都市部と農村部の違いが現れることが多い。

- 生活環境
- 教育機会
- 就労形態
- 社会インフラ整備状況
- 公的サービスへのアクセシビリティ
- 障害当事者団体による活動
- 地域リソースなど

<JICA の事例：フィリピン [付録 2-7]>

女性障害者や障害女兒：開発途上国の女性障害者や障害女兒は、ジェンダーと障害の二重の差別に直面している。更に貧困が加わり三重の差別に向き合う場合もある。障害者権利条約第六条「障害のある女子」に基づいた取り組みを支援するために、家族や社会の理解を促し、女性障害者や障害女兒がさまざまな社会活動に参加できるよう取り組む必要がある。また、女性障害者や障害女兒が、平等に JICA 事業に参加できるよう留意する（「3 章 3-4-1. ジェンダーと障害」を併せて参照のこと）。

<JICA の事例：パキスタン [付録 2-8]>

3-2-2. 多様なパートナーとの連携

障害は分野横断的な課題であることから、障害を主流化するためには、さまざまな分野にまたがっている政府機関や援助機関、民間団体、学術機関、NGO などの市民社会、障害者とその家族などの多様な人々を巻き込み、家庭から地域社会、自治体、政府などすべてのレベルで課題に取り組むことが欠かせない。例えば、障害者の就労を困難にする原因には、個人の技能レベルだ

²²²視覚・聴覚障害者のニーズに対する ICT の活用については、「2 章 2-3-2 (2) アクセシビリティ」を参照のこと。

²²³障害者は社会から排除される確率は非障害者よりも一般的に高く、農村部でのその率は非障害者のほぼ 2 倍になる (UNDP 2011a:73)。JICA は、以前は都市部で事業を実施することが多く、裨益者も都市部に限られる傾向にあったが、近年は農村地域のバリアフリーに関するプロジェクト (付録 2-7) など、農村部での事業も実施されている。

けでなく、適切な医療的処置が受けられないことによる機能障害の重度化、公教育から排除されたことによる学歴の低さ、アクセシブルな通勤手段の未整備や障害者に対する社会の偏見などもある。この例から明らかなように、就労は保健や教育、交通や都市計画などさまざまな分野との連携による包括的な取り組みがあって初めて達成できる。同様に、民間セクターとの連携も重要である。人々が日々の暮らしの中で活用するサービスや製品の多くは民間企業によって提供され、雇用・労働の多くも民間セクターが担っている。そのサービスや製品、組織自体をインクルーシブにすることは障害者の社会参加を促進することにつながる²²⁴。

3-3. アジア太平洋障害者センター（APCD）との連携

JICA が設立を支援し、10 年間にわたって技術協力を行った APCD は、タイを拠点とし、アジア太平洋地域における障害者のエンパワメントや障害インクルーシブな開発を推進しており、その域内拠点としての役割は ESCAP の公式文書の中でも明確に言及されている。障害に関する取り組みを JICA が進めていくうえで、APCD の知見および APCD の事業に参加している同地域内の人材リソースを活用し、これまでの協力資産でありパートナーである APCD との連携を積極的に進めていくことが重要である。具体的には、APCD が経験を蓄積してきている障害者権利条約の批准や実施の推進、障害者エンパワメント、障害インクルーシブな開発、アクセシビリティの改善、域内ネットワーク構築などに関する活動において、APCD の人材リソースを専門家として派遣する、APCD において研修を実施するなどの方法が考えられる。

3-4. 各開発課題における課題と留意点

有償資金協力事業などでは、障害の視点の組み込み（主流化）の仕組み（書類作成、チェック体制、支援体制、情報提供など）を作って取り組んでいる事業もあるが²²⁵、一般に、障害に特化しない JICA の事業において障害に配慮している例はまだ少ない。今後は、障害者権利条約や障害者差別解消法をふまえ、障害インクルーシブな開発の実現のために、すべての分野の事業に障害の視点を組み込む（主流化）必要がある。

プロジェクト対象地域に住む障害者が活動の対象として認識されなかった、サービスや事業への参加を保障するための適切な支援がなされなかった、その結果、事業から排除されるといったことを避ける必要がある。そのためには、障害者を分離もしくは排除しないこと、そして合理的な配慮²²⁶を提供することの 2 つの取り組みが基本となる。

ここでは、障害の視点の組み込み（主流化）が必要と思われる JICA の主な開発課題ごとに、「障害と開発」の視点から見た課題と事業実施上の留意点を述べる。なお、ここで取り上げる課題は「JICA 年報」の課題設定に則う。より詳細な情報が必要な場合には、人間開発部社会保障チームに照会し、社会保障チームが保有している情報を活用して欲しい。

²²⁴ 「ボックス 9:障害インクルーシブ・ビジネス」を参照のこと。

²²⁵ 「第 1 章 1-4-2. JICA における『障害と開発』の取り組み」を参照のこと。

²²⁶ 例えば、視覚障害者であれば点字資料配布や音声説明、聴覚障害者であれば手話通訳・要約筆記、車椅子利用者は物理的なアクセスの改善などの配慮が必要になる。

3-4-1. 【ジェンダーと障害】

現状	<ul style="list-style-type: none"> • 女性障害者は、家庭の内外で暴力、虐待、放置、搾取、もしくは怠慢な取り扱いまたは不当な取り扱いなどを受ける危険にしばしばさらされている²²⁷。 • 途上国の女性障害者は、女性であること、障害者であること、更に貧困が加わり三重の差別に向き合っている²²⁸。 • 女性障害者は、家の中に閉じ込められ隠されていることが多い²²⁹。そのため、障害者、女性、社会的弱者、貧困者などを対象にした調査においてさえ、女性障害者の現状やニーズが可視化され難い²³⁰。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者権利条約第六条「障害のある女子」²³¹に基づいた取り組み。
提言	<ul style="list-style-type: none"> • ニーズの可視化：女性障害者の現状やニーズの可視化のため、JICA のジェンダー関連のプロジェクトの案件形成時に女性障害者への聞き取り調査や、調査団に女性の障害当事者が参加することを検討する。 • 対象の確認：事業対象者に女性障害者が含まれているか（排除されていないか）を確認する。制限がある場合には、女性障害者の参加機会を拡充する方策を検討する。 • 案件形成時に留意する点： <ul style="list-style-type: none"> ✓ 家事、水汲み、薪集めなどに加え、育児や介護、障害者介助などの無償のケア・ワークは女性の役割とみなされている。障害者の介助に関し、女性（障害のある女性に限らない）が搾取的な労働を強いられているか。 ✓ 妊娠中に母親がマラリアに感染した場合、母親自身が重症化するだけでなく、未熟児出産や子どもの発育障害などの危険性が高まる。母親の差別を含めた状況と子どもの障害の関連性について。 ✓ 災害発生時には、社会的弱者層の中でも特に女性障害者が抱えるリスク（差別や識字能力欠如などにより十分な支援が受けられないなど）について。 ✓ 宗教・慣習などによって女性に関する留意が必要な国においては、更に障害を有することによる留意点があるか。
参考事例	<p>JICA</p> <ul style="list-style-type: none"> • パキスタン「障害者社会参加促進プロジェクト」(2008年～2011年) [付録 2-8] • アジア太平洋障害者センタープロジェクト（フェーズⅠ、Ⅱ）（2002年～2012年） [付録 2-1]

²²⁷ 障害者権利条約「前文」(q)。女性障害者が受けた、身体的・性的虐待、強制的な不妊手術などの重大な人権侵害が報告されている。また、女性の役割は子供、配偶者や家族の世話であるとみなす社会では、女性障害者はこれらの役割を担いきれないと思われ、社会的地位につながる結婚の機会が限られるという問題が生じる。一方、そのような社会では、障害のない女性が男性障害者と強制的に結婚させられることもある（森 2008a）。

²²⁸ 国際協力機構 2009a:79 を参照のこと。男性障害者よりも女性障害者の雇用率は低い（Mitra and Vick 2012）。性差による社会・政治・経済的な格差が小さいと言われるフィリピンにおいても、女性障害者が生計・経済活動に参加する機会は限られており、不利な状況に置かれている（森・山形：2013）。

²²⁹ 国際協力機構 2009a:79

²³⁰ 瀬山 2006

²³¹ ²³¹ 障害者権利条約 第六条「障害のある女子」では、女性障害者および障害女児がすべての人権および基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとること、女性の完全な能力開発、向上および自律的な力の育成を確保するために適切な措置をとると定めている。

3-4-2. 【貧困削減と障害】

現状	<ul style="list-style-type: none"> • 障害と貧困は密接に関連しており、相互に負の影響を及ぼす悪循環に陥り、障害者が最貧困層に多いという結果を引き起こしている²³²。 • 障害者や障害者を含む世帯は、医療費がかかるために貧困に陥る割合が高い。更に、教育や雇用などへのアクセスが限られているため所得創出機会が十分でなく、一度貧困状態に陥ると生計を改善することは容易でない。 • 貧困層の人々は、保健・医療、安全な水や食糧が十分でないため、疾病や事故により障害者になるリスクが高い。
留意点	<p>以下に基づいた取り組み：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障害者権利条約第二十八条「相当な生活水準及び社会的な保障」 • 各国の貧困削減戦略書（Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP）に障害の視点を包摂する取り組み • 『CBR ガイドライン』「生計活動」
提言	<ul style="list-style-type: none"> • 統計データ：可能な限り障害に関連するデータや情報を確保する。 • 対象：JICA 在外事務所、プロジェクト関係者、個別専門家などが PRSP 作成・改定作業に携わる際に現地障害者団体などの参加を促し、PRSP の対象に障害者が含まれるようにする。 • 対象：条件付き現金給付（Conditional Cash Transfer: CCT）やマイクロファイナンスなどの貧困削減の取り組みを行う際、障害者が裨益者として含まれるよう関係者と協議する²³³。
参考事例	<p>JICA</p> <ul style="list-style-type: none"> • 付録 2 JICA の協力事例

²³²障害者の貧困率は一般の貧困率を上回る（DFID 2000、森・山形 2013、Yeo and Moore 2003）。

²³³条件付き現金給付（Conditional Cash Transfer: CCT）を活用する事で障害者の貧困削減のみならず教育へのアクセスの改善も期待される。UNICEF によると、途上国で特に障害児を対象にした現金給付を社会保障制度に含める動きが増加している。例えば、バングラデシュ、ブラジル、チリ、インド、レソト、モザンビーク、ナミビア、ネパール、南アフリカ、トルコ、ベトナムなど（UNICEF 2013a:15）。

3-4-3. 【平和構築と障害】

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者は、紛争に対して非常に脆弱である²³⁴。 ・ 武力紛争によって、兵士に限らず一般市民も機能障害や心的外傷を引き起こす確率が高くなる²³⁵。 ・ 紛争による社会インフラの崩壊は、障害者にとっては生活だけではなく生命の危険にもつながる²³⁶。 ・ 障害者²³⁷、孤児、寡婦、児童兵、国内避難民や社会的に阻害されているグループは、平和構築や復興事業から排除されやすい。それら社会的弱者に対する支援を紛争終了直後に実施する。その際、社会的弱者を新しい社会の一員として統合する。そうしないと、ある程度復興が達成されても、中長期的に経済・社会開発の負担や、社会的・経済的格差につながる可能性がある²³⁸。 ・ 社会的弱者は平和構築や復興の恩恵を受けにくい。一方で、紛争終了後の和解や公正な社会を作る過程に貢献できる²³⁹。
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者権利条約第十一条「危険な状況及び人道上の緊急事態」²⁴⁰に基づいた取り組み。
<p>提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズの把握：救急措置、救援ルート、医療施設での治療、社会復帰までのリハビリテーションなどについて障害者のニーズを把握し²⁴¹、復興の取り組みに障害者のニーズが反映できるようにする。 ・ 対象：医療、教育、雇用・労働など紛争被害者への支援に障害者を受益者として必ず含める。一方、事業対象者を障害者に限定すると反発を招く恐れもあるので、非障害者を含める取り組みも検討する。 ・ 公平性：事業対象者を紛争によって障害者となった人々のみに限定せず、それ以外の障害者も含め、障害の原因によって違いが生じないようにする²⁴²。 ・ 平和構築：事業対象者が紛争時に敵対していた場合でも、リハビリテーションや職業訓練を実施する際に同じグループに平等な立場で参加することで融和を促進し、過去の恩讐を超えて地域の発展のための活動に取り組むような環境を醸成する。
<p>参考事例</p>	<p>JICA</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ルワンダ（技プロ）「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」（2005年～2014年）[付録 2-10] ・ コロンビア（技プロ）「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化」（2008年～2012年）[付録 2-6] ・ ボスニア・ヘルツェゴビナ（技プロ）「地雷被災者支援プロジェクト」（2004年～2007年）

²³⁴CBM n.d. “Disability in Conflicts and Emergencies”

²³⁵WHO and World Bank 2011a

²³⁶WHO and World Bank 2011a

²³⁷孤児で障害児、寡婦で障害者、国内避難民で障害者と重複している場合もある。

²³⁸国際協力機構 2009c:22

²³⁹国際協力機構 2009c:22

²⁴⁰危険な状況（武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む）において障害者の保護および安全を確保するための全ての必要な措置をとることを定めている。

²⁴¹機能障害に対する医療的ケアに加え、生活再建の支援に対するニーズがより大きい (Bergths 2007)。

²⁴²「付録 2. JICA の協力事例 付録 2-10 ルワンダ障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」を参照のこと。

3-4-4. 【運輸交通・大型公共施設と障害²⁴³】

現状	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国の公共交通機関・大型公共施設は障害者が利用できないことが多い。 交通機関の不備により、障害者の通学・通勤、社会参加に困難が生じている。 開発途上国のアクセス法令は先進国のものをそのまま導入しているために、現状とかけ離れている場合がある。
留意点	<p>以下に基づいた取り組み。</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約第九条「施設及びサービス等の利用の容易さ」 障害者権利条約第二十条「個人の移動を容易にすること」²⁴⁴
提言	<ul style="list-style-type: none"> 法令：当該国のアクセスに関する法令²⁴⁵を確認する。まずは当該国の法令を順守してもらうことが重要である。 建設時の留意点：バリアフリー化、ユニバーサル・デザインの費用は、総建設費の1%前後であるが²⁴⁶、建設後に改修する場合は費用が数倍から数十倍になるといわれている²⁴⁷。その点をふまえ、ユニバーサル・デザインを推奨する。 統計データ：既存の法令が先進国の法令をそのまま導入したものである場合、当該国の現状を把握するために必要な調査を実施する²⁴⁸。 参加：計画・実施にあたっては、障害当事者団体と協議する²⁴⁹。 執務参考資料「JBIC Making Development Projects Inclusive/Accessible for Persons with Disabilities in ODA Loan Operations」²⁵⁰を参照する。
参考事例	<p>JICA</p> <ul style="list-style-type: none"> インド（有償）²⁵¹「デリー高速システム建設事業」（1997年～2009年）[付録2-15] タイ（有償）「バンコク地下鉄建設事業」²⁵² <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 中部国際空港²⁵³ 福岡市営地下鉄七隈線²⁵⁴ 世界銀行 ブラジル「クルチバ市のバス高速輸送システム」²⁵⁵

²⁴³日本では、「ハードビル法」(1994)と「交通バリアフリー法」(2000)が「バリアフリー新法」(2006)と一つになった経緯をふまえて、一つの項目とした。

²⁴⁴「ユニバーサル・デザイン」は、障害者のみではなく高齢者、子どもなどの万人に裨益することや機会の平等を確保することを目的としている。特に、高齢化の進む社会において注目されている。

²⁴⁵国連が1996年に行った調査では85カ国(内61カ国が途上国)中62カ国にアクセス基準がある(Takamine 2004)。

²⁴⁶Metts 2000

²⁴⁷Ratzka 1995

²⁴⁸土橋 2007

²⁴⁹インドのデリーメトロとタイのバンコク地下鉄は、障害当事者団体によるアクセス調査などを通じて障害配慮がなされた。その他、中部国際空港や福岡七隈線などが、障害当事者団体と協議をもち、障害に配慮した。。

²⁵⁰JBIC 2006b

²⁵¹円借款事業に関する内部用資料は「課題部円借款業務参考サイト「障害者支援」(旧開発セクター部イントラネット)」を参照のこと。

²⁵²国際協力機構 2007a

²⁵³谷口・森崎・原・磯部 2007

²⁵⁴地下鉄3号線 JVグループ・日本サインデザイン協会 2005

²⁵⁵World Bank n.d. “Bus-based Rapid Transit”

3-4-5.【情報通信・情報保障と障害】

現状	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術の発展と普及は目覚ましい。その恩恵により、重度障害者や情報弱者（視覚障害者や聴覚障害者など）のコミュニケーション手段が発展し、環境の改善が見込まれている。 一方で、その技術や機器の活用の可否（情報様式の制定、通信情報機器の開発や採用）によって、情報アクセスが保障されず、情報弱者が生み出されているという相反する面もあり、情報弱者への情報保障が新たな課題となっている。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約第九条「施設及びサービス等の利用の容易さ」に基づいた取り組み。
提言	<ul style="list-style-type: none"> ICT の活用：障害の種類や程度などにより情報保障の手段は異なることに配慮し²⁵⁶、事業への障害者参加の手段として ICT を活用する。 ICT の活用：農業、雇用・労働、教育や医療などに各分野で ICT を活用することにより、障害者の生活の質の改善や社会参加を促進する²⁵⁷。 様式：新たに情報開示様式を導入する場合、誰もが利用できる様式にする²⁵⁸。ICT 機器を導入する場合には、費用や機能の面で負担にならないものにする。 ユーザーの視点：使いやすさの追究にはユーザーの視点が必要であり、機器の開発には、ユーザーである障害者の意見を汲み取れるよう工夫する²⁵⁹。
参考事例	<p>JICA</p> <ul style="list-style-type: none"> タイ・インド・ブラジル・フィリピン 障害者の知識アクセスの機会均等の実現に関する ODA ニーズ調査²⁶⁰ <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 中部国際空港における情報保障²⁶¹ 日本点字図書館²⁶² DAISY スーダン障害者学生支援の会（CAPEDS）のハリツーム大学支援²⁶³

²⁵⁶例えば、PDF（Portable Document Format、ポータブル・ドキュメント・フォーマット）は、PDF に変換する際に OCR（Optical Character Recognition、光学的文字読取り）機能を使用して文字情報をデータとして PDF ファイルに埋め込んでおく必要がある。OCR を使用しないとスクリーンリーダが音声出力できない PDF 文書になってしまう。また、個々人のニーズに違いがあることに留意を要する。例えば、同じ聴覚障害者でも中途失聴者と先天性失聴者ではニーズが異なる。視覚障害者も同様であり、日本において、聴覚障害者で手話を解する人は 14.1%、視覚障害者では点字を解する人は 9.2%であり（厚生労働省 1999）、手話や点字で情報を提供することが必ずしも情報保障とはならない。中部国際空港は、視覚障害者の中でも、弱視者と全盲者のニーズと異なることに鑑み、表示に工夫を施した（谷口・森崎・原・磯部 2007）。

²⁵⁷ [ミシガン大学](#)で研究が進められている。

²⁵⁸ International Organization for Standardization 2001

²⁵⁹ [国際ユニヴァーサルデザイン協議会（IAUD）](#)などを参照のこと。

²⁶⁰ エックス都市研究所 2013

²⁶¹ 谷口・森崎・原・磯部 2007

²⁶² 詳細は、[日本点字図書館](#)のホームページを参照のこと。

²⁶³ [スーダン障害者学生支援の会（CAPEDS）](#)は、ハリツーム大学の視覚障害学生に対して、点字版、読み上げソフト、テキスト入力、点字印刷機の提供などを通じて学習環境の改善に寄与している。

3-4-6. 【教育と障害】

現状	<ul style="list-style-type: none"> 途上国における障害児の初等教育修了率は2%～3%である²⁶⁴。就学できたとしても物理的障壁や障害への配慮の欠如により中途退学が多い。その結果、成人障害者の識字率は3%と低い。成人女性障害者の識字率は1%である²⁶⁵。 教育機会の喪失が成人した後も障害者の就労や社会参加に大きな影響を及ぼしている²⁶⁶。
留意点	<p>以下に基づいた取り組み：</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約第二十四条「教育」 『CBR ガイドライン』「教育」 JICA はこれまで障害者の教育分野で長年支援を実施してきた。今後は更に世界的潮流をふまえ、「万人のための教育（“Education for All”）」を謳ったサラマンカ宣言で推進されているインクルーシブ教育や手話による教育を推進する。
提言	<ul style="list-style-type: none"> 対象：障害者が裨益者に含まれることを前提に案件形成し、障害者を排除しない。 ICT：誰もが使いやすい教材を作成するために、ICT を活用する。 統計データ：インクルーシブ教育に関する実証的研究を推進する。 能力強化：教員養成などを実施する際には、インクルーシブ教育や障害児のニーズに対応した支援教育を学ぶ機会を含める。
参考事例	<p>JICA</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題別研修「インクルーシブ教育/特別支援教育の推進」（2013年～2015年、および前案件） アフガニスタン（技プロ）「教師教育における特別支援教育強化プロジェクト（フェーズⅡ）」（2013年～2015年、および前案件） 近年の無償資金協力による学校建設の多くは、スロープや障害者も使えるトイレなどを導入している。

²⁶⁴UNESCO 2009a

²⁶⁵UN Enable n.d.“Factsheet on Persons with Disabilities”

²⁶⁶障害と貧困の連鎖を断つために教育が果たす役割については、Lamichhane and Sawada 2013 を参照のこと。

3-4-7. 【社会保障と障害²⁶⁷】

現状	<ul style="list-style-type: none"> 血縁や地域社会といった伝統的相互扶助の仕組みが弱体化しており、「障害と開発」の視点からも、社会保障制度の役割が重要になっている。 世界人口の27%しか包括的な社会保障制度にアクセスできておらず、社会保障の一部のみ、あるいは、何も受けていない割合は73%に達する²⁶⁸。中でも障害者は、社会保障制度へのアクセスに関し不利な状況に置かれている²⁶⁹。 これまで社会保障制度が適用されなかった人々に対する適用拡大が世界的な課題となるに伴い、障害者の社会保障が課題となっている。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約第二十八条「適切な生活水準及び社会保障」に基づいた取り組み。
提言	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金：障害者を主たる給付対象者とする制度（例：障害年金など）を導入・確立する。 公的扶助：公的医療保障や公的扶助などの協力対象国の社会保障制度の対象者に障害者を含める。 自己負担：保険方式の制度においては、保険料設定が障害者の経済力に応じたものにする。
参考事例	<p>JICA</p> <ul style="list-style-type: none"> マレーシア（技プロ）「障害者福祉プログラム強化のための能力向上計画プロジェクト」（2005年～2008年）[付録 2-9]

²⁶⁷ 社会保障に関する認識は様々であり国際的に統一された定義はない (ILO 2010b)。JICA では「社会保障」の範囲として、公的扶助（国民の最低限度の生活保障の給付を行う）、無拠出制の各種制度（公費によって現金や現物を給付する）、社会保険制度（保険料拠出を通じた国民の相互扶助）、公的サービス（障害者、高齢者、児童、母子など支援を必要とする層向け）、給付対象者の問題対処能力向上のための支援を含め、医療保障、所得保障、社会福祉サービスの3分野を対象としている（国際協力機構 2013b:8）。障害に特に関連するものは、障害年金（所得保障）、障害者の政策決定過程への参加の仕組み、障害者の生活支援（就労支援、社会参加支援）の仕組み、理学療法や作業療法、臨床心理士などの専門職の教育、障害認定の仕組み、各種障害者施設関連の仕組み、手話通訳・点字翻訳など情報保障（すべて社会福祉サービス）である（同:26-27）。

²⁶⁸ ILO 2014

²⁶⁹ 国際協力機構 2013b:16

3-4-8. 【保健医療と障害】

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 途上国では、妊産婦、乳幼児の検診受診率が先進国と比較して低く、障害の早期発見・介入を阻む要因となっている。 • 低栄養及び栄養過多は障害の一因となっている。 • 途上国では、基本的な保健医療サービスとリハビリテーションを受けることができる障害者は約 2%である。また、リハビリテーションに関する専門的な知識・経験・技術を有する人材が不足している²⁷⁰。 • 車椅子や義肢装具などの支援機器が不足している。 • 途上国では、重度の精神疾患患者の約 76%～85%が治療を受けることができない²⁷¹。
<p>留意点</p>	<p>以下に基づいた取り組み：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障害者権利条約第二十五条「健康」 • 日本の国際保健外交戦略に掲げられているユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (Universal Health Coverage: UHC)²⁷²。 • 「WHO 世界障害行動計画 2014-2021」²⁷³ • 『CBR ガイドライン』「保健」
<p>提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 対象：障害に配慮した保健医療事業を形成する。 • 予防、早期発見・介入：母子保健や公衆衛生に関する事業には、障害の予防や早期発見・介入に関する項目を含める。 • 能力強化：保健医療従事者の能力強化研修などに、精神保健やリハビリテーションも含める。
<p>参考事例</p>	<p>JICA</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中国（技プロ）「中国中西部地区リハビリテーション人材養成プロジェクト」（2008年～2013年） • ミャンマー（技プロ）「リハビリテーション強化プロジェクト」（2008年～2013年）[付録 2-5] • 中国（技プロ）「四川大地震復興支援こころのケア人材育成プロジェクト」（2009年～2014年）

²⁷⁰WHO and World Bank 2011a

²⁷¹先進国では 96%が保障されている (WHO 2011)。

²⁷²ユニバーサル・ヘルス・カバレッジとは、全ての国民が、効果が得られるに十分な品質の健康増進、疾病予防、治療、リハビリなどの保健医療サービスを過度の負担にならない価格で受けられることである (WHO n.d. “Universal health coverage”)。2012 年 12 月、国連総会は新たな国際社会の課題として取り上げた (UN 2012d)。WHO の世界障害行動計画における 3 つの目的の 1 つである (WHO 2014a)。日本は、2013 年 5 月に「国際保健外交戦略」を打ち出し (外務省 2013a)、また、同年 9 月に障害と開発のハイレベル会合において、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジや防災を重視する方針を明らかにした (外務省 2013b)。

²⁷³WHO 2014a

3-4-9. 【労働・雇用と障害】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産年齢にある障害者の就労率は非障害者に比べて著しく低い²⁷⁴。特に、知的障害者、精神障害者や重度障害者の就労が困難である²⁷⁵。 ・ 途上国の障害者は職業の選択に限りがあり、多くの障害者は労働条件が悪く賃金の低いインフォーマルな仕事に従事している。特に女性障害者がより厳しい状況におかれている²⁷⁶。 ・ 職業訓練や就労支援といった公的サービス、経済的自立を支援するために必要な法制度整備、職場へのアクセス確保が十分に進んでいない²⁷⁷。 ・ 包括的な取り組みとして、就労に対する教育側からのアプローチである就学から就労への移行支援（Transition）が注目されている。 ・ 途上国においても障害給付から職場復帰を支援する取り組み（Return to Work）へと転換しつつある²⁷⁸。 ・ 途上国においても障害者雇用率制度が導入されつつあるが、罰則規定の未整備などのため法的拘束力を伴っていない場合も多い。
留意点	<p>以下に基づいた取り組み：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者権利条約第二十七条「労働及び雇用」 ・ 『CBR ガイドライン』「生計活動」²⁷⁹
提言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象：障害者も裨益者に含むことを前提に、雇用・職業訓練に関する事業を形成する。 ・ 実践例：障害者の雇用・労働を推進する際、日本における障害者の福祉的就労制度、一般就労・雇用に関する行政と企業の取り組み、地域の資源を活用した就労や起業の実践例などを紹介する。 ・ 民間連携：民間連携の協力者が、障害者雇用の実績を持つ企業である場合、コア・ビジネスの展開だけではなく現地での障害者雇用の促進を提言する。 ・ 障害インクルーシブビジネス：民間連携事業²⁸⁰において、障害者の社会参加に資する取り組みを推進し、企業による障害インクルーシブな海外展開を支援する。 ・ 統計データ：市場調査を実施する際には、障害に関する情報も収集する。
参考事例	<p>JICA</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マレーシア（技プロ）「障害者の社会参加支援サービスプロジェクト（フェーズ I、II）」（2009年～2014年）[付録 2-9] ・ エクアドル（技プロ）「社会的弱者のための職業訓練強化プロジェクト」（2008年～2011年）

²⁷⁴WHO and World Bank 2011a:235

²⁷⁵Newman et al. 2009

²⁷⁶ILO 2012

²⁷⁷職業訓練を実施していても、労働市場の変化に対応せずに同じ内容の訓練を繰り返している場合もある。

²⁷⁸WHO and World Bank 2011a:248-249

²⁷⁹WHO 2010c

²⁸⁰民間連携事業は、民間との連携を促進することを目的に 2010 年に開始された。政府が定める「新成長戦略」の基本的考え方に沿って、日本の平和と安定、本邦起業にとっての有望な市場・投資先・労働力の育成につなげていくには、障害と開発分野でもその可能性を拡大することが重要である。障害と開発の分野では、障害者の社会参加を促す補助金を活用したビジネスを検討するなどの新しい取り組みが行われている（詳細は、「付録 1. JICA のこれまでの実績」を参照のこと）。

3-4-10. 【防災と障害】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害に配慮した防災計画の有無が障害者の生命に直結する²⁸¹。東日本大震災では、障害者の死亡率が全住民の死亡率と比べて約2倍となった²⁸²。 ・ 災害時、またその後の避難生活においても、障害者は災害弱者となるため、適切な事前の防災準備と支援が必要である²⁸³。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本政府は、日本の知見と経験を活用して防災に取り組んできており、防災と障害についても支援すると公約している²⁸⁴。
提言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災計画：地域住民による防災計画の立案に障害者が参加できるようにし²⁸⁵、障害インクルーシブな防災計画を作成する。その際、障害は多様であり（身体障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害、精神障害、内部疾患など）、ニーズも多様であることに配慮する。 ・ 情報保障：点字、手話、電子媒体、音声などを用いて情報保障を行い、防災計画を障害者に周知する²⁸⁶。東日本大震災の教訓の1つに、ラジオが視覚障害者に配布されていなかったことがある。災害時には、携帯電話などICTを活用して聴覚障害者や視覚障害者にも情報を伝える。多くの人々に情報を伝達するために英語などを用いることも検討する。 ・ 統計データ：阪神淡路大震災や東日本大震災での日本の経験と知見は多様な形で記録されている²⁸⁷。しかし、容易にアクセスできないものも多いので、それらを共有できるようにする。 ・ 情報・プライバシー：地域住民による避難訓練を実施する。近所の人々が寝室を知っていたために救助できた事例もある²⁸⁸。これについては、障害者の住んでいる場所を的確に把握することが必要という意見がある一方で、プライバシーの観点から障害を公にしない場合もあり、情報開示には留意すべきという意見もある²⁸⁹。
参考事例	<p>JICA</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トルコ（技プロ）「防災教育プロジェクト」（2011年～2014年） <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道浦河町「浦河べてるの家」²⁹⁰（「ボックス18」参照）

²⁸¹国連国際防災戦略事務局（United Nations Office for Disaster Risk Reduction：UNISDR）と国連社会経済局（United Nations Department of Economic and Social Affairs：UNDESA）は、2013年10月の国際防災の日のテーマを「障害と防災」にするなど、障害インクルージョンを促進している（UNISDR 2013）。

²⁸²日本放送協会 2012

²⁸³被災した障害者は、介助者の不在、避難所や仮設住宅の物理的障壁、手話や文字による防災無線放送の未整備などの問題を抱えている。また、誰もが被災しているため、障害者はニーズを伝えづらい状況に置かれている（UNESCAP 2012a）。DPI 女性障害者ネットワークでは避難所生活を送る女性障害者の抱える問題をまとめている。

²⁸⁴2012年に開催された世界防災閣僚会議の総括として、人の尊厳を中心に据えるという人間の安全保障が防災の取り組みの重要な基盤となること、貧困者、高齢者、病人や怪我人、子ども、障害者、妊婦などの災害に対応する力の弱い人々に対する配慮が重要であること、防災における女性の役割を十分に認識することが取り上げられた（外務省 2012）。

²⁸⁵Akiyama and Katogi 2009

²⁸⁶河村 2012、ギリング 2012

²⁸⁷宇田川 2012、国土交通省 2013、鈴木・朝日向・沼尻 2013

²⁸⁸日本福祉のまちづくり学会 2011

²⁸⁹土橋 2011

²⁹⁰べてるの家は、1984年に設立された北海道浦河町にある精神障害者などの地域活動拠点である。精神障害者たちの生活共同体・働く場としての共同体・ケアの共同体という3つの性格を持ち、精神障害者グループホーム、作業所、喫茶店、地域特産物の販売、出版など多様な事業を手がけている。詳細は、べてるの家ホームページを参照のこと。

ボックス 17：北海道浦河町の「障害と防災」に関する教訓は、「情報提供が鍵」²⁹¹

障害者は災害弱者である一方、防災に関する知識・情報を得て、避難訓練を日頃からしていれば、災害時に、自分自身の判断で避難することが可能であることが、東日本大震災の事例からわかった²⁹²。

北海道浦河町にある「浦河べてるの家（以下「べてるの家」）は精神障害者などの地域活動拠点であり、100名以上の障害者の地域での生活を支援している。「べてるの家」は、2004年から年に4回津波避難訓練を行っている²⁹³。そのため、東日本大震災の際には、津波が浦河町に到達するよりも早く、「べてるの家」のメンバーのうち海の近くに住む約60名全員が、高台への避難を終えていた。成功の鍵は、情報提供にあった。知的・精神障害者の場合、「どうすれば情報を伝え、行動に結び付けられるか」が課題となる。誰もが理解できて行動に結びつく災害時に必要な情報の提供が重要である。

「べてるの家」の防災の取り組みは世界中から注目され、国際的な防災ワークショップや障害インクルーシブな災害危機削減に関する会議などにおいて共有されている²⁹⁴。取り組み内容は次のとおり。

- ・ 避難訓練の目標は、障害者が必要な知識を身につけること、行動に活かせるようになること、その結果としての防災力の向上をはかること。必要な知識とは、例えば、4分で海拔10メートル以上の高台へ避難する必要があること、また、それはなぜかということである²⁹⁵。
- ・ 避難マニュアルを開発し、浦河町と共同で避難ルートを整備・確保した。「べてるの家」のメンバーには、歩行が困難な人や車椅子利用者も多かったため、階段のないルートも確保する必要があった。
- ・ マニュアルは、「読んだ」「理解した」だけではなく「そうしなくては」という行動に結びつくよう工夫した。集中が途切れないように、認知行動療法とICTを駆使したマルチメディアのマニュアルをDAISY形式で作成した。飽きることなく最後まで視聴できるように長さも7分と短くした。五感を通して学べるように、「べてるの家」のメンバーたちを登場させた。短い言葉で要点を語るようにし、文章は肯定文とした。
- ・ 実際に避難所に避難して宿泊する訓練も行った。
- ・ マルチメディアのマニュアルを視聴して、そのとおりに行動してみて、反省点を次回にフィードバックする。この訓練は毎年合計4回行われている。訓練は、可能な限り浦河町役場および自治会と合同で行われた。このような訓練を実施する中で、近隣住民たちとの交流が芽生えた。

²⁹¹みわよしこ 2011

²⁹²Kawamura, Hamada and Kawamura.2013

²⁹³べてるの家が位置する北海道浦河町は、日本の東北地域で最も地震が頻繁に起こる海岸沿いの町である。

²⁹⁴2009年タイのプーケットで開催された第2回障害者の災害準備国際会議（日本リハビリテーション協会 [年不詳]）や、2013年インドのニューデリーで開催された防災会議（支援技術開発機構 2013）、2014年仙台で開催された障害インクルーシブな災害リスク軽減に関するアジア太平洋会議（UNESCAP 2013b）などにおいて発表を行っている。

²⁹⁵浦河町を襲う可能性のある最大の津波の高さは6メートルだった。したがって、海拔10メートル以上のところに避難すれば良いことになる。津波は、最速で地震から5分以内で到達することをふまえ、4分間で10メートルの高さまで避難することを目標として設定した。

3-4-11. 【農業・農村開発と障害】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 途上国では多くの障害者が農村部に居住しているが、農村部ほど保健、教育、就労の機会が限られており、貧困にも直面している。 ・ 農村部においては、障害者だけではなく障害者を含む世帯そのものが貧困状態にある。 ・ 農村部には適切な情報が届かず、障害を誤って理解している場合がある。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『CBR ガイドライン』 「社会」 に基づいた取り組み。
提言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象：農村・農業開発プロジェクトの対象者に障害者を含める。その際、障害者が農業や漁業従事者として生計活動を営んでいる事例を参照する²⁹⁶。 ・ 能力強化：障害者が適性に合わせた労働を行えるように工夫する。 ・ 参加：農村開発の裨益者としてだけでなく、協議の場への障害者の参加を促進する。
参考事例	<p>JICA</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パプアニューギニア（無償）「マダン市場改修計画」（2013年～2016年）[付録 2-19]²⁹⁷ ・ フィリピン（技プロ）「地方における障害者のためのバリアフリー環境形成プロジェクト（障害者にやさしいまちづくり）」（2008年～2012年）[付録 2-7] <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ココ・ファーム²⁹⁸ ・ 農林水産省 障害者就労の取り組み²⁹⁹ ・ 世界銀行 インド「アンデラプラデッシュ州の貧困削減事業の一環としての障害者自助グループ構築プロジェクト」³⁰⁰

²⁹⁶APCD 2013

²⁹⁷協力準備調査の段階で受益者ニーズ調査を行ったところ、車椅子利用者もいることが判明し、アクセシビリティに配慮した市場を設計・建築した事例。

²⁹⁸ココ・ファーム・ワイナリーでは、知的障害者がワイン醸造を行っている。葡萄畑は1950年代に支援学級の中学生たちによって開墾され、1969年にこの葡萄畑の麓で開始したこころみ学園が、1984年に知的障害のある人たちをはじめ、全て人が力を発揮できることを目的として会社を作った。ワインの質には定評があり、2000年に開催された九州沖縄サミットの公式晩餐会で使われた。詳細は、ココ・ファーム・ワイナリーの[ホームページ](#)を参照のこと。

²⁹⁹農林水産省（年不詳）「[障害者就労事例](#)」

³⁰⁰Government of Andhra Pradesh 2002

3-4-12. 【ガバナンスと障害】

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多くの国が法によって障害者の権利を保障しておらず、障害者に対する適切な政策や制度を有していない。 障害者権利条約を批准し、障害者差別を禁止する法を制定している場合でも、政府による法や制度を遵守しようとする意識の欠如、行政官の専門知識不足や障害者に対する偏見などにより、権利が保障されていない³⁰¹。 障害を欠格条項とする国内法があることで、障害者の社会参加が妨げられている³⁰²。 途上国の多くの国では、障害者に関する統計情報が未整備である。
<p>留意点</p>	<p>以下に基づいた取り組み：</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約第十三条「司法手続の利用の機会」³⁰³ 障害者権利条約第三十一条「統計及び資料の収集」³⁰⁴
<p>提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法整備：障害に関する法規定を整備し、また、障害者による法・司法制度へのアクセス向上のための取り組みを支援する³⁰⁵。 能力強化：障害者関連法令・政策の実現に向けて行政制度を構築・改善する。そのために行政官などに対する能力強化研修などを実施する。 統計データ：障害者関連の政府統計に関する制度の制定を支援する。また、各種統計に障害を項目として含めるよう促す³⁰⁶。
<p>参考事例</p>	<p>JICA</p> <ul style="list-style-type: none"> マレーシア（技プロ）「障害者福祉プログラム強化のための能力向上プロジェクト」（2005年～2008年）[付録 2-9] ボリビア（技プロ）「全国統一障害者登録プログラム実施促進プロジェクトフェーズⅡ」（2009年～2012年）[付録 2-3] ミャンマー（技プロ）「社会福祉行政官育成プロジェクトフェーズⅠ、Ⅱ」（2006年～2014年）[付録 2-2] 南アフリカ共和国（個別専門家）「障害主流化促進アドバイザー」（2012年～2014年）[付録 2-11]

³⁰¹World Bank 2013d

³⁰²機能障害を理由に資格取得の制限がなされること（Durocher et al. 2012）。

³⁰³障害者が非障害者と変わりなく司法手続を利用できるようにする、司法に係る分野に携わる者（警察官および刑務官を含む）に対する研修を実施する。

³⁰⁴障害者権利条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む）を収集し、収集された情報を条約の義務履行の評価に役立て、これらの統計を普及し、誰にとっても利用しやすいものにするを義務付けている。

³⁰⁵アジア経済研究所の小林昌之氏の研究会では、障害法の問題を研究している。例えば、小林昌之編 2010『アジア諸国の障害者法：法的権利の確立と課題』、小林昌之編 2012『アジアの障害者雇用法制：差別禁止と雇用促進』、小林昌之編 2013『開発途上国の障害者教育：教育法制と就学実態』。

³⁰⁶統計の重要性については、「3章 3-1-1.中間目標 1:障害インクルーシブな政策・制度の整備」を参照のこと。

3-5. 今後の検討課題と対応策

「第2章 2-3-1. ツイントラック・アプローチ」で示した通り、「すべての障害者の人権の尊重、完全参加と平等およびインクルーシブな社会を実現」に向けて、「障害主流化の取り組み」と「障害に特化した取り組み」を並行して実施することが重要である。JICAは、「障害に特化した取り組み」の実績を多く有しているが、「障害主流化の取り組み」の経験は十分ではない。この現状をふまえ、課題と対応策を分析するため、既存のJICA事業に関する調査を実施した³⁰⁷。その結果、1) 指標の開発、2) 事業実施サイクルにおける障害の視点の導入、3) 合理的配慮の実施、4) 障害理解の促進の4つの課題が確認された。なお、本指針は事業実施の指針であることから、事業における障害主流化を扱い、JICAの組織内における障害主流化については別途整理することとする³⁰⁸。

3-5-1. 指標の開発

障害主流化を実現するためには、UNDPが各国の男女格差を測るために開発した国際的な指数、「ジェンダー不平等指標（Gender Inequality Index）」³⁰⁹のような、障害者と非障害者との格差を測るための指標が必要である。障害分野での指標開発に関する世界動向は、「第1章 1-3-4. 障害インクルーシブな開発を目指す開発援助機関などの動き」で述べた。JICAが指標開発に参加し、JICAの事業にその指標を取り入れることが重要である。JICAでは、事業で活用した指標や教訓に基づく標準的指標案を作成する試みも行っており、この取り組みの発展を検討する³¹⁰。

3-5-2. 事業実施サイクルにおける障害の視点の導入

ジェンダー主流化の経験³¹¹を参考にしながら、事業の計画、実施、評価、そして次の事業計画へのフィードバックという一連の事業サイクルに障害の視点が必ず盛り込まれる仕組みを作ることが必要である。有償資金協力では、案件形成・案件審査の段階からユニバーサル・デザインやバリアフリーに取り組む仕組みが2006年に導入されている。これに加え、例えば、以下のような取り組みが考えられる。

- 中期計画、JICA 国別分析ペーパーなどに障害の視点の組み込み（主流化）にかかる目標を記載する。
- 各種統計や調査において障害に関するデータを収集し、障害者の数や分布などを把握し、案件形成時に活用する（例えば、「国別障害関連情報」の改訂や案件形成時に収集すべき障害関連の情報項目の整理を人間開発部が行い、他部署で案件形成時の調査内容に含めるなど）。

³⁰⁷2013年12月に全国内機関、在外拠点を対象にアンケート調査を実施した。

³⁰⁸障害者雇用における法定雇用率の遵守や職員に対する合理的配慮の提供など、JICAは組織インクルージョンに既に取り組んでいる。

³⁰⁹ジェンダー不平等指標は、以下の3つの分野における5つの指標を用いて男女間の不平等を測定する。(1)性と生殖に関する健康分野：①妊産婦死亡率、②若年（15歳～19歳）女性1,000人あたりの出産数、(2)エンパワメント分野：③国会議員女性割合、④中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）、(3)労働市場分野：⑤労働力率（男女別）。世界各国の測定値は、『人間開発報告書』に毎年発表される。

³¹⁰『技術協力プロジェクト開発課題別の標準的指標例及び代表的教訓レファレンス（障害と開発）（執務参考資料）』

³¹¹JICAのジェンダー分野では、2000年頃から主流化の本格的な整備が開始され、2013年になりようやく仕組みが整い円滑に実施されているとスタッフが感じている（2013年9月本部ジェンダー担当者へのヒアリング記録より）。

- 事業対象地域において、裨益対象および事業実施関係者から障害者が排除されることのないように留意する（例えば、案件形成時の聞き取り調査などで障害者団体や支援団体も対象とする、障害のある関係者が参加しやすいように配慮するなど）。
- 専門家、ボランティアおよび調査団の派遣、研修員受け入れなどにおいて、個々の障害者のニーズに適した支援（合理的配慮）を実施する（例えば、介助者や通訳者の手配、アクセシブルな宿泊施設や移動手段の確保、教材をデータで提供することによる視覚障害者への情報保障など）。
- 施設建設やインフラ整備の際に、スロープや手すりの設置、車椅子で使用可能なトイレの整備などのユニバーサル・デザインを導入する。
- 要望調査の案件調査票、事前評価表、案件計画調書などの様式に「障害」を追加し、配慮すべき視点について記入する。
- 障害の視点の組み込み（主流化）を実施する際に職員などが活用できるマニュアルなどを策定する。
- 合理的配慮にかかる経費支出の基準や予算計画の策定方針を明確にする³¹²。
- 他の分野の課題別指針改訂に社会保障ナレッジマネジメントネットワークも関わり、障害の視点をどのように入れられるかを検討する。

ボックス 18 : JICA 事業における障害の主流化とは？

JICA 事業に障害の視点の組み込む（主流化）ということは、障害（者）の視点をすべての協カスキーム、事業サイクル、セクターに組み込むことであり、すべての開発課題において、計画策定、実施、モニタリング・評価に障害者が参加できるようにすることである。例えば、JICA 関係者の障害者に対する意識改革（意識上の障壁の除去）、建物などのバリアフリー化（物理的な障壁の除去）、情報提供手段の多様化（文化・情報面での障壁の除去）、機能障害のある専門家や調査団員および協力隊などの派遣にかかる制度の見直し（制度的な障壁の除去）などを行っていくことである。

障害の視点の組み込み（主流化）は、他の開発援助機関でも課題となっている³¹³。障害の主流化を進めるうえでの主な問題点として、①主流化に対する組織的な取り組みの欠如、②政策の不徹底、③障害に対する偏見を取り除けないこと、④実用的なガイドラインの欠如、⑤リソースの欠如の5つが挙げられている³¹⁴。

³¹²本指針の策定過程に JICA 内で実施した障害配慮調査を通じて、障害配慮にかかる費用が懸念事項であることが明らかになった。例えば、「要介助もしくは介助者同伴となる場合、当該コストを見込んでいない場合には、事業費のコスト増となるが、承認していいの判断に苦慮するケースが生じる」、「視覚・聴覚障害では対応に特別な機材や施設が必要となる。例えばコーディネーターの増員、テキストにも費用がかかる。通常、障害者の受入を検討できるのは予算が組まれた後、年度当初で精度の高い予算を組むことが困難である」などがあった。

³¹³障害と開発の事業を実施している開発援助機関も、障害の視点を開発に取り入れることの難しさを報告している。その要因として、障害問題の無視や軽視、その結果としての低予算、政策や指針に強制力が伴わないことなどが挙げられているが、より根源的な理由は、政策の実現にはその機関の開発の枠組みそのものを転換することが求められる点にある。もう一点は、理念を実現する具体的な方法が指針や政策に付随して明らかにされていないことにある（久野 2006:49）。

³¹⁴Albert, Dube and Riis-Hansen 2005:11

3-5-3. 合理的配慮の実践

障害の視点の組み込み（主流化）を進める上で重要になるのは、在外事務所・国内機関などのアクセシビリティを保障するなど全体的な取り組み³¹⁵と、障害者の個別のニーズに対応した合理的配慮の実施である。「3-2. 協力事業実施上の留意点」で述べたように、個人の持つ機能障害（身体、視覚、聴覚、知的、精神障害など）によって異なるニーズや障壁が存在することに配慮し、包括的な支援を目指さなければならない。そのためには障害者への個別の聞き取りと柔軟な対応が必要であり、また、合理的配慮に関し、協力相手国との協議も重要である。

合理的配慮として、以下の点が考えられる。

- 情報提供方法の多様化：情報面での障壁の除去を図る必要がある。例えば JICA ホームページのウェブアクセシビリティの改善などが考えられる。
- 在外事務所・国内機関などのアクセシビリティ確保：JICA の国内機関・在外事務所のアクセシビリティ調査では、国内機関では、ほとんどの事務所が物理的アクセシビリティは確保できているものの、情報アクセシビリティにはまだ改善の余地があることが明らかになった。在外事務所では、ほとんどの事務所で物理面および情報面においてアクセシビリティが確保できていない状況である。障害者の社会参加の第一歩はアクセシビリティの確保であることから、事務所や会議室にある物理的障壁を取り除くとともに、情報保障（手話通訳、視覚障害者への電子データの提供など）が肝要である。
- 研修事業：障害者のニーズに対応した柔軟な研修課程の編成や教材作成などの配慮を行う。
- 専門家派遣：障害当事者を専門家として派遣する場合に、障害者本人が介助者を選定したり、随行人数を決めたりすることができるよう配慮する。

3-5-4. 障害理解の促進

JICA の事業関係者すべてを対象とした障害理解の促進活動が重要である。特に、相手国の政府関係者が障害インクルーシブな開発の必要性を理解していることは、その国の発展そのものを障害インクルーシブにしていくことにつながる。

JICA 内部においては、職員研修の実施強化、新人導入研修や課題部研修、国際協力人材赴任前研修（専門家等）、協力隊の研修などに「障害と開発」に関する視点を包摂する³¹⁶。外部においては、協力準備調査などを担うコンサルタントや草の根事業の担い手となる NGO なども対象にした研修を実施する³¹⁷。

³¹⁵ 「第2章 2-3-2 (2) アクセシビリティ」を参照のこと。

³¹⁶ 「ボックス 17: ボランティア対象の障害研修－バングラデシュの事例」を参照のこと。

³¹⁷ コンサルタントが障害者のニーズを汲み上げて案件に反映させた事例は「付録 2 JICA の協力事業 付録 2 -20」を参照のこと。

付録 1 JICA のこれまでの実績

1-1. 歴史

JICA による障害と開発に関する協力は 1976 年、青年海外協力隊員（マレーシア・理学療法士）の派遣に始まり、1980 年代初頭からは研修員受入、無償資金協力、技術協力プロジェクトが次々と実施された³¹⁸。主に、医療、教育、職業および社会の各リハビリテーション分野の人材育成、障害者団体や障害者リーダーの育成や福祉器具（義肢装具など）の製作技術の向上といった分野での協力が行われた。

「アジア太平洋障害者の十年（1993-2012）」の決議採択に際しては、日本と中国が協同提案国となり、アジア太平洋地域の障害者の社会参加を推進した。具体的には、タイ・バンコクにある国連アジア太平洋経済社会委員会（The United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: ESCAP）への資金協力（後述）や、地域間協力の拠点の役割を担うアジア太平洋障害者センター（Asia-Pacific Development Center on Disability : APCD）の設立を支援した。

また、90 年代後半から調査研究「障害者の国際協力事業への参加（フェーズ I、II）」や特定テーマ評価調査（タイ・障害者支援）、有識者による「障害者福祉検討会」を通じ、それまでの JICA の「障害と開発」の取組みを見直すとともに、より効果的な協力のあり方について検討を重ねた。その結果、1998 年に障害者福祉検討会、2000 年度には外部有識者からなる支援委員会を設置し、2003 年度に課題別指針「障害者支援」が策定された。さらに 2004 年には、JICA 内に障害に関連する取り組みを包括的に扱う部署を設置し、障害と開発に関する事業の実施および JICA 事業における障害の主流化を一元的に推進することとした。

当初は、医療リハビリテーションや職業リハビリテーションといった個人の機能的回復・向上に焦点をあてる取り組みが主流であった。1995 年以降、「障害の社会モデル」を新しい枠組みとし、障害者の社会参加を重視する支援へと移行してきた。近年では、障害当事者のリーダー育成などのエンパワメントやインクルーシブな社会の形成を目指した社会開発分野での支援が増加しつつある。支援分野には、医療リハビリテーション、職業リハビリテーション、地域社会に根ざしたリハビリテーション（Community-based rehabilitation: CBR）、障害児・者教育、障害者リーダー育成、障害当事者団体の育成・強化、自立生活支援、バリアフリー化推進などがある。

1-2. 実績

JICA は、2014 年 3 月末までに、「障害と開発」に関連する事業を 309 件実施した³¹⁹。そのうち、技術協力プロジェクトが 53 件（事業費総額 約 131 億円）、個別案件（専門家）が 72

³¹⁸木下 2006:148-149

³¹⁹以下の 7 つのスキームを対象に、「障害と開発」関連事業の実績を調査した。①技術協力プロジェクト、②個別案件、③草の根技術協力プロジェクト、④研修事業、⑤無償資金協力事業、⑥有償資金協力事業、⑦ボランティア派遣事業。

件、草の根技術協力プロジェクトが 59 件（実施額 約 9.9 億円）、無償資金協力が 39 件（供与限度額 約 191.0 億円）、有償資金協力が 79 件（承諾額 約 21.5 億円）、民間連携（BOP）が 4 件である。また、2,647 名のボランティアが「障害と開発」に関連のある活動を行った。

「障害と開発」分野の案件が実施された地域は、アジアが 199 件（64.4%）と過半数を占めており、次いで、中南米が 34 件（11.0%）、アフリカが 31 件（10.0%）、中東が 29 件（9.4%）、欧州が 12 件（3.9%）、太洋州が 4 件（1.3%）であった（表 1）。全スキームにおいて、アジアが大半を占めていた。アジアに次いで多い事業実施地域は、技術協力プロジェクトでは中南米や中東、個別案件（専門家派遣）では中東、草の根技術協力プロジェクトでは中南米、無償資金協力ではアフリカとなっている。

表 1. 「障害と開発」分野におけるスキーム別実績

2014年3月31日現在

	アジア	太平洋	中南米	中東	アフリカ	欧州	総計
全案件数 (%)	199 (64.4)	4 (1.3)	34 (11.0)	29 (9.4)	31 (10.0)	12 (3.9)	309 (100)
技術協力プロジェクト	27	0	10	7	5	4	53
個別案件（専門家派遣）	38	1	9	17	3	4	72
草の根技術協力	42	2	11	1	3	0	59
無償資金協力	20	1	3	1	16	1	42
有償資金協力	69	0	1	3	3	3	79
民間連携（BOPビジネス）	3*	0	0	0	1	0	4

*複数国（タイ・インド・ブラジル・フィリピン）に展開した案件が1件あるが、代表してアジアとした。

1-2-1. 技術協力プロジェクト

JICA は、「障害と開発」に関連する技術協力プロジェクト³²⁰を、2014 年 3 月末までに 53 件実施した。地域では、中国やマレーシア、ミャンマーなどアジアに事業が集中している。

これまでに実施された技術協力プロジェクトは以下の通り。

①、②、③、④に関しては、『課題別指針：障害者支援』（2009）の実績一覧を基に、JICA ナレッジサイトを用いて、「障害と開発」関連事業を抽出した。フェーズが分かれている案件はフェーズごと数えた。⑤の調査方法は、(a) JICA ナレッジサイトにおける検索（1995 年から 2014 年 2 月 4 日までの案件）、(b) 2014 年 1 月に実施した JICA 資金協力業務部実施管理第二・第三課のヒアリング、(c) 2013 年 12 月末に全 JICA 国内事業所・在外事務所を対象に実施した障害配慮に関する現況調査（書面）である。⑥に関しては、(a) 福田・土橋 2006 に記載された事業、(b) 事前評価表で障害者に関する記載がある事業（ただし、2014 年 1 月 16 日までに JICA ナレッジサイトで閲覧可能なもの）、(c) 全 JICA 国内事業所・在外事務所を対象に実施した障害配慮の現況調査で確認された事業とした。⑦は、JICA ナレッジサイトを用いた。

³²⁰課題別指針「障害者支援」（2009）の実績リストを基に、JICA ナレッジサイトを用いて、「障害と開発」関連事業を抽出した。ただし、JICA ナレッジサイトで確認できなかった案件はリストから外した。政府間技術協力プロジェクト合意文書（Record of Discussion: R/D 締結）を基本に、フェーズが分かれている案件はフェーズごとに数えた。

表2. 技術協力プロジェクト実績

2014年3月31日現在

開始年度	国名	案件名	実施期間
1980	ペルー	地域精神衛生向上	1980.05-1987.05
1983	タイ	労災リハビリテーションセンター	1984.02-1992.03
1986	中国	肢体障害者リハビリテーション	1986.11-1993.11
1991	中国	ポリオ対策プロジェクト	1991.12-1999.12
1994	インドネシア	ソロ身体障害者リハビリテーションセンター	1994.12-1997.12
1997	インドネシア	国立障害者職業リハビリテーションセンター	1997.12-2002.12
2000	ミャンマー	ハンセン病対策・基礎保健サービス改善プロジェクト	2000.04-2006.11
2000	チリ	身体障害者リハビリテーションプロジェクト	2000.08-2005.07
2001	エチオピア	ポリオ対策プロジェクト	2001.04-2004.04
2001	中国	リハビリテーション専門職養成プロジェクト	2001.11-2008.03
2002	タイ	アジア太平洋障害者センタープロジェクト	2002.08-2007.07
2003	ボスニア・ヘルツェゴビナ	地雷被災者等に対するリハビリテーション技術の向上	2003.06-2004.04
2003	インドネシア	国立障害者職業リハビリテーションセンター機能強化プロジェクト	2003.07-2006.03
2003	カンボジア	医療技術者育成プロジェクト	2003.09-2008.09
2003	ネパール	アジア太平洋地域障害者のための能力開発セミナー	2004.02-2004.02
2003	スリランカ	コミュニティ・アプローチによるマナー県復旧・復興計画プロジェクト	2004.03-2008.03
2004	ボスニア・ヘルツェゴビナ	地雷被災者等に対するペイン・マネジメント・プロジェクト (CBR)	2004.12-2005.10
2005	エチオピア	ポリオ対策プロジェクト (フォローアップ)	2005.03-2005.03
2005	ミャンマー	ミャンマー国「アジア太平洋障害者センター」	2005.07-2006.02
2005	マレーシア	障害者福祉プログラム強化のための能力向上計画プロジェクト	2005.07-2008.07
2005	ボスニア・ヘルツェゴビナ	地雷被災者支援プロジェクトフェーズⅡ	2005.09-2007.03
2005	ルワンダ	障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト	2005.12-2008.12
2005	パキスタン	基礎保健医療施設耐震建築指導プロジェクト	2006.02-2006.10
2006	チリ	身体障害者リハビリテーションコースプロジェクト	2006.04-2011.03
2006	マレーシア	EPP「特別支援教育に関する研究機関の設立支援」 (経済連携のための小泉・アブドゥラ研修プログラム)	2006.04-2009.03
2006	ミャンマー	社会福祉行政官育成プロジェクト フェーズⅠ	2006.07-2010.12
2006	ポリビア	ラパス市障害者登録実施プロジェクト	2006.08-2007.10
2006	アフガニスタ	特殊教育強化プロジェクト	2006.09-2008.03
2006	パキスタン	EPI/ポリオ対策プロジェクト	2006.09-2011.09
2006	エジプト	地域開発活動としての障害者支援プロジェクト	2006.11-2009.11
2006	中国	ワクチン予防可能感染症のサーベイランス及びコントロールプロジェクト	2006.12-2011.12
2006	ラオス	労働社会福祉行政官研修プロジェクト	2007.01-2009.03
2006	コスタリカ	ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト	2007.03-2012.03
2007	タイ	アジア太平洋障害者センタープロジェクトフェーズⅡ	2007.08-2012.07
2007	キルギス	障害者の社会進出促進プロジェクト	2007.09-2010.03
2008	中国	中国中西部地区リハビリテーション人材養成プロジェクト	2008.04-2013.03
2008	ボスニア・ヘルツェゴビナ	地雷被災者等に対するペイン・マネジメント・プロジェクト	2008.05-2010.05
2008	ミャンマー	リハビリテーション強化	2008.07-2013.07
2008	コロンビア	地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト	2008.08-2012.08
2008	パラグアイ	精神遅滞症減少プロジェクト	2008.10-2011.09
2008	フィリピン	地方における障害者のためのバリアフリー環境形成プロジェクト (障害者に優しいまちづくり)	2008.10-2012.09

開始年度	国名	案件名	実施期間
2008	エクアドル	社会的弱者のための職業訓練強化プロジェクト	2008.11-2011.10
2008	アフガニスタ	教師教育における特別支援教育強化プロジェクト	2008.11-2010.05
2008	パキスタン	障害者社会参加促進プロジェクト	2008.12-2011.11
2008	ボリビア	全国統一障害者登録プログラム実施促進プロジェクト フェーズⅡ	2009.03-2012.03
2008	マレーシア	障害者の社会参加支援サービスプロジェクト	2009.09-2012.08
2009	ルワンダ	障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト	2009.10-2010.03
2009	ベトナム	南部地域医療リハビリテーション強化プロジェクト	2010.03-2013.02
2010	ボリビア	特別支援教育教員養成プロジェクト	2010.06-2013.11
2010	ルワンダ	障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト	2011.03-2014.03
2011	ミャンマー	社会福祉行政官育成プロジェクト フェーズⅡ	2011.08-2014.08
2012	マレーシア	障害者の社会参加支援サービスプロジェクト フェーズⅡ	2012.09-2015.08
2012	アフガニスタ	教師教育における特別支援教育強化プロジェクト フェーズⅡ	2013.01-2015.12

1-2-2. 個別案件（専門家派遣）

個別案件（専門家派遣）³²¹では、1980年から2014年3月末までに72件の派遣を実施した。その派遣先の多くはタイやインドネシアであり、また、中東への派遣も積極的に行った。

これまでに実施された個別案件（専門家派遣）は以下の通り。

表3. 個別案件（専門家派遣）実績

2014年3月31日現在

開始年度	国名	担当内容	期間
1980	スリランカ	ろうあ教育	_*1
1882	スリランカ	ろう教育	_*1
1984	スリランカ	ろう教育機材据付	_*1
1987	インドネシア	職業リハビリテーション	_*1
1987	スリランカ	聴覚障害教育	_*1
1988	インドネシア	障害者職業リハビリテーション	_*1
1988	メキシコ	特殊教育（自閉症）	_*1
1989	フィリピン	障害児社会教育訓練	_*1
1989	メキシコ	特殊教育	_*1
1990	インドネシア	セミナー（職業リハビリ）	_*1
1991	インドネシア	障害者職業リハビリテーションセミナー	_*1
1991	インドネシア	障害者職業訓練指導	_*1
1992	タイ	義肢装具	_*1
1993	パナマ	障害者に対する職業訓練	_*1
1993	スリランカ	教材VTR作成（聴覚障害児教育用）	_*1
1993	ウルグアイ	自閉症児教育法	_*1
1994	タイ	障害者の公共施設へのアクセス	_*1
1995	インドネシア	職業リハビリテーション政策	_*1
1995	タイ	義肢装具加工	_*1

³²¹ 『課題別指針：障害者支援』（2009）の実績リストを基に、JICA ナレッジサイトを用いて、「障害と開発」関連事業を抽出した。ただし、JICA ナレッジサイトで確認できなかった案件はリストから外した。フェーズが分かれている案件はフェーズごと数えた。

開始年度	国名	担当内容	期間
1996	スリランカ	聴覚障害児教育	-*1
1996	ウルグアイ	自閉症児生活療法（音楽指導）	-*1
1996	ウルグアイ	自閉症児生活療法（全般）	-*1
1997	チリ	リハビリテーション医学	-*1
1998	カンボジア	社会福祉事業の運営指導	-*1
1998	タイ	職業リハビリテーション	-*1
1998	ラオス	障害者リーダー養成	-*1
1998	タイ	特殊教育	-*1
1999	ウルグアイ	自閉症児生活療法	-*1
1999	サウジアラビア	教育（障害者教育）	-*1
1999	カンボジア	グループカウンセリング	-*1
2000	エジプト	障害者リハビリ対策プログラム	-*1
2000	サウジアラビア	障害者コンピューター教育	-*1
2000	サウジアラビア	特殊教育カリキュラム開発	-*1
2000	サウジアラビア	障害者リハビリ教育	-*1
2000	タイ	労災リハビリテーション	-*1
2000	中国	障害者に配慮した公共交通機関の促進	-*1
2001	フィリピン	社会福祉政策アドバイザー	-*1
2001	タイ	DAISY製作指導者	-*1
2001	バングラデシュ	ポリオ対策	-*1
2002	アフガニスタン	障害児教育	2002-, 2005.03-2005.04
2002	フィリピン	障害者福祉制度（社会リハビリ）	-*1
2002	バングラデシュ	障害者職業訓練アドバイザー	-*1
2002	シリア	障害者職業訓練教育	-*1
2002	カンボジア	社会福祉アドバイザー	-*1
2002	エジプト	障害者リハビリテーション	2003.02-2003.05
2003	インドネシア	職業リハビリテーション	2003.07-2006.03
2003	アフガニスタン	教員研修アドバイザー（特殊教育）	-*1
2003	ラオス	労働社会福祉行政調査	-*1
2003	ウズベキスタン	手話通訳養成	-*1
2003	ナイジェリア	ポリオ対策	-*1
2003	ボスニア・ヘルツェゴビナ	療法機材の応用指導	-*1
2003	ボスニア・ヘルツェゴビナ	身体のリハビリテーションにかかる医療統計資料の開発	-*1
2003	ボスニア・ヘルツェゴビナ	身体のリハビリテーションにかかるデータベースの構築	-*1
2003	シリア	CBR事業推進	2003.10-2006.12 2007.03-2007.04 2008.08-2010.08
2004	ウズベキスタン	手話通訳アドバイザー	2004.10-2004.10
2004	ボスニア・ヘル	障害者リハビリテーション	-*1
2005	パキスタン	理学療法	2005.04-2005.08
2005	ルワンダ	障害を持つ除隊兵士のための職業リハビリテーション計画策定	-*1
2005	パキスタン	コミュニティリハビリテーション	-*1
2006	フィジー	障害者ベースライン調査	-*1

開始年度	国名	担当内容	期間
2007	東ティモール	社会的弱者支援	2007.03-2007.03 2007.12-2007.12 2008.02-2008.03
2007	ヨルダン	障害者支援政策	2007.03-2007.04 2007.08-2008.08
2007	シリア	Community-Based Rehabilitation (CBR)事業推進	2007.03-2010.08
2007	ラオス	労働社会福祉省政策アドバイザー	2007.08-2009.08
2008	中国	中国中西部地区リハビリテーション人材養成プロジェクト チーフアドバイザー	2008.06-2008.11
2009	ヨルダン	地域リハビリテーション	2009.05-2011.05
2011	タイ	(科学技術研究員) 障害者のリハビリテーションにおける動作分析装置開発	2011.02-2012.09
2011	ヨルダン	障害者問題アドバイザー	2011.05-2013.05
2011	ウズベキスタン	専門家派遣 (障害者支援)	2011.06-2014.03
2012	ホンジュラス	CBR戦略向上のための能力強化	2012.04-2015.03
2012	パキスタン	障害者社会参加促進アドバイザー	2012.12-2015.11
2012	南アフリカ	障害主流化促進アドバイザー	2012.12-2014.12
2013	ヨルダン	障害者のアクセスビリティ改善のためのアドバイザー	2013.03-2013.03

*1 派遣期間不明

1-2-3. 草の根技術協カプロジェクト

「障害と開発」の分野における草の根技術協カプロジェクト³²²は、2000年にラオスの「国立メディカルリハビリテーションセンターにおける車椅子製造支援事業」を実施して以来、東南アジアや南米地域を中心に、2014年3月末までに59件の案件を実施した。ベトナムの「知的障害児の就学率向上につながる教育プログラム開発と普及プロジェクト」、ブラジルの「ろう者組織の強化を通じた非識字層の障害者へのHIV/AIDS教育」では、障害者とともに教材開発などを行うなど障害当事者中心のエンパワメントに力を入れた結果、裨益効果が高かったと報告されている。

草の根技術協カプロジェクトの特徴としては、保健医療、教育、雇用・労働、人材育成、水資源、防災、市民参加など、さまざまな分野で障害に関連する事業が実施されていることである。

これまでに実施された草の根技術協カプロジェクトは、以下の通り。

³²² 『課題別指針：障害者支援』（2009）の実績リストを基に、JICAナレッジサイトを用いて、「障害と開発」関連事業を抽出した。ただし、JICAナレッジサイトで確認できなかった案件はリストから外した。フェーズが分かれている案件はフェーズごと数えた。

表4. 草の根技術協力プロジェクト実績

2014年3月31日現在

国名	件名	実施期間	実施団体名
ラオス	国立メディカルリハビリテーションセンターにおける車椅子製造支援事業	2000.12-2003.12	難民を助ける会
ホンジュラス	自閉症児の自立を目指した療育法の技術移転	2001.07-2002.06	日本発達障害福祉連盟
ラオス	障害者職業訓練センター計画	2001.11-2002.10	アジアの障害者活動を支援する会
ラオス	ラオス国障害者女性開発センター建設計画	2001.11-2002.10	沖縄・アジア障害者を支援する会
ベトナム	頭頸部癌治療音声機能リハビリテーション	2003.01-2004.01	頭頸部癌治療音声機能リハビリテーションを支援する会
タイ	タイ国障害者創造活動と就労機会開発及び山岳民族の手紡ぎ糸ほか商品開発計画	2002.10-2005.10	さをりひろば
カンボジア	タケオ州及びコンボンスプー州における除隊兵士（家族）支援プロジェクト	2003.02-2004.01	インターバンド
ベトナム	障害者教育支援プロジェクト	2003.04-2004.03	立命館大学
インドネシア	インドネシアにおける難聴者支援のためのネットワーク作り	2003.08-2006.07	特定非営利活動法人 日本ヒアリングインターナショナル
ベトナム	ベトナム点字図書館運営支援計画	2003.11-2004.10	民族フォーラム
ベトナム	障害児教育分野における専門教員養成コース支援事業（略称：ベトナム教育専門教員養成プログラム）	2003.04-2004.03	立命館大学
ペルー	ワラル地域保健福祉プロジェクト	2003.07-2005.03	ひまわりの会
ラオス	ラオス国内のハンセン病患者とその家族のための巡回医療活動とその技術指導（歯科・医科・補装具作成）	2003.08-2006.07	梅本記念歯科奉仕団
フィジー	アジア・太平洋障害福祉人材育成事業	2003.09-2005.12	知的障害児施設近江学園、滋賀県中央子ども家庭相談センター、滋賀県立三雲養護学校等滋賀県内の障害福祉・教育関係機関等
中国	低所得農民層の失明実態究明と対策のための人材育成	2004.01-2007.01	金沢医科大学
ラオス	ラオスの障害者のための車椅子普及支援	2004.11-2007.10	難民を助ける会
マレーシア	東南アジアにおける車いす製造技術移転および車いすスポーツ普及講習	2004.12-2007.03	太陽の家
中国	知的障害児教育施設（特殊学級）の設立支援	2004.06-2006.03	九州アジア記者クラブ
ケニア	視覚障害者に対するあん摩療法技術指導	2004.07-2005.03	視覚障害者国際協力協会
フィリピン	知的障害者自立支援プロジェクト	2005.09-2007.03	クオレ七戸
カンボジア	シェムリアップ州における地域精神保健プロジェクト	2005.11-2007.11	途上国の精神保健を支えるネットワーク
マレーシア	心身障害児・者のための教育・心理リハビリテーション指導者育成	2005.12-2008.12	福島県障害児・者の動作学習研究会（FAMAT）
ベトナム	ベトナムにおける地域リハビリテーション及び障害当事者エンパワメントを通じた身体障害者支援事業	2006.01-2008.12	国際医療福祉大学
タイ	ろう学校教員等の補聴器および関連機器研修プロジェクト	2006.02-2008.03	NPOアジアマインド
ペルー	障害者自立支援事業	2006.04-2009.03	ひまわりの会
ベトナム	千葉とベトナムにおける特別支援教育分野での人材育成事業	2006.06-2009.03	千葉とベトナムにおける特別支援教育分野での人材育成事業実行委員会
カンボジア	カンボジア義肢装具士育成	2006.07-2007.01	熊本総合医療福祉学院
中国	日中療育技術交流事業	2006.10-2009.03	鳥取県立総合療育センター
メキシコ	メキシコの医療体制に最適な脳卒中予防戦略の研修	2006.10-2009.02	秋田県立脳血管研究センター
フィリピン	聴覚障害教育における聴覚を活用した教育実施体制支援プロジェクト	2007.12-2010.12	フィリピン耳の里親会
ウズベキスタン	タシケント市における地域に根ざした障害者支援事業	2008.05-2010.04	ワールド・ビジョン・ジャパン

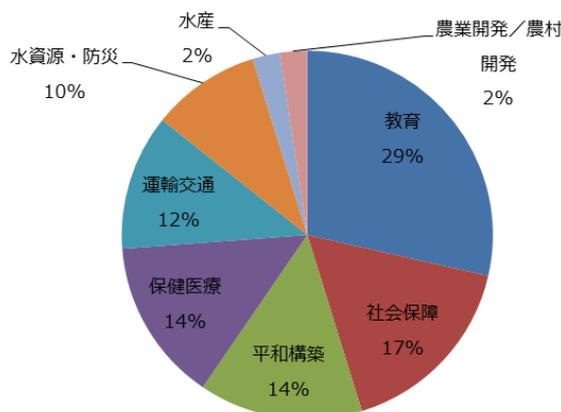
国名	件名	実施期間	実施団体名
ベトナム	知的障害児の就学率向上及び教育プログラム開発を支援するプロジェクト	2008.08-2011.08	立命館大学
ラオス	ラオスにおける車椅子サービスの質の向上及び現地への事業運営移管	2008.06-2011.05	難民を助ける会
ブラジル	ろう者組織の強化を通じた非識字層の障害者へのHIV/AIDS教育	2008.10-2011.09	DPI日本会議
中国	大連市障害者職業技能訓練センターによる就労開発事業の強化	2008.04-2009.03	北九州市手をつなぐ育成会
フィジー	フィジー国理学療法士臨床技術研修	2008.04-2010.03	沖縄県理学療法士会
アルゼンチン	ママ・パパ・家族でできる障害児発達 アルゼンチンに障害児発達指導員の普及を！	2009.04-2011.03	南米ひとねっとハボン
ラオス	ラオス障害者スポーツ振興プロジェクト	2009.04-2012.03	アジアの障害者活動を支援する会
中国	視覚障害者音声情報提供技術指導事業	2009.06-2011.03	日本点字図書館
中国	河北省における自閉症児教育教員養成支援プロジェクト	2010.04-2013.03	岐阜日中美容福祉協会
ケニア	視覚障害者に対する日本式あん摩 応用技術と理論講習	2009.06-2012.04	視覚障害者国際協力協会
ベトナム	ベトナム中部・自然災害常襲地のコミュニティと災害弱者層への総合的支援	2010.10-2013.09	京都大学大学院地球環境学堂
インド	スラムの子ども達の自立力向上のための音楽指導者育成計画	2011.01-2014.01	光の音符
ベトナム	ベトナム・ドンナイ省インクルージョン教育研修システムの構築	2011.05-2013.12	アジア・レインボー
タイ	タイ視覚障害児の理数科基礎教育に関する教員の資質向上支援	2011.07-2014.02	九州先端科学技術研究所を実施団体
ベトナム	知的障害児の就学率向上につながる教育プログラム開発と普及プロジェクト	2011.09-2013.08	立命館大学
中国	上海医療福祉関係人材養成事業	2011.09-2014.03	旭川荘
ブラジル	ろう者組織の強化を通じた非識字層の障害者へのHIV/AIDS教育フェーズ2	2011.10-2013.03	DPI日本会議
ペルー	障害者自立支援事業フェーズ2	2011.10-2016.10	ひまわりの会
コスタリカ	コスタリカ自立生活推進プロジェクト	2012.04-2017.04	メインストリーム協会
ミャンマー	ミャンマーにおける鍼灸指圧技術普及事業	2012.07-2014.07	命門会
フィリピン	フィリピン共和国イロイロ市におけるコミュニティ防災推進事業	2012.07-2015.03	横浜市政策局国際政策室、アジア太平洋都市間協力ネットワーク(CITYNET)
ラオス	北部ラオスにおける障害者の社会自立のための就労支援事業	2012.07-2015.06	アジアの障害者活動を支援する会
ブラジル	ブラジルにおける障がい者インクルージョンのための園芸療法	2012.12-2015.06	グローバル園芸療法センター
インド	インド共和国における視覚障害者の職業教育支援事業	2013.01-2015.12	インド盲人協会
南アフリカ	障害者地域自立生活センター設立に向けた人材育成	2013.04-2016.04	ヒューマンケア協会
ブラジル	PIPA自閉症児療育学級への支援を通じた自閉症児療育プロジェクト	2013.07-2016.03	トボスの会
パキスタン	パキスタン ラホール市における電動車いす活用による重度障害者の自立生活推進事業	2014.03-2017.09	全国自立生活センター協議会
ラオス	PIPA自閉症児療育学級への支援を通じた自閉症児療育プロジェクト	2014.07-2016.12	難民を助ける会

1-2-4. 無償資金協力事業³²³

JICA は、1980 年から 2014 年 3 月末までに、障害に配慮した無償資金協力事業を 39 件実施した。主な事業内容は、リハビリテーションセンターや学校の建設である。事業実施地域は、他のスキームと同様に、カンボジアなど東南アジアに集中している。ケニアなど東アフリカも、中南米や中東に比べて案件数が多い。

分野課題でみると、教育（29%）が最も多く、図 1：「障害と開発」分野の無償資金協力の分野課題

次いで社会保障（17%）、平和構築（14%）、保健医療（14%）、運輸交通（12%）、水源・防災（10%）、水産（2%）、農業・農開発（2%）とさまざまな分野で事業を実施している（図 1）。



これまでに実施された無償資金協力事業は、以下の通り。

表5. 無償資金協力実績

2014年3月31日現在

閣議年度	国名	案件名
1985	中国	肢体障害者リハビリテーション研究センター整備計画
1986	中国	肢体障害者リハビリテーション研究センター整備計画
1993	インドネシア	職業訓練センター機材整備計画
1993	タイ	シリントン青少年職業訓練センター職業訓練計画
1995	インドネシア	障害者職業リハビリテーションセンター建設計画（詳細設計）
1996	インドネシア	障害者職業リハビリテーションセンター建設計画
1998	カンボジア	地雷除去活動機材整備計画
1999	カンボジア	第2次地雷除去活動機材整備計画
2000	ケニア	西部地域保健センター整備計画
2000	ヨルダン	障害者職業訓練機材整備計画
2001	アゼルバイジャン	リハビリテーション・センター機材整備計画
2002	カンボジア	第3次地雷除去活動機材整備計画
2002	タイ	アジア太平洋障害者センター建設計画（詳細設計）

³²³調査方法は、①JICA ナレッジサイトの検索（1995 年から 2014 年 2 月 4 日までの案件）、②2014 年 1 月に実施した JICA 資金協力業務部実施管理第二・第三課のヒアリング、③2013 年 12 月末に全 JICA 国内事業所・在外事務所を対象に実施した障害配慮に関する現況調査（書面）である。

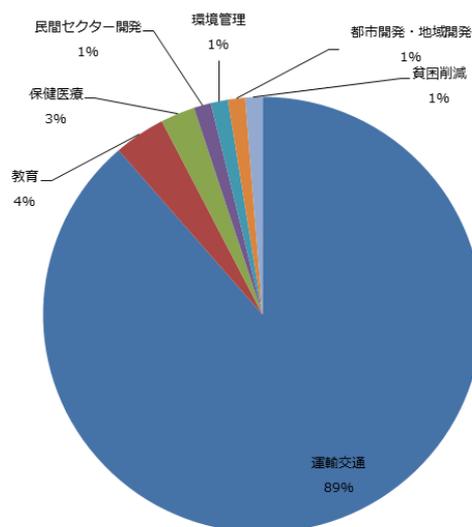
閣議年度	国名	案件名
2002	ボスニア・ヘルツェゴビナ	地域密着型リハビリテーションセンター整備計画
2003	タイ	アジア太平洋障害者センター建設計画
2004	カンボジア	第4次地雷除去活動機材整備計画
2005	ケニア	西部地域保健センター整備計画
2007	マラウイ	ブランタイヤ市道路網整備計画
2007	レソト	中等学校建設計画
2008	ウガンダ	稲研究・研修センター建設計画
2008	ウズベキスタン	国立障害者リハビリテーション・センター整備計画
2008	カンボジア	第五次地雷除去活動機材整備計画
2008	ペルー	国立障害者リハビリテーション・センター建設計画（詳細設計）
2009	ペルー	国立障害者リハビリテーション・センター建設計画
2009	ウガンダ	中央ウガンダ地域医療施設改善計画（詳細設計）
2009	ケニア	ナイロビ西部環状道路建設計画（詳細設計）
2009	コスタリカ	コスタリカ国立劇場視聴覚機材整備計画
2010	ウガンダ	中央ウガンダ地域医療改善計画
2010	ケニア	ナイロビ西部環状道路建設計画
2010	カンボジア	第六次地雷除去活動機材整備計画
2010	マラウイ	ブランタイヤ市道路網整備計画（第二次）
2010	マラウイ	中等学校改善計画
2010	レソト	中等学校建設・施設改善計画
2011	エチオピア	アムハラ州中学校建設計画（コミュニティ開発無償案件）
2011	カンボジア	洪水対策支援計画
2011	ケニア	アフリカ理数科・技術教育センター拡充計画
2011	ザンビア	ルサカ南部地域居住環境改善計画
2011	マラウイ	第二次中等学校改善計画
2013	パプアニューギニア	マダン市場改修計画

1-2-5. 有償資金協力事業³²⁴

障害配慮が実施されたことが確認できた有償資金協力事業は、1996年から2014年3月末までに計79件である。また、インドやタイ、インドネシアなど東南アジアに特に案件が集中していることに加えて、ウズベキスタンやトルコなど広くアジアで実施している。

障害配慮がなされた有償資金協力の分野ごとの割合は、運輸交通が大半を占め（89%）、教育（4%）、保健・医療（3%）、民間セクター開発（1%）、環境管理（1%）、貧困削減（1%）、都市開発・地域開発（1%）となっている（図2）。

図2：「障害と開発」分野の有償資金協力の分野課題



これまでに実施された有償資金協力は以下の通り。

表6. 有償資金協力実績

2014年3月31日現在

閣議年度	国名	案件名
1995	フィリピン	メトロマニラ大都市圏交通混雑緩和事業 フェーズI
1996	タイ	バンコク地下鉄建設事業 フェーズI
1996	タイ	第2バンコク国際空港建設事業 フェーズI
1996	インドネシア	ジャワ南線複線化事業
1996	ウズベキスタン	地方3空港近代化事業 フェーズI
1996	インド	デリー高速輸送システム建設事業 フェーズI
1995	フィリピン	メトロマニラ大都市圏交通混雑緩和事業 フェーズII
1997	タイ	バンコク地下鉄建設事業 フェーズII
1997	タイ	第2バンコク国際空港建設事業 フェーズII
1998	タイ	既往案件内貨融資事業（バンコク地下鉄建設事業）

³²⁴調査には、①福田・土橋（2006）に記載された事業、②事前評価表で障害者に関する記載がある事業、③全 JICA 国内事業所・在外事務所を対象に実施した障害配慮の現況調査、④事前評価表には障害配慮の記載は無くても、事業において配慮がなされている案件（例えば、デリー高速輸送システム建設事業（IV）（V）、バンガロール・メトロ建設事業、ジャワ南北複線化事業など）を用いた。

閣議年度	国名	案件名
1998	フィリピン	メトロマニラ大都市圏交通混雑緩和事業 フェーズⅢ
1998	フィリピン	幹線空港開発事業 フェーズⅠ 新バコロド空港建設
1998	タイ	バンコク地下鉄建設事業 フェーズⅢ
1998	カザフスタン	アスタナ空港改修事業
1999	トルコ	ボスポラス海峡横断地下鉄整備事業 フェーズⅠ
1999	タイ	バンコク地下鉄建設事業 フェーズⅣ
1999	タイ	第2バンコク国際空港建設事業 フェーズⅢ
1999	ウズベキスタン	地方3空港近代化事業 フェーズⅡ
2000	フィリピン	新イロイロ空港開発事業
2000	タイ	バンコク地下鉄建設事業 フェーズⅤ
2000	タイ	第2バンコク国際空港建設事業 フェーズⅣ
2000	インド	デリー高速輸送システム建設事業 フェーズⅡ
2001	フィリピン	幹線空港開発事業 フェーズⅡ 新バコロド空港建設
2001	ブルガリア	ソフィア地下鉄拡張事業
2002	インド	デリー高速輸送システム建設事業 フェーズⅢ
2002	タイ	第2バンコク国際空港建設事業 フェーズⅤ
2003	インド	アジャンタエローラ遺跡保護観光基盤整備事業 フェーズⅡ
2003	インド	デリー高速輸送システム建設事業 フェーズⅥ
2004	インド	デリー高速輸送システム建設事業 フェーズⅤ
2004	インドネシア	ジャワ南線鉄道複線化事業 フェーズⅡ
2004	タイ	第2バンコク国際空港建設事業 フェーズⅥ
2004	トルコ	ボスポラス海峡横断地下鉄整備事業 フェーズⅡ
2005	エジプト	ポルグ・エル・アラブ空港近代化事業
2005	インド	デリー高速輸送システム建設事業 フェーズⅥ
2005	タイ	第2バンコク国際空港建設事業 フェーズⅦ
2006	インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズⅡ (Ⅰ)
2006	インド	バンガロール・メトロ建設事業
2006	エジプト	大エジプト博物館建設事業
2006	インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道事業 (E/S)
2006	インドネシア	ジャワ南線複線化事業フェーズⅢ(E/S)
2006	インドネシア	ハサヌディン大学工学部整備事業
2006	インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズⅡ
2006	ベトナム	ホーチミン市都市鉄道建設事業 (ベンタインーヌオイティエン間 (1号線))フェーズⅠ、Ⅱ
2007	中国	湖南省都市廃棄物処理事業
2007	ベトナム	第6次貧困削減支援借款
2007	インド	コルカタ東西地下鉄建設事業 フェーズⅠ
2007	インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズⅡ (Ⅲ)
2007	インドネシア	インドネシア大学整備事業
2007	インドネシア	ジャワ南線複線化事業 フェーズⅢ
2007	ベトナム	ハノイ市都市鉄道建設事業 (1号線) (E/S)

閣議年度	国名	案件名
2008	タイ	バンコク大量輸送網整備事業（パープルライン）フェーズⅠ バンコク大量輸送網整備事業（パープルライン）フェーズⅡ
2008	モンゴル	新ウランバートル国際空港建設事業
2008	インド	チェンナイ地下鉄建設事業
2008	インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズⅡ（Ⅳ）
2009	ベトナム	ハノイ市都市鉄道建設事業（ナムタンロンーチャンフンダオ間（2号線））フェーズⅠ
2009	タイ	バンコク大量輸送網整備事業（レッドライン）フェーズⅠ
2009	インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道事業フェーズⅠ
2009	ベトナム	ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業フェーズⅠ
2009	インド	コルカタ東西地下鉄建設事業 フェーズⅡ
2009	インド	チェンナイ地下鉄建設事業 フェーズⅡ
2009	インド	デリー高速輸送システム建設事業 フェーズⅡ（Ⅴ）
2010	バングラデシュ	ダッカ-チッタゴン鉄道網整備事業
2010	タイ	バンコク大量輸送網整備事業（パープルライン）フェーズⅡ
2011	インド	バンガロール・メトロ建設事業 フェーズⅡ
2011	パキスタン	ポリオ撲滅事業
2011	マレーシア	マレーシア日本国際工科院整備事業
2012	スリランカ	地方基礎社会サービス改善事業
2012	スリランカ	バンダラナイケ国際空港改善事業 フェーズⅡ
2012	インド	デリー高速輸送システム建設事業 フェーズⅢ
2012	ベトナム	ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業 フェーズⅡ
2012	ベトナム	ホーチミン市都市鉄道建設事業（ベントインーソオイティエン間（1号線））フェーズⅡ
2012	エジプト	カイロ地下鉄四号線第一期整備事業
2012	ブラジル	ベレン都市圏幹線バスシステム事業 フェーズⅢ
2013	バングラデシュ	ダッカ都市交通網整備事業 フェーズⅠ
2013	フィリピン	マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張事業
2013	フィリピン	新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業
2012	インド	チェンナイ地下鉄建設事業フェーズⅢ
2013	インド	ムンバイメトロ3号線建設事業
2013	ベトナム	ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業 フェーズⅢ

1-2-6. ボランティア派遣³²⁵

JICA は、1965 年から 2014 年 3 月末現在までに、45,985 名のボランティア³²⁶を派遣しており、その中 2,647 名が「障害と開発」に関連する活動を行っている（表 7）。派遣の多い職種は、養護、理学療法士、ソーシャルワーカー、作業療法士、鍼灸マッサージ師、義肢装具士、言語聴覚士であり、特に養護・特殊教育における派遣が 640 名と最も多く、次いで理学療法士が 448 名、ソーシャルワーカー・社会福祉が 371 名であった。上記 7 職種以外では、青少年活動（132 名）や手工芸系（手工芸、陶磁器など 89 名）、服飾やコンピューター技術などの職種で派遣されたボランティアが、障害者の就業支援として「障害と開発」に関わっている。地域的には、アジア（35.1%）および中南米（32.3%）が多い。

表 7. 「障害と開発」分野に関連した活動を行ったボランティアの職種（派遣者数）

2014年3月31日現在

職種名	アジア	大洋州	欧州	中近東	アフリカ	中南米	総計
全職種 (%)	929 35.1%	144 5.4%	41 1.5%	291 11.0%	387 14.6%	855 32.3%	2,647 100.0%
養護／特殊教育 ^{*1}	222	38	19	83	59	219	640
理学療法士 ^{*2}	156	66	7	35	49	135	448
ソーシャルワーカー／社会福祉 ^{*3}	101	3	9	15	39	204	371
作業療法士 ^{*4}	139	8	1	33	27	102	310
鍼灸マッサージ師 ^{*5}	38	1	0	0	3	9	51
義肢装具士／福祉用具 ^{*6}	5	0	0	5	7	5	22
言語聴覚士 ^{*7}	4	6	0	3	6	16	35
障害者体育／体育 ^{*8}	34	0	0	24	8	24	90
障害児・障害者支援 ^{*9}	7	3	0	2	3	1	16
青少年活動 ^{*10}	38	3	0	26	31	34	132
手工芸系 ^{*11}	34	2	0	16	13	24	89
生活系 ^{*12}	17	1	0	9	38	2	67
医療系 ^{*13}	19	1	1	4	17	28	70
村落開発普及員など ^{*14}	30	4	0	3	38	6	81
芸術系 ^{*15}	15	0	0	13	2	13	43
第一産業 ^{*16}	4	1	0	4	18	12	39
第二産業 ^{*17}	26	0	0	2	11	2	41
第三産業 ^{*18}	1	2	0	0	0	2	5
教育 ^{*19}	11	3	1	5	7	9	36
スポーツ系 ^{*20}	9	0	3	3	0	5	20
技術系 ^{*21}	19	2	0	6	11	3	41

*1：旧JV（養護）、旧SV（特殊教育）を含む。

*2：旧JV・旧SV・旧日系青年・第三世代（理学療法士）を含む。

*3：旧JV・旧SV・第三世代（ソーシャルワーカー）、旧SV（社会福祉）、旧日系青年（社会福祉士）、旧日系青年（福祉指導員）、旧日系青年（介護福祉士）、旧日系シニア（福祉）を含む。

*4：旧JV・第三世代（作業療法士）を含む。

*5：旧JV・旧SV・旧日系青年・第三世代（鍼灸マッサージ師）旧SV（鍼灸）、旧SV（鍼灸マッサージ）を含む。

*6：旧JV（義肢装具士）、第三世代（福祉用具）を含む。

*7：旧JV（言語聴覚士）をさす。

*8：旧JV・旧SV・第三世代（体育）、旧SV（障害者体育）を含む。

³²⁵JICA ナレッジサイトを用いて、「障害と開発」の分野で活動した隊員を抽出した。

³²⁶ボランティアとは、青年海外協力隊、シニア海外協力ボランティア、日系社会青年ボランティア、および日系社会シニア・ボランティアを含む。

形態	開始年度	国名	コース名	所管部署	受入人数																	計			
					96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12		13		
集団	2007	N/A	医療技術スタッフ練成コース ^{*13}	兵庫												10	9	7						26	
集団	2008	N/A	母子保健福祉行政研修	東京											10									10	
集団	2007	N/A	高級事務レベル社会福祉行政研修 ^{*14}	東京												10	5	6						21	
集団	2010	N/A	障害者の雇用促進とディーセント・ワークの実現 ^{*12}	東京													5	6	9	11	8			39	
集団	2010	N/A	社会福祉行政	東京														11	9	9				29	
集団	2010	N/A	医療技術スタッフ練成(A) ^{*13}	兵庫													5	5	4					14	
集団	2011	N/A	障害者リーダーシップ育成とネットワーク ^{*3}	東京																7	8	7		22	
集団	2012	N/A	医療技術スタッフ練成 [Aグループ:診療放射線技術、Bグループ:リハビリテーション技術] (B) ^{*13}	関西																	5			5	
集団	2012	ヨルダン	地域に根ざした就労支援による障害者の経済的エンパワメント(A)ヨルダン	沖縄																		6	5	11	
集団	2012	N/A	地域に根ざした就労支援による障害者の経済的エンパワメント(B)	沖縄																			16	16	32
集団	2012	N/A	アフリカ障害者地域メインストリーミング研修 ^{*15}	東京																		10	10	11	31
地域別	1986	(第三国研修)	DPI障害者リーダー養成セミナー		304	37	25	19	40	56	26													507	
地域別	2002	アフリカ地域	アフリカ地域障害者の地位向上 ^{*16}	東京							10	10	10	11	10	5	5	4						65	
地域別	2006	大洋州地域	障害者教育・福祉人材育成コース ^{*17}	大阪										8	10	6								24	
地域別	2006	南米地域	障害児教育 ^{*18}	筑波												12	11							23	
地域別	2006	中南米地域	新生児マス・スクリーニング確立支援(クレチン症)	札幌											6	6								12	
地域別	2006	仏語圏アフリカ地域	ワクチン予防可能疾患の疫学及び対策セミナー	九州											4	6	7							17	
地域別	2007	中東地域	中東地域CBR事業促進	北陸												6	5	6	6					23	
地域別	2008	中米・カリブ地域	中南米地域 障害者自立生活 ^{*20}	大阪													7	7	5	9	7	8		43	
地域別	2009	ヨルダン、 チュニジア	地域に根ざした就労支援による障害者の経済的エンパワメント	沖縄															3	4	4			11	
地域別	2009	ボリビア、エク アドル、パラグ アイ	南米地域 特別支援教育	筑波															7	9	6			22	
地域別	2010	タイ、ベトナム、 ミャンマー	特別支援教育	横浜																3	6	6		15	
地域別	2010	中央アジア 地域	中央アジア地域 障害者のメインストリーミ ング及びエンパワメント促進	札幌																7	9	6	7	29	
青年	2008	マレーシア	社会福祉(障害者支援)	九州															16	15	17	16		64	
青年	2009	タイ	障害者支援制度コース	兵庫															14		17	15		46	
青年	2009	中央アジア・	障害者支援制度コース	四国																17	20	11		48	
青年	2010	フィリピン	障害者支援制度コース	北陸																	16			16	
青年	2010	アフリカ	障害者支援制度コース(英語)	兵庫																	23			23	
青年	2013	中南米	障害者支援制度コース(西語)	四国																		21		21	
国別	1998	タイ	障害者支援政策(国別特設)	東京			6																	6	
国別	1998	タイ	障害者教育(国別特設)	東京			5																	5	
国別	1998	マレーシア	身障者療育技術支援	八王子			3																	3	
国別	2000	ミャンマー	ハンセン病対策・基礎保健サービス改善									7												7	
国別	2002	カンボジア	社会福祉行政(国別特設)	厚生労働							5													5	
国別	2002	マレーシア	CBRワーカー支援プログラム ^{*21}	東京							6			6	6									18	
国別	2002		自閉症児生活療法	八王子								1												1	
国別	2004	フィリピン	障害者雇用促進強化	東京									11											11	
国別	2004	ヨルダン	CBR障害者リーダー研修	八王子									2	6	6	6								20	
国別	2005	ネパール	障害者社会福祉政策	東京											1									1	
国別	2006	カメルーン	ジェンダーの視点を取り入れた社会福祉政策	東京												1								1	
国別	2006	マレーシア	EPP特殊教育に関する研究機関の設立支援	横浜											2	6								8	
国別	2006	ラオス	社会的弱者支援	東京												1	4							5	
国別	2008	ネパール	知的障害者教育	堺														1						1	
国別	2008	ヨルダン	障害者の経済的エンパワメント	本部															8					8	
国別	2009	イラン	障害者のための職業訓練	沖縄																2				2	
国別	2010	シリア	障害者支援	東京																	8			8	
国別	2010	ヨルダン	地域リハビリテーション	本部																	7			7	
国別	2011	ヨルダン	障害者の経済的エンパワメント	ヨルダン																		8	4	12	
国別	2012	リビア	義肢・リハビリテーション・マネージメント 研修 ^{*22}	東京																			28	28	
国別	2013	ヨルダン	アクセシビリティ改善	本部																			9	9	
					1204	238	264	245	146	169	165	142	155	122	140	161	145	119	183	171	228	118	3892	3,892	

- *1: 1980年代～、2000年～「知的障害福祉」として実施
- *2: 1981年～特設コース、1986年～集団コースとして実施
- *3: 1983年、特設コースとして開始、1986年～2つに分割し、「リハビリテーション専門家コース」および「障害者リーダーコース」として実施。2011年～「障害者リーダーシップ育成とネットワーク
- *4: 1989年～「ハンセン病医学研究コース」、2002年～「ハンセン病治療及び予防の実践」として実施。
- *5: 1990年～「身体障害者スポーツ指導者」、2000年～フェーズⅠ「障害者スポーツ指導者」、2005年～「障害者スポーツを通じた社会統合」として実施。2006年～「障害者の社会参加促進手段としてのスポーツ活動の企画と展開」を中心とする研修、2010年～「障害者スポーツリーダーの養成」として実施。
- *6: 1991年～「ポリオ根絶計画ウイルス検査技術コース」、2002年～「地球規模ポリオ根絶のためのウイルス検査技術質的向上」、2007年～「世界ポリオ根絶のための実験室診断技術」、2010年～「ポリオ及び麻疹を含むワクチン予防可能疾患の世界的制御のための実験室診断技術」として実施。
- *7: 2005年～「聾者のための指導者Ⅱ」、2007年「聾者のための指導者」、2010年～「聾者のための指導者；当事者団体強化」として実施。
- *8: 1987年～「生物製剤技術コース」、1994年～「ワクチン品質管理技術」として実施。
- *9: 1997年～「ID(障害者自立)」、2002年～「セルフ事業による障害者自立」として実施。
- *10: 1999年～「ワクチン予防可能疾患の根絶セミナー」、2004年～「ワクチン予防可能疾患の根絶セミナーⅡ」として実施。
- *11: 2003年～「アジア・太平洋視覚障害者支援（マッサージ業）」、2004年～「視覚障害者自立支援のためのマッサージ指導者育成研修（アジア太平洋）」として実施。
- *12: 2004年～「職業リハビリテーションと障害者の就労」、2010年～「障害者の雇用促進とディーセント・ワークの実現コース」、2013年～「障害者の雇用促進とディーセント・ワークの実現コース(A)」、「障害者の雇用促進とディーセント・ワークの実現コース(B)」として実施。
- *13: 2010年～「医療技術スタッフ養成コース」、2010年～「医療技術スタッフ養成(A)」、2012年～「医療技術スタッフ養成 [Aグループ：診療放射線技術、Bグループ：リハビリテーション技
- *14: 2004年～「アジア諸国高級事務レベル社会福祉行政研修」、2007年～「高級事務レベル社会福祉行政研修」として実施。
- *15: 2012年「アフリカ障害者地域メインストリーミング研修」、2013年「アフリカ障害者地域メインストリーミング研修（自立生活プログラム）」、2014年「アフリカ地域 障害者の自立生活とメインストリーミング」として実施。
- *16: 2002年～国別研修「南部アフリカ地域障害者の地位向上」、2004年～地域別研修、2007年～「アフリカ地域障害者の地位向上」として実施。
- *17: 2006年～「大洋州地域 障害者福祉人材育成」、2008年～「大洋州地域 障害者教育・福祉人材育成コース」として実施。
- *18: 2006年「障害児教育」、2007年～「南米地域 障害児教育」として実施。
- *19: 2008年「災害看護・リハビリテーション」、2009年～「アジア地域 災害看護・リハビリテーション」として実施。
- *20: 2008年～「中米カリブ地域 障害者自立生活」、2011年～「中南米 障害者自立生活」として実施。
- *21: 2002年～「知的障害児・者支援プログラム」、2006年～「CBRワーカー支援プログラム」として実施。
- *22: 2012年「義肢、リハビリテーション・マネジメント研修」に14名、「リハビリテーション技術研修A、リハビリテーション技術研修B」に12名、「リハビリテーション技術（義肢装具及び関連医療技

1-2-8. 民間連携

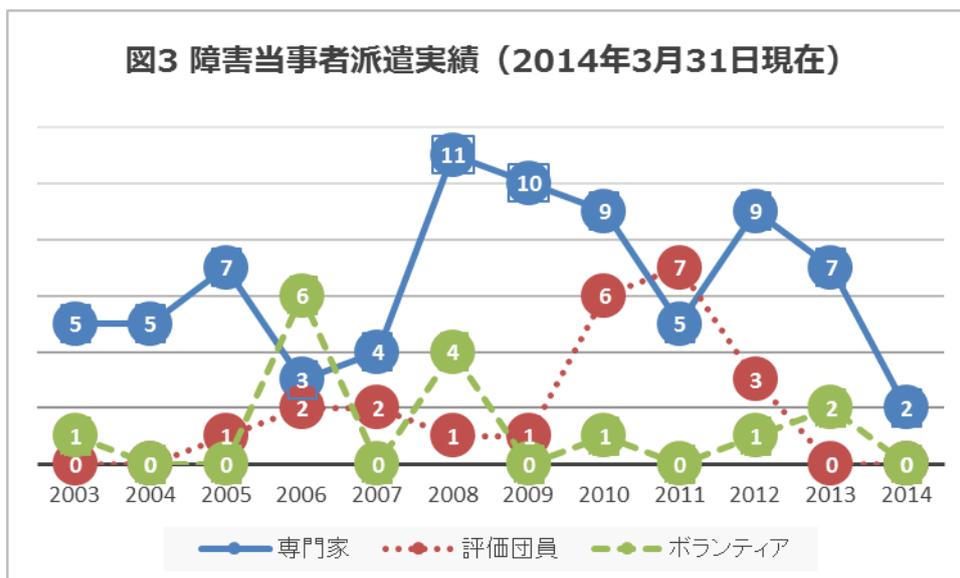
「障害と開発」に関連する案件は2012年より開始され、2014年3月末までに計4件実施された。足こぎ車椅子や義肢装具の普及に関する調査や、また情報保障の取り組みへの支援や視覚障害者のための教育・就業支援など、調査および事業内容は多岐にわたる。

表9. 民間連携（BOPビジネス）

採択年度	対象国	案件名	提案代表者	共同提案者
2012	ベトナム	障害者の社会復帰を目指す足こぎ車いすBOP事業準備調査	株式会社 TESS	一般社団法人日本の夜明け塾 日本テピア株式会社
2012	ベトナム	特殊な義肢装具を利用した途上国への開発支援及び海外事業展開に係る調査研究事業	株式会社佐喜眞義肢	株式会社沖縄総研 合同会社沖縄未来研究所
採択年度	対象国	企画名	受託企業名	コンサルティング会社
2012	タイ・インド・ブラジル・フィリピン	障害者の知識アクセスの機会均等の実現	株式会社 エックス都市研究所	
2012	スーダン	視覚障害者のための教育・就業支援案件化調査	株式会社日本テレソフト株式会社	株式会社地球システム科学

1-2-9. 障害当事者派遣の実績

2003年以降、技術協力プロジェクトを中心に、2014年3月末までに延べ115名の障害当事者（専門家77名、評価団員23名、ボランティア15名）を派遣した（図3）³²⁷。派遣数は増加する傾向にあり、障害当事者によるJICAプロジェクトへの参加は促進している。主な事業従事内容は、当事者のエンパワメントを目的としたピア・カウンセリング、当事者リーダー育成、自立生活支援、バリアフリー化などさまざまである。



1-3. JICA が作成した「障害と開発」に関する資料

「障害と開発」に向けた JICA 内の活動として、職員向けの研修の実施、啓発用教材として JICA-Net マルチメディア教材の開発、インクルーシブ教育に関する執務参考資料の作成などを行っている。2013年には、外部向けパンフレット『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』を作成した。以下、JICA が作成した障害と開発に関する資料を示す。

1-3-1. 執務参考資料

- ・ 国際協力機構 2005 『障害ボランティア派遣の調査』
- ・ 国際協力機構 2007 『研修担当者のための障害者受入手引き』
- ・ 国際協力機構 2009 『障害を有する専門家派遣ガイドライン』³²⁸
- ・ 国際協力機構 2009 『障害者のボランティア参加に関するガイドライン』

³²⁷ 専門家と調査団員については、人間開発部で把握している範囲の人数であり、網羅的ではない。

³²⁸ 2009年、課題別指針作成の際に策定した。

- 国際協力機構 2009『インクルーシブ教育執務参考資料』
- 国際協力機構 2010『インフラ整備事業におけるバリアフリー配慮実施のための執務参考資料 (円借款事業)』
- JICA-Net 2010『30分でわかる！開発に役立つ障害入門』（マルチメディア教材）

1-3-2. 公開資料

- 国際協力銀行 2006 *Making Development Projects Inclusive/Accessible for Persons with Disabilities in ODA Loan Operations*
- 国際協力機構 2011 「特集：意識を変える。社会が変わる」『JICA's World』（2011年12月号）
- 国際協力機構 2013『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して：「障害と開発」への取り組み』

1-3-3. 調査研究・客員研究報告書³²⁹

- 国際協力総合研修所 1996『平成7年度国民参加型協力推進基礎調査「障害者の国際協力事業への参加」（第1フェーズ）』（障害当事者派遣の調査・報告書）
- 国際協力総合研修所 1997『平成8年度国民参加型協力推進基礎調査「障害者の国際協力事業への参加」（第2フェーズ）』（障害当事者派遣の調査・報告書）
- 国際協力機構 2000『平成11年度特定テーマ評価調査報告書：タイ 障害者支援』
- 久野研二・デイビッド・セドン 2003『開発における障害（者）分野のTwin-Track Approachの実現に向けて：「開発の障害分析」と「Community-Based Rehabilitation:CBR」の現状と課題、そして効果的な実践についての考察』東京：国際総合研修所（平成14年度国際協力事業団 準客員研究員報告書）
- 長田こずえ 2005『アラブ・イスラム地域における障害者に関する重要課題と障害者支援アプローチに関する研究』東京：国際総合研修所（平成16年度国際協力機構 客員研究員報告書）

³²⁹その他セミナー報告書などの資料は [JICA ナレッジサイト](#)を参照のこと。

付録 2 JICA の協力事例

「付録 2. JICA の協力事例」では、2000 年以降に実施された JICA の事業に関し、「障害と開発」の課題に何らかの形で取り組んだ案件について、『指針』本文を補足説明する事例として、「2-1. 障害に特化した案件例」、「2-2. 障害に特化していない案件例」の 2 つに整理した。また、本文の 2 章で述べた「障害と開発のアプローチ」、3 章の「中間目標」や「JICA の開発課題」との関連がわかるように「キーワード」を設けた。

2-1. 障害に特化した案件例

【付録 2-1】

案件名	①「アジア太平洋障害者センター(APCD)建設計画」(交換公文署名 2003 年) ②「アジア太平洋障害者センター(APCD)プロジェクト フェーズ I、II」(2002 年 8 月～2012 年 7 月)
国名/地域	①タイ ②アジア・太平洋諸国
スキーム	①無償資金協力 ②技術協力プロジェクト
事例概要	アジア・大洋州地域の 30 カ国以上を対象に、「障害と開発」の取り組みの拠点としてアジア太平洋障害者開発センター (APCD) を設立した。その目的を、障害者当事者による障害者のエンパワメント、当事者による社会変革、社会のバリアフリー化とした。障害者を対象とした事業は、その当時は新しい取り組みであった。
キーワード	アプローチ：障害に特化した制度策定、プログラムやサービス推進、当事者中心、アクセシビリティ、地域社会に根ざしたアプローチ、障害啓発 中間目標：障害者のエンパワメント、障害インクルーシブな事業、制度や政策の整備と実践 JICA の開発課題：社会保障、ジェンダーと開発、貧困削減
特徴的な活動	<ul style="list-style-type: none"> 政府機関、国際機関、障害当事者団体、NGO、民間企業との連携促進 障害関連情報の発信 障害者リーダーや行政官を対象とした人材育成研修(建物や交通のバリアフリー化、ICT や CBR に関する研修など) フェーズ II では知的障害者支援
具体的な成果	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー環境の整備、ICT 活用の向上、自立生活センターの設立。 アジア太平洋地域 33 カ国と連携協定を締結、200 以上の障害者団体や NGO などとのネットワーク構築。 障害のある研修員を中心に、6 つの域内ネットワークの発足 (CBR アジア太平洋ネットワーク、エンパワメント・カフェ、ASEAN 自閉症ネットワーク、南アジア障害フォーラム、中央アジア障害フォーラム、アジア太平洋難聴・中途失聴連盟)。

	<ul style="list-style-type: none"> • 1,600人以上（半数以上が障害者）が参加した研修を通し、障害当事者団体の能力強化や CBR を実践・指導するリーダー育成に貢献。 • 障害者のエンパワメントや社会のバリアフリー化に関わる法の制定や取り組みを推進。その過程には、APCD の協力団体や研修員が従事。 • フェーズⅡでは、タイにおいて初の知的障害当事者団体を創設。 • 世界銀行の『Development Outreach』（2010年10月号）に、APCD が南南協力の6事例の一つとして紹介された³³⁰。
<p>成果の要因と 教訓</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 連携と協働、情報支援、人材育成の3項目に包括的に取り組み、3項目の相乗効果を高めたことが、効果発現につながった。 • 案件形成段階から障害者が事業を運営・管理する参加型アプローチを採用したことにより、障害者自身が、障害者のエンパワメントと社会のバリアフリー化に必要な障害者のニーズを十分に認識することができ、また、一般の人々の障害者に対する意識の向上も促すことができた。 • 障害者が障害者のロールモデルになるアプローチを採用したことが、「障害者による障害者のエンパワメント」の成果に繋がった。リソースパーソンやリーダーとなり得る障害者を研修の講師もしくは参加者として招聘し、研修後は、各自の活動を支援した³³¹。 • 権利に根ざしたバリアフリー社会の実現の必要条件である、アクセシブルな設備と情報を提供した。 • 途上国では、政府と障害者団体との接触は限られており、それが障害者のエンパワメントとバリアフリー社会の促進に制約となる場合がある。びわこミレニアム・フレームワークを実施する地域イニシアティブに認知された地域協力機関である APCD が、ファシリテーターおよび触媒として、政府と障害者団体の連携の機会を作った。 • コミュニティにおいてエンパワメントのモデルとして活動できる障害者を選定するために、障害当事者団体や支援団体のニーズに関する詳細な事前調査と分析を行った。質問票によるアンケート調査や事業対象国における現地調査を実施した。プロジェクト評価も実施した。 • 政府関係者との協議を重ね、APCD の理念の理解と共有を促し、また、政府との協働体制を確立した。 • 今後は都市部だけでなく、農村部の障害者にも焦点を当てる必要がある。そのために、生活活動地域における自助団体を育成・支援することが効果的と考えられる。
<p>参考報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> • フェーズⅠ終了時報告書 • フェーズⅡ終了時報告書 • JICA ホームページ（本プロジェクト関連）

³³⁰国際協力機構 2011c

³³¹国際協力機構 2008b

【付録 2-2】

案件名	<ul style="list-style-type: none"> 「社会福祉行政官育成（ろう者の社会参加促進）プロジェクト フェーズⅠ」（2007年12月～2010年12月） 「社会福祉行政官育成（ろう者の社会参加促進）プロジェクト フェーズⅡ」（2011年8月～2014年8月）
国名／地域	ミャンマー
スキーム	技術協力プロジェクト
事例概要	アクセシビリティというと、身体障害者を念頭に置き、段差の解消などの物理的な側面を保障する活動が中心になる傾向にあるが、本プロジェクトは、聴覚障害者に焦点を当て、情報アクセシビリティの保障に取り組んだ。ミャンマーにおいて初めての手話に関する人材、制度と事業を作り上げた。手話支援者 ³³² を育成する手話指導者の指導能力の向上や全国のミャンマー手話の普及を目指した。また、事業を通して、ろう者が自由にコミュニケーションをとり、自分の意思を伝えられるように後押しし、彼らの社会進出を促進することを目的とした。
キーワード	<p>アプローチ：障害に特化した制度・プログラムとサービスの推進、当事者中心、情報アクセシビリティの改善、障害啓発</p> <p>中間目標：障害者のエンパワメント、障害インクルーシブな事業の実践</p> <p>JICA 開発課題：社会保障、情報通信技術</p>
特徴的な活動	ミャンマー手話の分析、ミャンマー手話会話集の作成、基礎的な手話教授法の習得、コミュニティ（一般市民）への啓発活動
具体的な成果	<ul style="list-style-type: none"> 9名の手話指導者と24名の手話支援者（手話通訳者を担う）がミャンマーにおいて初めて育成された。聴覚障害者への情報提供サービス制度の確立に貢献した。 ミャンマー全国に毎週発行されている医療ジャーナル『Health Digest』にフェーズⅠで作成した『ミャンマー手話会話集』の抜粋を掲載したことにより、手話の認知度が高まった。 2013年12月に開催された「東南アジア競技大会」に続いて開かれたパラゲームに手話通訳が導入され、その様子がテレビ・ニュースでミャンマー全国に放映されたことにより、手話の認知度が高まった。
成果の要因と教訓	<ul style="list-style-type: none"> ろう者のエンパワメントが促進され、それに伴い聴者のろう者に対する理解が進み、ろう者・聴者間の連携が促進した。また、地方における手話啓発活動を追加したことによって、全国にミャンマー手話を普及させる上位目標の実現に貢献した。 手話という言葉文化の形成を通して、技術の習得や意思決定という意味でのエンパワメントだけでなく、社会変革の行動主体（エージェント）になるという意味でのエンパワメントにつながった。 ろう者に対する具体的な支援を実施した結果、障害者に対する支援は医療リハビリテーションだけではなく、情報保障といった合理的配慮も必要で

³³²「手話支援」とは、ろう者に対して基礎的な通訳（コミュニケーション）を行い、聴者とろう者のコミュニケーションを支援することであり、「手話通訳」とは、より高度な通訳である。本プロジェクトでは、短期間で手話通訳者を育成することが困難であるという認識から、手話支援者の育成を目指した。

	<p>あるとの理解が深まった。これは、視覚障害者や知的障害者にとっても重要な成果である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他スキームとの相乗効果を図り、無償資金協力事業で支援した光ファイバーを用いて、パラゲームの手話通訳がミャンマー全国に放映された。
参考報告書	<ul style="list-style-type: none"> フェーズⅡ終了時報告書 終了時評価調査 帰国報告会資料（2014年3月19日） JICA ホームページ（本プロジェクト関連）

【付録 2-3】

案件名	<ul style="list-style-type: none"> 「ラパス市障害者登録実施プロジェクト」（2006年8月～2009年11月） 「全国統一障害者登録プログラム実施促進プロジェクト（フェーズⅡ）」（2009年3月～2012年3月）
国名／地域	ボリビア
スキーム	技術協力プロジェクト
事例概要	障害者の実態が正確に把握されるために障害者登録制度の整備を支援し、そのデータ収集・分析結果に基づいて新障害者法の草案を支援した事例。
キーワード	<p>アプローチ：障害に特化した制度・プログラムとサービスの推進、アクセシビリティ</p> <p>中間目標：障害インクルーシブな政策・制度の整備、障害インクルーシブな事業の実践、障害者のエンパワメント</p> <p>JICA 開発課題：社会保障、貧困削減、ガバナンス、保健</p>
特徴的な活動	障害者登録の制度策定、障害診断のための人材育成、障害者登録の試行的実施、収集情報の分析、登録制度の普及啓発活動、保健施設のバリアフリー化など
具体的な成果	<ul style="list-style-type: none"> 全国統一障害者登録プログラムを認定する大統領令が採択された。 障害の種別や程度を診断するチームが全国に合計 43 チーム形成され、障害者登録制度が構築された。その結果、38,738 名の障害者が登録された（2011年10月31日現在）。 障害の原因が分析され、その分析に基づく新障害者法が草案された。 障害者認定が制度化され、全国労働保健病院に障害者の国家診断ユニットが設立されたことにより、9 県の障害者に対して登録・障害者証明カードが発行された。 政府が「障害と開発」の重要性と継続性を認知し、保健スポーツ省内に「障害とリハビリテーション・ユニット」が新設された。
成果の要因と教訓	<ul style="list-style-type: none"> 大統領による迅速な決定や保健スポーツ大臣による調整への専念が、短期間でのプロジェクトの成功に結び付いた。 事業対象の全ての県に現地コンサルタントを配置し、関係者との調整業務を行った。保健省と県庁との連携を促進したことは、小さな費用で大きな効果を生み出したとともに、人材育成にもつながった。 エクアドルの第3国専門家による技術移転は、エクアドルとボリビアが、言語的、社会的、経済的に類似しているため、ボリビアのシステムに浸透しやすく、効果的であった。

	<ul style="list-style-type: none"> • 距離的に近く、文化的に似通った近隣諸国での研修を通して、自らの経験を近隣諸国に共有する一方、近隣諸国の活動を学び、従事しているプロジェクトを客観的に振り返ることができた。 • プロジェクト形成段階で、関係者の選出、役割や職務分担を明確にすることが重要だが、政治的背景による人の交代は避けられず、その変化への柔軟な対応が要求される。
参考報告書	<ul style="list-style-type: none"> • フェーズⅠ終了時報告書 • フェーズⅡ終了時報告書

【付録 2-4】

案件名	「ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト」（2007年3月～2012年2月）
国名／地域	コスタリカ
スキーム	技術協力プロジェクト
事例概要	医療リハビリテーションサービスに重点を置いたプロジェクトから、プロジェクト実施中に、インクルーシブ開発へと方向性を修正した事例。ブルンカ地域において、総合リハビリテーションによる障害者の社会参加支援体制が強化されることを目指した。
キーワード	<p>アプローチ：障害に特化した制度・プログラムとサービスの推進、当事者中心、地域社会に根ざしたアプローチ、障害啓発</p> <p>中間目標：障害者のエンパワメント、インクルーシブな事業の実践、インクルーシブな制度や政策の整備</p> <p>JICA の開発課題：社会保障、貧困削減、保健</p>
特徴的な活動	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者リハビリテーション国家審議会を中心に、厚生省、教育省、労働省、社会保障公庫、社会保険庁、社会福祉庁、職業訓練センター、障害分野の関連団体などの多くの機関が活動に関わった。 • 医療リハビリテーション（専門職従事者を対象とした研修、照会制度の強化） • 障害者のエンパワメント（障害者リーダーの育成、障害者の就労を支援する NGO の能力強化、行政官や地域住民に対する啓発活動）
具体的な成果	<ul style="list-style-type: none"> • 意識が向上した障害者リーダーは、より積極的にニーズを訴えることができるようになった。 • 障害者の社会参加に対する、行政関係者の意識が高まり、行政サービスが改善した。
成果の要因と教訓	<ul style="list-style-type: none"> • 計画段階では、医療リハビリテーションサービスに重点を置いていたが、プロジェクト実施中に、世界の潮流に沿ったインクルーシブ開発に方向性を修正した。これに伴い、障害者のエンパワメントに関わる成果を追加した結果、障害者のエンパワメントだけでなく、医療リハビリテーションサービスの質の向上、障害者の起業による就労機会の拡大、CBR 促進、

	<p>組織間連携の強化、プロジェクトの効率性や持続性の高まりなどのその他の効果を生み出した³³³。</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト成果が国家開発計画や障害政策に反映されたことにより、他地域への普及の可能性が高まった。 国際会議などにおいて、本プロジェクトに関する情報を発信し、また、経験共有に努めたことにより、インクルーシブな開発の事例として、近隣諸国の関心を集めた。
参考報告書	<ul style="list-style-type: none"> 終了時報告書 JICA ホームページ（本プロジェクト関連）

【付録 2-5】

案件名	「リハビリテーション強化プロジェクト」（2008年7月～2013年7月）
国名／地域	ミャンマー
スキーム	技術協カプロジェクト
事例概要	急速に発展するミャンマーにおいて、交通事故や労働災害などが増加している。本プロジェクトは、リハビリテーション医療のニーズと重要性が高まりつつあるリハビリテーションを専門とする唯一の国立リハビリテーション病院（National Rehabilitation Hospital: NRH）の機能強化とサービスの質の向上、それにかかわる人材育成を目指した。
キーワード	<p>アプローチ：障害に特化した制度・プログラムとサービスの推進</p> <p>中間目標：障害者のエンパワメント、インクルーシブな事業の実践</p> <p>JICA の開発課題：社会保障、平和構築、貧困削減、保健</p>
特徴的な活動	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修や、指導者研修（脊髄損傷、脳性まひ、脳卒中）を実施した。 活動内容に応じて複数のチームを組織化した（教材作成、リスク管理、評価用紙作成など）。
具体的な成果	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング・評価のツールとして、複数の書式（サービスやバリアフリー施設に関する患者満足度調査票、施設のバリアフリー・チェックリスト、リハビリテーション部門の自己評価表など）を導入または改善したことにより、モニタリングが定期的実施されるようになった。 国立リハビリテーション病院がバリアフリー化された。 本邦研修や指導者研修の参加者が、日本のリハビリテーションからヒントを得てミャンマー国内で調達可能な資材で支援機器を製作した。 会員登録、財政支援、車椅子の提供、CBR などの照会プログラムが、プロジェクト実施開始時には 12 だったのが 27 に増加し、照会人数も増加した。 理学療法・リハビリテーション科の外来患者数と入院患者数が増加。入院患者数が 168 名（2009 年）から 245 名（2011 年）に増加した。
成果の要因と教訓	<ul style="list-style-type: none"> 活動内容に応じて複数のチームを形成・組織化したことにより、効率的に情報を共有できるようになった。また、やる気と責任感が生まれた。

³³³プロジェクトに関わった障害当事者の声：「プロジェクトを通して私たち障害当事者には権利があることを学んだ。最近、大統領府に行って副大統領に会い、障害者の生活改善のための訴えをしている。」「1 年前にプロジェクトに参加したばかりだが、性格が完全に変わった。自分の生活を充実させられる、他人を助けられる、自己決定できるといったことを学んだ。今では、他人にそのようなことを伝えることができる」「障害者が自信を持って自分たちの意見を伝えるようになったことで、サポートする側も何をどのようにすればよいのかがよりわかるようになった。」

	<ul style="list-style-type: none"> 施設のバリアフリー化や、患者記録、照会、リスク管理などの業務システムを強化したことにより、リハビリテーションサービスが改善され、より適切に患者に対応できるようになった。また、照会プログラムが質・量共に充実し、退院患者が職業訓練や資金援助などのプログラムを享受できるようになった。 プロジェクト目標の指標に「NRH での入院日数が減少する」を設定した。しかし、入院期間に及ぼす影響には、リハビリテーションサービスの質以外にも、さまざまな要因があり、終了時評価調査では、この指標をプロジェクト目標の指標として扱うのは妥当ではないと判断した。今後、類似案件を実施する際には留意を要する。 今後の課題は、サービス提供対象地域を農村部へと拡大すること、作業療法士や言語聴覚士によるサービス提供を含めることである。
参考報告書	<ul style="list-style-type: none"> 終了時報告書 JICA ホームページ (本プロジェクト関連)

【付録 2-6】

案件名	「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化」(2008年8月～2012年8月)
国名/地域	コロンビア
スキーム	技術協力プロジェクト
事例概要	非合法武装勢力と政府軍との武力抗争で使用された対人地雷や不発弾による被災者を中心とした障害者のリハビリテーション体制を強化することを目指した。
キーワード	<p>アプローチ：障害に特化した制度・プログラムとサービスの推進、障害啓発</p> <p>中間目標：障害インクルーシブな事業の実践、障害者のエンパワメント</p> <p>JICA の開発課題：社会保障、平和構築、貧困削減、保健</p>
特徴的な活動	<ul style="list-style-type: none"> 地雷被災者が多いアンティオキア県とバジェ県の 4 つの医療施設において、リハビリテーション専門家の能力強化に取り組んだ。 被災直後の感染症などによる二次障害を予防するために、医療施設で診察を受ける前の応急手当の方法を改善した。 障害者の社会参加を促進するための取り組みを支援した。
具体的な成果	<ul style="list-style-type: none"> 応急措置、救援ルート、医療施設での治療、社会生活への復帰までの全過程を視野に置くリハビリテーションが実施されるようになった。 障害者の社会復帰や社会参加のための権利が周知されたことで、障害者自身の意識が向上し、また、地域社会の障害者に対する意識も変化した。
成果の要因と教訓	<ul style="list-style-type: none"> 実施体制と運営：本プロジェクトは、活動分野や地域が多岐にわたり、かつ関係者数も多かったため、円滑に活動を進めるために、メールや電話ではなく、直接対話や定期的な会議の開催を心掛けた。また、意思決定制度、連絡網、情報文書管理方式などのプロジェクト運営管理体制を強化・確立した。意思決定に関しては、議事録を作成し、随時共有することで見解の相違を回避した。 本邦研修：複数回実施された本邦研修の第一回目に、プロジェクト全体を俯瞰する職務にある人物を招聘し、プロジェクトの全体像や方向性を確

	<p>認・共有したことが有効であった。その後、一定数のリハビリテーション専門職を順次本邦研修に招聘したことにより、各医療施設において、日本の総合リハビリテーションに関する共通理解が保たれ、各施設における実践に活用できた。本邦研修は、職員の能力向上に繋がり、帰国後に実施すべき活動を具体的に学ぶ良い機会となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PDM 改訂：運営指導の一環として PDM 改訂を実施した結果、指標が明確になり、活動の焦点が絞られた。 ● 先行した草の根・人間の安全保障無償資金協力で支援した医療機関が本プロジェクトに関与した。 ● 各関係機関の特徴を活用：公立病院は、地域における総合的な医療施設として積極的に活動に取り組んだ。私立病院は、最短時間で最大効果を得られるように、優れたものを直ぐに導入し、目標設定など制度化に取り組み、研修で得た知識を多数のリハビリテーション機関や専門家に普及するために、インターネットを利用したシステムを開発した。NGO は、権利・義務などの啓発活動や地域における応急処置の普及のために、地域でのネットワークを活用した。 ● 理念と目標の共有：「総合リハビリテーション」は、医療の質の向上のみで達成されるものではなく、社会生活支援を視野に入れた保健・医療・福祉の総合的な働きかけにより可能になる（例えば、障害の原因となる損傷、疾病（傷害）の発生予防、治療、二次障害予防、機能回復、社会生活能力の習得のためのリハビリテーションなど）。本プロジェクトの成果の要因は、政府、地方行政、病院、NGO がこの理念を共有し、それぞれの役割を理解して協働したことにある。 ● カスケード方式研修の採用：他者に教えることを前提に学習することで、学習意欲につながり、研修の効果が高まった。 ● 地域リソースの活用：地域の主要な関係者に対して、各県の地雷の状況や予防、応急措置に関する研修を、事業地の専門性の高い機関を活用しながら実施したことで、知識が深まり、活動の円滑な推進につながった。 ● 政策官庁の関与と持続性の向上：副大統領府対人地雷総合アクション大統領プログラム（PAICMA）が、8つの関係機関を調整し、社会保障省は、当初、技術的な助言を行う機関の一つとして関与していたが、中間評価時点では、その役割は拡大した。プロジェクトの成果を持続させるためには、政策官庁であり予算を有する機関による関与の比重を大きくすることが重要である。 ● 患者と医師との関係は家父長的であり、患者に与えられた医療の選択には限りがある。一方、NGO の活動を通じて、患者の意見が医療に反映された事例がある。当事者である患者が総合リハビリテーションに参加するためには、NGO の活動を活用することが有効であると考えられる。
参考報告書	● 終了時報告書

【付録 2-7】

案件名	「地方における障害者のためのバリアフリー環境形成プロジェクト（障害者に優しいまちづくり）」（2008年10月～2012年9月）
国名／地域	フィリピン
スキーム	技術協カプロジェクト
事例概要	農村におけるアクセシビリティの改善を、当事者中心で実践した事例。フィリピンの農村の物理的、社会的アクセシビリティ（特に建物環境、法律、人々の態度のバリアフリー化）を推進し、バリアフリー環境(Non-Handicapping Environment:NHE)を形成することを目的とした。組織間のネットワークを構築した。
キーワード	アプローチ：障害に特化した制度・プログラムの推進（ピア・カウンセリングなど）、当事者中心、（物理的）アクセシビリティ、地域社会に根ざしたアプローチ、障害平等研修（Disability Equality Training:DET） 中間目標：障害者のエンパワメント JICA 開発課題：社会保障、貧困削減
特徴的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の社会参加を阻む「物理的・制度面・情報面・心理面」の4つの障壁の解消を目指し、2つの農村地域で人材育成や啓発活動、行政機関などとのネットワーク強化に取り組んだ。 ● 障害当事者が主体となって生活環境の改善を図った。
具体的な成果	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動の成果は事業地以外にも波及し、NHE は国家プロジェクトとして採用された。 ● バリアフリーやユニバーサル・デザインに対する市民の意識が向上した。 ● ユニバーサル・デザイン社会の実現に貢献した団体・活動に贈られる「国際ユニバーサル・デザイン協議会賞 2010」大賞を受賞した³³⁴。
成果の要因と教訓	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者対策という分野横断的な課題に取り組むために、監督省庁の枠組みを超えて、中央レベルでは、全国障害者福祉国民評議(National Council on Disability Affairs:NCDA) を中心とするコアグループ、地域レベルでは、国と市を結ぶ地域レベルの州障害者協議会 (Regional Council for Disability Affairs:RCDA)、市レベルでは、プロジェクト実施地域の2自治体の市長と、障害者や障害者の親や市の職員から構成されるプロジェクト・マネジメント・チーム (Project Management Team:PMT) を形成した。各レベルにおいて定期的な会合、効率的なモニタリングとフィードバックを実施し、また、各レベルとの緊密な連携関係を築くことができ、円滑なプロジェクト運営が可能となった。 ● 障害当事者が、プロジェクトチームに参加したことにより、障害者の士気が上がった。 ● 自治体の支援を得ながら、ピア・カウンセリング、障害平等研修、家庭訪問、壁画作成、スポーツ大会などを障害者が中心となって行う啓発活動を

³³⁴詳細は [JICA ホームページ](#)「ユニバーサルデザイン普及への第一歩」を参照のこと。

	<p>活動計画に含めたことにより、自治体職員や住民による障害理解や、地域社会レベルの NHE 推進モデルの醸成につながった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 村・自治体レベルで障害当事者団体を組織し、多くの関係者を巻き込みながら活動したことで、市場、役所や病院などの公共施設のバリアフリー化が進んだ。 ● 持続性を確保するために、竹など地域で入手可能な材料を活用しながらバリアフリー化を行った。 ● 国、地域、市の各レベルに調整機関を設け、さまざまな分野の関連機関から情報、人材、予算、経験と技術を引き出してプロジェクトに取り込んだことが、相乗効果を生み、各レベルにおける連携が可能となった。 ● 生計活動に必要な技能を身につけるための研修、障害当事者団体や任意団体の運営・管理能力向上のための研修を準備したことが障害者の参加意欲を高め、自治体を核とする障害者団体や任意団体の活動の活性化につながった。 ● プロジェクト対象の 2 自治体では、自治体と障害者がアクセス調査を実施した。障害者が調査に携わることにより、多くの人々にとって利用しやすい施設が増え、自治体の物理的アクセシビリティ改善につながった。 ● 市長が事業に積極的に関わったことにより、NHE 活動の法制化と予算の確保が可能となった。
参考報告書	<ul style="list-style-type: none"> ● 終了時評価 ● JICA ホームページ（本プロジェクト関連）

【付録 2-8】

案件名	「障害者社会参加促進プロジェクト」（2008 年 12 月～2011 年 11 月）
国名／地域	パキスタン
スキーム	技術協カプロジェクト
事例概要	障害者の社会参加促進に必須となる取り組み（ネットワークの構築、障害者や家族リーダーの育成、障害当事者自助団体の創設、啓発を通じた差別・偏見の軽減、情報提供による福祉サービスやアクセシビリティの向上など）を実施し、障害者の社会参加の基盤を整備した。また、ジェンダーの視点を強調し、女性障害者に焦点を当てた取り組みを推進した ³³⁵ 。
キーワード	<p>アプローチ：障害に特化した制度・プログラムとサービスの推進、当事者中心、アクセシビリティ、障害啓発</p> <p>中間目標：障害インクルーシブな事業の実践、障害者のエンパワメント</p>

³³⁵ジェンダーの視点が強調された主な背景には、次の 3 つがある。1) 「パキスタン国別援助計画」（2005 年）においてジェンダー格差是正があり、ジェンダー平等を入れ込む必要があると判断された。2) 「びわこミレニアムフレームワーク」（2002 年）においてもジェンダーが優先課題として取り上げられた。3) 「プロジェクト詳細計画策定調査」（2008 年）にジェンダー平等分野専門員が参加し、ジェンダーおよび社会的な視点を入れることとなった（2014 年 4 月パキスタン長期専門家のヒアリングより）。

	JICA 開発課題：社会保障、ジェンダーと開発、貧困削減
特徴的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークの構築、障害者や家族リーダーの育成、障害当事者自助団体の創設、啓発を通じた差別・偏見の軽減³³⁶、情報提供による福祉サービスやアクセシビリティの向上など。 障害者のプロジェクトへの参加を推進した。具体的には、1) プロジェクト運営委員の半数以上が、障害者とその家族、2) 障害のある職員による調査実施、3) 障害のある講師による研修やワークショップを実施した。 パキスタン北西辺境州で始まった治安部隊による武装勢力掃討作戦により国内避難民の数が急増。その中には障害者も多く含まれていたことから、障害のある国内避難民への支援も追加実施した。この支援活動では、基礎情報収集（聞き取り調査）、国による支援の申請書の配布と説明、カウンセリング、障害者や家族リーダー育成、障害者の社会参加促進を目的とした啓発ワークショップ、スポーツ大会、写生大会などのレクリエーションを実施した。 ジェンダーの視点から調査・分析を実施した。具体的には、調査実施者と調査対象者を男女同数にする、聞き取り調査の質問にジェンダー関連項目を追加する、ジェンダー分野の専門家が調査に参加する³³⁷、女性の裨益者とのコミュニケーションを円滑にするために女性職員を配置するなどに配慮した。また、女性障害者の自助団体設立の支援、プロジェクト運営委員規程における女性枠（50%）の設置、日本から障害ある女性の専門家の派遣、手工芸を通じた女性のエンパワメント活動や女子スポーツ大会の開催を実施した。
具体的な成果	<ul style="list-style-type: none"> 障害に関する法律、公的福祉サービス、その他の支援団体、支援プログラムなどの情報を記載した『障害者サービスガイドブック』を作成、配布したことにより、950 人の障害者が、州内で初めて発行に至った証明証を取得した。その結果、福祉サービスの受給が可能になり、障害者の生活が改善した。 障害者への支援サービスに関する情報を提供した結果、リハビリテーションサービスの利用者が、月あたり 60 人～70 人から 800 人～1000 人へと大幅に増加した。また、特別支援学校へ通学する児童が増加した。
成果の要因と教訓	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト統括者がネットワーク構築の重要性を意識し、諸活動のモニタリングに参加することにより、連邦・州、県の官民組織の連携が強化され、進捗の把握や迅速な対応が可能となった。 連邦、州、県、障害関連団体、NGO の連携が機能した。「障害と開発」関連事業の自立発展には、小さな地域でのアドホックな活動より、行政側がイニシアチブとる枠組みや組織的計画のある活動が必要である。 ジェンダーや障害への配慮として、女性の裨益者とのコミュニケーションを円滑にするために女性スタッフを配置した。適切に裨益者のニーズを把握できるよう、評価の調査項目に、ジェンダーおよび少数派に関連する項目を加えた。 当初、国際生活機能分類（ICF）に基づく複雑な方法でデータを集計・分析

³³⁶国際協力機構 2011c

³³⁷国際協力機構 2011a

	<p>していたため、時間と労力を要した。そこで、障害者と家族の変化を把握するためのアセスメント効果質問票（1 ページ）を作成した。その結果、簡易な方法で効果分析を行えるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障害者が障害者に対して行うインタビューは、本音を聞き出しやすく、より精密な情報を収集することができた。また、外出する機会のほとんどなかった障害者が、面接者として調査に立ち会い、社会活動に参加したことは意義があった。 • 障害者の社会参加促進には、障害者が可能な限り主導的な役割を担うことが効果的であり、かつ持続性の必須条件となるため、運営実施と管理の双方において障害者が主導的な役割を担うことが重要である。 • 運営メンバー構成は、行政と民間からの多様な人材を巻き込むとする方針は、ネットワーク構築、エンパワメント、インクルージョンという活動の重要な側面において官民連携の相互作用を促し、有効である。 • 障害者の社会参加促進には、社会の多様な場面での関係者の関与と、社会的および文化的観点からの配慮が必須である。加えて、成果の発現には長い時間を有することを認識する必要がある。しかし、障害分野はパキスタンを含む多くの国で優先課題として把握され難しく、政府財源は非常に限られる場合が多いことも考慮する必要がある。以上の点から、障害者や市民が活動の主体となり、現地にあるもの（人材、財源、情報、設備、施設、ネットワークなど）を最大限に活用することで、限られた財源の問題を解決し、持続性を確保することが重要である。
参考報告書	<ul style="list-style-type: none"> • 終了時評価調査報告書 • 池田直人 2009「パキスタン障害者社会参加促進プロジェクト」『ODA メールマガジン』第 159 号 • JICA ホームページ（本プロジェクト関連）

【付録 2-9】

案件名	<ul style="list-style-type: none"> • 「障害者福祉プログラム強化のための能力向上プロジェクト」（2005 年 7 月～2008 年 7 月） • 「障害者の社会参加支援サービスプロジェクト（フェーズⅠ）」（2009 年 9 月～2012 年 8 月） • 「障害者の社会参加支援サービスプロジェクト（フェーズⅡ）」（2012 年 9 月～2015 年 8 月）
国名／地域	マレーシア
スキーム	技術協力プロジェクト
事例概要	<p>2005 年より長期的に技術支援を提供してきた。2005 年からのプロジェクトでは、「障害の社会モデル」に基づき障害者の自立・社会参加のための施策を実施する社会福祉局の能力の向上に取り組んだ。また、自立生活センターを設立し、雇用支援（ジョブコーチ³³⁸の育成）のパイロット・プロジェクト</p>

³³⁸ジョブコーチとは、企業が障害者を雇用する際、事前に障害者が働きやすい環境かどうかを調査し、必要に応じて企業側にアドバイスをするほか、雇用された障害者が仕事に慣れるまでの間、両者への定期的なモニタリングを行う制度。日本ではアメリカでの取り組みをヒントに、この 10 年ほどの間に普及してきた（厚生労働省ホームページ「[ジョブコーチ支援制度について](#)」を参照のこと。）

	<p>を実施した。2009年からのプロジェクトでは、主に障害平等研修の導入およびジョブコーチ制度の確立を2本柱に活動を行った。ジョブコーチ制度は様々な組織・機関に採用され、障害者雇用の機会を創出した。障害平等研修も官民間問わず様々な機関において障害に関する戦略的な教育アプローチとして受け入れられつつある。地域社会に根ざした障害者の自立・社会参加支援プログラム（雇用支援）の事例であり、また、障害者福祉のあり方を保護・機能回復から人権を基にした社会参加支援へと転換していくことの重要性を示した事例でもある。この転換には、障害平等研修が効果的であった。</p>
キーワード	<p>アプローチ：ツイントラック・アプローチ、アクセシビリティ、地域社会に根ざしたアプローチ、障害啓発（障害平等研修）</p> <p>中間目標：障害インクルーシブな事業の実践、障害者のエンパワメント、障害インクルーシブな政策・制度の整備</p> <p>JICA 開発課題：社会保障、貧困削減</p>
特徴的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害当事者による自己啓発グループを結成した。 ● 障害者の社会参加を支援するための官民連携体制を結成した。 ● ジョブコーチ制度（ジョブコーチ養成指導者の育成、ジョブコーチ研修の実施、ジョブコーチサービス助成金の運用など）を確立した。 ● NGO や民間企業を対象とした障害平等研修を導入・実施した。
具体的な成果	<p>「障害者福祉プログラム強化のためのプロジェクト」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 3つの自立センターを設立し、障害者35名を雇用した。 ● 相手国関係者と共に障害平等研修マニュアル5冊を作成³³⁹した。 ● 2008年7月にマレーシア初の包括的な障害者施策に関する法律として「障害者法」が制定され、同時に「障害者政策」と「障害者計画」が施行された。 ● 大手格安航空会社のエア・アジアは障害平等研修を自社の職員に対する定期的な研修の一部として取り入れた。 <p>「障害者の社会参加支援サービスプロジェクト（フェーズⅠ）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 15名のジョブコーチ養成指導者が輩出された。 ● ジョブコーチ制度がさまざまな組織・機関で適用されたことにより、126名の障害者が就労に至るなど、障害者に雇用機会が拡大した。 ● 政府によるジョブコーチサービス助成制度および研修助成制度が確立した³⁴⁰。ジョブコーチサービス助成制度確立後の半年間で10名が就労に至った。 ● ジョブコーチ研修に参加した企業が、助成制度を利用することなく障害者を雇用した。 ● 障害平等研修指導者20名が育成された。障害平等研修が、マレーシア国内だけでなく、タイやインドネシア、ネパールやフィリピン、インドやパ

³³⁹Carr, Darke and Kuno 2008.、McLaughlin and Kuno 2008.、Rickell, Yokotobi and Kuno 2008

³⁴⁰Job Coach Network Malaysia n.d.

	<p>プアニューギニアでも実施され、これらの国において障害者の社会参加が促進した。</p>
<p>成果の要因と 教訓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害当事者に専門家やリソースパーソンとして活躍してもらうことにより、障害者の社会参加のあり方を相手国関係者に具体的に提示できた。またマレーシアの障害者にとって、社会参加および社会変革のロールモデルとなった。 ● 障害者の社会参加を直接支援する取り組みにおいては、政府の他に、NGOや民間から協力を得ることにより、効果の高い活動を迅速に実施でき、活動の持続性や発展の観点からも効果的であった。例えば、雇用支援では、大手小売業者の GCH Retail、障害平等研修ではエア・アジア（航空会社）と KTM（鉄道会社）などの民間企業とプロジェクト・パートナーとなることで、直接的にその企業での雇用に結びついた。 ● 資源開発型アプローチ：パイロットモデル型のアプローチではなく、広く活用できるその分野の資源（人的、情報、経験、ネットワーク、制度・政策など）を開発するアプローチを採用したことにより、開発された資源は、NGO や民間団体、また他省庁などにおいて広く活用され、障害分野全体の能力向上としてより広い効果を生んだ。 ● ツイントラック・アプローチの採用：障害者の社会参加を促進するには、その障壁となっているバリアを取り除くこと、および、社会参加を実現するために必要なサービスを拡充することの2点が必要である。また、それらを社会環境可能性の拡大（Enablement）として実施すること、障害者がそのための社会変革およびサービス提供の主体となること（エンパワメント）の両者が平行して取り組まれることが重要である。 ● 障害の概念の転換：障害平等研修を活用して、障害の捉え方を「保護・回復」から「社会参加」へと転換することにより、障害者の社会参加を支援するために必要なサービスが構築され、社会参加が促進した。 ● JICA ボランティアや本邦研修の研修生との協力により、相乗効果が生じた。
<p>参考報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模案件用終了時評価表「障害者福祉プログラム強化のための能力向上計画プロジェクト」 ● 小規模案件用終了時評価表「障害者の社会支援サービスプロジェクト（フェーズⅠ）」 ● 専門家業務完了報告書「障害者福祉プログラム強化のための能力向上計画プロジェクト」 ● JICA ホームページ（本プロジェクト関連）

【付録 2-10】

案件名	「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練および就労支援プロジェクト」（2011年3月～2014年3月）
国名／地域	ルワンダ
スキーム	技術協力プロジェクト
事例概要	平和構築のアプローチとしてパイオニア的なプロジェクト。ルワンダ国内で初めて、障害のある元戦闘員の技能訓練・就労支援に JICA が着手した結果、障害のある元戦闘員と一般障害者への支援だけでなく、平和構築の方向性を事例と共にルワンダ関係者に示すことができた。
キーワード	アプローチ： アクセシビリティ 中間目標： 障害インクルーシブな事業の実践、障害者のエンパワメント JICA 開発課題： 社会保障、平和構築
特徴的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある元戦闘員をはじめとする障害者を対象に技能訓練を提供した。更に、協同組合を運営するために必要な技術や能力の向上などの就労支援を実施した。 ● 訓練センターをバリアフリー化した。
具体的な成果	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクト開始後、1,539 名(障害を持つ元戦闘員 645 名、非戦闘員障害者 894 名)が技能訓練に参加し、訓練終了率は 98%、就労率は 66%である（2014 年 3 月末現在）。2013 年度修了生の満足度は 99%であった。 ● 訓練施設や宿泊所におけるスロープの設置やトイレの改善など、8 つの技能訓練センターでバリアフリー化が促進した。 ● ルワンダ北部の村に溶接業を営む協働組合における技能訓練に参加した元戦闘員は、2004 年に傷害を負って除隊してから 3 年ほど全く仕事がなく、年老いた両親に生活を支えてもらっていた。技能訓練修了後は、一緒に訓練に参加した 6 人の障害のある元戦闘員や村人と共に溶接組合を設立した。今では、地元住民を雇用し、また無職の地元の若者達に技術を教えるなど、よりよい社会づくりに取り組んでいる³⁴¹。 ● 技能訓練修了生が結成した組合には、障害のある元戦闘員、障害者、それ以外の市民が参加し、その中には、紛争時には互いに敵対していた人々も含まれた。地域の発展のために力を合わせて活動に取り組むことを通じて和解が促進された。 ● ルワンダ動員解除・社会復帰委員会から 2012 年度優秀組合の 1 つに選ばれた。
成果の要因と教訓	<ul style="list-style-type: none"> ● 元戦闘員に関する情報は一般障害者に比べて揃っている場合が多い。障害のある元戦闘員を対象に支援を開始し、次の段階でその蓄積した知見を一般障害者に適用することは効果的である。

³⁴¹ 国際協力機構 2012b

	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある元戦闘員は、将来的には一般障害者の統合されることとなる。一般障害者をプロジェクト対象者に含めたことは、元戦闘員の社会復帰の観点からも有効である。 障害のある元戦闘員と一般障害者が一緒に訓練に参加することで、両者間の融和が促進され、また障害者の全般的な地位向上につながった。
参考報告書	<ul style="list-style-type: none"> 終了時報告書 JICA ホームページ（本プロジェクト関連）

【付録 2-11】

案件名	「障害主流化促進アドバイザー」（2012年12月～2014年12月）
国名／地域	南アフリカ
スキーム	個別専門家派遣事業
事例概要	政策や社会開発事業における障害主流化が促進されるように、社会開発省の戦略や計画策定能力を強化することを目指した。
キーワード	<p>アプローチ：主流化、当事者中心、アクセシビリティ、障害啓発</p> <p>中間目標：障害インクルーシブな政策・制度の整備、障害インクルーシブな事業の実践</p> <p>JICA 開発課題：社会保障、ガバナンス</p>
特徴的な活動	<ul style="list-style-type: none"> 障害主流化研修、モニタリング・評価、ネットワーク構築のための活動を実施した。 各州での研修実施前に、社会開発省と合同で、現状把握のための調査を実施した。 インターネット環境のない地方があることを考慮し、広く流通している2誌に障害主流化の促進を意図した記事を定期的に掲載した。
具体的な成果	<ul style="list-style-type: none"> 南アフリカだけでなく、周辺国（南部アフリカ地域）が事業に対して関心示している。レソト、スワジランド、ナミビアにおいて障害主流化プログラムおよび研修について説明会が開かれた。 周辺国から参加者を招聘し、障害平等研修を2014年に開催した。
成果の要因と教訓	事業実施中であり、現時点ではインパクトは不明である。
参考報告書	<ul style="list-style-type: none"> JICA ホームページ「南アフリカで障害者の地域自立生活を支援－南ア社会開発省と JICA 専門家による障害主流化研修で、草の根技術協力事業関係者が報告－」 JICA ホームページ「個別専門家 障害主流化促進アドバイザー」

【付録 2-12】

案件名	「障害者スポーツ振興プロジェクト」（2009年4月～2012年3月） 実施団体：アジアの障害者活動を支援する会（ADDP）
国名／地域	ラオス
スキーム	草の根技術協力事業
事例概要	ラオスパラリンピック委員会(Lao Paralympic Committee:LPC) および事務局の機能が強化され、障害者スポーツ普及活動を実施することができることを目指した。
キーワード	アプローチ：当事者中心、アクセシビリティ、障害啓発 中間目標：障害者のエンパワメント、障害インクルーシブな事業の実践 JICA 開発課題：社会保障
成果の要因と教訓	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業による支援プログラムなどの本プロジェクト以外の支援を活用し、多角的な技術移転活動（本邦研修、LPC 事務局スタッフの OJT など）を行った結果、目に見える成果（スポーツ指導員の活躍、独自のファンドレイジングによる活動資金の獲得など）が発現した。 障害者がスポーツ活動に参加したことをきっかけに、体育館へ通う交通費を稼ぎたいといった就労意欲につながった。 障害者のエンパワメントとして、実施団体の現状に即した活動を実施し、発展に応じて柔軟に対応したことにより、期待以上の成果が発現した。 最終年度（2012年）に開催した全国障害者スポーツ大会の実現からも明らかのように、LPC の献身的な取り組みと関係機関との密なコミュニケーションも成果の要因である。 住民の裨益と市民参加の促進という草の根技術協力事業の特徴が顕著となった。本プロジェクトを通じて新たに抽出された課題（スポーツ活動と就労意欲との関係とその対策、ラオス北部地域への本プロジェクトの波及）に対する取り組みとして、新規プロジェクトを開始しており³⁴²、このフットワークの軽さは NGO ならではである。JICA はその後押しを行い、市民参加を支援するという本来の目的を果たした。
参考報告書	<ul style="list-style-type: none"> JICA ナレッジサイト（本プロジェクト関連） JICA ホームページ（本プロジェクト関連）

【付録 2-13】

案件名	<ul style="list-style-type: none"> 「ろう者組織の強化を通じた非識字層の障害者への HIV/AIDS 教育（フェーズⅠ）」（2008年10月～2011年9月） 「ろう者組織の強化を通じた非識字層の障害者への HIV/AIDS 教育（フェーズⅡ）」（2011年10月～2013年3月） 実施団体：DPI 日本会議
国名／地域	ブラジル
スキーム	草の根技術協力事業

³⁴²アジアの障害者活動を支援する会（ADDP）「北部ラオスにおける障害者の社会自立のための就労支援事業」（2012年7月～2015年6月予定）

事例概要	HIV/AIDS の公的サービスや情報へのアクセスの改善に努めることが、貧困層、特に障害のある非識字層における HIV/AIDS 感染の歯止めにつながる。本プロジェクトは、ろう者をはじめとする障害のある非識字層が HIV/AIDS 教育にアクセスすることが可能になることを目指した。
キーワード	アプローチ：障害に特化した制度・プログラムの推進、当事者中心 中間目標：障害インクルーシブな事業の実践、障害者のエンパワメント JICA 開発課題：社会保障、保健
特徴的な活動	<ul style="list-style-type: none"> • ろう者が活動の担い手となった。 • 非識字者が対象であることから、ジェスチャーを用いた演劇や紙芝居などの視覚を中心とした教材を開発し、HIV/エイズ予防の知識や公共サービスの利用方法などを伝えた。 • ろう者の当事者団体の能力を強化した。 • 州保健局と協力してろう者の HIV/AIDS ワーカーを養成した。
具体的な成果	<ul style="list-style-type: none"> • 活動の主体であるろう者と、支援の対象である非識字者の双方に強い自信と意欲が生まれた。 • 障害の種別を越えた交流が活発化し、自治体からの要請も増え、地域ぐるみの障害関連の取り組みの輪が広がった。
成果の要因と教訓	<ul style="list-style-type: none"> • 「裨益者」とみなされる人々が、問題解決の当事者として事業の立案から実施・モニタリングに従事する当事者参加型の事業を実施することにより、当事者の能力向上やエンパワメントにつながった。 • 障害者が、社会に存在する障壁を克服するために必要な手段（物理的手段、知識など）を手にした。それらを当事者が作り出すことができることを社会全体で広く認識する必要がある。 • 常に「当事者主体」で事業を行うために、政府機関に対して、障害者の主体性や意向を第一に活動していく姿勢を示し続けた。当初は、これらの意図が汲み取れなかった政府機関も、完成した教材やワークショップを実際に目にすると、信頼してくれるようになり、次第に当事者の主体性を尊重してくれるようになった。 • 地域住民がプロジェクトを実施するには、団体として正規登録することや銀行口座を保持することなどのさまざまな条件を満たさなければならないが、貧困層や経験の少ない若年層から成る団体が、これらの条件を満たすことは困難である。JICA の草の根技術協力事業は、これらの団体と協働して日本の団体が実施する体制をとることができるので有益であった。 • 事業地の政府機関を事業立案段階から巻き込むことで、これら政府機関が「自分たちが関与・協力した事業である」、「一緒にこの事業を育てた、大きくした」といった意識をもつようになり、事業のオーナーシップを醸成することができた。その結果、事業終了後の持続性や自立発展性が確かになった。 • JICA 在外事務所が、頻繁に事業地を訪問し、きめ細かいモニタリングを行うことにより、事業の経過を的確かつ適宜に把握できた。また地域の関係機関との頻繁な協議や連絡がなされ、連携が促進された。
参考報告書	<ul style="list-style-type: none"> • 業務完了報告書

2-2. 障害に特化していない案件例

【付録 2-14】

案件名	<ul style="list-style-type: none"> 「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業」（2010年3月～2016年1月予定） 「ハノイ市都市鉄道建設事業(ナムタンロン-チャンフンダオ間 [2号線])」（2009年3月～2020年12月予定）
国名/地域	ベトナム
スキーム	有償資金協力
事例概要	ユニバーサル・デザインを採用した事例
キーワード	アプローチ：主流化、物理的アクセシビリティ
	中間目標：インクルーシブな事業の実践
	JICAの開発課題：運輸交通
特徴的な活動	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階に、国内法令や国際基準などに基づき、ユニバーサル・デザインを採用した。 障害者団体にユニバーサル・デザインについて説明し、現地の高齢者や障害者の意向を反映した空港や鉄道を建設できるよう協議を重ねた。
具体的な成果	段差の解消、スロープやエレベーター、エスカレーターの設定などに配慮した。
成果の要因と教訓	バリアフリーデザインに詳しい設計士をコンサルタントとして起用したことにより、ユニバーサル・デザインの採用や障害者団体への説明を適切に実施することができた。
参考	関係者ヒアリング（2014年1月）

【付録 2-15】

案件名	「デリー高速輸送システム建設事業」（1997年～2009年）
国名/地域	インド
スキーム	有償資金協力
事例概要	地下鉄建設におけるバリアフリー化の事例。設計段階から障害者団体と協議を重ね、障害者の意見を取り入れた。
キーワード	アプローチ：主流化、物理的アクセシビリティ
	中間目標：障害インクルーシブな事業の実践
	JICA 開発課題：運輸交通
特徴的な活動	交通渋滞の解消を目的とした公共交通機関の整備に際し、バリアフリー化を図ることで、障害者の交通アクセシビリティの向上も包摂された。具体的には、エレベーターやスロープの設置、車両とプラットフォームの段差の解消といったユニバーサル・デザインを導入した。
具体的な成果	<ul style="list-style-type: none"> 完成した車両や駅は、障害者が使い易いものとなった。また、障害の有無を問わず、利用者の満足度の向上に繋がった。 より使いやすい設備にしようという意識が地下鉄運営機関に芽生えた。

	<ul style="list-style-type: none"> 他の道路管理機関にも良い影響を与え、駅周辺の街灯や駐車場の整備、バス専用の乗降場の新設など、利用者の安全に配慮した周辺環境の整備にもつながった。
成果の要因と教訓	設計段階から障害者団体と協議を重ね、障害者の視点を反映したアクセシビリティを実現した。
参考報告書	<ul style="list-style-type: none"> 「世界に広がるいろいろな JICA の障害者支援」『JICA's World』（2011年12月号） JICA ホームページ（本プロジェクト関連）

【付録 2-16】

案件名	「一村一品アプローチによる小規模ビジネス進行を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」（2012年1月～2015年1月予定）
国名／地域	キルギス共和国
スキーム	技術協カプロジェクト
キーワード	アプローチ：主流化 中間目標：障害インクルーシブな事業の実践 JICA 開発課題：農業開発／農村開発
特徴的な活動	<ul style="list-style-type: none"> 一村一品組合の活動の一環として、組合の商品を販売する店舗にて使用する紙袋の製作を障害者施設や孤児院と連携して行っている。 紙袋製作は簡単であるが、ハサミやカッターを使用する工程は、組合あるいは施設の非障害者が行うようにし、安全を確保している。
具体的な成果	<ul style="list-style-type: none"> 旧ソ連時代から障害者は社会から疎外されており、現在でもその風潮が残っている。本プロジェクトを通じて、障害者の社会参加が促進され、障害者の自信につながっている。 紙袋製作から得た収入が、活動参加への意欲となっている。また、予算不足の施設運営の一助になっている。
成果の要因と教訓	「イシククリ州の住民であり、自らが参加を希望すれば誰でも生産活動に参加できる」という方針を掲げた。「誰でも参加できる」には、孤児や障害者も含まれている。
参考報告書	<ul style="list-style-type: none"> JICA 事業における障害インクルージョンに関する調査（2013年12月） JICA ホームページ（本プロジェクト関連）

【付録 2-17】

案件名	<ul style="list-style-type: none"> 「母子保健リプロダクティブヘルス向上プロジェクト（フェーズⅠ）」（2005年8月～2008年7月） 「母子保健リプロダクティブヘルス向上プロジェクト（フェーズⅡ）」（2008年11月～2012年11月）
国名／地域	パレスチナ

スキーム	技術協カプロジェクト
事例概要	母子保健分野のプロジェクトに、障害の視点を取り入れられた主流化プロジェクト
キーワード	アプローチ：主流化
	中間目標：障害インクルーシブな事業の実践
	JICA 開発課題：保健
特徴的な活動	母子手帳を開発・普及させた。手帳に子供の発育発達の指標を掲載し、母親自身が、子供の月齢、年齢に応じた心身の発達を確認することを促した。
具体的な成果	母子手帳には、子どもの発達障害の早期発見の助けとなる情報が含まれている。例えば、出生時・新生時の記録では、先天性奇形の有無をチェックする項目がある ³⁴³ 。
成果の要因と教訓	研修を通じて母子健康手帳の正しい利用法を身につけた保健従事者が、母親たちに説明したため、母親たち自身でも簡単に必要事項を記載できるようになった。併せて、障害に関する理解も深まった。
参考報告書	<ul style="list-style-type: none"> 関係者ヒアリング（2014年1月） JICA ホームページ（本プロジェクト関連）

【付録 2-18】

案件名	「子供の生活環境改善計画調査」（2002年1月～2004年6月）
国名／地域	セネガル
スキーム	開発調査
事例概要	0～6歳の子どもの保健・栄養状態、就学前教育の実態を把握するための開発調査
キーワード	アプローチ：主流化
	中間目標：障害インクルーシブな事業の実践
	JICA 開発課題：社会保障
特徴的な活動	<ul style="list-style-type: none"> 当初は障害のある子供への配慮を念頭においた調査ではなかったが、現地の教育関係者と議論を進める中で、セネガルでは障害があるために多くの人が教育の機会を奪われていることがわかったため、子供の生活環境の改善策を提案した。 就学前教育を行う施設「子どもセンター」の建設では、車椅子利用者や視覚障害者も利用できるように、バリアフリーに基づいた設計に変更した。
具体的な成果	JICA の支援で建設した4つの子どもセンターをモデルにして、セネガル政府は全国10州に500校以上の子どもセンターを設立した。
成果の要因と教訓	準備調査の段階で障害の視点を取り入れ、障害インクルーシブな事業の実施が可能となった。

³⁴³JICA 課題アドバイザー（萩原課題アドバイザー）よりヒアリング（2014年1月21日）

参考報告書	「世界に広がるいろいろな JICA の障害者支援」『JICA's World』2011 年 12 月号
-------	---

【付録 2-19】

案件名	「マダン市場改修計画」（2013 年 10 月～2016 年 5 月予定）
国名／地域	パプアニューギニア
スキーム	無償資金協力事業
事例概要	準備調査段階でコンサルタントが障害者のニーズを把握し、障害配慮が実現した事例。案件の目的は、マダン市場において、地元農水産物が衛生的かつ効率的に流通する環境を確保することによって質の良いサービスの提供を図り、小売人および地域住民のニーズに応えることによって当該地域の持続的経済発展に寄与することである。
キーワード	アプローチ：アクセシビリティ 中間目標：障害インクルーシブな事業の実践 JICA 開発課題：農業開発／農村開発、水産
特徴的な活動	準備調査の段階で、マダン市場利用者の中に障害者がいることや、現状の施設は障害者にとって物理的障壁が多いことなどの実態が確認された。相手国関係者からも障害者への配慮に関する要請があり、不特定多数の利用者が見込まれるマダン市場の公共性の高さに鑑み、概略設計を進める中でバリアフリー化を取り入れた。
具体的な成果	施設間にスロープを設置し、障害者用トイレを整備する。この 2 点を組み込んでも大きな費用増加とはならない。
成果の要因と教訓	<ul style="list-style-type: none"> ● コンサルタントへの啓発が重要である。 ● 準備調査の調査項目に障害の視点を入れた。 ● 最初から障害配慮を組み込んでいけば大きな費用増加にならない。 ● ユニバーサル・デザインは有効である。
参考報告書	<ul style="list-style-type: none"> ● 執務参考資料「JICA 事業における障害配慮の状況把握調査報告書」 ● JICA ホームページ（本プロジェクト関連）

付録 3 主要ドナーの取り組み

主な開発援助機関や NGO に関する最近の動向を整理する。JICA は、2009 年にも障害と開発に関する主要ドナーの取り組みについてまとめており、その執務参考資料も併せて参照されたい³⁴⁴。国連社会開発ネットワーク (United Nations Social Development Network:UNSDN)が収集している成功事例も参考になる³⁴⁵。

3-1. 国連機関

国連開発計画 (United Nations Development Programme:UNDP)	
政策	<ul style="list-style-type: none"> 障害に特化した政策はない。UNDP の優先課題 8 つの 1 つとして「インクルーシブな開発」を掲げており、その中で障害者の権利を促進している。
最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> 2011 年に、障害インクルージョンに関するガイドラインを作成した³⁴⁶。 UNDP 職員への啓発のためにオンライン学習キットを開発した³⁴⁷。 障害当事者団体の能力向上を中心にエンパワメントに取り組み、市民教育や参加型開発事業の対象者に障害者を含めるなどの主流化を実践している。 UNDP の貧困グループが、2011 年に立ち上げられた「障害者の権利促進のための国連パートナーシップ (UN Partnership to Promote the Rights of Persons with Disabilities : UNPRPD) 」の事務局を務め、マルチパートナー信託事務所が、活動を支援するマルチドナー信託基金の管理を担当している³⁴⁸。
最近の主な協力事例	<ul style="list-style-type: none"> アルバニア地雷対策プログラム (Albanian Mine Action Programme) (2003 年 3 月～2010 年 12 月) : 地雷除去ために必要な政府や地方自治体の能力強化を目指した³⁴⁹。また、地雷被害者が医療、リハビリテーション、公的サービスや義士装具の提供を受けられるよう支援した³⁵⁰。 地域に生きる権利 – 社会インクルージョンと障害者 (Right to Live in a Community: Social Inclusion and Persons with Disabilities) (2007 年 4 月～2013 年 12 月) : 障害者の社会参加、普通学校での教育、就労のための権利の実現を目的とした。具体的には、脱施設、インクルーシブ教育の発展、就労の機会の拡大、国家障害政策に障害者権利条約の指標の導入、公共施設・サービス・情報へのアクセスに関する啓発、アクセシビリティ調査を実施する市民団体の能力強化に取り組んだ³⁵¹。 トルクメニスタン: 身体障害者の就労支援を実施した。また、2005 年から

³⁴⁴JICA 2009i

³⁴⁵UNSDN. n.d. “Disability”

³⁴⁶UNDP 2011a

³⁴⁷Lord, Posarac, Nicoli et. al. 2010:7

³⁴⁸詳細は、後述の「障害者の権利促進のための国連パートナーシップ (UN Partnership to Promote the Rights of Persons with Disabilities : UNPRPD) 」を参照のこと。

³⁴⁹Albanian Mine Action Executive n.d. “Albanian Mine Action Programme (AMAP): Support to Mine Action Programme and Capacity Building Project”

³⁵⁰UNDP 2011b

³⁵¹UNDP n.d. “Social Inclusion and People with Disabilities”

	2009年には、盲ろう者連盟を通じ、220人以上の視覚・聴覚障害者が雇用機会を得るための支援を実施した ³⁵² 。
--	--

世界保健機構 (World Health Organization:WHO)	
政策	<ul style="list-style-type: none"> 『世界障害行動計画 2014-2021 (WHO Global Disability Action Plan 2014-2021)』を2014年5月の保健総会にて採択した。①保健サービスへの障壁の除去によるアクセスの改善、②CBRと支援技術を含むハビリテーションとリハビリテーションサービスの強化と拡大、③世界的に比較可能な障害に関するデータ収集のサポートと多くの専門分野にわたる研究の促進、の3つの目標を掲げ、障害インクルージョンの重要性を強調している。
最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> モデル障害調査 (Model Disability Survey: MDS)³⁵³：一般的な人口動態調査ではあるが、障害者と非障害者の生活の状況が比較できるよう質問票が作られている。開発には、WHOと世界銀行が、ワシントン・グループやノルウェー中央統計局(Statistics Norway)、国際障害連盟 (International Disability Alliance: IDA)と連携して携わっている。モデル障害調査の目的は、障害者権利条約が求める国際比較可能な情報収集である。2014年に試験的調査が実施される予定であり、財政支援はオーストラリア、ドイツ、ノルウェーによる。 2009年に障害特別委員会が立ち上げられた。その主な成果は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> アクセス調査によって WHO 本部や地域事務所の物理的障壁を除去、本部と地域事務所のウェブサイトのアクセシビリティを改善 本部や地域事務所のウェブ関連スタッフ 196 名に障害理解研修を実施 研修教材のアクセシビリティを改善 障害に配慮した新雇用ガイドラインの策定 地域事務所スタッフ向けに、障害インクルージョンを目指すガイドラインを作成 2009年に UNAIDS、WHO、OHCHR は政策文書『障害と HIV エイズ (Policy Brief: disability and HIV)』を策定した³⁵⁴。 2010年に『地域に根ざしたリハビリテーションガイドライン (CBR Guidelines)』を発表した³⁵⁵。 世界銀行と協力して、2011年に『世界障害報告書 (World report on disability)』を発表した³⁵⁶。『WHO 中近東地域の障害報告書』を作成中。 2011年に USAID と連携してポジション・ペーパー『車椅子と他の移動機器の提供 (Joint position paper on the provision of wheelchairs and other mobility devices)』を発表した³⁵⁷。 2012年に UNICEF と連携して『小児期早期における発育と障害 (Early Childhood Development and Disability: A discussion paper)』³⁵⁸を発表

³⁵²UNDP 2012:6

³⁵³WHO n.d. "Model Disability Survey: Providing evidence for accountability and decision-making"

³⁵⁴UNAIDS, WHO and OHCHR 2009

³⁵⁵WHO 2010a

³⁵⁶WHO and World Bank 2011a

³⁵⁷WHO and USAID 2011

³⁵⁸WHO and UNICEF 2012

	<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2012 年に『車椅子サービス・トレーニング・パッケージ初級レベル (Wheelchair Service Training Package: Basic Level)』を発表した³⁵⁹。 • 2013 年に『脊髄損傷に関する報告書 (International Perspectives on Spinal Cord Injury)』を発表した³⁶⁰。 • 2013 年に Christian Blind Mission (CBM)、国際赤十字 (International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies : IFRC)、国際移住機関 (International Organization for Migration : IOM)、UNICEF、UN Office for Disaster Risk Reduction (UNISDR) と協力して『障害と緊急リスク管理 (保健) ガイドライン (Guidance Note on Disability and Emergency Risk Management for Health)』を発表した³⁶¹。 • 2014 年に『車椅子サービス・トレーニング・パッケージ中級レベル (Wheelchair Service Training Package - Intermediate Level)』を発表した³⁶²。
--	--

国際労働機関 (International Labour Organization:ILO)	
政策	<ul style="list-style-type: none"> • 1983 年に策定された「障害者の職業リハビリテーションと雇用 (Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention)」に係る ILO 憲章 No.159³⁶³と 2001 年に定められた「職場における障害の管理に関する実践規定 (ILO Code of Practice on Managing Disability in the Workplace)」を基準としている³⁶⁴。 • ILO の障害プログラムは、職業リハビリテーションや雇用分野における障害者の平等な機会と待遇を促進している。政策決定者などさまざまな関係者に対しても、障害者が訓練や雇用において平等な機会と待遇を保障されるように支援をしている³⁶⁵。
最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> • 2011 年に、PEPDEL プロジェクト (Promoting the Employability and Employment of People with Disabilities through Effective Legislation) と INCLUDE プロジェクト (Promoting Decent Work for People with Disabilities through a Disability Inclusion Support Service)から得た教訓をまとめた『Moving Towards Disability Inclusion』を発行した³⁶⁶。プロジェクトの概要は以下「最近の主な協力事例」に示す。 • 2012 年に、世界の多国籍企業や雇用主組織、ビジネスネットワークから構成される ILO Global Business and Disability Network を構築した。ネットワークの目的は、①知見の共有とメンバー内で成功事例の発掘、②共同プロジェクトやサービスの開発、③中小企業を巻き込むために国レベルの雇用主組織の

³⁵⁹WHO 2012

³⁶⁰WHO 2013

³⁶¹WHO, CBM, International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies, IOM, UNICEF and UNISDR 2013

³⁶²WHO 2014a

³⁶³ILO 1983

³⁶⁴ILO 2002

³⁶⁵ILO n.d. "Skills and Employability Branch (SKILLS)"

³⁶⁶ILO 2011

	<p>強化、④ILO のプロジェクトとの関連性を高めることとパートナーシップである。ネットワークのイニシアチブとして、2010 年に職場での障害インクルージョンの成功事例を収集した³⁶⁷。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2013 年に発表した研究では、エチオピアにおいて物乞いをする障害者に焦点を当て、障害と貧困との関連性を分析した³⁶⁸。 • 『職業訓練への障害者のインクルージョンに関する実践ガイド(<i>Inclusion of People with Disabilities in Vocational Training: a Practical Guide</i>)』を発表した³⁶⁹。 • 『Count us in! : 障害のある女性の社会参加 女性起業家育成プログラムにおける社会参加のための ILO ガイドライン』を発表した³⁷⁰。 • <i>Disability in the Workplace: Company Practices</i>³⁷¹ に Accor、Carrefour、IBM、Honda など世界で活躍する多国籍企業やビジネスネットワークなど 25 社による障害者雇用や障害者に対する商品・サービスの実践事例をまとめた。
<p>最近の主な協力事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ILO-アイリッシュ・エイド・パートナーシップ・プログラム (ILO - Irish Aid Partnership Programme) ³⁷² : アイリッシュ・エイドと協力して、2001 年から障害に特化した PEPDEL プロジェクト³⁷³と INCLUDE プロジェクト³⁷⁴を主に東南アジアと南アフリカで実施してきた。 • PEPDEL プロジェクト : 障害に関する法律と政策に関する支援であり、障害研修や雇用関連の法律や政策などを検討し、改革を支援する。目的は、政府関係者の能力向上、雇用に関連した法律・政策の実践と遵守の強化、弁護士への啓発などである。第 1 フェーズ (2001 年~2004 年)、第 2 フェーズ (2005 年~2008 年)、第 3 フェーズ (2009 年~2011 年) を経て、以下の国で実施した : エチオピア、ケニア、レソト、マラウイ、モーリシャス、セイシェル、南アフリカ、スーダン、ウガンダ、タンザニア、ザンビア、オーストラリア、カンボジア、中国、フィジー、インド、日本、マレーシア、モンゴル、パキスタン、スリランカ、タイ、東チモール、ベトナム。 • INCLUDE プロジェクト : 政策や各サービス (研修、雇用、起業やマイクロ・ファイナンス) での障害インクルージョンを目指し、以下の国で実施した : エチオピア、タンザニア、ザンビア、ケニア、ウガンダ、ベトナム、カンボジア、ラオス。

³⁶⁷ILO 2010

³⁶⁸ILO 2013a

³⁶⁹ILO 2013b

³⁷⁰国際労働機関 2010

³⁷¹ILO 2010

³⁷²ILO 2009

³⁷³ILO n.d. "PEPDEL Promoting the Employability and Employment of People with Disabilities through Effective Legislation", ILO 2009a

³⁷⁴ILO n.d. "Fact sheet - Promoting Decent Work for People with Disabilities through a Disability Inclusion Support Service (INCLUDE)", ILO 2009b

国連児童基金 (United Nations Children's Fund : UNICEF)	
政策	<ul style="list-style-type: none"> • 子供の権利条約の促進の一環として障害児の権利に取り組んでいる。公平 (equity) の視点から人権アプローチを採用している。 • 障害分野に特化した政策はないが、3つの目標を掲げている³⁷⁵。 <ul style="list-style-type: none"> ・ UNICEF 自身が障害インクルーシブな組織になる。 ・ 障害児の権利に関するリーダーシップを発展させ、職員や関係者の能力を向上させる。 ・ UNICEF の全ての政策やプログラムに障害の視点を取り込む。
最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者権利条約の採択が障害分野の推進力となっており、昨今、「障害と開発」作業部会を設置した。また、UNICEF の開発課題 (保健、栄養、水、衛生、子どもの早期発達、社会保障、コミュニケーション、HIV/AIDS) に対する障害分野の協力を強化している。 • 2008 年、障害者権利条約に関する子ども向けの冊子『<i>It's About Ability</i>』を発行した³⁷⁶。 • UNICEF 組織内改革として、障害者の雇用に関する人事政策を策定し、障害のある職員やその家族を支援する障害住宅基金を 2012 年に設立した³⁷⁷。また、UNICEF 職員の啓発の能力向上のために、オンライン障害オリエンテーション・マルチメディア (40 分) を開発し³⁷⁸、2012 年より UNICEF の全スタッフ向けに研修を行っている。 • 2012 年 9 月、第 1 回障害児に関するグローバル・パートナーシップのフォーラムを開催した³⁷⁹。このパートナーシップは、障害に関する NGO、政府機関、研究機関など 100 以上の団体から構成されるネットワークで、障害児の視点を特に栄養、教育、人道支援、福祉機器の分野に組み込むことを目的としている。2013 年に第 2 回フォーラムを開催し、ポスト 2015 年開発アジェンダに障害児・者の視点を取り込むことを議論した。 • 2013 年には、1980 年に『世界子供白書』の第 1 号発行以来はじめて、障害児をテーマにした『世界子供白書』を発行した。 • プログラムを障害インクルーシブにする方法を記載したハンドブック <i>TAKE US SERIOUSLY! Engaging Children with Disabilities in Decisions Affecting their Lives</i> を作成した³⁸⁰。
最近の主な協力事例	<ul style="list-style-type: none"> • UNICEF-Special Olympics パートナーシップ : 2007 年にスペシャル・オリンピックと国際パートナーシップを結び、スポーツを通じた社会参加支援の観点から障害児の体育教育支援を行っている³⁸¹。これまで、ブルガリア、カンボジア、中国、エルサレム、インドネシア、ジャマイカ、カザフスタン、ウズベキスタン、マレーシア、パナマ、ルーマニアで支援を行った。 • カザフスタン : カザフスタンの Akimat of East Kazakhstan Oblast (EKO) の「知的障害児のためのインクルーシブな地域社会促進 (Promoting inclusive communities for children with intellectual disabilities) プロジェクト」

³⁷⁵UNICEF 2013e

³⁷⁶UNICEF 2008

³⁷⁷UNICEF 2013e

³⁷⁸UNICEF 2013b

³⁷⁹UNICEF 2012a

³⁸⁰UNICEF 2013c

³⁸¹Special Olympics. n.d. "UNICEF"

	<p>(2012年～2015年)を、スペシャル・オリンピックスと連携して支援している。その目的は、スポーツ・教育・保健を通じて知的障害者が社会活動に参加し、知的障害者のニーズに関する認識を高めることである³⁸²。</p> <ul style="list-style-type: none"> • UNICEF-AusAID パートナーシップ：「権利、教育と保護 (Rights, Education and Protection : REAP) プロジェクト」(2011年～2013)では、ブータンとベトナムでプロジェクトが実施された³⁸³。ブータンでは、児童保護のマッピング評価を支援した。 • ソマリア：3つの村 (Erigavo, El-Af-Weyn, Yufle)で CBR を実施している Disability Action Network (DAN)に、理学療法と支援装具や機器を提供した³⁸⁴。 • バングラデシュ：Child Sensitive Social Protection プロジェクトでは、対象者 2000 人のうち 19 人の障害児を支援している³⁸⁵。 • イラク：AusAID の資金協力で、「水・衛生・教育の改善を通じた、障害のある児童や青年の初等教育へのアクセス向上 (Increasing access to quality primary education through improving water and sanitation facilities and educational opportunities for disabled children and youth) プロジェクト」(2010年～2012年)を実施。その目的は、200の小学校の水・衛生サービスの改善(研修、管理、能力向上含む)、障害児のインクルーシブ教育の推進(インクルーシブな教育政策、戦略やプログラムの策定)であった³⁸⁶。
--	---

国際連合教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : UNESCO)	
政策	<ul style="list-style-type: none"> • インクルーシブ教育を促進。2008年に『教育におけるインクルージョンに関する政策ガイドライン (UNESCO Policy Guidelines on Inclusion in Education)』を発表した³⁸⁷。
最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> • 2003年、障害者の教育に焦点を当てたフラッグシップ・プログラム、「EFAと障害者の教育の権利：インクルージョンに向けて」をノルウェーのオスロー大学の協力をもとに立ち上げ、イニシアチブをとっている³⁸⁸。 • 知識共有プラットフォームを構築した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者のためのインクルーシブな社会の構築を目的に、オンライン・ナレッジ・コミュニティ「Building Inclusive societies for Persons with Disabilities」を創設した³⁸⁹。 ・ Inclusive Education in Action (IEA) プロジェクト：特別教育に関する欧州開発機関 (European Agency for Development in Special Needs Education) と連携し、効果的な政策の促進と知識の共有を目指す³⁹⁰。

³⁸²UNICEF 2014

³⁸³UNICEF 2011

³⁸⁴UNICEF 2013e

³⁸⁵UNICEF 2013f

³⁸⁶UNICEF 2012b

³⁸⁷UNESCO 2009b

³⁸⁸UNESCO n.d. "The Flagship on Education for All and the Right to education for Persons with Disabilities: Towards Inclusion"

³⁸⁹UNESCO n.d. "Building Inclusive societies for Persons with Disabilities"

	<ul style="list-style-type: none"> • UNICEF と共同で障害児に関するグローバル・パートナーシップの教育作業部会 (Inclusive Education Task Force of the Global Partnership for Children with Disabilities) 運営し、障害者権利条約の第二十四条「教育」の実施を支援している³⁹¹。 • 2年毎に世界障害者の日に、知的障害者の平等な教育を促進している個人、グループや組織に、UESCO/Emir Jaber al-Ahmad al-Sabah Prize を贈呈している³⁹²。 • 2009年、日本政府が財政支援し、<i>Towards Inclusive Education for Children with Disabilities</i> を作成した³⁹³。 • 2013年、UNESCO <i>Global Report Opening New Avenues for Empowerment : ICTs to Access Information and Knowledge for Persons with Disabilities</i> を発行した³⁹⁴。 • 2013年、UNESCO バンコク事務所が『啓発ガイド集 (Promoting Inclusive Teacher Education Series) 』を発行した³⁹⁵。インクルーシブ教育の課題と障壁やインクルーシブ教育の啓発手法について説明した。 • 特別支援教育と CBR の事例をまとめた <i>Making it Happen: Examples of Good Practice in Special Needs Education and Community-based Programmes</i> では、オーストリア、中国、ガーナ、ガイアナ、インド、ジャマイカ、ヨルダン、オランダ、ノルウェーの実践を紹介した³⁹⁶。
最近の主な協力事例	<ul style="list-style-type: none"> • コロンビア：「障害児のためのリハビリテーションと研修」プログラムでは、12歳～16歳の障害児に対してリハビリテーションを提供し、また、職業訓練を実施している³⁹⁷。

障害者の権利促進のための国連パートナーシップ (United Nations Partnership to Promote the Rights of Persons with Disabilities: UNPRPD)	
政策	<ul style="list-style-type: none"> • 2011年に国連によって設立され、すべての人の社会 (society for all) の実現を目的に、能力強化に焦点を当てている。
最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> • パートナーシップに参加しているドナーは、国際労働機関 (International Labour Organization: ILO)、国連人権高等弁務官事務所 (Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights: OHCHR)、国連経済社会局 (Department of Economic and Social Affairs: UNDESA)、UNDP、UNICEF、WHO である。 • マルチドナー・トラスト基金 (2011年6月8日～2016年5月31日) を設立し³⁹⁸、UNDP の Multi-Partner Trust Fund Office (MPTF Office) が管理を

³⁹⁰UNESCO and the European Agency for Development in Special Needs Education n.d. "[Inclusive Education in Action – IEA project](#)"

³⁹¹Global Partnership for Children with Disabilities n.d. "[Inclusive Education Task Force](#)"

³⁹²UNESCO 2014

³⁹³UNESCO 2009a

³⁹⁴UNESCO 2013a

³⁹⁵UNESCO 2013b

³⁹⁶UNESCO 2005

³⁹⁷UNESCO n.d. "[Colombia – Rehabilitation and training for children with disabilities](#)"

³⁹⁸マルチドナー信託基金は、オーストラリア、キプロス、フィンランド、メキシコ、スウェーデンの5カ国が財政支援している。2012年までに5カ国から294万ドルの資金が集まり、そのうち240万ドルがプロジェクト費用として承認

	<p>担当している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2013年に <i>Towards and Inclusive and Accessible Future for All: Voices of Persons with Disabilities on the Post 2015 Development Framework</i> を発行し、ポスト2015年開発アジェンダに障害の視点を取り込む重要性を説明した³⁹⁹。
最近の主な協力事例	<ul style="list-style-type: none"> 2012年の『年次報告書』によると、11カ国で8つのプロジェクトが実施した⁴⁰⁰。成果を体系的に文書化し、管理するなど、ナレッジマネジメントにも力を入れており、ダブリンのトリニティ・カレッジのグローバル・インパクト・センター (Center for Global Impact: GCI) と連携している。 南アフリカ: 「Accelerating the implementation of the UNCRPD in South Africa」プロジェクト (2013年2月～2014年7月) は、障害者権利条約を推進するために監視と啓発の能力を強化し、南アフリカにおける障害者権利条約の実践のために必要な法と政策を整備し、障害者の経済的脆弱性を解消することを目的とし、UNDPがプロジェクトの運営、UNICEFは障害児に関する技術支援、OHCHRは障害児に関する国際標準と国際法に関する技術支援を担った。女性障害者に関しては、世界人口基金 (United Nations Population Fund: UNFPA) と UN Women が技術支援を実施した⁴⁰¹。

3-2. 地域機関

国連アジア太平洋経済社会委員会 (United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: UNESCAP)	
政策	<ul style="list-style-type: none"> 2012年、「新アジア太平洋障害者の十年 (2013-2022)」を策定した。 「アジア太平洋障害者の『権利を実現する』インチョン戦略」は、相互に関連する10の目標、27のターゲット、62の指標から成り立っている⁴⁰²。
最近の動向と協力分野	<ul style="list-style-type: none"> 「権利を実現する (Make the Right Real)」キャンペーン: 障害者権利条約の批准と実践を促進するため、2010年に開始した。各国政府の自発的な活動によって、政策策定者や障害関連機関に対して障害者権利条約の啓発を促す⁴⁰³。 インチョン戦略の促進: 各国政府がインチョン戦略の指標に対応するデータを効果的に収集できるよう支援している。具体的には、2017年までに各国政府

された。マルチドナー信託基金と UNPRPD の詳細は、UNDP の“[UN Partnership to promote the Rights of Persons with Disabilities Multi-Donor Trust Fund \(UNPRPD MDTF\)](#)” および UNPRPD の『[2012 年次報告書](#)』を参照のこと。

³⁹⁹UNPRPD 2013

⁴⁰⁰11カ国8つのプロジェクトとは、ウクライナ (Promoting Mainstream Policies and Services for People with Disabilities in Ukraine)、コスタリカ (National Plan for Labor Inclusion of Persons with Disabilities)、インドネシア (Promoting the Rights of People with Disabilities in Indonesia)、モルドバ (Paradigm Shift: UNCT Moldova Strategic Action Supporting CRPD Implementation)、モザンビーク (United Nations Partnership to Promote the Rights of Persons with Disabilities in Mozambique)、パレスチナ (Strengthening Respect for the Human Rights of Persons with Disabilities through Legislation, Services and Empowerment)、太平洋島嶼 (“Pacific Enable”) (バヌアツ、フィジー、バブアニューギニア、クック諸島)、トーゴ (Promoting the Rights of Children with Disabilities)

⁴⁰¹UNDP n.d. “[Accelerating the implementation of the UNCRPD in South Africa](#)”

⁴⁰²UNESCAP 2012b (訳: アジア太平洋経済社会委員会 2012 日本障害フォーラム仮訳)、

⁴⁰³UNESCAP n.d. ホームページ “[Make the Right Real!](#)”

	<p>が障害者に関する基礎情報を確立することを目的に、2013年に現状把握のための調査を実施した⁴⁰⁴。11月にはタイで専門家会議を開催し、その結果に基づき、技術的なデータ収集ガイドラインを作成する予定である⁴⁰⁵。また、2014年2月、インチョン戦略を実践するための道筋を協議する最初の作業部会会合を韓国の仁川で開催した⁴⁰⁶。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アジア太平洋障害者の十年のチャンピオンとプロモーターの表彰：2013年10月、「アジア太平洋障害者の十年（2003-2012）」の促進に貢献した10人と、「新十年」のプロモーター7人を表彰した。受賞者はインチョン戦略を推進する上で重要な役割を果たすことが期待されている⁴⁰⁷。 ● 障害インクルーシブ・ビジネスの促進：「新アジア太平洋障害者の十年」を促進するために「ESCAP-笹川賞」を設けた。具体的な目的は、1) ビジネスにおいて、障害者のニーズを配慮した事例を周知し、その功労に報いる、2) 障害インクルーシブなビジネスの機会を民間セクターにおいて啓発する、3) 障害インクルーシブなビジネスに関してアジア太平洋のリーダーシップを取るの3つである。第1回目の賞は、2013年12月に発表された⁴⁰⁸。 ● アクセシビリティの強化：物理的環境、公共交通機関、知識、情報やコミュニケーションへのアクセスの確保を推進している。例えば、2013年タイで「アジア太平洋地域における障害のある若年層の世界的なITに関する課題（Global IT Challenge for Youth with Disabilities in Asia and the Pacific）」会議を開催し、同地域10カ国から120名の若者が集った⁴⁰⁹。 ● 障害インクルーシブな防災：2014年4月、アジア太平洋地域の障害インクルーシブな災害リスク削減の取り組みに関する専門家会合が仙台で開催された⁴¹⁰。2015年に日本で開催予定の第3回国連防災世界会議で採択される見込みの「ポスト兵庫行動フレームワーク」に障害の視点が取り込まれるよう協議した⁴¹¹。
--	--

国連西アジア経済社会委員会（United Nations Economic and Social Commission for Western Asia: UN-ESCWA）	
政策	<ul style="list-style-type: none"> ● 「アラブ障害者の十年（2004-2013）」の終了を機に、2013年10月にUN-ESCWAとアラブ連盟は「アラブ障害者の十年とその後に関する会合」をカイロで開催した。障害者権利条約の実践を促進することや新しいアラブ地域のフレームワークの策定に取り組むことを確認した⁴¹²。
最近の動向と協力分野	<ul style="list-style-type: none"> ● 各国の障害に関する統計と政策に関して調査し、以下の文書を発行している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の貧困への対処法に関する報告書: <i>Follow-up on Priority Issues in</i>

⁴⁰⁴UNESCAP 2013a

⁴⁰⁵UNESCAP n.d. "Incheon Strategy Baseline Survey"

⁴⁰⁶UNESCAP 2014a

⁴⁰⁷UNESCAP. n.d. "ESCAP Champions and Promoters for the Asian and Pacific Decade of Persons with Disabilities, 2013-2022"

⁴⁰⁸UNESCAP-Sasakawa Award [ホームページ](#)

⁴⁰⁹UNESCAP 2013b

⁴¹⁰UNESCAP 2014b

⁴¹¹UNESCAP 2014c

⁴¹²UN-ESCWA 2013

	<p><i>the Field of Social Development in the ESCWA Region: Proposed Methods to Combat Poverty among Persons with Disabilities</i>⁴¹³。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各国の障害者に関する概要と取り組み : <i>Making Change: Mainstreaming Disability into the Development Process</i>⁴¹⁴、<i>Disability in the Arab Region: an Overview</i>⁴¹⁵。 • ヨルダンの身体障害者に関する政策研究 : <i>Mapping Inequity: Persons with Physical Disabilities in Jordan</i>⁴¹⁶。
--	--

欧州連合 (European Union: EU)	
政策	<ul style="list-style-type: none"> • 欧州連合では、2010 年に欧州委員会によって「欧州障害者戦略 (European Disability Strategy 2010-2020)」⁴¹⁷を策定した。同戦略の優先課題は①アクセシビリティ (Accessibility)、②参加 (Participation)、③平等 (Equality)、④雇用 (Employment)、⑤教育とトレーニング (Education and training)、⑥社会保障 (Social protection)、⑦健康 (Health)、⑧外部作用 (External action)⁴¹⁸の8つである。 • 上記戦略に関する「行動計画 (List of Actions 2010-2015)」⁴¹⁹を策定した。
最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> • 2003 年、<i>Guidance Note on Disability and Development for EU Delegations and Services</i>において、ミレニアム開発目標に同意し、EU 加盟国に対して、貧困削減を達成するためには障害分野に関わる国際協力の実施強化なしでは実現できないと明記した⁴²⁰。 • 欧州議会と欧州評議会は 2007 年を「万人のための欧州機会均等年 (2007-European Year of Equal Opportunities for All : EYEO)」と名付け、欧州内の障害者を含む不利な立場にある人々への取り組みを強化した⁴²¹。 • 障害者権利条約を 2008 年に署名、2010 年に批准した。 • International Disability and Development Consortium (IDDC) が実施する「障害者メインストーリーミング」プロジェクトを財政支援している⁴²²。
最近の主な協力事例	<ul style="list-style-type: none"> • 2000 年～2009 年に 280 の障害に関するプロジェクトを実施した⁴²³。主に能力開発、政策開発、CBR、人権擁護促進、社会的包摂、データベース開発を支援した。 • バングラデシュ: Gaibandha food security project for ultra poor women プロジェクトでは、事業開始から、障害者を事業対象者に含み、収入の創出方

⁴¹³UN-ESCWA 2010

⁴¹⁴UN-ESCWA 2012

⁴¹⁵UN-ESCWA 2014

⁴¹⁶UN-ESCWA 2009

⁴¹⁷EC 2010a

⁴¹⁸外部作用 (External Action) においては、障害者の課題に人権問題として取り組み、国連の条約や障害者のニーズについての啓発を行い、域外国との対話の中でも障害者問題について取り上げていくとしている (EC 2010a : 9)。

⁴¹⁹EC 2010b

⁴²⁰EC 2003

⁴²¹駐日欧州代表部 2007、McDonnell 2008

⁴²²IDDC n.d. "Making Inclusion a Reality in Development Organisations: A manual for advisors in disability mainstreaming"

⁴²³Lord, Posarac, Nicoli et.al. 2010:18

	法に関する研修に聴覚障害者も参加し、手話通訳による情報保障によって、野菜園の栽培方法、生計の改善に結びついた ⁴²⁴ 。
--	---

3-3. 開発銀行

世界銀行 (World Bank)	
政策	<ul style="list-style-type: none"> セーフガード政策の改訂作業において、障害を7つの優先課題の1つとして捉えている。
最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> 世界銀行のセーフガード政策には、これまで、障害の視点は含まれていなかったが、現在作業が進んでいる改訂版には、障害が、ジェンダーと同様に、開発プロセスから見落としてはいけない点として明記される見込みである。改訂作業の第1期(2012年7月～2014年7月)では第1草案が作成され、2014年7月30日に発表された。第2期(2014年7月～2015年初頭)は、第1草案を協議する期間に、第3期(2015年以降)は、第2草案作成に充てられている。 モデル障害調査 (Model Disability Survey: MDS) : 世界保健機関 (WHO) の「最近の動向」を参照のこと。 2011年、WHOと連携して『世界障害報告書』を発表した。 「障害と貧困」に関する調査を実施している。例えば、2011年、調査報告書として <i>Disability and Poverty in Developing Countries: A Snapshot from the World Health Survey</i> がある⁴²⁵。 2002年、ウォルフエンソン元総裁のもと、障害者運動のリーダーであり、ポリオによる障害当事者でもあるジュディス・ヒューマン (元米国教育省職種教育・リハビリテーション・サービス局次官) を障害担当の顧問に任命した。ウォルフエンソンは「周縁においやられている人たちを開発途上国のメインストリームに連れ出すことは、貧困削減にとってきわめて重大で、差別と排除のなかにある人々の希望、また人間の反映する機会を拡大することになる」とヒューマン氏の就任の際の演説で語った⁴²⁶。
最近の主な協力事例	<ul style="list-style-type: none"> 2011年に日本開発政策・人材育成基金 (Policy and Human Resources Development Fund: PHRD)⁴²⁷からの資金援助で「障害と開発」分野の7つのプロジェクトを開始した⁴²⁸。 主な障害と開発の協力事業の実施国: アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルンジ、カンボジア、中国、エクアドル、エチオピア、インド、ヨルダン、マラウィ、パキスタン、ペルー、ルーマニア、ロシア、セネガル、セルビア、セイシエル、シエラレオネ、スリランカ、チュニジア、ウガンダ、ウルグアイ、ベトナムなど (詳細

⁴²⁴WRENmedia 2013

⁴²⁵Mitra, Posarac and Vick 2011

⁴²⁶森 2008:8

⁴²⁷途上国への資金協力の効果を高めるためには、途上国の人材育成、適切な政策の立案・実施などが不可欠であるとの認識に基づき、1990年7月、日本政府と世界銀行が共同で設置した基金 (世界銀行 [年不詳]「日本からの支援による信託基金」)。

⁴²⁸7つのプロジェクトとは、ギニアのインクルーシブ教育、インドの知的障害に関する事業、ジャマイカの障害者に関連するサービスと雇用の改善、モロッコの物理的アクセスの改善、ペルーのインクルーシブ・デザイン主流化と大学のアクセス向上、ルーマニアの障害者政策と枠組み策定、モルドバの障害児の教育アクセスの改善 (World Bank 2014b)。

	については、世界銀行ホームページ「Disability:All Projects」を参考のこと) 429。
--	--

3-4. 開発援助機関

米国国際開発援助庁 (US Agency for International Development: USAID)	
政策	<ul style="list-style-type: none"> • 1997年に「障害政策 (USAID Disability Policy)」⁴³⁰を発表した。 • それ以来、障害者指針実施に関する報告書「Report on the Implementation of USAID Disability Policy」を定期的に発表している⁴³¹。 • 指針に基づき、アクセシビリティに関する基準を設け、助成する建設事業が確実に障害者のアクセスを確保するようにしている⁴³²。
最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> • 障害インクルーシブ開発に関するe-ラーニングを開発した⁴³³。
最近の主な協力事例	<ul style="list-style-type: none"> • ベトナムのホーチミン市で実施されたUSAIDの企業家リーダーシップ・トレーニングに参加した女性障害者が、洋裁店を開店した。女性障害者を雇用し、被雇用者の半分以上が女性障害者となっている⁴³⁴。

ノルウェー開発協力局 (Norwegian Agency for Development Cooperation: NORAD)	
政策	<ul style="list-style-type: none"> • 「開発協力における障害者のインクルージョンのためのノルウェー計画 (Norwegian Plan for the Inclusion of Persons with Disabilities in Development Co-operation)」⁴³⁵を発表し、2002年と2012年に政策評価を実施している⁴³⁶。
最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> • 2012年の政策評価の報告書によると、2000年から2010年の障害に関するプロジェクトの財政支援は2,4億米ドルである⁴³⁷。支援額は減少しているものの、そのうち障害主流化に関するプロジェクトへの支援は、2000年の0.22%から2007年の1.04%まで増加した⁴³⁸。全てのプロジェクトのうち障害に特化したプロジェクトは46%、部分的に主流化されたプロジェクトは30%、主流化されたプロジェクトは24%だった⁴³⁹。
最近の主な協力事例	<ul style="list-style-type: none"> • マラウイ (CBR 支援や障害者団体の能力強化)、ネパール (障害者団体の能力強化、サービス提供、障害当事者のエンパワメント)、パレスチナ (障害者団体の能力強化、サービス提供)、ウガンダ (サービス提供、障害当事者のエンパワメント、障害者団体の能力強化) に関するプロジェクトを実施した⁴⁴⁰。

⁴²⁹World Bank n.d. "Disability:All Projects"

⁴³⁰USAID 1997

⁴³¹USAID 2000、USAID 2003、USAID 2005、USAID 2008

⁴³²USAID 2004a

⁴³³USAID 2004b

⁴³⁴USAID 2012

⁴³⁵Norwegian Ministry of Foreign Affairs 1999

⁴³⁶NORAD 2002、NORAD 2012

⁴³⁷NORAD 2012:iii

⁴³⁸NORAD 2012:26-27、ただし、2008年以降、障害主流化のプロジェクトへの財政支援は減少している。

⁴³⁹NORAD 2012: 27-28

⁴⁴⁰NORAD 2012の該当プロジェクト報告書を参照のこと。マラウイ (pp158-163)、ネパール (pp164-169)、パレスチナ (pp170-173)、ウガンダ (pp174-178)

オーストラリア外務貿易省 (Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade:DFAT) ⁴⁴¹	
政策	<ul style="list-style-type: none"> 2009年、「障害インクルージョンを課題とした戦略 (Development for all: Towards a disability-inclusive Australian aid program 2009-2014)」を打ち出した。この戦略は、①社会・経済・政治的な参加を促進し、障害者の生活の質の改善する、②予防可能な失明や交通安全に取り組み、予防可能な機能的障害を削減する、③「障害と開発」におけるリーダーシップをとる、という3つの成果に焦点を当てている。OECD 開発援助委員会 (Development Assistance Committee: DAC) は、これを開発の包括的なアプローチの例として高く評価している⁴⁴²。
最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアは、障害を包括した開発を目指す特命大使を世界で初めて配置する。この特命大使の役割は、事業対象国における障害者が、非障害者と平等にアクセスでき、地域での意思決定プロセスに平等な発言権をもち、インクルーシブな開発支援が確保されるようにすることである。また、障害を包摂した開発という新しい開発枠組みを策定したことに伴い、オーストラリアがこの分野でリーダー的な存在になることを目指している⁴⁴³。 国際機関との連携も促進し、例えば、UNDP、UNICEF、WHO、国際赤十字、障害権利啓発基金 (Disability Rights Advocacy Funds)、国際障害者同盟 (International Disability Alliance:IDA) と協力し、活動している⁴⁴⁴。
最近の主な協力事例	<ul style="list-style-type: none"> 主な障害と開発の協力事業の実施国：パプアニューギニア、バヌアツ、フィジー、サモア、東チモール、フィリピン、インドネシア、カンボジアなど。 詳細については、DFAT ホームページ「Disability-inclusive development」を参考のこと⁴⁴⁵。

英国国際開発省 (Department for International Development:DFID)	
政策	<ul style="list-style-type: none"> 2014年11月末までに障害の枠組みを発表する予定⁴⁴⁶。
最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> 2000年、「障害に関する知識と研究プログラム (Disability Knowledge and Research : KaR)」を開始した⁴⁴⁷。 2001年、Healthlink Worldwide と Centre for International Child Health (CICH) と協力して、障害に関する情報マネジメントプロジェクトを開始し、ウェブベースの情報プラットフォームである「Source International Information Support Center」を立ち上げた。さまざまな障害に関する文献を検索や閲覧、ダウンロードできる⁴⁴⁸。 2010年、『インクルーシブ教育に関するガイダンス・ノート (Guidance Note: A DFID practice paper)』を作成した⁴⁴⁹。

⁴⁴¹オーストラリア国際開発庁 (Australian Agency for International Development:AusAID) は2013年9月より外務貿易省に再編された。

⁴⁴²OECD 2013:45, 47, 49.

⁴⁴³DFAT 2013

⁴⁴⁴DFAT 2014a

⁴⁴⁵DFAT 2014b

⁴⁴⁶DFID 2014

⁴⁴⁷DFID 2007

⁴⁴⁸詳細は、ホームページ (www.asksource.org) を参照のこと。

⁴⁴⁹DFID 2010

最近の主な協力事例	<ul style="list-style-type: none"> ウガンダ：AbleChildAfrica と「インクルーシブ教育プロジェクト 2013-2016」を実施している⁴⁵⁰。
-----------	---

ドイツ国際協力公社（Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit:GIZ）、ドイツ経済協力開発省（Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung:BMZ）	
政策	<ul style="list-style-type: none"> 2006年、「障害と開発」に関する政策文書を発表した⁴⁵¹。 2013年に『インクルーシブ開発の行動計画（Action Plan for the Inclusion of Persons with Disabilities 2013-2015）』を発表した⁴⁵²。目的は、①組織内の献身度を高める、②支援国での障害者のインクルージョンを強化する、③市民社会や民間セクター、多国籍機関との連携を強化するの3つである。10分野で活動を展開している。 ツイントラック・アプローチを採用している。
最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> 2010年、<i>What do you need to know about: Disability and development cooperation – 10 facts or fallacies?</i>を発表し⁴⁵³、10つの通説、「障害問題はごく少数の人にかかわることである」、「障害の定義は世界的に統一されたものはない」が、実際にどうであるかを説明している。 2012年、CBMと共著で、<i>A Human Rights-based Approach to Disability in Development</i>を発行した⁴⁵⁴。
最近の主な協力事例	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障分野：インドネシアとベトナムでは、特に障害者が医療保健システムの適用範囲に含まれるよう取り組んでいる。 インクルーシブ教育：チリで障害児を保育システムに含むよう支援している。 アクセシビリティ：ネパールでは、農村部における学校建設にスロープを設置した。 緊急援助：ハイチでの2010年の大地震後、障害者のニーズをふまえた仮設住居建設を支援した。 主な協力事例については GIZ ホームページ「Inclusion of persons with disabilities – a key principle in Germany's development policy」を参照のこと⁴⁵⁵。

⁴⁵⁰AbleChildAfrica n.d.

⁴⁵¹GIZ 2006

⁴⁵²BMZ 2013

⁴⁵³GIZ 2010

⁴⁵⁴GIZ and CMB 2012

⁴⁵⁵GIZ n.d. "Inclusion of persons with disabilities – a key principle in Germany's development policy"

3-5 国際 NGO

3-5-1. 障害と開発分野の代表的な国際 NGO

- **ハンディキャップインターナショナル (Handicap International):** カンボジアの難民キャンプで過ごす障害者のニーズに応えるために 1982 年に設立された。本部はフランスとベルギーにあり、スイス、イギリス、アメリカ、ルクセンブルク、カナダ、ドイツに事務所を構える。災害や紛争後の緊急援助や難民支援、障害者のリハビリテーションなどの活動を 60 カ国以上で実施している。1997 年には地雷廃止活動に対してノーベル平和賞を受賞した⁴⁵⁶。
- **Christian Blind Mission (CBM):** ドイツに本部を置く。最貧国の障害者の生活を改善することを目的に、2013 年には、68 ヶ国で 672 のプロジェクトを実施した。主な活動は、CBR、教育とリハビリテーション、生計活動支援、啓発などである⁴⁵⁷。
- **レオナルド・チェシャー・ディサビリティ (Leonard Cheshire Disability):** 1949 年に創設され、イギリスに本部を置く。途上国での活動は、1955 年インドのムンバイでのホーム運営から始まり、現在では、54 カ国において活動する 250 のチェシャー団体からなるグローバル連盟を事務局としてまとめている。アジア、アフリカ、ヨーロッパ、アメリカにおいて、障害者の教育、生計活動、保健、エンパワメントに取り組んでいる⁴⁵⁸。また、ロンドン大学にあるレオナルド・チェシャー・ディサビリティ&インクルーシブ・ディベロップメント・センターは、障害と貧困に関する学術的な研究を行っている⁴⁵⁹。
- **国際障害者連盟 (International Disability Alliance:IDA) :** 障害当事者の代表的な世界的ネットワーク。1992 年に設立され、その目的は、障害者権利条約の効果的な実践や国際機関が条約に沿った活動を実施するように促進することである。スウェーデン国際障害者支援協会 (Swedish Development Agency : SHIA) が財政支援し、オーストラリア外務貿易省 (Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade:DFAT) がその他の活動を支援している。加盟団体は、以下の 7 つの国際障害者団体と 4 つの地域の障害者団体である。

<国際障害者団体>

- 世界ダウン症連合 (Down Syndrome International : DSI)
- 国際育成会連盟 (Inclusion International : II)
- 国際難聴者連盟 (International Federation of Hard of Hearing People : IFHOH)
- 世界盲人連合 (World Blind Union : WBU)
- 世界ろう連盟 (World Federation of the Deaf : WFD)
- 世界盲ろう者連盟 (World Federation of Deafblind : WFDB)
- 世界精神医療ユーザーサバイバーネットワーク (World Network of Users and Survivors of Psychiatry : WNUSP)

<地域の障害者団体>

- アラブ障害同盟 (Arab Organization of Persons with Disabilities : AOPD)

⁴⁵⁶詳細は、Handicap International の[ホームページ](#) を参照のこと。

⁴⁵⁷詳細は、Christian Blind Mission (CBM) の[ホームページ](#) を参照のこと。

⁴⁵⁸Leonard Cheshire Disability n.d. "[International](#)"

⁴⁵⁹詳細は、Leonard Cheshire Disability and International Development Center の[ホームページ](#) を参照のこと。

- ・ 欧州障害者連盟 (European Disability Forum : EDF)
 - ・ ラテンアメリカ非政府障害者・家族団体ネットワーク (Latin American Network of Non-Governmental Organizations of Persons with Disabilities and their Families : RIADIS)
 - ・ 太平洋障害者連盟 (Pacific Disability Forum : PDF)
- **国際障害と開発コンソーシアム (International Disability and Development Consortium : IDDC)** : 障害と開発分野の国際ネットワークとして活動し、ベルギーに本部を置く。活動の目的はインクルーシブ・ディベロップメントを促進すること。現在 25 の NGOs で構成され、100 カ国以上実施される活動を支援している。

CBM、IDA、IDDC は 2015 年以降の開発アジェンダに関する共同声明を発表し、「2015 年以降の開発アジェンダが障害者権利条約に沿った形でインクルージョンやアクセシビリティの問題を考慮しインクルーシブな開発を目指したものでなければならない」と強調した。

3-5-2. 障害に特化しない開発 NGO

障害に特化していない NGO のインクルージョンの取り組みも活発化している。

- **World Vision** : イギリスに本部を置く。障害を全てのプログラムに主流化することを目標の 1 つに掲げている。2012 年には、5 つのプロジェクトを研究し、インクルーシブ開発に向けた教訓を報告した⁴⁶⁰。
- **WaterAid** : 国際 NGO の WaterAid は、障害者の水資源へのアクセス改善に組んでいる。障害者も自ら水が汲めるように環境を整備したり、障害者に対する理解を促進したりするなど活動を世界各地で実施している。2013 年には、WaterAid のプログラムがどの程度インクルーシブなのかを調査し、報告書にまとめている⁴⁶¹。その報告によると、2002 年に比べて関連者のインクルーシブへの関心や責任感が高まったが、インクルーシブなプログラムはごく僅かであっ

⁴⁶⁰Coe and Wapling 2010、Coe 2012

⁴⁶¹Johes 2013

付録 4 障害者の権利

国連「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」）」の中で、JICA が「障害と開発」を推進する上で特に留意すべき条項（第一条、第三条、第四条）を転記する⁴⁶²。また、Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (GIZ) と Christian Blind Mission (CBM) が、各条項を「市民・政治的権利」、「経済・社会・文化的権利」、「分野横断的権利、特別なグループの権利、特別な状況での権利」に 3 分類したものを紹介する⁴⁶³。2014 年 11 月 11 日現在の条約批准国の一覧も参考にされたい。

また、後半では、日本国内の障害者政策の変遷をまとめた。

4-1. 国連障害者の権利に関する条約

4-1-1. 「障害と開発」を推進する上で特に留意すべき条項

第一条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第三条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する

権利の尊重

⁴⁶²全文は、外務省ホームページ「[障害者の権利に関する条約](#)」を参照のこと。

⁴⁶³GIZ and CBM. n.d. *A Human Rights-based Approach to Disability in Development*.

第四条 一般的義務

1 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

- (a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
- (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
- (d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。
- (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。
- (f) 第二条に規定するユニバーサル・デザインの製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために必要な調整が可能な限り最小限であり、かつ、当該ニーズを満たすために必要な費用が最小限であるべきものについての研究及び開発を実施し、又は促進すること。また、当該ユニバーサル・デザインの製品、サービス、設備及び施設の利用可能性及び使用を促進すること。さらに、基準及び指針を作成するに当たっては、ユニバーサル・デザインが当該基準及び指針に含まれることを促進すること。
- (g) 障害者に適した新たな機器（情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。）についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすい費用の機器を優先させる。
- (h) 移動補助具、補装具及び支援機器（新たな機器を含む。）並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用しやすいものを提供すること。
- (i) この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する研修を促進すること。

2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。

3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は侵してはならない。

5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家の全ての地域について適用する。

4-1-2. 条項の3分類⁴⁶⁴

市民・政治的権利	<p>第五条 平等及び無差別</p> <p>第十条 生命に対する権利</p> <p>第十二条 法律の前にひとしく認められる権利</p> <p>第十三条 司法手続きの利用の機会</p> <p>第十四条 身体的自由及び安全</p> <p>第十五条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由</p> <p>第十六条 搾取、暴力及び虐待からの自由</p> <p>第十七条 個人をそのままの状態で保護すること</p> <p>第十八条 移動の自由及び国籍についての権利</p> <p>第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会</p> <p>第二十二条 プライバシーの尊重</p> <p>第二十三条 家庭及び家族の尊重</p> <p>第二十九条 政治的及び公的活動への参加</p>
経済・社会・文化的権利	<p>第二十四条 教育</p> <p>第二十五条 健康</p> <p>第二十六条 ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション</p> <p>第二十七条 労働及び雇用</p> <p>第二十八条 相当な生活水準及び社会的な保障</p> <p>第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加</p>
分野横断的権利：特別なグループの権利、特別な状況での権利	<p>第五条 平等及び無差別</p> <p>第六条 障害のある女子</p> <p>第七条 障害のある児童</p> <p>第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ</p> <p>第十一条 危険のある状況及び人道上の緊急事態</p> <p>第十九条 自立した生活及び地域社会への包容</p> <p>第三十二条 国際協力</p>

⁴⁶⁴GIZ and CBM. n.d. *A Human Rights-based Approach to Disability in Development*.

4-1-3. 障害者権利条約の批准国

2014年11月11日現在で、151カ国が批准している⁴⁶⁵。

	国名	批准日		国名	批准日
1	アフガニスタン	2012年9月18日	36	チェコ	2009年9月28日
2	アルバニア	2013年2月11日	37	デンマーク	2009年7月24日
3	アルジェリア	2009年12月4日	38	ジブチ	2012年6月18日
4	アンドラ	2014年3月11日	39	ドミニカ国	2012年10月1日
5	アンゴラ	2014年5月19日	40	ドミニカ共和国	2009年8月18日
6	アルゼンチン	2008年9月2日	41	エクアドル	2008年4月3日
7	アルメニア	2010年9月22日	42	エジプト	2008年4月14日
8	オーストラリア	2008年7月17日	43	エルサルバドル	2007年12月14日
9	オーストリア	2008年9月26日	44	エストニア	2012年5月30日
10	アゼルバイジャン	2009年1月28日	45	エチオピア	2010年7月7日
11	バーレーン	2011年9月22日	46	欧州	2010年12月23日
12	バングラデシュ	2007年11月30日	47	フランス	2010年2月18日
13	バルバドス	2013年2月27日	48	ガボン	2007年10月1日
14	ベルギー	2009年7月2日	49	グルジア	2014年3月13日
15	ベリーズ	2011年6月2日	50	ドイツ	2009年2月24日
16	ベニン	2012年7月5日	51	ガーナ	2012年7月31日
17	ボリビア多民族国	2009年11月16日	52	ギリシア	2012年5月31日
18	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2010年3月12日	53	グレナダ	2014年8月27日
19	ブラジル	2008年8月1日	54	グアテマラ	2009年4月7日
20	ブルガリア	2012年3月22日	55	ギニア	2008年2月8日
21	ブルキナファソ	2009年7月23日	56	ギニアビサウ	2014年9月24日
22	ブルンジ	2014年5月22日	57	ガイアナ	2014年9月10日
23	カンボジア	2012年12月20日	58	ハイチ	2009年7月23日
24	カナダ	2010年3月11日	59	ホンデュラス	2008年4月14日
25	カーボヴェルデ	2011年10月10日	60	ハンガリー	2007年7月20日
26	チリ	2008年7月29日	61	インド	2007年10月1日
27	中国	2008年8月1日	62	インドネシア	2011年11月30日
28	コロンビア	2011年5月10日	63	イラン	2009年10月23日
29	コンゴ共和国	2014年9月2日	64	イラク	2013年3月20日
30	クック諸島	2009年5月8日	65	イスラエル	2012年9月28日
31	コスタリカ	2008年10月1日	66	イタリア	2009年5月15日
32	コートジボワール	2014年1月10日	67	ジャマイカ	2007年3月30日
33	クロアチア	2007年8月15日	68	日本	2014年1月20日
34	キューバ	2007年9月6日	69	ヨルダン	2008年3月31日
35	キプロス	2011年6月27日	70	ケニア	2008年5月19日

⁴⁶⁵最新の批准国は、国連ホームページ「[Convention and Optional Protocol Signatures and Ratifications](#)」を参照のこと。

	国名	批准日		国名	批准日
71	キリバス	2013年9月27日	113	ルーマニア	2011年1月31日
72	クウェート	2013年8月22日	114	ロシア	2012年9月25日
73	ラオス	2009年9月25日	115	ルワンダ	2008年12月15日
74	ラトビア	2010年3月1日	116	サンマリノ	2008年2月22日
75	レソト	2008年12月2日	117	サウジアラビア	2008年6月24日
76	リベリア	2012年7月26日	118	セネガル	2010年9月7日
77	リトアニア	2010年8月18日	119	セルビア	2009年7月31日
78	ルクセンブルク	2011年9月26日	120	セーシェル	2009年10月2日
79	マラウイ	2009年8月27日	121	シエラレオネ	2010年10月4日
80	マレーシア	2010年7月19日	122	シンガポール	2013年7月18日
81	モルディブ	2010年4月5日	123	スロバキア	2010年5月26日
82	マリ	2008年4月7日	124	スロベニア	2008年4月24日
83	マルタ	2012年10月10日	125	南アフリカ	2007年11月30日
84	モーリタニア	2012年4月3日	126	スペイン	2007年12月3日
85	モーリシャス	2010年1月8日	127	セントビンセント及び グレナディーン諸島	2010年10月29日
86	メキシコ	2007年12月17日	128	パレスチナ	2014年4月2日
87	モンゴル	2009年5月13日	129	スーダン	2009年4月24日
88	モンテネグロ	2009年11月2日	130	スワジランド	2012年9月24日
89	モロッコ	2009年4月8日	131	スウェーデン	2008年12月15日
90	モザンビーク	2012年1月30日	132	スイス	2014年4月15日
91	ミャンマー	2011年12月7日	133	シリア	2009年7月10日
92	ナミビア	2007年12月4日	134	タイ	2008年7月29日
93	ナウル	2012年6月27日	135	マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国	2011年12月29日
94	ネパール	2010年5月7日	136	トーゴ	2011年3月1日
95	ニューージーランド	2008年9月25日	137	チュニジア	2008年4月2日
96	ニカラグア	2007年12月7日	138	トルコ	2009年9月28日
97	ニジェール	2008年6月24日	139	トルクメニスタン	2008年9月4日
98	ナイジェリア	2010年9月24日	140	ツバル	2013年12月18日
99	ノルウェー	2013年6月3日	141	ウガンダ	2008年9月25日
100	オマーン	2009年1月6日	142	ウクライナ	2010年2月4日
101	パキスタン	2011年7月5日	143	アラブ首長国連邦	2010年3月19日
102	パラオ	2013年6月11日	144	英国（グレートブリテン 及び北アイルランド）	2009年6月8日
103	パナマ	2007年8月7日	145	タンザニア	2009年11月10日
104	パプアニューギニア	2013年9月26日	146	ウルグアイ	2009年2月11日
105	パラグアイ	2008年9月3日	147	バヌアツ	2008年10月23日
106	ペルー	2008年1月30日	148	ベネズエラ	2013年9月24日
107	フィリピン	2008年4月15日	149	イエメン	2009年3月26日
108	ポーランド	2012年9月25日	150	ザンビア	2010年2月1日
109	ポルトガル	2009年9月23日	151	ジンバブエ	2013年9月23日
110	カタール	2008年5月13日			
111	韓国	2008年12月11日			
112	モルドバ	2010年9月21日			

4-2. 日本の障害者政策の変遷

1981年の「国際障害者年」とこれに続く「国連・障害者の十年」を契機に、我が国の障害者政策はノーマライゼーションや自立の理念に基づく在宅施策強化と社会参加促進にその重点を移した。政府は、1980年に総理府に国際障害者年推進本部を設置し、1982年には「障害者対策に関する長期計画」を策定した。この長期計画は啓発広報活動、保健・医療、教育・育成、雇用・就業、福祉、生活環境について、10年間の障害者施策の方向と目標を示した。

1993年には障害者対策推進本部（1982年、国際障害者年推進本部から改組）が、政府の障害者施策の基本を定めた「障害者対策に関する新長期計画：全員参加の社会づくりをめざして」（以下、「新長期計画」とする）を策定した。同年、「障害者基本法」（心身障害者対策基本法の改正）が成立し、対象となる障害の範囲を「身体障害、精神薄弱⁴⁶⁶又は精神障害」に拡大するとともに、障害者の日や国による障害者基本計画の策定などについて定めた。また、「新長期計画」の具体化を図るための重点施策実施計画として「障害者プラン：ノーマライゼーション7か年戦略」（1996年度～2002年度）を推進してきた。このプランの特色は①数値目標設定など、施策の具体的目標を盛り込み障害者施策の協力推進を図ること、②保健福祉分野にとどまらず幅広い施策分野に総合的・横断的に取り込み、関係省庁が連携協力して施策を効果的に推進していくことにある。

2002年度には「新長期計画」と「障害者プラン」は最終年を迎え、2003年度を初年度とする10カ年計画である「障害者基本計画」と5カ年計画としての「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」が策定された。「障害者基本計画」は、これまでの「新長期計画」における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため2012年度までの十年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めている。この中では、障害者が社会の対等な構成員として、自己選択と自己決定の下にあらゆる活動に参加できる共生社会にしていくことを目標に、①社会のバリアフリー化、②利用者本位の支援、③障害の特性を踏まえた施策の展開、④総合的かつ効果的な施策の推進、を進めていくことを基本方針としている。また、重点的に取り組むべき課題として、①活動し参加する力の向上、②活動し参加する基盤の整備、③精神障害者施策の総合的な取り組み、④アジア太平洋地域における域内協力の強化、を挙げている。新障害者プランは「利用者主体」を実現するための障害者ケアマネジメント、地域生活支援システムの確立などが強調されている。

また、2005年度に「障害者自立支援法」が成立し、2006年度より施行された。同法においては、これまで身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとに提供されていた福祉サービスについて、一元的に市町村が提供する仕組みに改めるとともに、利用者負担の見直し（「応能負担」から「応益負担」へ：受けたサービスの値段の1割を自己負担とする）が図られた⁴⁶⁷。

なお、各種の障害者施策は国のレベルでは多くの省庁が担当して実施されている。視覚障害者用の信号機の設置は警察庁の担当であり、財務省は各省庁の予算を担当する以外に所得税など国

⁴⁶⁶1998年の「精神薄弱の用語の整理のため関係法律の一部を改正する法律」により、法律上「知的障害者」の語が用いられることになった。ここでは引用のため「精神薄弱」の表記を用いた。

⁴⁶⁷2012年6月、「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合支援法」が成立・公布され、2013年4月1日に施行されている。

税に関する障害者への減免措置などを担当している。厚生労働省は予防、治療、福祉、雇用、所得保障などと幅広く担当しており、関連法律も多い。国土交通省では交通バリアフリー法⁴⁶⁸とバリアフリー新法⁴⁶⁹の施行により、物理的バリアフリー化を推進する他、総務省で障害者に係る欠格条項の見直しを行い、障害者情報ネットワークの構築など、制度や情報の面から、さまざまなバリアフリーに係る施策をとっている。外務省は、障害者リハビリテーションに対する技術協力を担当している。

日本は2007年9月、障害者権利条約に署名し、2014年1月に批准した。批准に向け国内法を整備するため、2009年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、以降5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の改革を行った⁴⁷⁰。これにより、1970年5月に制定された「障害者基本法」の一部を改正した「改正障害者基本法」（2011年8月）⁴⁷¹、「障害者総合支援法」（2012年6月）⁴⁷²、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）（2013年6月）⁴⁷³の制定、および「障害者雇用促進法」（2013年6月）⁴⁷⁴の改正など、障害者のためのさまざまな制度改革を実施した。

障害者差別解消法の施行は一部を除き2016年4月1日を予定している⁴⁷⁵。この法律は、「障害者基本法」の基本的な理念にのっとり、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することをふまえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等および事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」を目的としている。同法は、「障害者基本法」第4条が定める差別行為の禁止および社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供を更に具体化したもので、国・地方公共団体などや民間事業者（個人事業者、NPOなどの非営利事業者を含む）による障害者に対する差別的取り扱いを禁止している。また、合理的配慮の提供を、国・地方公共団体などに対しては法的義務化、民間事業者に対しては努力義務化した⁴⁷⁶。

⁴⁶⁸交通バリアフリー法とは、高齢者、身体障害者などの公共交通機関を利用した円滑化の促進に関する法律であり、2000年5月17日に公布され、同年11月15日より施行されている。

⁴⁶⁹バリアフリー新法とは、高齢者、障害者等の移動などの円滑化の促進に関する法律であり、平成2006年6月21日公布され、同年12月20日より施行されている。

⁴⁷⁰内閣府（年不詳）「障がい者制度改革推進本部、障がい者制度改革推進会議、差別禁止部会」

⁴⁷¹内閣府（年不詳）「障害者施策の総合的な推進：基本的枠組み」

⁴⁷²「障害者総合支援法」では、障害者の定義に難病などを追加し、2014年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されている。詳細は、厚生労働省（年不詳）「障害者総合支援法が施行されました」を参照のこと。

⁴⁷³内閣府（年不詳）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

⁴⁷⁴「改正障害者雇用促進法」は、2016年4月（一部公布日または2018年4月）より施行される。詳細は厚生労働省（年不詳）「障害者総合支援法が施行されました」を参照のこと。

⁴⁷⁵内閣府（年不詳）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

⁴⁷⁶詳細は、内閣府（年不詳）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消法）の概要」を参照のこと。

付録 5 国別障害関連情報の基本項目リスト

以下、協力対象国の「障害と開発」に関する状況を知るための代表的な指標やデータ項目についてまとめる。国や地域によっては統計資料が整理されていないため項目を確認することができない場合があるが、「障害と開発」分野の協力を実施する際に、可能な限り以下の情報を収集することが望まれる。

JICA は 37 カ国についてこれらの項目を「国別障害関連情報」として取りまとめ、JICA ナレッジサイト⁴⁷⁷上に公開している（2009 年 3 月 31 日時点）。また、アジア太平洋諸国に関しては、アジア太平洋障害者センター（APCD）のホームページにおいて、域内各国の Country Profile⁴⁷⁸を公開している。

なお、ここで設定しているチェック項目は、協力対象となる国や地域の障害者および「障害と開発」の取り組み状況を概観するためのものであり、個別の協力実施時には、さらに詳細な項目について調査する必要がある。

チェック項目／指標	単位	計算・把握方法	狙い・備考
一般情報			
0 社会・経済基本指標	—	UNDP 人間開発指数、UNICEF 統計など	各国の障害者が置かれている状況を把握するための背景情報として、人口、一人当たり GNI、妊産婦死亡率、就学率、絶対的貧困水準、失業率などを把握しておく必要がある。
障害者の定義・種別と統計調査			
1 障害者の定義、障害種別	—		各国の障害者数は国勢調査や標本調査、また行政統計（登録障害者数）などを元に出されているが、障害者数に関する統計データを有していない途上国も多く、有していても、調査自体が古い場合や、女性障害者のデータが入っていないなど一部しか調査していない場合もある。加えて、調査において「障害者」と判断するための障害（者）の定義や基準が各国で異なっている、調査方法自体に問題があるなどして、他国間の比較も実際は困難である。障害者数データを利用するには、これらを理解した上で使用するなどの注意が必要。
2 国勢調査あるいは国勢調査以外の障害者統計調査に基づく障害別・年齢別障害者人口	人 %		
3 WHO 国際生活機能分類（ICF）を導入した障害者統計調査の有無	—		

⁴⁷⁷国際協力機構 2009h

⁴⁷⁸APCD. n.d. "Country Profile"

障害関連行政・法令				
4	障害関連行政組織の役割・機能	—	省行政組織表・組織図、障害関連支援管轄部署と当該部署の業務、職員規模（人数）	国により所掌する省庁、またその担当範囲が異なる。また、多くの途上国で障害関連管轄部署の体制は脆弱であることが多いため、実質の人員体制も把握する必要がある。
5	憲法における障害者関連の記述		各国の憲法	憲法に障害に関わる基本的な権利が記されているか。障害関連制度の法的根拠。
6	主要な障害者関連法制の整備状況	—	国内法	個別の法律、政令、規則、命令など。
7	障害者関連国家計画・分野別政策	—		通常5年以上の期間について基本方針、重点分野などを示している。
8	国際条約への取り組み	—		「国際障害者の権利条約」などの国際条約への姿勢は、今後の同国の障害関連政策の動向に関わってくるので、署名・批准の状況を確認する。
9	障害関連施策に対する予算と事業別経費	USドル		当該国が措置している予算と、国際機関やNGOの予算措置による分を区別して把握する。特に外部から投入されている年限付きの予算については注意が必要。
障害者に対する社会保障				
10	障害年金制度	—		障害者向けの各種社会保障制度が存在するかは、障害原因によって有無が異なる場合もあるので注意が必要。
11	障害者の健康／医療保険制度	—		
12	障害者の生活保護など所得保障制度	—		
障害者に対する福祉サービス				
13	障害者福祉制度とサービス	—		福祉用具の開発・普及や情報・コミュニケーション保障も含む。
14	障害者福祉サービスに従事する専門職の種類・養成システム	—		専門職種（ソーシャルワーカー、社会福祉士、介護士、精神保健福祉士など）の分類、数、資格制度、養成学校種などを把握する。
15	国民の意識向上／啓発	—		障害や障害者に対する国民の関心、理解を深めるための積極的な啓発・広報活動を政府が行っているか（例えば、『障害者週間』の実施、各種行事の実施など）。
16	障害者のための入所・通所福祉施設数	—		

17	バリアフリー化・ユニバーサルデザイン、合理的配慮の導入	—		ハード面のバリアフリー化・ユニバーサル・デザイン導入を定める法律や国内の建築基準の有無を確認する。また、それらの度合いを測る客観的なデータを入手することは困難であるが、少なくとも主要な公共施設や公共交通機関などが障害者に配慮した作りとなっているかを確認する。 また、視覚障害者のための点字資料、聴覚障害者のための手話通訳など、情報保障の面におけるバリアフリー化の状況も把握する必要がある。
医療リハビリテーション				
18	医療リハビリテーションを行う医療施設の要件	—		医療水準、必要な専門職種について把握する。
19	医療リハビリテーションを実施する専門職の種類・養成システム	—		専門職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、技師装具士、メディカルソーシャルワーカーなど）の分類、数、資格制度、養成学校の種類などを把握する。
20	医療リハビリテーションを実施する医療施設数（種別、国公立/私立別）	—		医療施設間の照会体制の確認も含む。また、リハビリテーションを実施する施設への距離があることにより、貧困層はこれらへのアクセスが困難であることにも留意が必要。
障害児・者に対する教育				
21	障害児の就学実態	—		MDGs では 2015 年までに男女の区別なく（障害児・者を含む）全ての人々が初等教育課程を終了することが目標の一つに掲げられている。
22	教育制度	—		障害別の教育支援体制や特別支援学級の設置状況、卒業後の進路についても確認する。
23	教員の養成システムと資格要件	—		障害児の教育を受ける権利を保障するためには、障害児の教育に従事する専門家の養成、職員に対する研修が必要。
24	インクルーシブ教育（一般学校（就学前/初等/中等教育）における教育）	—		支援体制を確認する。
25	手話による教育			国内において手話が確立しているか、また、手話による教育が行われているか確認する（途上国で共通手話がある国は限られている）。

障害者の雇用・就労支援・職業訓練/教育				
26	障害者雇用の実態	%		雇用の実態は、障害者の社会参加の度合いを測る一つの目安であるが、開発途上国では、障害者の雇用率ないし自営率を示す正確なデータが揃っている国は少ない。
27	障害者の雇用保険制度	—		
28	障害者の法定雇用率制度	—		
29	職業リハビリテーション（職業指導、職業紹介など）に関わる制度	—		
30	障害者の職業訓練/職業教育支援制度と内容	—		
31	障害者の受入を行う職業訓練・職業教育の学校数（職種別、国公立/私立別）	—		
地域社会に根ざしたリハビリテーション（CBR）				
32	CBRの実施例	—		実施主体や活動内容、提供されているサービスの種類などを確認する。
障害者関連団体の活動				
33	国内の障害当事者団体	—		障害に関連した取り組みのノウハウや情報は障害当事者団体によって蓄積・分析・活用されている場合が多く、また、障害者の権利擁護の運動は障害当事者団体がイニシアチブを取っているため、主要な障害当事者団体の把握は必須である。
34	国内の障害関連の取り組みを行う政府組織・非政府団体	—		障害に関連した取り組みを実施している政府組織・地方組織・地域組織を把握する。フォーマルなものだけでなく、各地域で社会福祉的な機能を果たしている組織（例えば教会など）についても把握することが望ましい。
35	国際機関/他政府援助組織などの援助実績	—		途上国においては、政府によるサービス提供が不十分であるため、他国政府援助組織・国際援助機関・国際 NGO などに頼るところが大きい。そのためこれらの組織の障害関連プログラム/プロジェクト情報を把握する。

参考文献

【和文】

- 池田直人 2009 「パキスタン障害者社会参加促進プロジェクト」『ODA メールマガジン』第 159 号
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/bn_159.html#02 (2014 年 11 月 5 日にアクセス)
- 宇田川真之 2012 「東日本大震災の教訓! と被災者への知識アクセス支援の課題」『国際セミナー 防災のユニバーサルデザインと DAISY の役割 (報告書)』 (2012 年 7 月 7 日)
<http://www.jsrpd.jp/static/houkoku/pdf/20120707houkoku.pdf> (2014 年 11 月 21 日にアクセス)
- エックス都市研究所 2013 「平成 24 年度政府開発援助海外経済協力事業委託費による『ニーズ調査(福祉)』ファイナル・レポート: タイ・インド・ブラジル・フィリピン障害者の知識アクセスの機会均等の実現に関する ODA ニーズ調査」東京: エックス都市研究所
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kanmin/chusho_h24/pdfs/n08-1.pdf
- 影山摩子弥 2012 「障がい者雇用の経営上の効果に関する研究 (中間報告)」
http://cluster.jp/hp/wp-content/uploads/2012/10/pdf_shougaishakoyoukennkyuu201209_01.pdf (2014 年 9 月 18 日にアクセス)
- 勝又幸子 2008 「国際比較からみた日本の障害者政策の位置づけ: 国際比較研究と費用統計比較からの考察」『季刊社会保障研究』44 (2) pp.128-149 東京: 国立社会保障・人口問題研究所
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18879202.pdf> (2014 年 9 月 18 日にアクセス)
- 川島聡=長瀬修仮訳 2008 「障害のある人の権利に関する条約 (仮訳)」
http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryu/convention/30May2008CRPDtranslation_into_Japanese.html
(2014 年 9 月 18 日にアクセス)
- 河村宏 2012 「防災のユニバーサルデザインと DAISY の役割」『国際セミナー 防災のユニバーサルデザインと DAISY の役割 (報告書)』 (2012 年 7 月 7 日)
<http://www.jsrpd.jp/static/houkoku/pdf/20120707houkoku.pdf> (2014 年 11 月 21 日にアクセス)
- 金澤真美 2011 「国際開発援助からみた女性障害者: 障害者権利条約における女性障害者の主流化が開発援助にあたる意義と課題」『立命館大学大学院先端総合学術研究科紀要「Core Ethics」』7 巻 pp.63-73
<http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/gsce/ce/2011/km01.pdf> (2014 年 9 月 25 日にアクセス)
- 外務省 2003 「政府開発援助大綱 (2003 年 8 月閣議決定)」 (2003 年 8 月 29 日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryu/hakusho/04_hakusho/ODA2004/html/honpen/hp203010000.htm (2014 年 10 月 20 日にアクセス)
- _____ 2007 「国際機関等への拠出金・出資金等一覧表 (日本エスカップ協力基金)」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryu/sonota/k_kikan_21/pdfs/077.pdf (2014 年 9 月 18 日にアクセス)
- _____ 2009 『国際機関等への拠出金・出資金等に関する報告書 (平成 21 年作成版)』
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryu/sonota/k_kikan_21/ (2014 年 10 月 20 日にアクセス)
- _____ 2012 「世界防災閣僚会議 in 東北-世界の英知を被災地に, 被災地の教訓を世界に-」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyobousai_hilv_2012/ (2014 年 12 月 20 日にアクセス)
- _____ 2013a 「国際保健外交戦略の策定について」 (2013 年 5 月 27 日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000224.html (2014 年 9 月 18 日にアクセス)
- _____ 2013b 「障害と開発に関するハイレベル会合 岸田外務大臣ステートメント」 (2013 年 9 月 23 日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page3_000450.html (2014 年 9 月 18 日にアクセス)

- _____ 2014a 「障害者の権利に関する条約」 (2014年12月4日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html (2015年1月18日にアクセス)
- _____ 2014b 「障害者を巡る国際的な動き」 (2014年1月30日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000897.html (2014年11月25日にアクセス)
- 木下真理子 2006 「JICA の取り組み」 一般財団法人国際開発機構 (FASID) 編 『人間の安全保障を踏まえた障害分野の取り組み：国際協力の現状と課題』 pp.147-189
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/05_shogai_hb/pdfs/05_shogai_hb_05.pdf (2014年9月25日にアクセス)
- ギリング、マーカス 2012 「DAISY と EPUB による知識アクセス：災害知識のユニバーサルデザイン」 『国際セミナー 防災のユニバーサルデザインと DAISY の役割 (報告書)』 (2012年7月7日)
<http://www.jsrpd.jp/static/houkoku/pdf/20120707houkoku.pdf> (2014年11月21日にアクセス)
- 久野研二 2006 「開発援助と障害：実践のためのフレームワーク」 森壮也編 『開発問題と福祉問題の相互接近：障害を中心に』 調査研究報告書 千葉：アジア経済研究所、pp.39-60。
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/pdf/2005_04_26_03.pdf (2014年10月20日にアクセス)
- _____ 2012 「『障害と開発』と地域社会の戦略」 水島司・和田清美編 『21世紀への挑戦5：地域・生活・国家』 東京：日本経済評論社、pp.17-25。
- 久野研二 (編) 2012 『ピア・ボランティア世界へ：ピア (仲間) としての障害者の国際協力』 東京：現代書館
- 久野研二・ディビッド・セドン 2003 「開発における障害 (者) 分野の Twin-Track Approach の実現に向けて：『開発の障害分析』と『Community-Based Rehabilitation : CBR』の現状と課題、そして効果的な実践についての考察」 東京：JICA 国際協力総合研修所
http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200306_02.pdf (2014年10月20日にアクセス)
- 厚生労働省 1995 『障害者白書』
- _____ 1999 『平成8年身体障害者実態調査及び身体障害児実態調査 (平成8年11月1日調査)』
http://www1.mhlw.go.jp/toukei/h8sinsyou_9/index.html#no2 (2014年9月29日にアクセス)
- _____ 2002 『国際生活機能分類:国際障害分類改訂版 (日本語版)』
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html> (2014年9月29日にアクセス)
- _____ (年不詳) 「障害者総合支援法が施行されました」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/sougoushien/index.html?utm_source=dvr.it&utm_medium=twitter (2014年9月29日にアクセス)
- _____ (年不詳) は厚生労働省 (年不詳) 「平成28年4月 (一部公布日又は平成30年4月) より、改正障害者雇用促進法が施行されます (2014年9月29日にアクセス)
- _____ (年不詳) 「ジョブコーチ支援制度について」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai/06a.html> (2014年11月5日にアクセス)
- 国際開発高等教育機構 (FASID) 2006 『人間の安全保障を踏まえた障害分野の取り組み：国際協力の現状と課題』http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/05_shogai_hb/ (2014年9月29日にアクセス)
- _____ 2010 『平成22年度事業報告書』
http://www.fasid.or.jp/_files/about/pdf/houkoku_22.pdf (2014年10月28日にアクセス)
- 国際協力機構 1995 『平成7年度国民参加型協力推進基礎調査「障害者の国際協力事業への参加」 (第1フェーズ) 報告書』
<http://gweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/bd299e1e2a8f34>

- [3649256fd300254854/\\$FILE/%E3%83%95%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%82%BA%E2%85%A0.pdf](http://www.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/bd299e1e2a8f343649256fd300254854/$FILE/%E3%83%95%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%82%BA%E2%85%A0.pdf) (2014年10月31日にアクセス)
- _____ 1996『平成8年度国民参加型協力推進基礎調査「障害者の国際協力事業への参加」(第2フェーズ) 報告書』
[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/bd299e1e2a8f343649256fd300254854/\\$FILE/%E3%83%95%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%82%BA%E2%85%A1.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/bd299e1e2a8f343649256fd300254854/$FILE/%E3%83%95%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%82%BA%E2%85%A1.pdf) (2014年10月31日にアクセス)
- _____ 1999『平成11年度特定テーマ評価調査報告書：タイ障害者支援』
http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/tech_ga/after/pdf/thai.pdf (2014年10月31日にアクセス)
- _____ 2005『障害ボランティア派遣の調査』(JICA 内部資料)
- _____ 2007a「バンコク地下鉄建設事業 I-V 事後評価」
http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_TXXV-3_4_f.pdf (2014年10月31日にアクセス)
- _____ 2007b『研修担当者のための障害者受入手引き』(JICA 内部資料)
- _____ 2008a「国際ニュースのギモン：どう変わる？ 障害者権利条約が発効」『Monthly JICA』2008年7月号 <http://www.jica.go.jp/publication/monthly/0807/pdf/05.pdf> (2014年9月25日にアクセス)
- _____ 2008b『アジア太平洋障害者センタープロジェクト：キャバシティ・ディベロップメントに関する事例分析』
http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/cd/200803_aid02.html (2014年10月28日にアクセス)
- _____ 2009a『課題別指針：ジェンダーと開発』
[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/44ff0a86b92b312d4925768c000372b7/\\$FILE/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D%E3%80%8C%E8%B2%A7%E5%9B%B0%E5%89%8A%E6%B8%9B%E3%80%8D.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/44ff0a86b92b312d4925768c000372b7/$FILE/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D%E3%80%8C%E8%B2%A7%E5%9B%B0%E5%89%8A%E6%B8%9B%E3%80%8D.pdf) (2014年9月25日にアクセス)
- _____ 2009b『課題別指針：貧困削減』
[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1701.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/9418e7cbda6f009a492579d4002a2283/\\$FILE/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D%E3%80%8C%E8%B2%A7%E5%9B%B0%E5%89%8A%E6%B8%9B%E3%80%8D\(H21\).pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1701.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/9418e7cbda6f009a492579d4002a2283/$FILE/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D%E3%80%8C%E8%B2%A7%E5%9B%B0%E5%89%8A%E6%B8%9B%E3%80%8D(H21).pdf) (2014年9月25日にアクセス)
- _____ 2009c『課題別指針：平和構築』
[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0501.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/8439f13d06db7196492579d400280b6a/\\$FILE/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D%E3%80%8C%E5%B9%B3%E5%92%8C%E6%A7%8B%E7%AF%89%E3%80%8D\(H21\).pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0501.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/8439f13d06db7196492579d400280b6a/$FILE/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D%E3%80%8C%E5%B9%B3%E5%92%8C%E6%A7%8B%E7%AF%89%E3%80%8D(H21).pdf) (2014年9月25日にアクセス)
- _____ 2009d『JICAにおける「人間の安全保障」への取り組み：アプローチの特徴と事例』
<http://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq0000najg5-att/anzen.pdf> (2014年9月25日にアクセス)
- _____ 2009e『障害を有する専門家派遣ガイドライン』(執務参考資料)
- _____ 2009f『障害者のボランティア参加に関するガイドライン』(執務参考資料)
- _____ 2009g『インクルーシブ教育執務参考資料』(執務参考資料)
- _____ 2009h『国別障害関連情報』(2009年7月23日)
<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/VIEWALL/4d7277c9b46acd8a49256fd2002ce7cb?OpenDocument> (2014年11月11日にアクセス)
- _____ 2009i『課題別指針：障害者支援』
<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/6de82b04d77d23b>

0492579d400283a2d/\$FILE/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D
%E3%80%8C%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%80%8D(
H21).pdf (2014年11月12日にアクセス)

_____ 2010a 『環境社会配慮ガイドライン』 <http://www.jica.go.jp/environment/guideline/> (2014年9月26日にアクセス)

_____ 2010b 『インフラ整備事業におけるバリアフリー配慮実施のための執務参考資料 (円借款事業)』

_____ 2010c 「ユニバーサルデザイン普及への第一歩」 (2010年11月17日)

http://www.jica.go.jp/topics/2010/20101117_02.html (2015年1月13日にアクセス)

_____ 2011a 「すべての人々が豊かで幸せになる世界をめざして : JICA が取り組むジェンダー平等と女性のエンパワーメント」

<http://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq0000najg5-att/ku57pq0000o328g.pdf> (2014年10月31日にアクセス)

_____ 2011b 「パキスタン・イスラム共和国 障害者社会参加促進プロジェクト終了時評価調査報告書」 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12080545.pdf> (2014年10月31日にアクセス)

_____ 2011c 「APCD が世界最大の援助機関である世界銀行の刊行物で紹介されました。」 (2011年8月1日) http://www.jica.go.jp/project/thailand/005/news/general/20110801_01.html (2014年10月31日にアクセス)

_____ 2011d 「パキスタン障害者社会参加促進プロジェクト (啓発用ショートムービー1-6)」 (2011年5月24日) <https://www.youtube.com/watch?v=-fhigQrec7o> (2014年11月5日にアクセス)

_____ 2011e 「世界に広がるいろいろな JICA の障害者支援」 『JICA's World』 2011年12月号

http://www.jica.go.jp/publication/j-world/1112/pdf/tokushu_04.pdf (2014年11月5日にアクセス)

_____ 2012a 「フィリピン共和国 地方における障害者のためのバリアフリー環境形成プロジェクト終了時評価調査報告書」 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12145603.pdf> (2014年10月31日にアクセス)

_____ 2012b 「ルワンダ共和国 障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」 『ECOPD ニュース』 2012年8・9月号

http://www.jica.go.jp/project/rwanda/003/newsletter/ku57pq0000g8bly-att/ECOPD_12.pdf (2014年11月5日にアクセス)

_____ 2013a 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して : 「障害と開発」 への取り組み』

[http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/b9ebd9a793e2456249256f9ce001df569/39b4b47bdddbe5a49257bd0000b7d46/\\$FILE/JICA%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E3%81%A8%E9%96%8B%E7%99%BA%E3%83%91%E3%83%B3%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88\(%E5%92%8C%E6%96%87\).pdf](http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/b9ebd9a793e2456249256f9ce001df569/39b4b47bdddbe5a49257bd0000b7d46/$FILE/JICA%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E3%81%A8%E9%96%8B%E7%99%BA%E3%83%91%E3%83%B3%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88(%E5%92%8C%E6%96%87).pdf) (2014年10月9日にアクセス)

_____ 2013b 『課題別指針 : 社会保障 (医療保障・年金・社会福祉)』

[http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/fb3f33f4fe596c6149256b91001bf56c/3bd405bb82b01b5d49257bc1001165ff/\\$FILE/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D%E3%80%8C%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E3%80%8DH25.pdf](http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/fb3f33f4fe596c6149256b91001bf56c/3bd405bb82b01b5d49257bc1001165ff/$FILE/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D%E3%80%8C%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E3%80%8DH25.pdf) (2014年10月31日にアクセス)

_____ 2014a 「南アフリカで障害者の地域自立生活を支援 : 南ア社会開発省と JICA 専門家による障害主流化研修で、草の根技術協力事業関係者が報告」 2014年2月28日

<http://www.jica.go.jp/southafrica/office/information/event/20140228.html> (2014年11月5日にアクセス)

_____ (年不詳) 「ポスト 2015 年開発アジェンダ (ポスト MDGs) に関する研究成果の紹介」

<http://jica-ri.jica.go.jp/ja/topic/post2015.html> (2014年11月12日にアクセス)

- _____ (年不詳) 「個別専門家 障害主流化促進アドバイザー」
<http://www.jica.go.jp/southafrica/office/activities/project/01/index.html> (2014年11月5日にアクセス)
- _____ (年不詳) 「デリー高速輸送システム建設事業」 http://www.jica.go.jp/60th/asia/india_01.html
(2014年11月5日にアクセス)
- _____ (年不詳) 「一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」 <http://www.jica.go.jp/oda/project/1000759/index.html> (2014年11月5日にアクセス)
- _____ (年不詳) 「パレスチナ母子保健に焦点を当てたリプロダクティブヘルス向上プロジェクト」
<http://www.jica.go.jp/oda/project/0604023/index.html> (2014年11月5日にアクセス)
- _____ (年不詳) 「母子保健リプロダクティブヘルス向上プロジェクト・フェーズII」
<http://www.jica.go.jp/oda/project/0800703/index.html> (2014年11月5日にアクセス)
- 国際金融公社 (年不詳) 「国際金融公社 (IFC) による BOP 向け“インクルーシブ・ビジネス”支援」
http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/Multilingual_Ext_Content/IFC_External_Corporate_Site/IFC_Home_Japan/Topics/BOP+business/ (2014年10月20日にアクセス)
- 国際社会保障協会 2012「職場復帰プログラム：健康と雇用適性をサポートする」『ソーシャル・ポリシー・ハイライト 22』<https://www.issa.int/ja/details?uuid=c4133419-78dc-49f9-a005-4d74470d11ae>
(2014年10月31日にアクセス)
- 国際労働機関 2010『Count Us In! 障害のある女性の社会参加：女性起業家育成プログラムにおける社会参加のための ILO ガイドライン』<http://labordoc.ilo.org/record/436141> (2014年11月7日にアクセス)
(原本：International Labour Organization. 2008. *Count Us In! How to make sure that women with disabilities can participate effectively in mainstream women's entrepreneurship development activities*)
- 国土交通省 2013『災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供のあり方に関する調査研究報告書 (概要版)』<http://www.mlit.go.jp/common/000996096.pdf> (2014年10月20日にアクセス)
- _____ (年不詳) 「1. 実践の手引き：ユニバーサルデザインの概念」『中国地方整備局中国地方ユニバーサルデザイン』http://www.cgr.mlit.go.jp/universal/pdf/01_01.pdf (2014年11月20日にアクセス)
- 国連開発計画 2012『人々をカづけ、強靭性を構築する：ヨーロッパと中央アジアの開発事例』第2巻
<http://www.undp.or.jp/pdf/Development%20Stories.pdf> (2014年12月5日にアクセス)
- 小林昌之の編 2010『アジア諸国の障害者法：法的権利の確立と課題』(研究双書 No.585) 千葉：アジア経済研究所
- _____ 2012『アジアの障害者雇用法制：差別禁止と雇用促進』(アジ研選書 No.31) 千葉：アジア経済研究所
- _____ 2013『開発途上国の障害者教育－教育法制と就学実態』(調査研究報告書) 千葉：アジア経済研究所 http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2012/2012_C39.html (2014年11月10日にアクセス)
- 支援技術開発機構 2013「インドの防災ワークショップで浦河での事例報告」(2013年12月3日)
<http://blog.normanet.ne.jp/atdo/index.php?q=node/293> (2014年11月21日にアクセス)
- 島野涼子 2013「障害分野に関する国際協力への日本の取り組み」『横浜国際経済法学』21巻3号 pp.411-424
横浜：横浜国際経済法学会 <http://kamome.lib.ynu.ac.jp/dspace/bitstream/10131/8304/1/21-3-14.pdf>
(2014年9月29日にアクセス)
- 鈴木圭一・朝日向猛・沼尻恵子 2013「災害時・緊急時に対応した避難経路・避難場所のバリアフリー化に関する研究」『JICE Report』第24号 pp.63-71 http://www.jice.or.jp/report/pdf24/jice_rpt24_07.pdf
(2014年11月20日にアクセス)

- 世界銀行 (年不詳) 「日本からの支援による信託基金」
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/EASTASIAPACIFICEXT/JAPANINJAPANESEEXT/0,,contentMDK:21416731~menuPK:4047768~pagePK:141137~piPK:141127~theSitePK:515498,00.html> (2014年10月28日にアクセス)
- 瀬山紀子 (2006) 『国連施策の中にもみる障害をもつ女性: 不可視化されてきた対象からニードの主体へ』
http://teapot.lib.ocha.ac.jp/ocha/bitstream/10083/3871/1/FGENS06_P063seyama.pdf
- 総務省 2006 『障害者の ICT を活用した社会参加』
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/pdf/b_free03_2.pdf (2014年11月20日にアクセス)
- _____ (年不詳) 『ICT を活用した障害者の社会参加: 事例集』
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/pdf/b_free03_2.pdf (2014年10月28日にアクセス)
- 総理府障害者対策推進本部 (監修) 1993 『障害者対策に関する新長期計画—全員参加の社会づくりをめざして』1993年3月 <http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryoku/no.13/data/shiryoku/syakaifukushi/462.pdf>
(2014年11月18日にアクセス)
- 高嶺豊 2006 「障害者支援: インフラ事業における国際ドナーの動向」 『琉球大学法文学部紀要人間科学』第21号 p79-p115 <http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp:8080/bitstream/123456789/6007/1/No21p079.pdf> (2014年10月28日にアクセス)
- 高山直樹 2007 「第4章第1節 関係分野の制度の概要, 関係法規等 (社会の仕組み)」内閣府『ユースアドバイザー養成プログラム (改訂版)』http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/h19-2/html/4_1_4.html
(2014年10月28日にアクセス)
- 谷口元・森崎康宣・原利明・磯部友彦 (監修) 2007 『中部国際空港のユニバーサルデザイン—プロセスからデザインの検証まで』東京: 鹿島出版会
- 玉懸光枝 2014 「黎明の街角で: ミャンマーの日々 (第12話) 語る手、開かれる未来」 『国際開発ジャーナル』689号 pp.44-47
- 地下鉄3号線 JV グループ (編) 2005 『公共交通機関のユニバーサルデザイン: 福岡市営地下鉄七隈線トータルデザイン 10年の記録』東京: 日本サインデザイン協会
- 駐日欧州連合代表部 2007 「万人のための欧州機会均等年」: 多様性に関する活発な議論促進が期待される (2007年1月23日) <http://www.euinjapan.jp/media/news/news2007/20070123/110000/> (2014年11月10日にアクセス)
- 土橋喜人 2007 「円借款事業における障害者配慮について」 『第22回 NGO-JBIC 定期協議会議事録』東京: 国際協力銀行 (JBIC)
- _____ 2008 「円借款事業における社会開発の取り組み - ユニバーサルデザインを通じた障害と開発のメインストーリーミング」 『アジア研ワールド・トレンド』153号 pp.14-17) 千葉: アジア経済研究所
- _____ 2011 「国際協力による東日本大震災の復旧・復興支援を通じて、障害者を含む災害弱者にも優しいまちづくりを考える」 『リハビリテーション研究』149号 pp.29-32
- _____ 2014 「JICA 円借款事業における“障害と開発”のメインストーリーミングの検証」 第15回春季国際開発学会
http://jasid24.hus.osaka-u.ac.jp/docs/jasid24_program_j_draft131108.pdf (2014年10月31日にアクセス)
- 土橋喜人・渡邊雅行 2013 「JICA ボランティア事業における“障害と開発”のメインストーリーミング」 第24回秋季国際開発学会、2013年11月30日-12月1日
http://jasid24.hus.osaka-u.ac.jp/docs/session25_Disability_and_Development.pdf (2015年3月30日にアクセス)

- 土橋喜人・荒 証文・渡邊雅行 2014 「JICA ボランティア事業における“障害と開発”分野の傾向」『ノーマライゼーション障害者の福祉』2014年4月号 pp.52-54
- 内閣府 1993「障害者対策に関する新長期計画：全員参加の社会づくりをめざして」
<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryuu/no.13/data/shiryuu/syakaifukushi/462.pdf> (2014年9月29日アクセス)
- _____ 2008『バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱』
http://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/20barrier_html/20html/youkou.html (2014年5月19日にアクセス)
- _____ 2010『平成22年度障害のある児童生徒の就学形態に関する国際比較調査報告書』
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h22kokusai/2_2.html (2014年9月29日にアクセス)
- _____ 2013a『平成25年版 障害者白書』第2章第2節「第2節 我が国の国際的地位にふさわしい国際協力に係る施策」
http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h25hakusho/zenbun/h2_02_02_01.html (2014年9月29日にアクセス)
- _____ 2013b『障害者基本計画』<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihonkeikaku25.pdf> (2014年9月29日にアクセス)
- _____ (年不詳) 「「アジア太平洋障害者の十年」について」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/asianpacific/ap10summary.html> (2014年11月19日にアクセス)
- _____ (年不詳) 「障がい者制度改革推進本部、障がい者制度改革推進会議、差別禁止部会」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html> (2014年9月29日にアクセス)
- _____ (年不詳) 「障害者施策の総合的な推進：基本的枠組み」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html> (2014年9月29日にアクセス)
- _____ 年不詳 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html> (2014年9月29日にアクセス)
- _____ (年不詳) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消法）の概要」<http://www.cao.go.jp/houan/doc/183-5gaiyou.pdf> (2014年9月28日にアクセス)
- _____ (年不詳) 「障害者基本法の一部を改正する法律案新旧対照表」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/shinkyu.html#law1> (2014年9月29日にアクセス)
- 中西正司・上野千鶴子 2003『当事者主権』東京：岩波新書
- 長瀬修・川島聡（編）2004『障害者の権利条約：国連作業部会草案』東京：明石書店
- 長田こずえ 2005『アラブ・イスラム地域における障害者に関する重要課題と障害者支援アプローチに関する研究』東京：国際総合研修所
http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200506_01_00.pdf (2014年10月28日にアクセス)
- 日本規格協会 (年不詳) 「JIS S 0042:2010 高齢者・障害者配慮設計指針—アクセシブルミーティング」
<http://www.webstore.jsa.or.jp/webstore/Com/FlowControl.jsp?lang=jp&bunsyoid=JIS+S+0042%3A2010&dantaiCd=JIS&status=1&pageNo=0> (2015年1月16日にアクセス)
- 日本工業標準調査会 2002 「日本提案の新・国際標準『ISO/IECガイド71』が発行」(2002年4月1日) <https://www.jisc.go.jp/newsttopics/2002/guide71-2.html> (2014年11月20日にアクセス)
- 日本障害者リハビリテーション協会 2013 「ソーシャルインクルージョン (social inclusion)」
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/glossary/Social_Inclusion.html (2014年9月24日にアクセス)
- _____ (年不詳) 「アジア太平洋障害者の十年 (1993年～2002年) 資料集」
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/intl/jsrd/z00001.html> (2014年11月19日にアクセス)
- _____ (年不詳) 「第2次アジア太平洋障害者の十年(2003-2012)」
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/intl/jsrd/z00001.html> (2014年11月19日にアクセス)

- _____ (年不詳) 「第 2 回障害者の災害準備国際会議」
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prompt/ws090511/program.html> (2014 年 11 月 21 日にアクセス)
- 日本福祉のまちづくり学会 2011 「第 14 回 日本福祉の まちづ くり学会全国大会 (堺) 報告」『福祉の まちづくり研究』第 13 号 (3) pp11-13
http://ci.nii.ac.jp/els/110008896657.pdf?id=ART0009853896&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1416486683&cp (2014 年 11 月 20 日にアクセス)
- 日本放送協会 2012 「シリーズ“災害時要援護者”をどう支えるか (1) 避難・その時」 (2012 年 9 月 11 日放送) <http://www.nhk.or.jp/heart-net/tv/calendar/2012-09/11.html>
- 農林水産省 (年不詳) 「障害者就労事例」 <http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/syougai/jirei.html> (2014 年 11 月 20 日にアクセス)
- 細田満和子 2008 「ワールドナウ：障害調整生存年数 (DALY) についての概要と批判」『ノーマライゼーション 障害者の福祉』第 28 巻 東京：日本障害者リハビリテーション協会
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n327/n327013.html> (2014 年 10 月 28 日にアクセス)
- 町田陽子 2006 「3. 国連／国際金融機関／二国間政府援助機関の障害分野での取り組み」国際開発高等教育機構 (FASID) 編『人間の安全保障を踏まえた障害分野の取り組み：国際協力の現状と課題』pp171-189
- 宮本泰輔 2006 「障害と貧困」国際開発高等教育機構 (FASID) 編『人間の安全保障を踏まえた障害分野の取り組み：国際協力の現状と課題』pp41-49
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/05_shogai_hb/ (2014 年 10 月 28 日にアクセス)
- みわよしこ 2011 「掛け声は『4 分で 10 メートル！』障害者たちが巨大津波から全員無事に避難完了“地震慣れた過疎の街”北海道浦河町の教訓」『ダイヤモンド・オンライン』2011 年 11 月 16 日号
<http://diamond.jp/articles/-/14888> (2014 年 10 月 28 日にアクセス)
- 森壮也 2006 「『開発と障害』を考えるために必要なこと」森壮也編『開発問題と福祉問題の相互接近：障害を中心に』調査研究報告書 千葉：アジア経済研究所 pp. 3-20。
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/pdf/2005_04_26_01.pdf (2014 年 10 月 28 日にアクセス)
- _____ 2008a 「『障害と開発』とは何か？」森壮也編『障害と開発：途上国の障害当事者と社会』千葉：アジア経済研究所 pp. 3-38。 http://d-arch.ide.go.jp/idedp/KSS/KSS056700_004.pdf (2014 年 10 月 28 日にアクセス)
- _____ 2008b 「開発途上国における障害者統計調査について」森壮也編『障害者の貧困削減：開発途上国の障害者の生計』調査研究報告書 千葉：アジア経済研究所 pp. 3-30。
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/pdf/2007_01_13_01.pdf (2014 年 11 月 19 日にアクセス)
- 森壮也・山形辰史 2013 『開発経済学の挑戦 IV 障害と開発の実証分析 社会モデルの観点から』東京：勁草書房
- 文部科学省 2010 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会 (第 3 回) 配付資料 別紙 2『合理的配慮』の例」 (2010 年 9 月 6 日)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297377.htm (2014 年 11 月 20 日にアクセス)

【英文】

- AbleChildAfrica. n.d. "DFID Inclusive Education Project 2013-2016".
<http://ablechildafrica.org/our-partners/usdc/dfid-inclusive-education-project-2013-2016/> (2014年11月10日にアクセス)
- Akiyama, Satoko and Syoko Katogi. 2009. "Disaster Preparedness for Persons with Mental Disabilities Project by Bethels House", presented at The 2nd International Conference on Disaster Preparedness for Persons with Disabilities (12–13 May 2009).
<http://www.dinf.ne.jp/doc/english/prompt/cdppd/newprogram.html> (2014年11月21日にアクセス)
- Albanian Mine Action Executive. n.d. "Albanian Mine Action Programme (AMAP): Support to Mine Action Programme and Capacity Building Project (March 2003 - December 2010)"
http://www.amae.org.al/Projects/Support_Mine_Action_Programme-03_2003-12_2010.pdf (2014年12月5日にアクセス)
- Albert, Bill, A.K. Dube, and Trine Cecilie Riis-Hansen. 2005. *Has Disability Been Mainstreamed into Development Cooperation?* London: DFID Disability Knowledge and Research (KaR) Programme.
<http://www.handicap-international.fr/bibliographie-handicap/4PolitiqueHandicap/mainstreaming/MainstreamDevCoop.doc> (2014年10月17日にアクセス)
- African Union. 2002. "Continental Plan of Action of the African Decade of Persons with Disabilities: 1999–2009". http://sa.au.int/en/sites/default/files/Disability_Decade%20Plan%20of%20Action%20-Final.pdf (2014年11月19日にアクセス)
- _____. n.d. "Continental Plan of Action for the African Decade of Persons with Disabilities 2010–2019".
<http://sa.au.int/en/sites/default/files/CPoA%20Handbook%20%20AUDP%20English%20-%20Copy.pdf> (2014年11月19日にアクセス)
- Asia-Pacific Development Center on Disability (APCD). 2012. *Perspective of Disability-Inclusive Business in Asia and the Pacific*.
<http://www.apcdfoundation.org/?q=content/perspectives-disability-inclusive-business-asia-and-pacific> (2014年10月17日にアクセス)
- _____. 2013. *Report on Regional Workshop on Disability-Inclusive Agribusiness Development*.
<http://www.apcdfoundation.org/?q=content/report-regional-workshop-disability-inclusive-agribusiness-development> (2014年10月17日にアクセス)
- _____. n.d. "Country Profile". <http://www.apcdfoundation.org/?q=content/country-profile> (2014年11月10日にアクセス)
- Australian Agency for International Development (AusAID). 2008. *Development for All: Towards a disability-inclusive Australian aid program 2009-2014*.
http://aid.dfat.gov.au/Publications/Pages/8131_1629_9578_8310_297.aspx (2014年9月26日にアクセス)
- Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade (DFAT). 2013. "Media Release, Released By: The Hon. Melissa Parke MP, Minister for International Development, Ambassador for disability-inclusive development". 29 July 2013.
<http://aid.dfat.gov.au/MediaReleases/Pages/ambassador-for-disability-inclusive-development.aspx> (2014年11月10日にアクセス)
- _____. 2014a. "Disability-inclusive development". 18 June 2014.
<http://aid.dfat.gov.au/aidissues/did/Pages/promoting-opps.aspx> (2014年11月10日にアクセス)

- _____. 2014b. "Disability-inclusive development". 18 June 2014.
<http://aid.dfat.gov.au/aidissues/did/Pages/home.aspx> (2014年11月10日にアクセス)
- Bank Information Center. 2013. "Disability and World Bank Safeguards Campaign submits policy revisions to incorporate disability into Safeguards". 16 September 2013.
http://www.bicusa.org/disability_and_wb_safeguards_submits_revisions/ (2014年10月28日にアクセス)
- Berghs, M. 2011. "Disability as embodied memory? Questions of identity for the amputees of Sierra Leone". *Wagadu: A Journal of Transnational Women's and Gender Studies*, Vol. 4, pp78-92
<http://appweb.cortland.edu/ojs/index.php/Wagadu/article/view/328/620> (2012年2月4日にアクセス)
- Biggeri, Mrio, Sunil Deepak, Vincenzo Mauro et al. 2012. *Impact of CBR: Impact of Community-Based Rehabilitation programme in Mandya district (Karnataka, India)*. Bologna: Italian Association Amici di Raoul Follereau (AIFO).
http://english.aifo.it/disability/documents/books_manuals/MandyaCBR_phase01_research_light_version.pdf (2014年10月28日にアクセス)
- Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung (BMZ). 2013. *Action Plan for the Inclusion of Persons with Disabilities*.
http://www.bmz.de/en/publications/type_of_publication/strategies/Strategiepapier330_01_2013.pdf (2014年9月26日にアクセス)
- Buckup, S. 2009. "The price of exclusion: The economic consequences of excluding people with disabilities from the world of work". *Employment Sector Working Paper No. 43*. Geneva: ILO
http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/@ed_emp/@ifp_skills/documents/publication/wcms_119305.pdf (2014年11月20日にアクセス)
- Carr, Liz, Paul Darke and Kenji Kuno. 2008. *Training Them and Us: A Guide to Social Equality for Society*. Kuala Lumpur: Utusan Publications.
- Community Based Inclusive Development Network Pakistan. 2013. "Strategic Plan 2014-2017".
<http://www.cbid.org.pk/strategy-planing-2014-2016/> (2014年11月20日にアクセス)
- Christian Blind Mission (CBM). 2012. *Inclusive Project Cycle Management Trainers' Manual: Stage 2/Handout 12*.
http://www.cbm.org/article/downloads/54741/IPCM_Trainers_Stage_2_Handout_12.pdf (2014年11月12日にアクセス)
- _____. n.d. "Disability in conflicts and emergencies".
http://www.cbm.org/article/downloads/71140/Fact_sheet_Disability_in_Conflict_and_Emergencies.pdf (2014年11月20日にアクセス)
- _____. n.d. *Make Development Inclusive: how to include the perspectives of persons with disabilities in the project cycle management guidelines of the EC*.
<http://www.inclusive-development.org/cbmtools/part1/twin.htm> (2014年10月28日にアクセス)
- _____. n.d. "CBM". <http://www.cbm.org/index.php?ACC=no> (2015年2月21日にアクセス)
- Coe, Sue. 2012. "More practical lessons from five projects on disability-inclusive development". *Development in Practice* Vol. 22(3): 400-408.
<http://www.tandfonline.com/doi/pdf/10.1080/09614524.2012.664629> (2014年11月10日にアクセス)
- Coe, Sue and Lorraine Wapling. 2010. "Practical lessons from four projects on disability-inclusive development programming". *Development in Practice* Vol. 20 (7): 879-886 (Published online: 16 Aug 2010) <http://www.tandfonline.com/doi/pdf/10.1080/09614524.2010.508109> (2014年11月10日にアクセス)
- Department for International Development (DFID). 2000. *Disability, Poverty and Development*

- http://www.handicap-international.fr/bibliographie-handicap/4PolitiqueHandicap/hand_pauvrete/DFID_disability.pdf (2014年8月25日にアクセス)
- _____. 2007. "DFID Research: addressing disability: a key way to fight poverty"
<https://www.gov.uk/government/case-studies/dfid-research-addressing-disability-a-key-way-to-fight-poverty> (2014年11月10日にアクセス)
- _____. 2010. "Guidance Note: A DFID Practice Paper, Education for children with disabilities - improving access and quality."
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/67664/edu-chi-disabil-guid-note.pdf (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2014. "International Development Committee - First Special Report: Disability and Development: Government Response to the Committee's Eleventh Report of Session 2013-14."
<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201415/cmselect/cmintdev/336/33602.htm> (2014年11月10日にアクセス)
- Department of Social Welfare, the government of Malaysia. n.d. "Job Coach".
http://www.jkm.gov.my/content.php?pagename=job_coach&lang=en (accessed on 30 March 2015).
- Duggan A et al. 2009. "What can I learn from this interaction? A qualitative analysis of medical student self-reflection and learning in a standardized patient exercise about disability". *Journal of Health Communication* Vol. 14:797-811.
- Durocher J., Lord J, and Defranco A. 2012. "Disability and global development". *Disability Health Journal* 5(3):132-135 <http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/22726852> (2014年10月28日にアクセス)
- Eide, Arne H and Loeb ME (eds.). 2006. "Living conditions among people with activity limitations in Zambia: a national representative study." Oslo: SINTEF.
<http://www.sintef.no/upload/Helse/Levekår%20og%20tjenester/ZambiaLCweb.pdf> (2015年1月27日にアクセス)
- ESCAP-Sasakawa Award. n.d. "Disability-inclusive national enterprise of the year: the Holiday Inn Singapore Orchard City Centre". <http://www.di-business-award.com/2013-winner-national> (2015年1月6日アクセス)
- European Commission (EC). 2003. "Guidance Note on Disability and Development for EU Delegations and Services". https://ec.europa.eu/europeaid/sites/devco/files/methodology-guide-on-disability-development-for-ec-delegations-services-200303_en_2.pdf (2014年11月10日にアクセス)
- _____. 2010a. "Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the committee of the Regions European Disability Strategy 2010-2020: A Renewed Commitment to a Barrier-Free Europe". 15 November 2010.
http://www.easpd.eu/sites/default/files/sites/default/files/com2010_0636en01.pdf (2014年9月29日にアクセス)
- _____. 2010b. "Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the committee of the Regions European Disability Strategy 2010-2020: A Renewed Commitment to a Barrier-Free Europe: Initial plan to implement the European Disability Strategy 2010-2020 List of Actions 2010-2015". 15 November 2010.
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=SEC:2010:1324:FIN:en:PDF> (2014年11月10日にアクセス)
- European Disability Forum. 2010. *Annual Report 2010*.
<http://cms.horus.be/files/99909/MediaArchive/EDF%20Annual%20report%202010.pdf> (2014年10月28日にアクセス)

- _____. n.d. "Our work".
http://www.edf-feph.org/Page_Generale.asp?DocID=8861&langue=EN&namePage=work (2014年12月19日にアクセス)
- Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ). 2006. Disability and Development: a contribution to promoting the interests of persons with disabilities in German Development Cooperation (Policy Paper). <http://www2.gtz.de/dokumente/bib/06-0868.pdf> (2014年11月10日にアクセス)
- _____. n.d. "Inclusion of persons with disabilities – a key principle in Germany's development policy".
http://www.bmz.de/en/what_we_do/issues/HumanRights/rights-of-people-with-disabilities/Inclusion-of-persons-with-disabilities-a-key-principle-in-Germanys-development-policy/index.html (2014年11月10日にアクセス)
- Foundation for Advanced Studies on International Development (FASID). 2010. *Capacity Development in Disability and Development for CLMV Government Officers 2007-2010*.
<http://disability-studies.leeds.ac.uk/files/library/mori-asean-eng.pdf> (2014年9月29日にアクセス)
- Freire, P. 1993. *Pedagogy of the Oppressed*. Middlesex: Penguin Books.
- German Society for International Cooperation (GIZ). 2010. "What you need to know about: Disability and development cooperation – 10 facts or fallacies?"
<http://www.giz.de/fachexpertise/downloads/Fachexpertise/giz2010-en-disability-and-development-cooperation.pdf> (2014年11月10日にアクセス)
- German Society for International Cooperation (GIZ) and Christian Blind Mission (CBM). 2012. "A Human Rights-based Approach to Disability in Development."
http://www.cbm.org/article/downloads/54741/A_human_rights-based_approach_to_disability_in_development.pdf (2014年10月24日にアクセス)
- Gillespie-Sells, K. and J. Campbell. 1991. *Disability Equality Training*. London: Central Council for Education and Training in Social Work. (訳本: ギャレスピール=セルズ、キヤス、ジェーン・キャンベル 2005 『障害者自身が指導する権利・平等と差別を学ぶ研修ガイド: 障害平等研修とは何か』 久野研二 東京: 明石書店)
- Global Partnership for Children with Disabilities (GPCwd). n.d. "Inclusive Education Task Force".
<http://www.gpcwd.org/inclusive-education.html#/> (2014年11月7日にアクセス)
- _____. n.d. "The Global Partnership on Children with Disabilities (GPCwd)." <http://www.gpcwd.org/> (2014年12月18日にアクセス)
- Government of Andhra Pradesh. 2002. "Progress Report (2000-2002)."
http://www.rd.ap.gov.in/velugu/pdf/Velugu_Progress_Report.pdf (2014年11月10日にアクセス)
- Graham CL et al. 2009. "Teaching medical students about disability in family medicine". *Family Medicine* Vol. 41:542-544
- Guernsey, Katherine, Marco Nicoli, and Alberto Ninio. 2006. *Making Inclusion Operational: Legal and Institutional Resources for World Bank Staff on the Inclusion of Disability Issues in Investment Projects*. http://siteresources.worldbank.org/INTLAWJUSTICE/Resources/LDWP1_Disability.pdf (2014年11月19日にアクセス)
- Hanass-Hancock J, Grant C, and Strode A. 2012. "Disability rights in the context of HIV and AIDS: a critical review of nineteen Eastern and Southern Africa (ESA) countries". *Disability Rehabilitation*. Vol. 34 (25):2184-2191. <http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/22512313> (2014年10月28日にアクセス)
- Handicap International. n.d. "About Handicap International". <http://www.handicap-international.org.uk/> (2015年2月20日にアクセス)

- Ingstand, Bnedicte and Lisbet Grut. 2006. *See me, and do not forget me - People with disabilities in Kenya*. Oslo: SINTEF Health Research.
<http://siteresources.worldbank.org/DISABILITY/Resources/Regions/Africa/LCKenya2.pdf> (2014年10月28日にアクセス)
- International Disability and Development Consortium (IDDC). n.d. "Making Inclusion a Reality in Development Organisations: A manual for advisors in disability mainstreaming".
<http://iddcconsortium.net/resources-tools/making-inclusion-reality-development-organisations-manual> (2014年11月10日にアクセス)
- _____. n.d. "Disability Mainstreaming into Development Co-operation".
<http://www.make-development-inclusive.org/index.php?spk=en> (2014年11月10日にアクセス).
- International Finance Corporation. 2012. *G20 Challenge on Inclusive Business Innovation*.
http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/as_ext_content/what+we+do/inclusive+business/publications/pub_010_g20+challenge+on+inclusive+business+innovation (2014年11月10日にアクセス)
- International Labour Organization (ILO). 1983. "C159 - Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention, 1983 (No. 159)"
http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_INSTRUMENT_ID:312304 (2015年1月13日にアクセス)
- _____. 2002. *Managing Disability in the Workplace*.
http://ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/documents/publication/wcms_103324.pdf (2014年11月7日にアクセス)
- _____. 2009a. "Promoting the Employability and Employment of People with Disabilities through Effective Legislation (PEPDEL)".
http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---ifp_skills/documents/publication/wcms_111458.pdf (2014年11月7日にアクセス)
- _____. 2009b. "Promoting Decent Work for People with Disabilities through a Disability Inclusion Support Service (INCLUDE)".
http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---ifp_skills/documents/publication/wcms_111460.pdf (2014年11月7日にアクセス)
- _____. 2010a. *Disability in the Workplace: Company Practices (Working Paper No 3)*.
http://www.ilo.org/public/english/dialogue/actemp/downloads/publications/working_paper_n3.pdf (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2010b. "World social security report 2010/11: Providing coverage in times of crisis and beyond". <http://www.ilo.org/gimi/gess/ShowTheme.action?th.themeld=1985> (2014年11月20日にアクセス)
- _____. 2011. *Moving towards disability inclusion*.
http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---ifp_skills/documents/publication/wcms_160776.pdf (2014年9月25日アクセス)
- _____. 2012. *Employment for Social Justice and a Fair Globalization Overview of ILO programmes: Disability*.
http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/documents/publication/wcms_140958.pdf (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2013a. *Disabled Beggars in Addis Ababa, Ethiopia (Employment Working Paper No. 141)*.
http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---ifp_skills/documents/publication/wcms_213889.pdf (2014年10月28日にアクセス)

- _____. 2013b. *Inclusion of People with Disabilities in Vocational Training: a Practical Guide*.
http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---gender/documents/publication/wcms_230732.pdf (2014年11月6日にアクセス)
- _____. 2014. World Social Protection Report 2014/15: Building economic recovery, inclusive development and social justice.
http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---dcomm/documents/publication/wcms_245131.pdf (2015年2月27日にアクセス)
- _____. n.d. "Skills and Employability Branch (SKILLS)". <http://www.ilo.org/skills/lang--en/index.htm>
(2014年11月6日にアクセス)
- _____. n.d. "C159 - Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention, 1983 (No. 159)".
http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO:12100:P12100_INSTRUMENT_I D:312304:NO (2014年11月7日にアクセス)
- _____. n.d. "ILO - Irish Aid Partnership Programme".
http://www.ilo.org/skills/projects/WCMS_106534/lang--en/index.htm (2014年11月7日にアクセス)
- _____. n.d. "PEPDEL Promoting the Employability and Employment of People with Disabilities through Effective Legislation".
http://www.ilo.org/asia/whatwedo/projects/WCMS_112558/lang--en/index.htm (2014年11月7日にアクセス)
- _____. n.d. "Fact sheet: Promoting Decent Work for People with Disabilities through a Disability Inclusion Support Service (INCLUDE)".
http://ilo.org/asia/whatwedo/publications/WCMS_106602/lang--en/index.htm (2014年11月7日にアクセス)
- International Organization for Standardization (ISO). 2001. *ISO/IEC Guide 71: Guidelines for standards developers to address the needs of older persons and persons with disabilities*.
http://www.iso.org/iso/catalogue_detail%3Fcsnumber%3D33987 (2014年10月28日にアクセス)
- International Telecommunication Union. n.d. "Question 20/1: Access to telecommunication services for people with disabilities".
http://www.itu.int/ITU-D/study_groups/SGP_2006-2010/documents/Questions/Q20-1.pdf (2014年12月15日にアクセス)
- Japan Bank for International Cooperation (JBIC). 2006. *Making Development Projects Inclusive/Accessible for Persons with Disabilities in ODA Loan Operations*.
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/approach/pdf/pwd.pdf (2014年11月12日にアクセス)
- Job Coach Network Malaysia. n.d. "Benefits and Services for Employment of PWDs".
<http://www.jobcoachmalaysia.com/pdf/BenefitsandServicesforEmploymentofPWDs.doc> (2015年1月30日にアクセス)
- Jones, Hazel. 2013. "Mainstreaming disability and ageing in water, sanitation and hygiene programmes: A mapping study carried out for WaterAid UK".
http://wedc.lboro.ac.uk/resources/learning/EI_WASH_ageing_disability_report.pdf (2014年11月10日にアクセス)
- Kawamura, Hiroshi, Mayu Hamada and Ai Kawamura. 2013. "Accessibility requirements of tsunami evacuation manuals; lessons learned from an on-site research in Urakawa, Japan", presented to the conference on 'Locked in Growth Patterns: Revisiting Land, Water and Disaster for the post 2015 Development Agenda' at the Network of Asia Pacific Schools and Institutes of Public Administration and Governance.

- Kuno, K. 2010. "The Twin-Track Approach: Not 'Disability' and 'Development' but 'Disability and Development'". In *Completion Report Japan-ASEAN Integration Fund Project "Capacity Development in Disability and Development for CLMV Government Officers" 2007-2010*, ed. FASID. <http://disability-studies.leeds.ac.uk/files/library/mori-asean-eng.pdf> . (2015年1月30日にアクセス)
- Lamichhane, Kamal and Yasuyuki Sawada. 2013. "Disability and return to education in a developing country". *Economics of Education Review*. Vol.37: 85-94.
- Large, P. 1991. "Paying for the Additional Costs of Disability". In *Disability and Social Policy*, ed. Gillian Dalley. London: Policy Studies Institute.
- Leonard Cheshire Disability. 2014. *Realising the rights of women and girls with disabilities*. http://www.leonardcheshire.org/sites/default/files/Women_and_girls_with_disabilities_0.pdf (2014年12月15日にアクセス)
- _____. n.d. "Disability and Development Database". <http://www.disabilitydatabase.org> (2014年9月15日にアクセス)
- Leonard Cheshire Disability. n.d. "International". <http://www.leonardcheshire.org/international#.VIFmk9KsXhs> (2014年12月5日にアクセス)
- Leonard Cheshire Disability and Inclusive Development Centre, University College London. 2013. *Undoing inequity: inclusive water, sanitation and hygiene programmes that deliver for all: Uganda and Zambia*. http://r4d.dfid.gov.uk/pdf/outputs/Disability/WASH_Background_Brief.pdf (2014年10月28日にアクセス)
- Lord, Janet, Alekxandra Posarac, Marco Nicoli, Karen Peffley, Charlotte McClain-Nhilapo and Mary Keogh. 2010. *Disability and International Cooperation and Development: a Review of Policies and Practices*. http://siteresources.worldbank.org/DISABILITY/Resources/Publications-Reports/Volume_I.docx. (2014年11月10日にアクセス)
- McLaughlin, Kevin and Kenji Kuno. 2008. *Promoting Disability Equality: From Theory into Practice*. Kuala Lumpur: Utusan Publications.
- McDonnell, Finbar. 2008. "Report of Activities in Ireland under the European Year of Equal Opportunities for All 2007 and a Proposed Legacy from This European Year." <http://www.equality.ie/Files/Report%20of%20Activities%20in%20Ireland%20under%20the%20European%20Year%20of%20Equal%20Opportunities%20for%20All%202007%20and%20A%20Proposed%20Legacy%20from%20this%20European%20Year.pdf> (2014年11月10日にアクセス)
- Metts, R. 2000. *Disability issues, trends and recommendations for the World Bank*. <http://siteresources.worldbank.org/DISABILITY/Resources/280658-1172606907476/DisabilityIssuesMetts.pdf> (2014年10月28日にアクセス)
- Miller, C and Bill Albert. 2005. *Mainstreaming Disability in Development: Lessons from Gender Mainstreaming*. London: Disability Knowledge and Research (KaR) Programme. http://r4d.dfid.gov.uk/PDF/Outputs/Disability/RedPov_gender.pdf (2014年10月28日にアクセス)
- Mitra, Sophie, Alekxandra Posarac and Brandon Vick. 2011. "Disability and poverty in developing countries: A snapshot from the world health survey". *The World Bank Social Protection Discussion Paper No. 1109* (April 2011). http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2011/06/16/000386194_20110616042613/Rendered/PDF/625640NWP0110900PUBLIC00BOX361487B.pdf (2014年11月10日にアクセス)
- _____. 2012. "Disability and poverty in developing countries: a multidimensional study". *World Development*. Vol. 41(Jan):1-18.

- Mobility International USA. 2007. "Building an inclusive development community: Technical assistance to interAction member agencies on inclusion of people with disabilities (Performance Report January – March 2007)". http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/pdacj443.pdf (2014年10月28日にアクセス)
- Newman, L. et al. 2009. "The post-high school outcomes of youth with disabilities up to 4 years after high school: a report of findings from the National Longitudinal Transition Study-2 (NLTS2) (NCSEER 2009–2017)." Menlo Park: SRI International.
www.nlts2.org/reports/2009_04/nlts2_report_2009_04_complete.pdf (accessed on 27 January 2015)
- Norwegian Ministry of Foreign Affairs. 1999. "Norwegian Plan for the Inclusion of Persons with disabilities in Development Cooperation."
- Norwegian Agency for Development Cooperation (NORAD). 2002. "The inclusion of disability in Norwegian development co-operation: planning and monitoring for the inclusion of disability issues in mainstream development activities." <http://www.norad.no/norsk/files/InklusionOfDisability.doc> (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2012. "Mainstreaming disability in the new development paradigm Evaluation of Norwegian support to promote the rights of persons with disabilities." <http://www.oecd.org/derec/49825748.pdf> (2014年9月26日にアクセス)
- Office of the United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR). 2011a. "Global Report 2011." <http://www.unhcr.org/gr11/index.xml> (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2011b. "Working Together to End Discrimination and Ensure Equal Outcomes for All: Global Analysis of 2011 – 2012 Accountability Frameworks for AGD and targeted actions." <http://www.unhcr.org/50066fdf9.pdf> (2014年9月26日にアクセス)
- Organization for Economic Co-operation and Development (OECD). 2013. "OECD Development Co-operation - Peer Review AUSTRALIA 2013." http://www.addc.org.au/documents/resources/oecd-peer-review-of-australian-aid-2013_1156.pdf (2014年9月26日にアクセス)
- Organization of American States (OAS). 2006a. "Draft Program of Action for the Decade of the Americas for Persons with Disabilities (2006-2016)." 24 April 2006. http://scm.oas.org/doc_public/ENGLISH/HIST_06/CP16126E07.doc (2014年12月18日にアクセス)
- _____. 2006b. "Program of Action for the Decade of the Americas for Persons with Disabilities (2006-2016)." 6 June 2006. http://www.oas.org/36AG/english/doc_Res/2230.doc (2014年12月18日にアクセス)
- Ratzka, Adolf. 1995. "A brief survey of studies on costs and benefits of nonhandicapping environments", presented to the International Congress on Accessibility in Rio de Janeiro, Brazil, June 1994. <http://www.independentliving.org/cib/cibrio94access.html> (2014年10月28日にアクセス)
- Rickell, Sue, Yuko Yokotobi, and Kenji Kuno. 2008. *Disability Equality and Inclusion: Making a Difference* (DET Resource Book). Kuala Lumpur: Utusan Publications.
- Sen, Amartya. 1999. *Development as Freedom*. Oxford: Oxford University Press
- Sipersteina, Gary N., Neil Romanob, Amanda Mohlera, and Robin Parker. 2006. "A national survey of consumer attitudes towards companies that hire people with disabilities", *Journal of Vocational Rehabilitation* Vol. 24: 3–9. <http://askjan.org/landingpage/Hawaii2014/Siperstein%20Romano%20Marketing%20Study.pdf> (2014年11月28日にアクセス)
- Special Olympics. n.d. "UNICEF". <http://www.specialolympics.org/Sponsors/UNICEF.aspx> (2014年11月7日にアクセス)

- Takamine, Yutaka. 2004. *Infrastructure Services and Social Inclusion of Persons with Disabilities and Older Persons in East Asia and the Pacific*.
<http://siteresources.worldbank.org/INTEAPINFRASTRUCTURE/Resources/855084-1137106254308/AccessDisabled.pdf> (2014年10月28日にアクセス)
- Thomas, Philippa. 2005. "Disability, Poverty and the Millennium Development Goals: Relevance, Challenges and Opportunities for DFID." London: DFID Disability Knowledge and Research (KaR) Programme.
<http://digitalcommons.ilr.cornell.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1257&context=gladnetcollect> (2014年10月28日にアクセス)
- United Nations. 1997. "Resolution adopted by the General Assembly 31/123. International Year of Disabled Persons". 16 December 1976. <http://www.un-documents.net/a31r123.htm> (2014年11月18日にアクセス)
- _____. 2005. "Implementation of the World Programme of Action Concerning Disabled Persons: realizing the Millennium Development Goals for persons with disability [A/RES/60/131]" 16 December 2005. <http://www.un.org/disabilities/default.asp?id=64> (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2006. "Some Facts about Persons with Disabilities", brochure provided at International Convention on the Rights of Persons with Disabilities dated on 14–25 August 2006."
<http://www.un.org/disabilities/convention/pdfs/factsheet.pdf> (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2007. "Guiding Principles of the Convention."
<http://www.un.org/esa/socdev/enable/convinfoguide.htm#qc> (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2008. "Convention on the Rights of Persons with Disabilities."
<http://www.un.org/disabilities/convention/conventionfull.shtml> (2014年9月28日にアクセス)
- _____. 2011. "Disability and the MDGs: A Review of the MDG Progress and Strategies for Inclusion of Disability Issues in MDGs Efforts."
http://www.un.org/disabilities/documents/review_of_disability_and_the_mdgs.pdf (2014年9月25日にアクセス)
- _____. 2012a. "'The Future We Want', an outcome document adopted at the Rio+20 Conference," on June 20-22, 2012. Rio de Janeiro: United Nations Conference on Sustainable Development (UNCSD).
<http://www.uncsd2012.org/content/documents/727The%20Future%20We%20Want%2019%20June%201230pm.pdf> (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2012b. "United Nations Expert Group Meeting on Building Inclusive Society and Development through Promoting ICT Accessibility: Emerging Issues and Trends on April 19-21, 2012."
<http://www.un.org/disabilities/default.asp?navid=46&pid=1596> (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2012c. "Realization of the Millennium Development Goals and internationally agreed development goals for persons with disabilities: a disability-inclusive development agenda towards 2015 and beyond," presented to the UN General Assembly.
http://www.un.org/disabilities/documents/resolutions/a_res_67_140.doc (2014年11月12日にアクセス)
- _____. 2012d. "Adopting Consensus Text, General Assembly Encourages Member States to Plan, Pursue Transition of National Health Care Systems towards Universal Coverage," December 12, 2012.
<http://www.un.org/press/en/2012/ga11326.doc.htm> (2014年11月20日にアクセス)
- _____. 2013. "Outcome document of the high-level meeting of the General Assembly on the realization of the Millennium Development Goals and other internationally agreed development goals for persons with disabilities: the way forward, a disability-inclusive development agenda towards 2015 and beyond," September 17, 2013. http://www.un.org/disabilities/documents/hlmd/a_68_1.1.doc

- (2014年11月12日にアクセス)(訳：日本障害者リハビリテーション協会(年不詳)「成果文書(総会決議 A/68/L.1 草案) 障害と開発に関するハイレベル会合成果文書」
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/intl/un/HLMDD_annex0923.html, DAYSY 版: Assistive Technology Development Organization (ATDO). 2013.
<http://www.un.org/disabilities/documents/hlmdd/daisy/readme.html> (2014年11月20日にアクセス)
- _____. n.d. “International Year of Disabled Persons 1981.”
<http://www.un.org/esa/socdev/enable/disidydp.htm> (2014年10月28日にアクセス)
- United Nations Development Group. 2011. “Including the Rights of Persons with Disabilities in United Nations Programming at Country Level: A Guidance Note for United Nations Country Teams and Implementing Partners.” http://www.un.org/disabilities/documents/iasg/undg_guidance_note.pdf (2014年9月26日にアクセス)
- UNAIDS, World Health Organization (WHO) and Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR). 2009. “Policy Brief: disability and HIV.”
http://www.who.int/disabilities/jc1632_policy_brief_disability_en.pdf (2014年10月28日にアクセス)
- United Nations Development Programme (UNDP). 2011a. “Beyond transition: Towards inclusive societies” (Regional Human Development Report).
<http://www.undp.org/content/dam/undp/library/Democratic%20Governance/Beyond%20Transition-%20Towards%20Inclusive%20Societies.pdf> (2014年11月11日にアクセス)
- _____. 2011b. “Albanians stranded by landmines to restart lives”. 16 February 2011.
<http://www.undp.org/content/undp/en/home/presscenter/articles/2011/02/16/albanians-stranded-by-landmines-to-restart-lives/> (2014年12月5日にアクセス)
- _____. n.d. “Accelerating the implementation of the UNCRPD in South Africa”.
http://www.za.undp.org/content/south_africa/en/home/operations/projects/poverty_reduction/accelerating-the-implementation-of-the-uncrpd-in-south-africa.html (2014年11月7日にアクセス)
- _____. n.d. “Social Inclusion and People with Disabilities”. <http://www.undp.hr/show.jsp?page=68253> (2014年12月5日にアクセス)
- _____. n.d. “UN partnership to promote the rights of persons with disabilities Multi-Donor Trust Fund (UNPRPD MDTF).” <http://mptf.undp.org/factsheet/fund/RPD00> (2014年11月7日にアクセス)
- United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (UNESCAP). 2002. “Biwako Millennium Framework for Action towards an Inclusive, Barrier-free and Right-based Society for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific” at High-level Intergovernmental Meeting to Conclude the Asian and Pacific Decade of Disabled Persons, 1993-2002 (25-28 October 2002).
<http://www8.cao.go.jp/shougai/english/biwako/contents.html> (2014年11月19日にアクセス) (訳：内閣府 2003 「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会に向けた行動のための地域におけるフレームワークの検討」 (2003年1月24日)
<http://www8.cao.go.jp/shougai/asianpacific/biwako/mokuji.html> (2014年11月19日にアクセス)
- _____. 2007. ““Biwako plus five: further efforts towards an inclusive, barrier-free and rights-based society for persons with disabilities in Asia and the Pacific,” (on November 13, 2007).
http://www.unescapsdd.org/files/documents/APDDP2_2E_0.pdf (2014年11月19日にアクセス) (暫定訳：内閣府 2007 「びわこプラスファイブ」 (2007年10月29日)
<http://www8.cao.go.jp/shougai/kyougi/kyougi3/ss4.pdf> (2014年11月19日にアクセス)
- _____. 2012a. “Disability at a Glance.”
http://www.unescapsdd.org/files/documents/PUB_Disability-Glance-2012.pdf (2014年10月28日にアクセス)

- _____. 2012b. "Incheon Strategy to "Make the Right Real" for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific." http://www.unescapsdd.org/files/documents/PUB_Incheon-Strategy-EN.pdf (2014年11月8日にアクセス) (訳: アジア太平洋経済社会委員会 2012『アジア太平洋障害者の10年(2013-2022)に関する閣僚宣言、およびアジア太平洋障害者の「権利を実現する」インチョン戦略』(日本障害フォーラム仮訳) http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/twg/escap/incheon_strategy121123_j.html (2014年10月28日にアクセス))
- _____. 2012c. "Report of the High-level Intergovernmental Meeting on the Final Review of the Implementation of the Asian and Pacific Decade of Disabled Persons, 2003-2012." <http://www8.cao.go.jp/shougai/asianpacific/pdf/hi-meeting-2013.pdf> (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2013a. "Expert Group Meeting on effective data generation for the Incheon Strategy Indicators," on September 30, 2013. <http://www.unescapsdd.org/events/isindicators-egm-2013> (2014年11月8日にアクセス)
- _____. 2013b. "Global IT Challenge for Youth with Disabilities in Asia and the Pacific," on November 20, 2013. <http://www.unescapsdd.org/events/global-it-challenge-youth-disabilities-asia-and-pacific> (2014年11月9日にアクセス)
- _____. 2014a. "First session of the Working Group on the Asian and Pacific Decade of Persons with Disabilities, 2013-2022", on January 14, 2014. <http://www.unescapsdd.org/events/first-session-working-group-asian-and-pacific-decade-persons-disabilities-2013-2022> (2014年11月8日にアクセス)
- _____. 2014b. "Asia-Pacific Meeting on Disability-inclusive Disaster Risk Reduction: Changing Mindsets through Knowledge," on February 3, 2014. <http://www.unescapsdd.org/events/asia-pacific-meeting-disability-inclusive-disaster-risk-reduction> (2014年11月8日にアクセス)
- _____. 2014c. "Sendai Statement to Promote Disability-inclusive Disaster Risk Reduction for Resilient, Inclusive and Equitable Societies in Asia and the Pacific," on April 23, 2014. http://www.unescapsdd.org/files/documents/DiDRR_Outcome-document.pdf (2014年11月8日にアクセス)
- _____. n.d. "Make the Right Real!" <http://www.unescapsdd.org/make-the-right-real> (2014年11月8日にアクセス)
- _____. n.d. "Incheon strategy baseline survey." <http://www.unescapsdd.org/disability/incheon-strategy-baseline-survey> (2014年11月8日にアクセス)
- _____. n.d. "ESCAP Champions and Promoters for the Asian and Pacific Decade of Persons with Disabilities, 2013-2022." <http://www.unescapsdd.org/escap-champions-and-promoters-asian-and-pacific-decade-persons-disabilities-2013-2022> (2014年11月9日にアクセス)
- UNESCAP-Sasakawa Award. n.d. "The ESCAP-Sasakawa Award." <http://www.di-business-award.com/> (2014年11月9日にアクセス)
- United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO). 2003. "UNDG: Director General assesses status of universal primary education. Flash Info no 247," November 4, 2003. http://portal.unesco.org/fr/ev.php-URL_ID=17030&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html (2014年12月15日にアクセス)
- _____. 2005. *Making it happen. Examples of good practice in special needs education and community-based programmes.* http://www.unesco.org/education/pdf/281_74.pdf (2014年11月7日にアクセス)

- _____. 2009a. *Towards inclusive education for children with disabilities: A guideline*.
<http://www.uis.unesco.org/Library/Documents/disabchild09-en.pdf> (2014年9月25日にアクセス)
- _____. 2009b. *Policy guidelines on inclusion in education*.
http://www.inclusive-education-in-action.org/iea/dokumente/upload/72074_177849e.pdf (2014年11月7日にアクセス)
- _____. 2013a. *UNESCO global report: Opening new avenues for empowerment ICTs to access information and knowledge for persons with disabilities*.
<http://gaates.org/documents/UNESCO%20Global%20Repor%20ICTs%20to%20Access%20Info%20and%20PWDst%20Feb%202013.pdf> (2014年11月7日にアクセス)
- _____. 2013b. *Promoting inclusive teacher education series*.
<http://www.unescobkk.org/resources/e-library/publications/article/promoting-inclusive-teacher-education/> (2014年11月7日にアクセス)
- _____. 2014. "Celebrating excellence in education for people with disabilities". 26 May 2014.
http://www.unesco.org/new/en/education/resources/online-materials/single-view/news/celebrating_excellence_in_education_for_people_with_disabilities/#.VFx6jjSsXht (2014年11月7日にアクセス)
- _____. n.d. "The flagship on education for all and the right to education for persons with disabilities: Towards inclusion."
http://www.unesco.org/education/efa/know_sharing/flagship_initiatives/disability_last_version.shtml
(2015年3月12日にアクセス)
- _____. n.d. "Building inclusive societies for persons with disabilities."
<http://www.wsis-community.org/pg/groups/world/?filter=newest> (2014年11月7日にアクセス)
- _____. n.d. "Colombia: Rehabilitation and training for children with disabilities".
<http://www.unesco.org/new/en/social-and-human-sciences/themes/fight-against-discrimination/education-of-children-in-need/projects-by-region/latin-america-and-the-caribbean/colombia-rehabilitation-and-training-for-children-with-disabilities/> (2014年11月7日にアクセス)
- UNESCO and the European Agency for Development in Special Needs Education. n.d. "Inclusive Education in Action: IEA project."
<http://www.inclusive-education-in-action.org/iea/index.php?menuid=1> (2014年11月7日にアクセス)
- United Nations Economic and Social Commission for Western Asia (UN-ESCWA). 2009. *Mapping Inequity: Persons with Physical Disabilities in Jordan*.
http://www.escwa.un.org/divisions/div_editor/Download.asp?table_name=divisions_other&field_name=ID&FileID=1194 (2014年11月9日にアクセス)
- _____. 2010. "Follow-up on priority issues in the field of social development in the ESCWA region: Proposed methods to combat poverty among persons with disabilities," on December 21, 2010.
<http://css.escwa.org.lb/sdd/1415/6e.pdf> (2014年11月9日にアクセス)
- _____. 2012. "Making change: Mainstreaming disability into the development process," June 28, 2012. http://www.escwa.un.org/information/publications/edit/upload/E_ESCWA_SDD_12_B-1_e.pdf
(2014年11月9日にアクセス)
- _____. 2013. "ESCWA and the League of Arab States hold a conference on disability in the Arab region," on December 2, 2013.
http://www.escwa.un.org/information/pressescwaprint.asp?id_code=606 (2014年11月9日にアクセス)
- United Nations Enable. n.d. "Convention and optional protocol signatures and ratifications."
<http://www.un.org/disabilities/countries.asp?navid=12&pid=166> (2014年11月11日にアクセス)

- _____. n.d. "The Millennium Development Goals (MDGs) and disability."
<http://www.un.org/disabilities/default.asp?id=1470> (2014年11月19日にアクセス)
- _____. n.d. "Factsheet on persons with disabilities."
<http://www.un.org/disabilities/default.asp?id=18%20> (2014年11月20日にアクセス)
- United Nations Population Fund (UNFPA) and HelpAge International. *Ageing in the Twenty-first century: A Celebration and a challenge*.
http://www.unfpa.org/webdav/site/global/shared/documents/publications/2012/Ageing-Report_full.pdf
(2014年10月28日にアクセス)
- United Nations Human Settlements Programme (UN-HABITAT) 2007. *Global Report on Human Settlements 2007 - Enhancing Urban Safety and Security*.
<http://mirror.unhabitat.org/pmss/listItemDetails.aspx?publicationID=2432> (2014年12月15日にアクセス)
- United Nations Children's Fund (UNICEF). 2008. "It's about Ability: an explanation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities."
http://www.unicef.org/publications/files/Its_About_Ability_final_.pdf (2014年11月7日にアクセス)
- _____. 2011. "First progress report on rights, education and protection (REAP) AusAID-UNICEF Partnership on Disability April 2011 - December 2011."
<http://aid.dfat.gov.au/aidissues/did/Documents/unicef-reap-first-progress-report.pdf> (2014年11月7日にアクセス)
- _____. 2012a. *Annual Report*.
http://www.unicef.org/publications/files/UNICEF-AnnualReport2012-LR_12Jun2013.pdf (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2012b. "Increasing access to equality primary education through improving water and sanitation facilities and educational opportunities for disabled children and youth."
<http://aid.dfat.gov.au/countries/ame/iraq/Documents/19-unicef-prog-rep-2012.pdf> (2014年11月7日にアクセス)
- _____. 2013a. *State of the World's Children 2013: Children with disabilities*.
http://www.unicef.org/sowc2013/files/SWCR2013_ENG_Lo_res_24_Apr_2013.pdf (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2013b. "Disability orientation." (Videos) http://www.unicef.org/disabilities/index_66434.html
(2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2013c. "Take us seriously! Engaging children with disabilities in decisions affecting their lives."
http://www.unicef.org/disabilities/files/Take_Us_Seriously.pdf (2014年11月12日にアクセス)
- _____. 2013d. "Three disability goals," on December 4, 2013.
http://www.unicef.org/disabilities/index_65297.html (2014年11月7日にアクセス)
- _____. 2013e. "UNICEF support offers hope for children with disabilities in Somaliland," on June 20, 2013. http://www.unicef.org/somalia/reallives_12823.html (2014年11月7日にアクセス)
- _____. 2013f. "In Bangladesh, a project to support parents of children with disabilities," on June 6, 2013. http://www.unicef.org/infobycountry/bangladesh_69558.html (2014年11月7日にアクセス)
- _____. 2014. "Eastern Kazakhstan, UNICEF, Special Olympics promote inclusive communities for children with disabilities through the power of sport, health and education, on January 24, 2014."
http://www.unicef.org/ceecis/media_25587.html (2014年11月7日にアクセス)
- United Nations Office for Disaster Risk Reduction (UNISDR). 2013. "International day for disaster reduction (13 October)". <http://www.unisdr.org/2013/iddr/#.VG3DFvmsUWY> (2014年11月20日にアクセス)

- United Nations Partnership to Promote the Rights of Persons with Disabilities (UNPRPD). 2012. *2012 Annual Report*. <http://mptf.undp.org/document/download/11416> (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2013. *Towards and Inclusive and Accessible Future for All – Voices of Persons with Disabilities on the Post 2015 Development Framework*.
http://www.undp.org/content/dam/undp/library/Poverty%20Reduction/Inclusive%20Development/Towards%20An%20Inclusive%20and%20Accessible%20Future%20for%20All_Web%20Version.pdf
(2014年11月7日にアクセス)
- United Nations Research Institute for Social Development. 2011. “The significance of social inclusion for development,” on May 3, 2011.
[http://www.unrisd.org/80256B3C005BE6B5/\(httpNews\)/777A23064D897C88C125788500507772?OpenDocument](http://www.unrisd.org/80256B3C005BE6B5/(httpNews)/777A23064D897C88C125788500507772?OpenDocument) (2014年11月12日にアクセス)
- U.S. Agency for International Development (USAID). 1997. “USAID Disability Policy Paper.”
http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PDABQ631.pdf (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2000. “Second annual report on the implementation of the USAID disability policy.”
http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/Pdabt610.pdf (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2003. “Third report on the implementation of the USAID disability policy.”
http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/Pdaca180.pdf (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2004a. “USAID policy on standards for accessibility for the disabled in USAID-financed construction.” http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PDACG011.pdf (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2004b. “Disability inclusive development: An introductory course for USAID staff and development partner.” <http://www.usaidallnet.gov/partner-learning/drg/1/> (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2005. “Fourth report on the implementation of USAID disability policy.”
http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PDACF599.pdf (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2008. “Fifth report on the implementation of USAID disability policy.”
http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PDACM100.pdf (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2012. “Women with disabilities,” on May 31, 2012.
<http://www.usaid.gov/what-we-do/gender-equality-and-womens-empowerment/women-disabilities>
(2014年11月10日にアクセス)
- U.S. Department of Justice. 2006. “Customers with disabilities mean business,” on December 20, 2006.
<http://www.ada.gov/busstat.htm> (2014年11月28日にアクセス)
- Washington Group on Disability Statistics. 2010. *The Measurement of Disability Recommendations for the 2010 Round of Censuses*.
http://www.cdc.gov/nchs/data/washington_group/recommendations_for_disability_measurement.pdf
(2014年9月26日にアクセス)
- Wiman, Ronald (ed.). 2003. *Disability dimension in development action. Manual on inclusive planning* (Original: National Research and Development Centre for Welfare and Health in Finland 1997, 2000)..
http://www.un.org/disabilities/documents/toolaction/FF-DisabilityDim0103_b1.pdf (2015年1月9日にアクセス)
- World Bank. 1993. *World development report*. <http://elibrary.worldbank.org/doi/pdf/10.1596/0-1952-0890-0>
(2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2002. “Mainstreaming disability—World Bank appoints new disability advisor,” on June 3, 2002.
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/NEWS/0,,contentMDK:20048666~menuPK:34463~pagePK:64003015~piPK:64003012~theSitePK:4607,00.html> (2014年11月12日にアクセス)

- _____. 2005. *Development outreach: Disability and inclusive development*.
http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2007/09/06/000020439_20070906135459/Rendered/PDF/4062010color.pdf (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2006. "WHO and Japan International Cooperation Agency (JICA) host workshop on Community Based Rehabilitation in Syria". 6 December 2006.
http://www.who.int/disabilities/media/news/06_12_2006/en/ (2014年11月12日にアクセス)
- _____. 2010. "Indicators for Monitoring Inclusive MDG implementation: Expert Meeting".
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTSOCIALPROTECTION/EXTDISABILITY/0,,contentMDK:22535030~menuPK:2644075~pagePK:64020865~piPK:51164185~theSitePK:282699,00.html> (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2011a. *Directory of Programs Supported by Trust Funds (As of March 31, 2011)*.
http://siteresources.worldbank.org/CFPEXT/Resources/299947-1274110249410/1114019_Trust_Funds_Directory.pdf (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2011b. *Disability and Poverty in Developing Countries: A Snapshot from the World Health Survey*.
- _____. 2012a. *The World Bank's Safeguard Policies: proposed review and update*.
http://consultations.worldbank.org/Data/hub/files/safeguardsreviewapproachpaper_3.pdf (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2012b. "Disability and Development Database". 15 March 2012.
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTSOCIALPROTECTION/EXTDISABILITY/0,,contentMDK:23143257~menuPK:6963139~pagePK:210058~piPK:210062~theSitePK:282699,00.html> (2014年11月19日にアクセス)
- _____. 2013a. "Social Development".
<http://www.worldbank.org/en/topic/socialdevelopment/brief/social-inclusion> (2014年5月19日にアクセス)
- _____. 2013b. "Expert Focus Group: disability Participant list", provided at Expert Focus Group Meeting on Disability dated on 4 April 2013.
http://consultations.worldbank.org/Data/hub/files/meetings/EXPERTFOCUSGROUP_DISABILITY_WASHINGTON_Participants.pdf (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2013c. "World Bank's Safeguard Policies Review and Update Expert Focus Group on the Emerging Area: Disability", an outcome document at Expert Focus Group Meeting on Disability dated on 4 April 2013.
http://consultations.worldbank.org/Data/hub/files/meetings/Safeguards_Focus_Group_Disability_WashingtonDC_Summary_Final.pdf (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2013d. *The World Bank Legal Review Volume 5: Fostering Development through Opportunity, Inclusion, and Equity*.
<https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/16240/82558.pdf?sequence=1> (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2013e. "National Disability Plans". (11 February 2013).
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTSOCIALPROTECTION/EXTDISABILITY/0,,contentMDK:23101106~pagePK:210058~piPK:210062~theSitePK:282699,00.html> (2014年11月20日にアクセス)
- _____. 2014a. *Environmental and Social Framework: Setting for Sustainable Development* (first draft for consultation).
<http://consultations.worldbank.org/Data/hub/files/consultation-template/review-and-update-world-bank>

- safeguard-policies/en/materials/first_draft_framework_july_30_2014.pdf (2014年11月10日にアクセス)
- _____. 2014b. "Disability Overview: Results". 6 October 2014.
<http://www.worldbank.org/en/topic/disability/overview#3> (2014年11月10日にアクセス)
- _____. n.d. "Disability: All projects".
http://www.worldbank.org/en/topic/disability/projects/all?qterm=&lang_exact=English&os=0 (2014年11月10日にアクセス)
- _____. n.d. "Bus-based Rapid Transit".
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTTRANSPORT/EXTURBANTRANSPORT/0,,contentMDK:20247053~menuPK:1393723~pagePK:148956~piPK:216618~theSitePK:341449,00.html> (2014年11月20日にアクセス)
- World Health Organization (WHO). 1981. *Disability prevention and rehabilitation: report of the WHO expert committee on disability prevention and rehabilitation*. http://whqlibdoc.who.int/trs/WHO_TRS_668.pdf
- _____. 2008. *The Global Burden of Disease: 2004 update*.
http://www.who.int/healthinfo/global_burden_disease/GBD_report_2004update_full.pdf?ua=1 (2014年11月19日にアクセス)
- _____. 2010. *Community-based Rehabilitation Guidelines*.
<http://www.who.int/disabilities/cbr/guidelines/en/>
 (2014年9月26日にアクセス) (訳: 日本障害者リハビリテーション協会 2011. 『CBRガイドライン』
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/intl/un/CBR_guide/index.html (2014年9月26日にアクセス)
- _____. 2011. *Mental Health Atlas 2011*.
http://www.who.int/mental_health/publications/mental_health_atlas_2011/en/ (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2012. *Wheelchair Service Training Package: Basic Level*.
<http://www.who.int/disabilities/technology/wheelchairpackage/en/> (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2013. *International perspectives on spinal cord injury*.
http://www.who.int/disabilities/policies/spinal_cord_injury/en/ (2014年10月28日にアクセス)
- _____. 2014a. *WHO Global Disability Action Plan 2014-2021*.
http://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA67/A67_16-en.pdf?ua=1 (2014年11月20日にアクセス)
- _____. 2014b. *Wheelchair Service Training Package: Intermediate Level (WSTP-I)*.
<http://www.who.int/disabilities/technology/wheelchairpackage/wstpintermediate/en/> (2014年10月28日にアクセス)
- _____. n.d. "CBR Network for the Americas and the Caribbean."
<http://www.who.int/disabilities/media/news/lacnetwork/en/> (2014年11月19日にアクセス)
- _____. n.d. "Metrics: Disability-Adjusted Life Year (DALY)".
http://www.who.int/healthinfo/global_burden_disease/metrics_daly/en (2014年9月26日にアクセス)
- _____. n.d. "Model Disability Survey". <http://www.who.int/disabilities/data/mds/en/> (2014年11月28日にアクセス)
- _____. n.d. "Universal health coverage: What is universal health coverage?".
http://www.who.int/universal_health_coverage/en/ (2014年11月20日にアクセス)
- WHO, CBM, International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies, IOM, UNICEF and United Nations Office for Disaster Risk Reduction (UNISDR). 2013. *Guidance Note on Disability and Emergency Risk Management for Health*.
http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/90369/1/9789241506243_eng.pdf

- WHO and UNICEF. 2012. "Early Childhood Development and Disability: A discussion paper."
http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/75355/1/9789241504065_eng.pdf?ua=1 (2014年10月28日にアクセス)
- WHO and USAID. 2011. "Joint position paper on the provision of wheelchairs and other mobility devices."
http://whqlibdoc.who.int/publications/2011/9789241502887_eng.pdf?ua=1
- WHO and World Bank. 2011a. *World Report on Disability*.
http://www.who.int/disabilities/world_report/2011/en/ (2014年10月28日にアクセス)
(訳：長瀬修 [監修] ・石川ミカ[訳] 2013『世界障害報告書』東京：明石書店)
- _____. 2011b. "What's disability to me." (Videos)
http://www.who.int/disabilities/world_report/2011/videos/en/ (2014年9月26日にアクセス)
- _____. n.d. *Model Disability Survey: Providing evidence for accountability and decision-making*.
<http://www.who.int/disabilities/data/mds.pdf?ua=1> (2014年11月6日にアクセス)
- WRENmedia. 2013." Mainstreaming disability in Bangladesh." *New Agriculturist* (September 2013).
<http://www.new-ag.info/en/focus/focusItem.php?a=3072> (2014年11月10日にアクセス)
- Yeo, Rebecca and Karen Moore. 2003. "Including Disabled People in Poverty Reduction Work: 'Nothing About Us, Without Us.'" *World Development*. Vol. 31 (3): 571–590
<http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0305750X02002188>